

令和7年6月

定 例 会 会 議 録

亀 山 市 議 会

質 疑 内 容 （通告要旨）

【5月30日】

1 福沢美由紀（日本共産党） 16～20ページ

議案第49号 令和7年度亀山市一般会計補正予算（第1号）について

- 1 歳入 第19款 繰入金、第22款 市債、及び歳出 第10款 教育費、並びに第2表
債務負担行為補正及び第3表 地方債補正について
 - (1) 補正の内容について
 - (2) 今定例会に提案する理由について
 - (3) 校務用パソコンのリース契約と備品購入する場合の経費の違いについて

質 疑 内 容 （通告要旨）

【6月10日】

1 森 美和子（公明党） 31～38ページ

議案第44号 亀山市税条例の一部改正について

- 1 市民税関係について
 - (1) 特定親族とは誰を指すのか
 - (2) 今回の改正の背景について
 - (3) 市税収入への影響について

議案第46号 亀山市福祉医療費の助成に関する条例の一部改正について

- 1 PMHとは何か
- 2 福祉医療費助成制度への影響について
- 3 現行の受給資格者証について
- 4 その他の情報通信の技術を利用する方法とは何か

議案第47号 亀山市国民健康保険条例の一部改正について

- 1 支払請求権が時効となった新型コロナウイルス感染症に関する傷病手当金とはどのようなものだったのか
- 2 申請実績について
- 3 周知について問題はなかったのか

報告第3号 令和6年度亀山市一般会計繰越明許費繰越計算書について

- 1 第8款 土木費、第2項 道路橋梁費、和賀白川線整備事業及び川合9号線整備事業について
 - (1) 事業の進捗に問題はないのか

2 深水隆司（新和会） 38～44ページ

議案第44号 亀山市税条例の一部改正について

- 1 改正による市民への影響について
 - (1) 市民税関係について
 - (2) 軽自動車税関係について
 - (3) 固定資産税関係について
 - (4) 公示送達について

議案第51号 財産の取得について

- 1 高規格救急自動車について

報告第6号 放棄した私債権の報告について

- 1 放棄した理由等について

3 櫻井清蔵（勇政） 45～53ページ

報告第3号 令和6年度亀山市一般会計繰越明許費繰越計算書について

- 1 第7款 商工費、第1項 商工費、施設管理費について
 - (1) 石水溪キャンプ場のトイレ改修に係る三重県との協議について
 - (2) 供用開始の時期について
- 2 第8款 土木費、第2項 道路橋梁費、川合9号線整備事業について
 - (1) 令和6年度亀山市一般会計繰越明許費繰越計算書における金額823万5千円と翌年度繰越額800万円の差額について

4 鈴木達夫（結） 53～55ページ

議案第44号 亀山市税条例の一部改正について

- 1 改正の背景と趣旨について
- 2 改正内容について
- 3 市の財政への影響について
- 4 令和7年度税制改正において、基礎控除の引き上げと特別控除が創設されたことによる市民生活への影響について

5 福沢美由紀（日本共産党） 56～66ページ

議案第44号 亀山市税条例の一部改正について

- 1 所得控除のうち、特定親族特別控除の内容と税収への影響について
- 2 軽自動車税の身体障がい者等に対する種別割の減免申請について
- 3 たばこ税の改正内容について
- 4 公示送達の内容について

議案第46号 亀山市福祉医療費の助成に関する条例の一部改正について

- 1 令和6年度PMH（医療費助成）先行実施事業について

6 櫻木善仁（新和会） 66～73ページ

議案第46号 亀山市福祉医療費の助成に関する条例の一部改正について

- 1 改正内容について
- 2 「電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法」について

議案第50号 令和7年度亀山市一般会計補正予算（第2号）について

- 1 第2款 総務費、第1項 総務管理費、第11目 自治振興費について
 - (1) 増額理由と申請件数について
- 2 第10款 教育費、第5項 社会教育費、第7目 文化振興費について
 - (1) 減額理由について

報告第5号 令和6年度亀山市下水道事業会計予算繰越計算書について

- 1 繰越理由について
- 2 繰越による影響について

質 問 内 容 （通告要旨）

【6月11日】

1 森 美和子（公明党） 76～88ページ

学校問題解決のための支援体制について

- 1 保護者等から児童や生徒に関する相談があった場合の学校側の体制について
- 2 スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーの勤務状況について
- 3 教職員の負担について
- 4 文部科学省における「行政による学校問題解決のための支援体制の構築に向けたモデル事業」について

学校の施設管理について

- 1 トイレの衛生管理について
- 2 外部委託の考え方について

プレコンセプションケアについて

- 1 プレコンセプションケアに対する市の認識について
- 2 若い世代に向けた、プレコンセプションケアの視点を取り入れた健康づくりの取組について

2 深水隆司（新和会） 88～102ページ

農業振興について

- 1 稲作の現状について
 - (1) 水稻生産実施計画書及び営農計画書について
- 2 地域計画について
- 3 スマート農業について
- 4 今後の取組について
 - (1) ブランド戦略について

防災対策について

- 1 令和6年能登半島地震からの教訓について
- 2 避難所及び防災備蓄品の充実について
- 3 避難所におけるペット対策について
- 4 市立医療センターの取組について

中学校部活動の地域展開等について

- 1 地域展開等の内容について
- 2 メリットとデメリットについて
- 3 市の現状と課題について
- 4 今後の取組について

3 今岡翔平（勇政） 102～112ページ

救急救命士の派遣について

- 1 現状について
- 2 市の救急救命体制について
- 3 消防本部の人員体制について

市有財産売却に関する媒介制度について

- 1 協定締結団体との関係について
- 2 制度の運用について

4 草川卓也（結） 112～127ページ

コストコ誘致について

- 1 コストコ誘致の見通しについて

大規模施設整備事業とまちづくりの一体的推進について

- 1 新ごみ処理施設整備事業と周辺道路改良・土地利用の方向性について
- 2 新庁舎整備事業と建設予定エリア周辺の面的整備について

切れ目ない子育て支援体制の構築について

- 1 育休退園の現状と改善策について
- 2 第2子・第3子の保育料の減免要件について
- 3 産後ケア事業の拡充方針について

獣害対策DXについて

- 1 有害鳥獣出没情報の可視化について

5 服部孝規（日本共産党） 127～139ページ

御幸橋の信号撤去の方針を警察が決めたことについて

- 1 この問題を市が知ったのはいつかについて
- 2 JR 亀山駅周辺の道路の現状について
- 3 信号撤去はやめるべきだと考えるが市の見解について
- 4 今後の取組について

下水道使用料の改定について

- 1 亀山市下水道使用料等検討委員会の「意見書」について
- 2 公共下水道使用料について
- 3 農業集落排水使用料について
- 4 下水道法第1条の目的と独立採算制について

質 問 内 容 （通告要旨）

【6月12日】

1 新 秀隆（公明党） 142～151ページ

再生可能エネルギーの活用について

- 1 現在の市の発電実績について
- 2 水道施設におけるマイクロ水力発電機の導入について
- 3 財源確保と水道料金の低減について

国民健康保険の葬祭費について

- 1 支給の現状について
- 2 支給の根拠について
- 3 他市における支給状況について
- 4 今後の支給の考え方について

スクールバスの安全対策について

- 1 置き去り防止の取組について
- 2 今後の安全対策について

2 櫻木善仁（新和会） 151～163ページ

次期総合計画における地域公共交通の課題と対応について

- 1 繰り返し浮かび上がる地域公共交通の課題に対し、次期総合計画でどう応えるのか尋ねる
 - (1) 次期総合計画策定に向けた市民アンケート結果に対する市の認識について
 - (2) 市民アンケート結果の次期総合計画への反映について
 - (3) 通学支援の検討について
 - (4) 地域公共交通政策の実効性確保の仕組みについて

公立保育所の役割と今後の方向性について

- 1 公立保育所の基本的な役割について
- 2 就学前教育・保育施設の再編方針における公立保育所の位置づけについて
- 3 今後の保育行政における公立保育所の方向性について

シカによる山林被害の拡大と土砂災害リスクに関する現状と対策について

- 1 シカによる山林被害の現状について
- 2 シカによる山林被害に係る土砂災害のリスクについて
- 3 課題について
- 4 今後の取組について

3 伊藤彦太郎（勇政） 163～173ページ

不登校の対策について

- 1 学校及び市の対策について

まちづくりにおける市営住山住宅周辺地域の位置づけについて

- 1 市営住山住宅周辺地域の市有地の活用について
- 2 新市まちづくり計画における当該地域の位置づけの解釈について
- 3 今後の見通しについて

企業誘致について

- 1 先月報道発表された、シャープ亀山第2工場の親会社である鴻海精密工業への譲渡について

4 鈴木達夫（結） 173～185ページ

市有財産売却に関する媒介制度について

- 1 制度創設の背景について
- 2 媒介制度対象物件の範囲について
- 3 未利用地の適正利用について

新庁舎建設候補地であった市有財産について

- 1 候補地から外れた市有財産の売却及び貸付けについて
- 2 現在の本庁舎の利活用について

市有財産の未利用地の把握について

- 1 市道、緑地等は財産としてどう捉えているのか
- 2 歳入確保の観点から見た未利用地の活用について

5 福沢美由紀（日本共産党） 185～196ページ

生理の尊厳について

- 1 包括的性教育について
- 2 公共施設の個室トイレへの生理用品設置について

亀山茶の茶農業者の育成と茶の振興について

- 1 茶の生産と後継者の現状について
- 2 茶農業者の育成に関する市の取組と効果について

住宅リフォーム助成制度について

- 1 市で利用可能な住宅リフォーム助成の現状について
- 2 以前の亀山市住宅リフォーム助成制度の評価について
- 3 制度の再開に関する市の考えについて

質 問 内 容 （通告要旨）

【6月13日】

1 櫻井清蔵（勇政） 198～207ページ

亀山駅前再開発事業の検証について

- 1 第1ブロックから第4ブロックの全域における各事業費とその財源内訳について
- 2 図書館の維持管理費について
- 3 毎年の市の財政負担について
- 4 駅前再開発事業に係る財政負担が、学校給食センターの建設見送りや新庁舎建設の延期に至った要因ではないのか。また、今後の学校施設整備にも影響を及ぼすのではないのか

放課後児童クラブの運営について

- 1 国の子ども・子育て支援交付金における運営費が拡充され、放課後児童クラブに常勤の支援員を2名配置した場合に補助基準額が増額されることとなったが、3月定例会の一般質問や教育民生委員会において、対象となるクラブ数が少数であることや、クラブによって職員配置状況が異なることから令和7年度は対応しないとの答弁があった。補助を希望するクラブがある中で年度途中からでも実施可能であり、令和8年度からの対応も含めて、改めて市長に見解を尋ねる

コストコの進出について

- 1 操業開始予定が令和6年度から令和8年度と言われているが、いまだに何の動きもなく、このままでは令和8年度の操業は不可能ではないのか
- 2 コストコとは、どのくらいの頻度で、どのような協議を行っているのか
- 3 店舗設置計画の遅れの要因として、物価高騰による建設コストの大幅な増加が挙げられているが、そのような中でも2024年に3店舗、2025年に1店舗がオープンしており、なぜ亀山店だけ着工されないのか

2 豊田恵理（会派に属さない議員） 207～219ページ

亀山版J-クレジット創出事業について

- 1 事業の概要について
- 2 3者協定について
- 3 今後の進め方について

企業版ふるさと納税について

- 1 現状について
- 2 今後の取組について

市職員の働き方改革について

- 1 勤務時間について
- 2 働きやすい職場環境について

道路排水施設について

- 1 2024年台風10号以降の現状について
- 2 点検・整備について
- 3 今後の対策について

通学路の安全確保について

- 1 安全確保の取組について
- 2 今後の対策について

熱中症対策について

- 1 現在の取組について
- 2 今後の対策について

防犯対策について

- 1 空き巣被害について
- 2 特殊詐欺被害について
- 3 今後の対策について

質 疑 内 容 （通告要旨）

【6月23日】

1 今岡翔平（勇政） 241～243ページ

議案第59号 亀山市教育委員会教育長の任命同意について

- 1 任命に至った経緯について
- 2 これまでの教育長としての実績について

令和 7 年 5 月 3 0 日

亀山市議会定例会会議録（第 1 号）

●議事日程（第1号）

令和7年5月30日（金）午前10時 開会及び開議

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 諸報告
- 第 4 現況報告
- 第 5 議案第49号 令和7年度亀山市一般会計補正予算（第1号）について
- 第 6 議案第44号 亀山市税条例の一部改正について
- 第 7 議案第45号 亀山市都市計画税条例の一部改正について
- 第 8 議案第46号 亀山市福祉医療費の助成に関する条例の一部改正について
- 第 9 議案第47号 亀山市国民健康保険条例の一部改正について
- 第 10 議案第48号 亀山市水道事業布設工事監督者の資格等を定める条例の一部改正について
- 第 11 議案第50号 令和7年度亀山市一般会計補正予算（第2号）について
- 第 12 議案第51号 財産の取得について
- 第 13 議案第52号 市道路線の認定について
- 第 14 議案第53号 市道路線の認定について
- 第 15 議案第54号 市道路線の認定について
- 第 16 議案第55号 市道路線の変更について
- 第 17 議案第56号 専決処分した事件の承認について
- 第 18 報告第 2号 令和6年度亀山市一般会計継続費繰越計算書について
- 第 19 報告第 3号 令和6年度亀山市一般会計繰越明許費繰越計算書について
- 第 20 報告第 4号 令和6年度亀山市水道事業会計予算繰越計算書について
- 第 21 報告第 5号 令和6年度亀山市下水道事業会計予算繰越計算書について
- 第 22 報告第 6号 放棄した私債権の報告について

●本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

●出席議員（17名）

1番	古田吉昭君	2番	櫻木善仁君
3番	深水隆司君	4番	草川卓也君
5番	中島雅代君	6番	森英之君
7番	今岡翔平君	8番	高島真君
9番	新秀隆君	10番	豊田恵理君
11番	福沢美由紀君	12番	森美和子君
13番	鈴木達夫君	14番	岡本公秀君
15番	伊藤彦太郎君	16番	服部孝規君

●欠席議員（なし）

●会議に出席した説明員職氏名

市長	櫻井義之君	副市長	山本伸治君
理事	亀淵輝男君	政策部長	笠井武洋君
総務財政部長	原田和伸君	総務財政部参事	佐藤康二君
市民文化部長	小林恵太君	市民文化部次長兼 関支所長	北川明美君
市民文化部参事	関戸繁人君	健康福祉部長	林秀臣君
子ども未来部長	高宮綾子君	産業環境部長	富田真左哉君
産業環境部参事	村田博君	建設部長	高桐美智代君
上下水道部長	松永政司君	危機管理監	木田博人君
会計管理者	原正一君	消防長	豊田達也君
消防部長	豊田賢治君	消防署長	倉田利彦君
地域医療統括官	谷川健次君	地域医療部長	小森達也君
教育長	中原博君	教育部長	大平守君
監査委員事務局長	高嶋美季君	選挙管理委員会 事務局長	落合巧君

●事務局職員

議会事務局長	大泉明彦	議事調査課長	新山さおり
書記	山北康仁		

●会議の次第

（午前10時00分 開会）

○議長（岡本公秀君）

おはようございます。

ただいまから令和7年6月亀山市議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事につきましては、会議システムに保存してあります議事日程第1号により取り進めます。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第84条の規定により、議長におきまして、

3番 深水隆司 議員

12番 森美和子 議員

のご兩名を指名いたします。

次に日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。

今期定例会の会期は、本日から6月23日までの25日間といたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（岡本公秀君）

ご異議なしと認めます。

会期は、本日から6月23日までの25日間と決定いたしました。

次に日程第3、諸報告をします。

まず、今期定例会の議事説明のため、地方自治法第121条の規定に基づき、あらかじめ関係当局の出席を求めておきましたところ、会議システムに保存してあります出席報告書のとおり、それぞれ出席を得ていますので、ご了承願います。

なお、上田代表監査委員は公務のため、本日は欠席する旨の通知に接しておりますので、ご了承願います。

次に、監査委員から例月出納検査結果報告書4件が、また亀山市土地開発公社及び公益社団法人亀山市シルバー人材センターから、令和6年度事業報告書及び収支決算書がそれぞれ提出され会議システムに保存してありますので、ご覧おきください。

次に日程第4、現況報告を行います。

初めに、市長に市政の現況について報告を求めます。

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

令和7年6月亀山市議会定例会の開会に当たり、市政の現況と今後の見通しについてご報告をし、議員並びに市民の皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。

さて、先月13日には、「いのち輝く未来社会のデザイン」をテーマに、満を持して「2025年大阪・関西万博」が開幕いたしました。EXPO'70から55年ぶりとなる大阪での万博開催は、160を超える国、地域、国際機関が最新技術や独自の文化を紹介するパビリオン等が設置され、来場者数の増加とともに盛り上がりを見せております。この令和の万博が、世界の多様な価値観が交流し合い、新たなつながりや創造を促進し、未来への希望を世界に示す場となることを大いに期待するところであります。

また、万博会場内の関西パビリオンでは、開催期間を通して三重県ブースが設置され、様々なイベントが展開されております。本市も、国内外から多くの来場者が訪れる絶好の機会と捉え、来月30日のカメヤマ株式会社のご協力によるキャンドルづくり体験をはじめ、亀山茶の振る舞いや亀山ブランドのブース出展など、3日間にわたり催事を行ってまいります。さらに、来る9月22日には、EXPOアリーナ「Matsuri」会場で「三重のおまつり大集合」が実施され、三重県を代表する10団体の中に「関の山車」が選ばれましたので、迫力ある山車の披露を行うこととしており、これらの取組により、世界に向けて亀山文化の魅力を積極的に発信してまいりたいと考えております。

ところで、我が国の経済は、雇用・所得環境の改善や各種政策の効果が緩やかに回復を支えることが期待されるものの、米国の通商政策の影響による景気の下振れリスクの高まりに加え、物価上昇の継続が消費者マインドの下振れ等を通じて個人消費に及ぼす影響等も景気を下押しするリスクとなっていることから、経済に与える影響に十分留意する必要があるとされております。

また、国においては、本年度予算において、年収103万円の壁の解消に向けた基礎控除引上げを含む所得税減税や高等教育無償化等の負担軽減の抜本的強化、地方創生交付金の倍増、さらにはあらゆる分野での賃上げ実現など、国民に豊かさと安心を届けるため政策を進めることとされており、こうした国等の動向は今後の市政運営にも影響がございますので、引き続き注視してまいります。

それでは、市政の各部門にわたり、第2次亀山市総合計画の施策の体系に沿ってご説明申し上げます。

まず、「快適さを支える生活基盤の向上」についてでございますが、魅力的な都市空間の形成のうち、都市マスタープラン等策定事業につきましては、次期総合計画との整合を図りつつ都市形成の基本的な方針を定めるため、令和8年度末での次期都市マスタープランの策定及び立地適正化計画の改定に向け、関連業務の入札に向けた手続を進めているところであります。

次に、住環境の向上のうち、民間活用市営住宅事業につきましては、事業者より申請のありました木造2階建て、住戸数5戸の借上型市営住宅事業計画を、昨年度末に亀山市借上型市営住宅選定委員会での審査を経て採用したところであり、現在、当該事業者が本年11月の完成に向け事業に着手されたところであります。引き続き、民間活用市営住宅事業の推進に努め、老朽化が進む市営住宅の入居者の住み替え等に努めてまいります。

次いで、上下水道の充実につきましては、令和6年能登半島地震において上下水道施設に甚大な被害が発生し、特に上下水道システムの急所施設の耐震化が未実施であったこと等により、復旧が長期化したことを踏まえた国の要請に基づき、上下水道一体で耐震化を推進する亀山市上下水道耐震化計画を本年4月に策定したところであります。本計画に基づき、本年度は、水道施設耐震化整備事業において、昨年度から進めております布気町地内の基幹管路の耐震化について、本年度末の完成を目指し着実に事業を進めてまいります。

また、公共下水道施設整備事業につきましては、去る3月末に能褒野町、川崎町、阿野田町、天神三丁目及び四丁目等の地域において供用を開始したことから、令和6年度末における公共下水道人口普及率は、昨年度同期より1.0ポイント増の64.1%となっており、引き続き、快適な生活環境と健全な水環境を維持していくため、下水道未普及地域での整備を進めてまいります。

次に、道路の保全・整備につきましては、都市拠点の利便性の向上を担う道路ネットワークである市内環状道路の形成に向け、市道賀白川線において道路新設工事等の実施に向けた発注準備を進めるとともに、交通量が増加傾向にある市道川合9号線の道路改良に向け、用地買収に伴う用地交渉等を順次進めているところであります。

また、道路施設管理包括的民間委託導入検討事業につきましては、インフラメンテナンスの持続可能な維持管理体制の構築に向け、本年4月1日付で国の先進的官民連携支援事業の支援対象に選定されたことから、包括的民間委託の導入検討に係る業務委託の公募型プロポーザルによる入札公告を行ったところでございます。

次いで、地域公共交通の充実につきましては、地域公共交通の利用が低調な地区における地域性に応じた適正な地域公共交通体系の再構築に向け、先月、国の補助事業の採択を受けたことから、現在、事業着手に向けた準備を進めているところでございます。

次に、防災・減災対策の強化のうち、昨年度から継続して実施しております防災情報伝達システム整備事業につきましては、現在、避難発令判断システムや防災アプリの開発を進めるとともに、土砂災害等の災害リスクが高く、孤立のおそれのある地域5か所へのデジタルスピーカーの設置工事に加え、システム設備の基礎となる架台やアンテナ等の設置、防災安全課執務室内の改修等を進めているところであります。今後は、来年4月からのシステム運用開始に向け、地域において事業内容等を丁寧に説明することで、市民の防災アプリの利用促進等に努めてまいります。

また、出水期を前にして今年25日に鈴鹿川河川敷グラウンドにおいて水防訓練を実施し、亀山市消防団員を中心とした約500人の参加により、基本的な水防工法である土のうこしらえや改良積み土のう工法の技能の習得と防災意識の高揚を図ったところであります。

一方、災害時応急活動充実・強化事業につきましては、配備いたしました油圧ショベルに係る重機操作研修として、今年17日に市職員20名に対し、小型車両系建設機械の特別教育を実施することで、職員の災害時における応急対応能力の向上に努めたところでございます。

さらに、今年13日に三重県理容生活衛生同業組合及び三重県美容業生活衛生同業組合と災害時における被災者の生活衛生環境の確保に向けた支援に関する協定を締結したところであり、本協定に基づき、災害時における被災者の生活衛生環境の向上と市民生活の早期回復につながるものでございます。

次いで、消防力・地域安全の充実のうち、現在、本市と津市及び鈴鹿市の3市消防本部で計画を進めております消防指令業務の共同運用につきましては、このほど消防共同指令センターの整備工事に係る機器製作について、工場での中間検査を実施したところであり、今後、津市消防本部庁舎での指令台据付け工事等に着手する予定でございます。引き続き、3市で連携を図りながら令和8年4月の本格運用に向け、着実に事業を進めてまいります。

また、災害対応体制の充実強化を図るための亀山市消防庁舎及び関分署の自家用発電設備の改修につきましては、昨年度に行いました実施設計に基づき、改修工事の発注に向け準備を進めているところでございます。

さらに、先日、野村町地内の新鈴鹿変電所において、複雑化、多様化する災害への対応力強化を目的として、中部電力パワーグリッド株式会社の協力の下、高圧架線鉄塔を利用した救助訓練を実施いたしました。この訓練では、本市のほか、津市及び鈴鹿市の消防本部も参加し、職員の知識、技術の習得を図ったところでございます。

一方、さらなる救急体制の充実により、市民の安全・安心の確保を図るため、今年、北東分署の高規格救急車1台の更新に向けた車両購入に関する仮契約を締結いたしましたので、本議会に財産の取得について提案いたしております。

次に、脱炭素社会の実現に向けた取組の推進と循環型社会の構築のうち、ごみ熔融処理施設大規模整備事業につきましては、熔融施設長寿命化計画に基づき、今年、計装設備を更新する工事に着手したところでございます。引き続き、長寿命化計画に基づき計画的な更新を行うことで、施設の延命化に努めてまいります。

一方、更新時期を迎えるごみ処理施設について、次期ごみ処理施設の方向性を整理するため、今月、次期ごみ処理施設整備基本構想の策定に係る業務委託契約を締結したところであります。

次いで、自然との共生のうち、森林環境譲与税を活用し進めております森林経営管理事業につきましては、森林の持つ多面的機能の維持・発揮を図るため、昨年度に引き続き、坂下地区での森林整備に加え、加太向井・関町金場地区等での意向調査と加太中在家地区等での境界明確化に向け準備を進めているところでございます。

また、亀山版OECM認定制度「かめやま生物多様性共生区域認定制度」につきましては、これまで10区域を認定しており、現在、令和7年度前期分の申請を募集しているところであります。引き続き、認定制度や企業による取組を促進し、市域における生物多様性保全の機運醸成を図ってまいります。

続きまして、「健康で生きがいを持てる暮らしの充実」についてご説明申し上げます。

まず、健康づくりの推進と地域医療の充実のうち、かめやま健康都市大学につきましては、これまでと同様の4つのコースを設置し、今月末日までを期限として受講生の募集を行っております。また、健都サポーターにつきましては、第2期修了生から新たに15名が加わり、79名の方に登録いただいておりますので、引き続き、健康都市大学での学習、実践の成果を生かした率先行動等による市民の健康増進の好循環につなげてまいります。

さらに、市民の主体的な運動習慣の定着による健康活動の促進を図るため、新たにかめやまらごと健康プロジェクトをスタートさせ、取組の第1弾として、かめやま健康都市大学内において、受講生以外の方も参加いただけるラジオ体操サークルを設置いたします。その活動のスタートとして、来る7月23日に西野公園運動広場にて市制施行20周年記念「夏期巡回ラジオ体操・みんなの体操会」を開催し、これを契機に、NPO法人全国ラジオ体操連盟指導委員によるラジオ体操の魅力や効能、ラジオ体操指導者の育成につながる講義を行うことで、各地域でのラジオ体操の普及啓発につなげてまいります。

また、栄養と食に関する取組につきましては、本年度から健康政策課に管理栄養士を新たに配置し、食と健康に関する取組の充実を図ることとしております。さらには、昨年度に一般社団法人セルフケアフード協議会、亀山市食生活改善推進協議会、健都サポーター、認定NPO法人健康都市活動支援機構等の食や健康に関する団体の協力の下、作成いたしましたかめやま健康レシピブックを活用した地域での健康料理教室等の実施に向け、管理栄養士、食生活改善推進協議会、健都サポーターが連携した取組について検討を行っているところでございます。

一方、定期予防接種につきましては、国におきまして、平成9年度生まれから平成20年度生まれの女性を対象とした子宮頸がんワクチンのキャッチアップ接種について、令和6年度末までに1回以上接種していれば、令和7年度末まで公費で接種できるよう経過措置が設けられたことから、対象者への個人通知を発送し、接種勧奨を行ったところであります。今後は、対象者が今年度末までに接種を完了できるよう、引き続き啓発に努めてまいります。

また、後期高齢者医療制度につきましては、国において、令和8年8月の資格確認書の年次更新まで、健康保険証の利用登録がされたマイナンバーカードの保有に関わらず、資格確認書の職権交付の対象とする暫定運用を継続する旨の考えが本年4月に示されたことから、三重県後期高齢者医療広域連合と連携し、本年8月の資格確認書の更新に向けた準備を進めるとともに、円滑な受診が

できるよう被保険者への周知に努めてまいります。

一方、令和2年に国の要請により創設いたしました新型コロナウイルス感染症に感染した国民健康保険の被保険者に係る傷病手当金について、今月、5類感染症への移行から2年が経過し、支払請求権が時効により消滅したことから、本議会に関係条例の改正を提案いたしております。

次に、地域福祉力の向上につきましては、本年4月からオンライン居場所「F i n d（ふぁいんど）」を本格稼働し、毎月第4金曜日の16時から17時の間、オンライン居場所を開放することで、社会とのつながりづくりに向けた新たな居場所として活用いただいております。今後も、亀山市社会福祉協議会との相談支援体制の充実と強化を図ることにより、全世代型の包括的な相談支援体制づくりを進めてまいります。

次いで、高齢者の地域生活支援の充実につきましては、来る7月19日にかめやま健康都市大学において、東京大学高齢社会総合研究機構の飯島勝矢教授による「健康長寿と幸福長寿の両立を目指して～鍵は「フレイル予防」～」と題した講座を開催いたします。これらを契機として、フレイルサポーターの養成研修を行うなど、健都サポーターとの連携を図り、フレイルチェックを各地域で展開する取組を進めてまいります。

次に、障がい者の自立と社会参加の促進につきましては、先月2日の世界自閉症啓発デーにおいて、自閉症のシンボルカラーである癒やし・希望・平穏を表す「青」で全国各地の代表的な建物をライトアップする取組を亀山城多門櫓で実施いたしました。また、同日から同月8日までの発達障害啓発週間を含め、同月24日まで市立図書館において、発達障がいに関する書籍等を紹介するコーナーを開設し、自閉症をはじめとする発達障がいへの理解を深める取組を行ったところであります。引き続き、障がいの有無に関わらず、誰もが幸せに暮らすことができる共生社会の実現に向け、障がいに対する正しい理解の啓発に努めてまいります。

一方、障がい者総合相談支援事業につきましては、相談窓口を総合保健福祉センターあいの2階から1階の障がい者支援グループ内に移転することで、より分かりやすい窓口としたところでございます。引き続き、専属の職員を配置し、小さな不安やちょっとしたお困り事を相談等いただける開かれた窓口として、様々な支援に適切に取り組んでまいります。

次に、スポーツの推進につきましては、今月6日に西野公園体育館において、本年度最初の市民体力テストを実施し、63名の方にご参加いただきました。さらに、来る10月13日にも実施を予定しており、自身の体力・運動能力の現状を知っていただく機会として、多くの方にご参加いただけるよう周知を図ってまいります。このほか、来月7日と12月7日には、西野公園体育館におきまして、ニュースポーツ体験会の実施も予定いたしており、いずれの事業もスポーツ推進委員の皆様との連携の下、誰もが気軽に運動やスポーツに参加できる機会として取組を進めてまいります。

また、本年8月8日から11日の期間において、「エンジョイ！軟式野球フェスティバル2025」が公益財団法人日本スポーツ協会、日本スポーツ少年団等の主催により、本市の西野公園野球場を含めた3市4会場で開催されます。この大会には、市内のスポーツ少年団も出場することとしており、より高いレベルでの大会を通じて、ジュニアスポーツ活動の活性化やさらなる機運醸成につながることを期待いたしているところでございます。

続きまして、「交通拠点性を生かした都市活力の向上」についてご説明申し上げます。

まず、企業活動の促進・働く場の充実につきましては、本市の地理的優位性を生かしながら、民

間産業団地亀山・関テクノヒルズの残りの区画への企業誘致を進めているところであり、今後の既存企業の事業拡充はもとより、市内企業の活性化に向けた取組を積極的に進めてまいります。また、新たな産業団地の確保に向けた検討を進めるため、概略の図面作成や概算事業費の積算等の事前調査の実施に向けた業務委託の発注準備を進めているところでございます。

ところで、今月12日、シャープ株式会社より、亀山第2工場を2026年8月までに親会社である鴻海精密工業に譲渡する旨の発表がなされましたが、当社からは、亀山第1工場、亀山第2工場とも操業を継続され、現時点において、従業員の雇用や地域の取引企業への影響はないと伺っているところでございます。市といたしましては、これを契機にシャープ株式会社の早期の経営再建と亀山工場における新たな事業展開への躍動を期待するとともに、可能な限りの支援を行ってまいりたいと考えております。

一方、雇用の確保につきましては、来る7月1日に来春の高校卒業予定者を対象とする求人活動が解禁になるのを前に、来月12日、市内事業所で構成する亀山市雇用対策協議会の主催により、県内の高校進路担当者と企業が情報交換を行う求人懇談会が開催されます。今後も、亀山市雇用対策協議会、鈴鹿ハローワーク、亀山商工会議所等の関係機関と連携しながら、雇用の確保等に向けた支援を行うとともに、市立図書館での展示を活用しながら市内企業の魅力を積極的に発信してまいります。

次に、地域に根差した商工業の活性化のうち、創業等支援事業につきましては、空き店舗等活用支援事業補助金の募集を行ったところ、3件の応募があり、現在、審査を行っているところでございます。また、来る7月1日からは、創業予定者等を対象とした創業セミナーの受講生の募集を行うこととしており、今後も亀山商工会議所との連携により、市内での創業を支援し、にぎわい創出や商業の活性化につなげてまいります。

次いで、農林業の振興のうち、農業振興につきましては、農業従事者の高齢化や後継者不足、耕作放棄地の増加等の人と農地の問題を解決するため、地域農業の現状や課題を整理し、話し合いを重ね、昨年度、18地区において、地域における将来方針を定める地域計画を策定いたしました。本年度は、策定した地域計画の実現に向けて、鈴鹿農業協同組合、農地中間管理機構、農業委員会と連携し、農地の有効活用を図ってまいります。

また、亀山茶の茶農業者の育成と茶の振興を目的といたしまして、先月22日に太森町地内の中の山パイロットにおいて、亀山高校の生徒と共に茶摘みを行い、手摘みした新茶を、今月1日に図書館において開催いたしました新茶まつりにおいて、来館者へ振る舞ったところでございます。

一方、ニホンザル等獣害対策事業につきましては、デジタル技術を活用し、今月、大型捕獲おりで亀山C群の猿を4頭捕獲し、1頭に生息状況を調査するためGPSを装着し放獣いたしました。引き続き、三重大学及び三重県猟友会亀山支部と連携して、ニホンザル及びニホンジカについて獣害リスクマップの作成に取り組むほか、本年度はイノシシについても作成に着手し、これらを活用した有害獣の効率的な捕獲による獣害被害の軽減に取り組んでまいります。

さらに、森林環境譲与税を活用し、森林の有する多面的機能が持続的に発揮されるよう森林整備を行う森林経営管理事業につきましては、森林整備に係る業務委託の発注に向けた準備を進めているところでございます。

次に、まちづくり観光の活性化のうち、観光プロモーション推進事業につきましては、学校や企

業での教育旅行誘致のためのモニターツアー実施に向け、地域活性化起業人、亀山市観光協会や一般社団法人DMOカメラマモデルと連携しながら観光コンテンツの選定や旅行事業者へのPR方法等について協議を行うなど、準備を進めているところであります。

また、本市の夏の風物詩である亀山市納涼大会につきましては、本年は市制施行20周年の記念事業の一つとして魅力ある納涼大会にするため、実行委員会により、市内の中学校における竹あかりを制作するワークショップの開催や灯おどりの練習会に加え、新たな取組の検討も行われるなど、来る8月11日の開催に向けて準備が進められているところでございます。

一方、観光施設の改修につきましては、石水溪キャンプ場屋内研修施設への空調機設置の準備を進めるとともに、昨年度より整備を進めておりますバンガロー施設のトイレ改修についても、早期の完成に向けて工事を進めているところであります。

次いで、広域的な交通拠点性の強化のうち、リニア中央新幹線三重県駅の誘致につきましては、一昨日、東京都内においてリニア中央新幹線建設促進期成同盟会総会が開催され、沿線10都府県の自治体等が一堂に会する中、早期全線開業に向けた決議が行われたところであります。今後も、三重県をはじめ関係団体との連携を強めつつ、官民一体となったリニア亀山市民会議での取組を通じ、リニア誘致の機運醸成を図ってまいります。

続きまして、「子育てと子どもの成長を支える環境の充実」についてご説明申し上げます。

まず、安心して子どもを産み育てられる環境づくりの推進のうち、亀山市こども計画（仮称）の策定につきましては、これまで実施した子育て世帯や子どもに対するアンケート結果等の分析を進めるとともに、意見箱の設置や亀山児童センター等での意見聴取等により市民意向の把握を行うよう準備を進めているところでございます。

また、就学前教育・保育施設の受入れ機能の強化につきましては、昨年度、民間保育所等整備事業により財政支援を行いました民間事業者が運営する認定こども園2園が本年4月に開設されたことで、待機児童解消に向け低年齢児の受入れの拡充と就学前教育・保育機能の充実が図られたところでございます。

一方、令和9年度に統合を予定しております井田川幼稚園とみずほ台幼稚園につきましては、就学前教育の充実を図るため、本年度からそれぞれの園の同年齢の園児が同じクラスで活動する合同保育を拡充して実施することとしております。このため、カリキュラムや活動内容について両園の職員や関係部署が協議を重ね、円滑な実施に向け準備を進めているところでございます。

また、児童発達支援につきましては、こども家庭センターを中心に様々な施策を展開中、本年4月に開設された民間の児童発達支援センターとも連携し、より専門的な支援が提供できるよう支援体制を整えているところでございます。さらに、本市の支援体制をより深化させるため、情報交換や地域課題を話し合う場として、こども家庭センターや児童発達支援センター、障がい児通所支援事業所等による（仮称）児童発達支援連絡会の設置に向け協議を行うなど、さらなる連携強化に努めてまいります。

ところで、国のPMH（医療費助成）先行実施事業の活用による自治体と医療機関等をつなぐ情報連携システムの利用環境が整いましたので、子ども医療費等の福祉医療費助成事業に係る受給者の利便性の向上や医療機関の負担軽減を図るため、対応可能な医療機関等で福祉医療費の受給者がマイナンバーカードを受給資格証として活用できるよう、本議会に関係条例の改正を提案いたして

おります。

続きまして、「市民力・地域力の活性化」についてご説明申し上げます。

まず、自立した地域まちづくり活動の促進のうち、地域まちづくり協議会支援事業につきましては、引き続き地域担当職員や地域まちづくり推進アドバイザーの派遣等の人的支援を積極的に行うとともに、亀山市地域まちづくり協議会連絡会議と連携して、地域リーダーの発掘及び養成のための地域担い手育成研修等の開催に向けた準備を進めているところでございます。

なお、一般財団法人自治総合センターのコミュニティ助成事業を活用し、地域まちづくり協議会及び自治会の活動を支援するため、本議会に関係経費の予算補正を提案いたしております。

次に、市民参画・交流活動の促進と協働の推進のうち、協働事業提案制度につきましては、4月より市民協働センター「みらい」に設置いたしました市民活動・ボランティアセンター「ぷらっと」において、市民活動やボランティア活動に関する相談支援を行う中で、市民からの協働事業提案を積極的にいただいております。事業の実施に向けて関係各課との協議を進めているところであります。また、市民活動応援制度につきましては、引き続き、本制度を活用した市民活動の支援や活性化に努めるとともに、さらなる制度の充実を図るための検討を進めているところであります。

また、広報・広聴の充実につきましては、本年4月からデザインの刷新や特集記事の充実など、広報紙のリニューアルを行ったほか、発行回数も本年10月から月1回に変更すべく準備を進めております。加えて、行政情報番組につきましても、今月から月2回更新の60分番組としてリニューアルいたしました。今後も各種広報媒体を効果的に活用しながら、伝わる広報を推進してまいります。

一方、市制施行20周年記念事業の一つとして、来月22日に市文化会館大ホールにおいて、NHKとの共催により「NHKのど自慢」を開催すべく、現在、諸準備を進めているところであり、この開催を通じて、世代を超えた市民交流の創出につなげてまいります。

次いで、移住・定住の促進のうち、移住交流促進事業につきましては、今月、閑宿の空き家を活用したワークショップ「DOMAプロジェクト」を開催し、市内で活発に活動されている移住者等を訪問し、本市での暮らしの状況を感じていただく機会としたところであります。今後も、地域イベントへの参加など、様々な機会を通じて、本市への移住や関係人口の創出につなげてまいります。

次に、人権の尊重とダイバーシティ社会の推進につきましては、来月23日から29日までの男女共同参画週間に合わせ、市立図書館において、男女共同参画推進パネルの展示を行うほか、来る7月12日には、三重県との連携により、男女共同参画連携映画祭を市文化会館において開催することとしております。こうした機会を捉え、男女共同参画の意識啓発に努めてまいります。

続きまして、「行政経営」についてご説明申し上げます。

まず、組織力の強化と働き方改革の推進のうち、人材の確保につきましては、労働力人口の減少や民間企業の採用状況の影響を受け、公務職場においても必要な職員の確保がますます厳しい状況になっております。そうした中、第5次亀山市定員適正化計画に基づき、計画的に職員を採用するため、昨年度に続き本年度も職員採用試験を前期試験と後期試験に分けて実施することとしたところであり、本市への就職志望者に対して受験機会を増やすことにより、確実な人材確保につなげてまいります。

また、職員の働き方改革につきましては、より一層の推進を図るため、これまで5日間であった

夏季休暇を本年度は2日増やして7日間とするとともに、取得期間も延長し、休暇制度の充実を図ったところであります。今後も、職員の健康の確保及びワーク・ライフ・バランスの実現のさらなる推進を図り、快適な職場環境の整備を進めてまいります。

次に、行政DXの推進につきましては、三重県が確保したデジタル専門人材を県内市町に一定回数派遣する市町DX推進・人材育成支援事業において、先般、本市が派遣先として選定されたところであります。今後、デジタル専門人材の支援も受けながら、次期行政DX推進計画の策定に向けた作業等を進めてまいりたいと考えております。

続いて、持続性を保つ健全な財政運営につきましては、財政構造改革骨太方針2024の集中改革期間の2年目として、歳出削減及び歳入確保の取組を継続しつつ、財政構造の本質的な改革を進めるため、事業の組替えや統廃合など、取組内容の精査を行っているところでございます。

また、第3次亀山市行財政改革大綱が本年度末をもって計画期間の終期を迎えますことから、次期行財政改革大綱の策定に向け、現在、これまでの取組に対する総括を進めているところでございます。

次に、多様な手法による安定した財源の確保につきましては、今後の公的利用が見込めない未利用地の売却を進めており、今月16日には、亀田町落崎地内の旧市営住宅用地売却に係る一般競争入札公告を行ったところであります。また、今月26日には、公益社団法人三重県宅地建物取引業協会及び公益社団法人全日本不動産協会三重県本部と市有財産売却の媒介に関する協定を締結したところであり、今後は、協定締結団体が持つノウハウやネットワークを活用しながら、未利用地の処分を積極的に進めてまいります。

ところで、戸籍法等の改正に伴い、改正法の施行日である今月26日から戸籍に氏名の振り仮名が記載されることから、本市に本籍を有する方に振り仮名の確認通知を本年7月発送の予定で準備を進めているところであります。

一方、次期総合計画の策定につきましては、先月、亀山の未来を考えるワークショップを開催するなど、様々な世代の意見把握に努め、市民意見等も踏まえた中で、引き続き計画立案作業を進めているところでございます。また、先般、第2回目となる亀山市総合計画審議会を開催し、第2次総合計画の総括等に係る各委員への説明を行っております。

なお、学校教育、生涯学習等、教育分野の詳細につきましては、後ほど教育委員会当局からご説明申し上げます。

最後に、本年2月11日から5月10日までにおける一般会計及び各特別会計に係る3,000万円以上1億5,000万円未満の工事請負契約はございませんでした。

以上、簡単ではございますが、市政の現況についてのご報告及びご説明を申し上げます。何とぞよろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（岡本公秀君）

市長の現況報告は終わりました。

続いて、教育長に教育行政の現況について報告を求めます。

中原教育長。

○教育長（中原 博君登壇）

令和7年6月亀山市議会定例会の開会に当たり、教育行政の現況と今後の見通しについてご報告

し、議員並びに市民の皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。

まず、教育に関する国の情勢につきましては、昨年12月、中央教育審議会に初等中等教育における教育課程の基準等の在り方について諮問がなされました。質の高い、深い学びを実現し、分かりやすく使いやすい学習指導要領の在り方、多様な子どもたちを包摂する柔軟な教育課程の在り方などを論点とし、新たな時代にふさわしい学習指導要領の改訂への準備が進められています。

次に、県の情勢につきましては、令和6年度からの4年間を計画期間とする三重県教育ビジョンを基に、子どもたちの一人一人の可能性を最大限に引き出すことを基本姿勢とし、「自立する力」「共生する力」「創造する力」を子どもたちに育みたい力として掲げ、それぞれに対応した教育施策を引き続き推進していくこととしています。

こうした中、本年4月1日に県立夜間中学校「みえ四葉ヶ咲中学校」が開校いたしました。現在のところ、県内各地より、夜間中学コースに40名程度、学びの多様化学校コースに30名程度の生徒が通うと聞き及んでいるところです。

このような情勢を踏まえ、教育委員会といたしましては、各種計画の進捗管理を行うとともに、学校及び家庭、地域との連携、協働を図りながら、重点的な取組を着実に進めてまいります。

それでは、それぞれの事業進捗について、学校教育関係からご説明申し上げます。

まず、子どもたちの学力・学習状況につきましては、亀山市学力向上推進計画（第4版）に沿った取組を進めるとともに、先月実施した全国学力・学習状況調査及びみえスタディ・チェックなどの活用を踏まえ、引き続き個に応じた指導や授業改善に取り組んでまいります。また、これまで市内の子どもたちは、全国や県と比べると授業以外で勉強する時間が短いという課題があります。家庭に帰ってからの時間の使い方が、ゲームやスマートフォン、SNSや動画視聴などに多く使われているという調査結果もあり、家庭での過ごし方やメディアと接する時間、ネットモラル等について、各家庭と連携して考えていく機会を設けてまいります。

さらには、県教育委員会と連携し、若手教員等の授業力向上のため、授業力向上アドバイザーをモデル校に派遣して、授業や校内研修への指導・助言を行うとともに、中学校区や学校規模に応じた研修など、学校を越え学び合う機会を設けることといたします。

次いで、学力及び体力の向上に関する取組として、全ての小・中学校において、年3回のKameyama Study Weekと年2回のKameyama Sports Weekを設定し、基礎的、基本的な学習内容の確実な定着や、体を動かす習慣づくりを各学校の実情に応じて進めているところです。先月実施したKameyama Study Weekでは、年度当初ということもあり、学習の規律、ノート指導、話し方や聞き方など、安心して授業を行うための約束事や、前学年までに習ったことの復習に取り組みました。

情報教育につきましては、引き続き亀山市版ICT運用ガイドブックの周知・活用を図り、個別最適な学びと協働的な学びの取組につなげてまいります。また、教科書や問題集のデジタル化に合わせ、動画や音声等の教材と組み合わせた授業を構成し児童・生徒の理解を深めるとともに、学びの質の向上を図っているところでございます。

なお、本年度中の更新が必要となる指導者用端末及び校務用端末につきましては、リース契約による機器の更新を予定していましたが、デジタル活用推進事業債を活用して機器を購入するため、本議会に関係経費の予算補正を提案しております。

次に、いじめ防止対策につきましては、亀山市いじめ防止基本方針及び各学校のいじめ防止基本方針に沿った取組を引き続き着実に実践してまいります。先月のいじめ防止強化月間では、各学校において、児童・生徒による挨拶運動やピンクシャツ運動、いじめ防止標語の取組やいじめ防止に関する保護者への啓発を実施することができました。さらに、全ての小学校において、県教育委員会が弁護士とともに作成した動画教材を活用したいじめ予防授業の実施を予定しているところですので、引き続き、保護者等と連携したいじめ防止に取り組んでまいります。

次いで、不登校への対応といたしましては、昨年度から市内全ての小・中学校に「校内ふれあい教室」を設置しており、教室への入りづらさを感じる児童・生徒の居場所として、子どものペースに合わせた学習のサポートや相談等を実施できる体制を整えています。昨年度は、この校内ふれあい教室が児童・生徒にとって安全・安心な居場所となっており、新たな不登校児童・生徒の減少につながったと考えています。加えて、本年度は校内教育支援センターの利用状況に応じて校内教育支援センター支援員を配置し、指導・相談体制の充実を図っているところです。また、NPO法人「フリースペースかめっこ」と連携した教職員の研修や、児童・生徒の県内高等学校等への進路相談、さらには市立図書館の一部を活用したサークルルームにおける学習や教育相談対応等につきましても、引き続き取り組んでまいります。

次に、今後の中学校部活動の在り方につきましては、国や県の動向を注視するとともに、他市町との情報交換、また昨年度実施した児童・生徒や保護者等へのアンケート結果や課題を健康福祉部等とも共有しながら連携を図り、休日の部活動の地域展開等の準備を進めているところでございます。

続きまして、中学校給食関係についてご説明申し上げます。

まず、中学校全員喫食制給食実施事業のうち、亀山中学校における埋蔵文化財発掘調査支援業務につきましては、今月21日に契約を締結し、調査業務に着手したところであり、来月中に完了する予定です。加えて、亀山中学校及び中部中学校における配膳室等の整備工事につきましては、工事発注に向け、現在諸手続を鋭意進めているところでございます。

また、運用面におきましては、関係者の意見等も踏まえつつ、給食調理等業務の受託業者と具体的な協議を重ねているところであり、令和8年度早期の中学校全員喫食制給食実施に向け準備を進めているところでございます。

続きまして、生涯学習関係についてご説明申し上げます。

まず、地域の学び推進事業につきましては、かめやま人キャンパスと公民館事業を軸として、SNSを活用した地域の魅力を情報発信していくまちのインフルエンサー養成講座等を展開するほか、「亀山市の方言と服部四郎」と題した中央公民館講座など、様々な学びを提供してまいります。また、高等学校や大学、県環境学習情報センター等とも連携しながら、「ワードの基礎から応用までを学ぼう」「ロボットの世界」「ドッグケアを学ぼう」などの教養講座につきましても今月から順次開講してまいります。

次いで、子育て学習展開事業につきましては、就学前児童の保護者等に向けた親の学びの場を提供し、家庭や関係団体等の教育課題への気づきや意識醸成を進め、家庭の教育力向上につなげてまいります。本年度は、「子どものやる気を育てる関わり方」「情報化社会の中で思いやりの心を育てよう」など、子育ての今日的なテーマを切り口にした家庭教育出前講座等を来月から実施してま

います。

また、放課後子ども教室推進事業につきましては、放課後や週末に地域の方々の参画を得ながら、地域と学校が相互に協働して、地域の中で子どもが安心して学習活動や体験・交流活動が行える環境づくりに引き続き取り組んでまいります。

続きまして、図書館関係についてご説明申し上げます。

まず、令和10年の市立図書館100周年を見据えた機運醸成の取組が、公益財団法人岡田文化財団が公募する助成対象となったため、本議会に関係経費の予算補正を提案しております。

また、令和7年度「子供の読書活動優秀実践図書館」として、先月23日に文部科学大臣表彰を受賞いたしましたところです。

受賞に至った背景には、まず基本理念である「学びの場からつながる場へ」を基に、図書館ボランティア団体や市民活動団体の協力を得て、施設を有効活用した読書につながる多様なイベントを開催していること、さらに学びの場を尊重しつつ、人々が交流できる場の創出に努めていることが上げられます。加えて、学校と連携し、市立図書館の本を学校で借りることができる「ほんくる」やタブレットを活用した電子図書館、電子図書読み放題パックを通じて学校読書環境の充実を図っていることなど、市民全体への読書活動推進に係る取組が評価されたものと考えております。

今回の受賞を糧に、引き続き、子どもたちや市民の皆様方の読書習慣のさらなる定着につながる取組を進めてまいります。

以上、教育行政の現況についてのご報告及びご説明を申し上げます。何とぞよろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（岡本公秀君）

教育長の現況報告は終わりました。

会議の途中ですが、10分間休憩いたします。

（午前11時04分 休憩）

（午前11時14分 再開）

○議長（岡本公秀君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に日程第5、議案第49号令和7年度亀山市一般会計補正予算（第1号）についてを議題とします。

市長に上程議案に対する提案理由の説明を求めます。

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

それでは、ただいま上程いただきました議案につきまして、提案理由の説明を申し上げたいと存じます。

議案第49号令和7年度亀山市一般会計補正予算（第1号）についてでございますが、補正額は歳入歳出それぞれ8,660万3,000円を追加し、補正後の予算総額を237億660万3,000円といたしております。

今回の補正予算は、令和7年度当初予算において計上しております小・中学校の校務用パソコン

の更新について、当初予定していたリースによる方法より、新たに創設されたデジタル活用推進事業債を活用して購入することで一般財源の負担を軽減することができるものでございます。また、パソコンの納入に当たっては、夏季休業中に入替えを完了する必要があり、入札や物品調達などに必要となる期間を考慮し、先議をお願いするものでございます。

なお、詳細につきましては、副市長から説明いたしますので、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

以上、今議会にご提案申し上げております議案の説明といたします。何とぞよろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（岡本公秀君）

市長の提案理由の説明は終わりました。

次に、副市長に令和7年度亀山市一般会計補正予算（第1号）についての補足説明を求めます。

山本副市長。

○副市長（山本伸治君登壇）

それでは、議案第49号令和7年度亀山市一般会計補正予算（第1号）について補足説明をさせていただきます。

予算に関する説明書の歳出から説明欄をご覧くださいながらご説明いたします。

まず、11ページをご覧ください。

上段の第10款教育費、GIGAスクール構想推進事業8,660万3,000円につきましては、機器賃借料1,418万6,000円を減額する一方、備品購入費及び機器保守点検委託料1億78万9,000円を計上いたしました。

続きまして、歳入についてご説明申し上げます。

戻りまして、9ページをご覧ください。

上段の第19款繰入金、財政調整基金繰入金239万7,000円につきましては、今回の補正予算の財源調整により減額いたしました。

下段の第22款市債、デジタル活用推進事業債8,900万円につきましては、備品購入に係る経費の財源として計上いたしました。

戻りまして、補正予算書4ページをご覧ください。

第2表 債務負担行為補正につきましては、今回、リースから備品として購入する方法に変更することにより、指導者用パソコンの保守に係る委託料を追加いたし、校務用パソコン及び関連機器賃借料を廃止いたしました。

次に、第3表 地方債補正につきましては、購入する備品の財源とするため、地方交付税措置を有するデジタル活用推進事業を追加いたしました。

以上が今回先議をお願いする一般会計補正予算（第1号）の内容でございます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（岡本公秀君）

副市長の補足説明は終わりました。

以上で上程議案に対する提案理由の説明は終わりました。

次にお諮りします。

ただいま議題となっております議案第49号につきましては、この後提案されます議案と切り離して先議することにしたと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（岡本公秀君）

ご異議なしと認めます。

議案第49号については先議することに決定いたしました。

これより議案第49号に対する質疑を行います。

初めに申し上げておきます。

質疑にあつては、議題となっております事件について、その内容を明確にするため説明を求めるものです。したがって、自己の意見を述べることなく、また議題の範囲を超えたり、一般質問にならないようご注意いただくとともに、発言は簡潔をお願いいたします。

通告に従い、発言を許します。

11番 福沢美由紀議員。

○11番（福沢美由紀君登壇）

通告に従いまして、議案第49号令和7年度亀山市一般会計補正予算（第1号）について質疑をいたします。

歳入の第19款繰入金、また第22款市債及び歳出の第10款の教育費並びに第2表 債務負担行為補正及び第3表の地方債補正といろんなどころに影響する補正なんですけれども、先ほど補正の内容についてはご説明をいただいたんですけども、今までの要するに校務用パソコン、先生方がお使いになるパソコンを今までどれぐらい使っておられて、これをリースとして、今年度の3月でしたね、リースにするということをお決めになったんですけども、今回これをリースじゃなくて購入をするということに変えるための補正ということが分かったんですが、これについては、先ほどの説明以外に具体的な、例えば台数であるとか対象であるとか、そういうことも含めてもう一度説明を伺いたいと思います。

○議長（岡本公秀君）

11番 福沢美由紀議員の質疑に対する答弁を求めます。

大平教育部長。

○教育部長（大平 守君登壇）

それでは、ご答弁させていただきます。

まず、今回の指導者用（校務用）パソコン、これにつきましては、平成28年から平成29年にかけて購入によりまして導入をいたしましたもので、学校教育現場におけるICT環境の整備を図ったものでございます。

そういった中で、予算補正の内容の中で、主な経費としてご説明もさせていただきますけれども、授業を行う教員分及び数台の予備機分を含めまして341台分のモバイル方式ノートパソコン本体、この購入に係る費用、これが6,376万3,000円、それからこれらの端末におけるワープロでありますとか表計算ソフト、これらのライセンス取得、それから指紋認証システムの構築等に係る費用を合わせまして2,214万800円、それからその他情報漏えい防止のためのフィルムでありますとか、外部モニターなどの関連機器の購入、設定に係る費用といたしまして1,303万7,

200円となっております、合計で9,894万1,000円を計上させていただいたものでございます。

○議長（岡本公秀君）

福沢議員。

○11番（福沢美由紀君登壇）

平成28年からということで、かなり長いこと先生方はこのパソコンでお仕事をされていたんだなあとということがよく分かるんですけど、10年近く古いパソコンを使っていたということで、これも購入で、今お使いになっているパソコンは購入であったと思うんですけども、台数が341台ということを知りましたが、今までの対象、要するに先生でもいろんな先生がいらっしゃると思うんですね。本当に正規の先生と時間的に来ていただいている先生とか、いろいろいらっしゃると思うんですが、要するに授業をしてテストを作って評価をするというような仕事をする方については、正規、非正規問わず、このパソコンが与えられるということでよかったですか。

○議長（岡本公秀君）

大平部長。

○教育部長（大平 守君登壇）

こういった対象でパソコンを貸与しているかということでございますけれども、当然、現場の教師の方、それから非常勤講師、そして管理職の方、養護教諭、栄養教諭、非常勤講師、それから通訳、こういった方に合わせまして今回341台、これを購入して、使用していただくというものでございます。

○議長（岡本公秀君）

福沢議員。

○11番（福沢美由紀君登壇）

授業する方ばかりでなく、広く使っていただくことが分かりました。

それで、中途半端などというか、6月定例会という今回にこの議案が提案された理由についてお聞きしたいんですけども、3月にできなかったのか、この選択が。ここについて伺いたいと思います。

○議長（岡本公秀君）

大平部長。

○教育部長（大平 守君登壇）

今回の補正に係る経緯等になってまいりますけれども、本年度当初は、校務用指導者用パソコンのこういった機器の更新を支出の平準化が図れる賃借にて、リースにて行うために、機器賃借料として1,418万6,000円を予算計上いたしておったところです。しかしながら、4月当初に行われました国のほうでの学校のICT環境整備に係る財政支援制度に関する説明会、こちらにおきまして、今回、予算補正を提案する理由ともなりましたデジタル活用推進事業債の活用について新たな説明があったところでございます。

このデジタル活用推進事業債は、地方財政法の特例を設けて、情報システムや情報通信機器などの整備財源に活用できるものとして新設されたものでございまして、今回のような学校における指導者用のパソコンの更新についても、リースではなく購入することによって活用が可能になるとい

うことが分かってまいりました。

更新に当たっては、夏季休業中を利用してパソコンの入替えを行う必要がございますので、交付税措置もございますこの財政的に有利なデジタル活用推進事業債の活用が可能と判明した後、最も早いタイミングであります今議会の開会日におきまして、関係経費について予算補正を提案することとなったものでございます。

○議長（岡本公秀君）

福沢議員。

○11番（福沢美由紀君登壇）

3月議会のときには知り得なかった有利な起債が4月以降に示されたということなんですね。

その起債の、こうやって議会で上げ直さなくちゃいけないぐらいの有利さがどれぐらいなのか、この起債の内容についてお伺いしたいと思います。

○議長（岡本公秀君）

大平部長。

○教育部長（大平 守君登壇）

起債に係って、どれくらいかということがございますけれども、今回、この起債を利用することによりまして、一般財源といたしまして約4,720万円が軽減されると試算されるところでございます。

○議長（岡本公秀君）

福沢議員。

○11番（福沢美由紀君登壇）

どれだけお得かということをお聞きしたんじゃないかと、この起債の内容ですね。どういう性質の起債なんかということをお伺いしたいと思います。

○議長（岡本公秀君）

佐藤総務財政部参事。

○総務財政部参事（佐藤康二君登壇）

議員ご質問のこの起債の内容でございますけれども、本起債につきましては、先ほど教育部長も少しご答弁をされましたが、地方公共団体がデジタル技術を活用した行政運営の効率化、地域の課題解決を加速するための情報システムや情報通信機器等の整備に取り組んでいけるよう令和7年度から新設されたという内容でございます。

それから、この起債につきましては交付税措置というふうなものもございまして、まずこの起債対象事業費に対しまして90%の対象充当率でございます。それから、その充当率にありましても、元利償還金に対する交付税措置、これは50%と有利な起債になっているものでございます。

○議長（岡本公秀君）

福沢議員。

○11番（福沢美由紀君登壇）

対象の内容の90%を起債に使ってもよくて、その返還に対して50%が交付税措置されるということが、やはりやり方を変えてでも今回上げたほうがいいだろうということに決められたということなんですね。

それでは、次の質問なんですけれども、今、校務用パソコンのリース契約と備品購入する場合の経費の違いについてということも3番目に上げたんですけれども、先ほど部長から4,720万円が安くなるということが答弁されました。経費は安くなることはよく分かったんですが、改めまして、リースでこういう公共のパソコンというものを使い続けるに当たって、リース契約で使うのと、一旦買い取って使うのとではいろいろメリット、デメリットがあると思うんですけれども、お安くなるのは分かったんですが、その違いがあって、リース契約ってまず一旦は選ばれたということではなかったんでしょうか。リース契約をすることのメリット、デメリット、購入するメリット、デメリットについてお伺いしたいと思います。

○議長（岡本公秀君）

大平部長。

○教育部長（大平 守君登壇）

リース、購入それぞれのメリット、デメリットということでございますけれども、まず機器を購入した際、そういった際に少し違いが出てまいりまして、購入の場合は代替機の保証がございますので、あらかじめ数台の予備機、これを用意しておき、そういった機器の不具合に備える必要がございます。一方、リースの場合は、こうした不具合があった際にも、代替機がすぐに無償で用意されるというような違いがございます。

それから、費用面におきましてですが、こちら購入の場合は、購入年度に一度に多額の費用が必要となってまいりまして、また保守委託料も別途必要となってまいります。一方、リースの場合は、購入費用と保守に係る費用、これらを合算した上にリース料率、これが乗じられ、トータルコストとしてはやはり若干割高になってしまうというメリット、デメリットがございます。

しかしながら、リースでございますけれども、分割により費用を平準化していくことができますので、他の事業や取組への財政的な影響が少なくなるという可能性もございます。

このように、リースと購入ではそれぞれメリット、デメリットございますけれども、今回のように購入費用のうちに地方債を活用して、先ほどもご答弁ありましたけれども、90%の財源充当が可能であったり、交付税措置も受けられるような有利な起債の活用が可能であるというような場合は、購入と保守委託による今回の機器の導入が妥当というふうに判断して、今回、予算補正を提案することといたしましたものでございます。

○議長（岡本公秀君）

福沢議員。

○11番（福沢美由紀君登壇）

リースを使っていると、故障したときにすぐに代替機などを貸与していただけるということのメリット、あとは経費が平準化されるというメリットということをおっしゃっていただきました。

私、本当に素人考えで申し訳ないですけれども、リースだといろんな変更とかそういう状況に、故障だけじゃなくて、対応していただけるのではないかなと思ってたんですね。だから今回9年使い続けられた今のパソコンも、リースじゃないから長いこと使わなくちゃいけなかったんじゃないですか。やっぱりもっと新しくどんどんと、リースであれば内容も見えていただけるというメリットがあるから、ちょっと割高なんじゃないかなと思ってたんですけど、そういうことはないんですか。

○議長（岡本公秀君）

大平部長。

○教育部長（大平 守君登壇）

リースの場合でも、何か途中で機器のほうの更新が必要になった場合等は、別途そこについては費用が必要になってくるというもので、そういう意味では購入の場合と変わらないということになります。

契約の仕方にもよるのかも分かりませんが、もともと当初予算に上げさせていただいていたリースの内容といたしましては、そういう更新に係る費用、例えば中のアプリの更新とかその辺りについては入っていないというようなことになっておりますので、別途必要になってくるというものでございます。

○議長（岡本公秀君）

福沢議員。

○11番（福沢美由紀君登壇）

そうしましたら、一番大きいメリットが、代替機は余分に買わなくちゃいけないんだけど、やっぱり有利な起債を使うことによって全体の費用を抑えるということが今回のこの補正の一番のメリットだったということをおっしゃっているのかなということは、おっしゃっている意味は理解しました。私の質疑はこれで終わります。ありがとうございました。

○議長（岡本公秀君）

11番 福沢美由紀議員の質疑は終わりました。

以上で予定しておりました通告による質疑を終了し、議案第49号に対する質疑を終結します。

続いて、ただいま議題となっております議案第49号については、会議システムに保存してあります付託議案一覧表のとおり、予算決算委員会にその審査を付託します。

付 託 議 案 一 覧 表

予算決算委員会

議案第49号 令和7年度亀山市一般会計補正予算（第1号）について

○議長（岡本公秀君）

委員会開催のため暫時休憩します。

（午前11時37分 休憩）

（午後 1時28分 再開）

○議長（岡本公秀君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

先ほど予算決算委員会にその審査を付託しました議案第49号について、予算決算委員会委員長に委員会における審査の経過と結果について報告を求めます。

予算決算委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果、下記のとおり決定したので、亀山市議会会議規則第104条の規定により報告します。

記

議案第49号 令和7年度亀山市一般会計補正予算（第1号）について 原案可決

令和7年5月30日

予算決算委員会委員長 森 美和子

亀山市議会議長 岡本公秀様

○議長（岡本公秀君）

森 美和子予算決算委員会委員長。

○12番（森 美和子君登壇）

ただいまから、予算決算委員会における審査の経過並びに結果について報告いたします。

先ほどの本会議で当委員会に付託のありました議案第49号令和7年度亀山市一般会計補正予算（第1号）についての審査に当たるため、委員会を開催いたしました。

まず、担当部長から説明を受けた後、質疑に入り、審査を行いました。

審査の過程では、歳入「市債」「教育債」「デジタル活用推進事業債」、歳出「教育費」「教育研究費」「GIGAスクール構想推進事業」、第3表 地方債補正において、今回の起債が有利であると判断した理由について質疑があり、これについては、備品購入費に対する充当率が90%、充当額の50%が交付税措置されることから、一般財源が約4,720万円軽減される見込みであるため、有利であると考えているとの答弁でありました。

次に、備品の使用年数に関する質疑があり、これについては、おおむね5年から6年の使用を想定しているとの答弁でありました。

次に、デジタル活用推進事業債8,900万円について、利率を含めた金額なのかとの質疑があり、これについては、据置期間なしの5年間の償還、2%の利率も含めた金額であるとの答弁でありました。

次に、機械保守点検委託料の入札は、備品購入の入札と合わせて行うのかとの質疑があり、これについては、それぞれ別に入札を行うとの答弁でありました。

次に、今定例会に議案を提案した経緯に関する質疑があり、これについては、デジタル活用推進事業債に関して、令和6年12月に国から新設されると情報発信があったが、詳細は示されていなかった。令和7年4月に県から詳細な対象が示され、今回の予算補正となったとの答弁でありました。

以上のような議論を経て、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決することに決定いたしました。

以上、予算決算委員会の審査報告といたします。

○議長（岡本公秀君）

予算決算委員会委員長の報告は終わりました。

これより委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（岡本公秀君）

ないようですので、委員長報告に対する質疑を終結します。

次に、議案第49号について討論を行います。通告はありませんので、討論を終結し、議案第49号令和7年度亀山市一般会計補正予算（第1号）について、起立により採決を行います。

採決に先立って、この際お諮りします。

起立採決の際、着席している場合は、その議案に対して反対とみなすことにしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（岡本公秀君）

ご異議なしと認めます。

起立採決により着席している場合は反対とみなすこととします。

それでは、議案第49号令和7年度亀山市一般会計補正予算（第1号）について、起立により採決を行います。

本案についての委員長の報告は、原案のとおり可決すべきものとしております。

本案を委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（岡本公秀君）

ご着席願います。

起立全員であります。

したがって、議案第49号令和7年度亀山市一般会計補正予算（第1号）については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、日程第6、議案第44号から日程第22、報告第6号までの17件を一括議題といたします。

市長に上程各案に対する提案理由の説明を求めます。

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

それでは、ただいま上程いただきました議案につきまして、提案理由の説明を申し上げたいと存じます。

まず、議案第44号亀山市税条例の一部改正についてでございますが、地方税法等の一部が改正されたことに伴い、所要の改正を行うものでございます。

改正内容は、まず1つ目といたしまして、市民税関係でございますが、納税義務者の総所得金額から控除する所得控除について、納税義務者が特定親族を有する場合における特定親族特別控除を加えることといたします。

2つ目といたしまして、公的年金等の受給者に係る個人市民税の申告義務について、特定親族特別控除の創設に伴う規定の整理を行うことといたします。

3つ目といたしまして、給与所得者及び公的年金等の受給者の扶養親族等申告書の記載事項に特定親族を加えることといたします。

4つ目といたしまして、軽自動車税関係でございますが、二輪車の車両区分の見直しに伴い、軽自動車税種別割の標準税率の区分を見直すことといたします。

5つ目といたしまして、軽自動車税の種別割減免申請書の記載事項について、新基準原付バイクに該当する場合は、総排気量または最高出力を記載することといたします。

6つ目といたしまして、身体障がい者等に対する種別割の減免申請において、運転免許証の情報が記載された個人番号カードを提示した場合は、当該個人番号カードに記録された運転免許証の年月日、種類等の特定免許情報を確認するための必要な措置を受けなければならないことといたします。

7つ目といたしまして、固定資産税関係でございますが、長寿命化に資する大規模修繕工事を行ったマンションに対する固定資産税の減額措置について、マンション管理組合の管理者等から必要書類の提出があり、減額措置の要件に該当すると認められる場合は、当該マンションの区分所有者から減額措置に係る申告書の提出がなかった場合においても、当該減額措置を適用することができることといたします。

8つ目といたしまして、たばこ税関係でございますが、加熱式たばこに係る市たばこ税の課税方式について、現在、重量と価格によって紙巻きたばこの本数に換算している課税方式を重量のみで換算する方式に見直すほか、一定の重量以下のものは1本をもって紙巻きたばこ1本に換算する方式といたします。

9つ目といたしまして、その他でございますが、公示送達は、公示事項をインターネットを利用する方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置く措置を取るとともに、亀山市公告式条例で定める掲示場に公示事項が記載された書面を掲示することに加え、公示事項を市の事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置を取ることによってすることを可能といたします。

最後に、10番目といたしまして、地方税法及び地方税法施行規則の一部改正に伴う規定の整理を行うことといたします。

なお、施行日は公布の日とし、一部の規定の施行日は、別途定めることといたします。

また、改正後の亀山市税条例第6条の規定は、地方税法等の一部を改正する法律附則第1条第12号に掲げる規定の施行の日以後にする公示送達について適用し、同日前にした公示送達について

は、なお従前の例によるとする等の経過措置を設けることといたします。

次に、議案第45号亀山市都市計画税条例の一部改正についてでございますが、地方税法の一部が改正されたことに伴い、所要の改正を行うものでございます。

改正内容は、地方税法の一部改正に伴う規定の整理を行うことといたします。

なお、施行日は公布の日といたします。

次に、議案第46号亀山市福祉医療費の助成に関する条例の一部改正についてでございますが、デジタル庁が開発した自治体と医療機関等をつなぐ医療費助成分野及び予防接種・母子保健分野を対象とした情報連携ネットワーク、これをPublic Medical Hubの略でPMHといたしますが、令和6年度PMH（医療費助成）先行実施事業を活用したことにより、本市の医療費助成分野におけるPMHの利用環境が整いました。

これに伴い、福祉医療費受給資格証の交付を受けた助成対象者が保険医療機関を受診し、福祉医療費の助成を受けようとする際の受給資格証の提示に係る取扱いについて見直しを行うため、所要の改正を行うものでございます。

改正内容は、受給資格者または保護者等が福祉医療費の助成を受けようとする際に、保険医療機関が受給資格者の個人番号カードにより、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法で受給資格者の資格情報を取得し、及び閲覧することができる場合は、受給資格者証の提示を不要といたします。

なお、施行日は令和7年9月1日といたします。

次に、議案第47号亀山市国民健康保険条例の一部改正についてでございますが、国の新型コロナウイルス感染症に関する緊急対応策を受け、令和2年1月1日から令和5年5月7日までの間に新型コロナウイルス感染症に感染し、または発熱等の症状があり新型コロナウイルス感染症の感染が疑われる被保険者であって、一定の要件を満たした者に傷病手当金を支給する制度を運用してまいりました。請求可能期間の末日から2年が経過し、令和7年5月8日に傷病手当金の支払請求権が時効により消滅したことから、同日以後に傷病手当金の支給申請を行うことができなくなったため、所要の改正を行うものでございます。

改正内容は、被保険者に対する傷病手当金の支給に係る規定を削るものでございます。

なお、施行日は公布の日といたします。

次に、議案第48号亀山市水道事業布設工事監督者の資格等を定める条例の一部改正についてでございますが、建設業法施行令の一部が改正されたことに伴い、所要の改正を行うものでございます。

改正内容は、本条例で引用しております令第34条が繰り下げられたことに伴う規定の整理を行うことといたします。

なお、施行日は公布の日といたします。

続きまして、議案第50号令和7年度亀山市一般会計補正予算（第2号）についてでございますが、補正額は歳入歳出それぞれ1,155万1,000円を追加し、補正後の予算総額を237億1,815万4,000円といたしております。

まず、歳出の主な補正内容をご説明申し上げます。

総務費におきましては、自治会等に対するコミュニティ助成事業補助金を計上いたしております。

次に、民生費には、障がい福祉サービスの報酬改定に対応するためのシステム修正委託料及び生活扶助基準の見直し等に対応するためのシステム修正委託料を計上いたしております。

次に、消防費には、非常備消防車両の購入について、より有利な起債の活用ができることが判明しましたことから、防災基盤整備事業において備品購入費を減額する一方、緊急防災事業において備品購入費を増額いたしております。

一方、歳入でございますが、国庫支出金では、生活困窮者就労支援事業費等補助金を計上するとともに、諸収入では、コミュニティ助成事業助成金を計上するほか、市債では、緊急防災事業債の増額及び防災対策事業債の減額をいたしております。

また、地方債補正につきましては、緊急防災事業及び防災対策事業の限度額を変更いたしております。

以上が今回提案いたしました一般会計補正予算の主な内容でございます。なお、詳細につきましては、副市長から説明いたしますので、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

続きまして、議案第51号財産の取得についてでございますが、平成27年に取得した高規格救急自動車を更新することで消防力の維持を図るため、高規格救急自動車の取得について、令和7年5月14日付で仮契約いたしましたので、地方自治法第96条第1項第8号及び亀山市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により議会の議決を求めるものでございます。

取得の方法は指名競争入札で、取得価格は1,947万円、契約の相手方は津市垂水99番地の1、三重トヨタ自動車株式会社、代表取締役 竹林憲明でございます。

次に、議案第52号から議案第54号までの市道路線の認定についてでございますが、開発行為により設置された新規路線である小下3号線、田村28号線及び町南1号線の市道路線の認定につきまして、道路法第8条第2項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

次に、議案第55号市道路線の変更についてでございますが、開発行為による区域変更に伴う停車場東北支線の路線の変更につきまして、道路法第10条第3項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

次に、議案第56号専決処分した事件の承認についてでございますが、亀山市国民健康保険税条例について、地方税法施行令の一部が改正され、国民健康保険税の軽減判定基準が引き上げられたことから、所要の改正を行ったものでございます。

なお、この改正は、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、令和7年3月31日付で専決処分いたしましたので、同条第3項の規定により報告し、議会の承認を求めるものでございます。

改正内容は、国民健康保険税の軽減対象の拡大のため、被保険者均等割額及び世帯別平等割額を減額する基準について、5割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定における被保険者の数に乗ずる金額を30万5,000円に、2割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定における被保険者の数に乗ずる金額を56万円に引き上げることといたしました。

なお、施行日は令和7年4月1日とし、令和7年度以後の年度分の国民健康保険税について適用することといたしました。

続きまして、報告第2号令和6年度亀山市一般会計継続費繰越計算書についてでございますが、防災情報伝達システム整備事業につきまして繰越額が確定し、令和7年度へ逐次繰越いたしました。

たので、地方自治法施行令第145条第1項の規定により報告するものでございます。

次に、報告第3号令和6年度亀山市一般会計繰越明許費繰越計算書についてでございますが、令和6年度に繰越明許費の承認をいただいております災害時応急活動充実・強化事業など16事業につきまして繰越額が確定し、令和7年度へ繰越いたしましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告するものでございます。

次に、報告第4号令和6年度亀山市水道事業会計予算繰越計算書についてでございますが、配水管新設の協定に係る業務委託などの建設改良費につきまして繰越額が確定し、令和7年度へ繰越いたしましたので、地方公営企業法第26条第3項の規定により報告するものでございます。

次に、報告第5号令和6年度亀山市下水道事業会計予算繰越計算書についてでございますが、井田川・能褒野処理分区下水管渠布設工事その2などの建設改良費などにつきまして繰越額が確定し、令和7年度へ繰越いたしましたので、地方公営企業法第26条第3項の規定により報告するものでございます。

次に、報告第6号放棄した私債権の報告についてでございますが、亀山市の私債権の管理に関する条例第8条第1項の規定により市の私債権を放棄いたしましたので、同条第2項の規定により報告するものでございます。

以上、議会にご提案申し上げております議案の説明といたします。何とぞよろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（岡本公秀君）

市長の提案理由の説明は終わりました。

次に、副市長に令和7年度一般会計補正予算の補足説明を求めます。

山本副市長。

○副市長（山本伸治君登壇）

それでは、議案第50号令和7年度亀山市一般会計補正予算（第2号）について補足説明をさせていただきます。

予算に関する説明書の歳出から説明欄をご覧くださいながら主な内容をご説明いたします。

まず、13ページをご覧ください。

上段の第2款総務費、自治会支援事業120万円及び地区コミュニティセンター等管理運営費230万円につきましては、太田自治会、関北部地区まちづくり協議会が実施する事業が、一般財団法人自治総合センターのコミュニティ助成事業として採択されましたので、市を経由して交付する補助金を計上するもので、事業の内容につきましては、空調機設置やイベント用備品などの購入でございます。

中段の第3款民生費、地域生活支援事業154万5,000円につきましては、障がい者自立支援給付制度に係るシステム修正が必要となりましたことから、システム修正委託料を計上いたしました。

次に、15ページをご覧ください。

中段の第3款民生費、一般管理費710万6,000円につきましては、生活扶助基準の見直しと被保護者調査の調査項目の変更に対応するため、生活保護システムの修正が必要となりましたことから、システム修正委託料を計上いたしました。

下段の第9款消防費、防災基盤整備事業、車両整備費990万円の減額と、17ページ、緊急防災事業、車両整備費990万円につきましては、活用する起債事業の変更によるものでございます。続きまして、歳入についてご説明申し上げます。

戻りまして、9ページをご覧ください。

上段の第15款国庫支出金、生活困窮者就労支援事業費等補助金355万3,000円につきましては、生活保護システム修正に係る国庫補助金を計上いたしました。

下段の第21款諸収入、コミュニティ助成事業助成金350万円につきましては、自治会支援事業等の財源とするため計上いたしました。

次に、11ページをご覧ください。

第22款市債、緊急防災事業債990万円及び防災対策事業債740万円の減額につきましては、非常備消防の車両購入に伴う起債の変更によるものでございます。

戻りまして、補正予算書4ページをご覧ください。

第2表 地方債補正の変更につきましては、令和7年度当初予算における非常備消防車両の購入について、防災対策事業債を活用することといたしておりましたが、購入予定の車両が機能強化に該当することから、より有利な起債である緊急防災事業債が活用できることが判明いたしましたので、緊急防災事業債990万円を増額し、防災対策事業債740万円を減額するものでございます。

以上、一般会計補正予算（第2号）の説明とさせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（岡本公秀君）

副市長の補足説明は終わりました。

これにて上程各案に対する提案理由の説明は終わりました。

以上で本日の日程は終了しました。

次にお諮りします。

明日31日から6月9日までの10日間は、議案精査のため休会いたしたいと思えます。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（岡本公秀君）

ご異議なしと認めます。

明日31日から6月9日までの10日間は、休会することに決定しました。

次の会議は6月10日午前10時から開き、上程各案に対する質疑を行います。

本日はこれにて散会します。

（午後 1時57分 散会）

令和 7 年 6 月 1 0 日

亀山市議会定例会会議録（第 2 号）

●議事日程（第2号）

令和7年6月10日（火）午前10時 開議

第 1 諸報告

第 2 上程各案に対する質疑

議案第44号 亀山市税条例の一部改正について

議案第45号 亀山市都市計画税条例の一部改正について

議案第46号 亀山市福祉医療費の助成に関する条例の一部改正について

議案第47号 亀山市国民健康保険条例の一部改正について

議案第48号 亀山市水道事業布設工事監督者の資格等を定める条例の一部改正について

議案第50号 令和7年度亀山市一般会計補正予算（第2号）について

議案第51号 財産の取得について

議案第52号 市道路線の認定について

議案第53号 市道路線の認定について

議案第54号 市道路線の認定について

議案第55号 市道路線の変更について

議案第56号 専決処分した事件の承認について

報告第2号 令和6年度亀山市一般会計継続費繰越計算書について

報告第3号 令和6年度亀山市一般会計繰越明許費繰越計算書について

報告第4号 令和6年度亀山市水道事業会計予算繰越計算書について

報告第5号 令和6年度亀山市下水道事業会計予算繰越計算書について

報告第6号 放棄した私債権の報告について

●本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

●出席議員（17名）

1番	古田吉昭君	2番	櫻木善仁君
3番	深水隆司君	4番	草川卓也君
5番	中島雅代君	6番	森英之君
7番	今岡翔平君	8番	高島真君
9番	新秀隆君	10番	豊田恵理君
11番	福沢美由紀君	12番	森美和子君
13番	鈴木達夫君	14番	岡本公秀君
15番	伊藤彦太郎君	16番	服部孝規君
18番	櫻井清蔵君		

●欠席議員（なし）

●会議に出席した説明員職氏名

市長	櫻井義之君	副市長	山本伸治君
理事	亀淵輝男君	政策部長	笠井武洋君
総務財政部長	原田和伸君	総務財政部参事	佐藤康二君
市民文化部長	小林恵太君	市民文化部次長兼 関支所長	北川明美君
市民文化部参事	関戸繁人君	健康福祉部長	林秀臣君
子ども未来部長	高宮綾子君	産業環境部長	富田真左哉君
産業環境部参事	村田博君	建設部長	高桐美智代君
上下水道部長	松永政司君	危機管理監	木田博人君
会計管理者	原正一君	消防長	豊田達也君
消防部長	豊田賢治君	消防署長	倉田利彦君
地域医療統括官	谷川健次君	地域医療部長	小森達也君
教育長	中原博君	教育部長	大平守君
代表監査委員	上田寿男君	監査委員事務局長	高嶋美季君
選挙管理委員会 事務局長	落合巧君		

●事務局職員

議会事務局長	大泉明彦	議事調査課長	新山さおり
書記	西口幸伸		

●会議の次第

(午前10時00分 開議)

○議長（岡本公秀君）

おはようございます。

ただいまから本日の会議を開きます。

本日の議事につきましては、会議システムに保存してあります議事日程（第2号）により取り進めます。

日程第1、諸報告をします。

監査委員から例月出納検査結果報告書2件が、また公益財団法人亀山市地域社会振興会から令和6年度事業報告及び決算報告書がそれぞれ提出され、会議システムに保存してありますので、ご覧おきください。

次に、日程第2、上程各案に対する質疑を行います。

初めに申し上げておきます。

質疑にあつては、議題となっております事件について、その内容を明確にするため説明を求める

ものです。したがって、自己の意見を述べることなく、また議題の範囲を超えたり、一般質問にならないようご注意くださいとともに、発言は簡潔をお願いいたします。

通告に従い、順次発言を許します。

12番 森 美和子議員。

○12番（森 美和子君登壇）

おはようございます。公明党の森 美和子です。

質疑をさせていただきますので、よろしく願いをいたします。

議案第44号亀山市税条例の一部改正についてお伺いをしたいと思います。

今回の改正は、国の地方税法の一部が改正されることに伴う条例改正だということで、その中でも市民税関係、軽自動車税関係、固定資産税関係、たばこ税関係その他と多岐にわたっておりますが、その中で市民税関係についてお伺いをさせていただきたいと思っております。

市民税関係に関しては、納税義務者の総所得金額から控除する所得控除について、納税義務者が特定親族を有する場合における特定親族特別控除を加えますとありました。この所得控除される場合の特定扶養親族とは誰を指すのか、また新設された特別控除とはどのようなものなのかお伺いをしたいと思います。

○議長（岡本公秀君）

12番 森 美和子議員の質疑に対する答弁を求めます。

原田総務財政部長。

○総務財政部長（原田和伸君登壇）

今回の市民税関係の改正につきましては、所得税の改正も関連いたしますので、まずその概要をご説明申し上げたいと存じます。

令和7年度税制改正におきましては、物価上昇局面における税負担の調整の観点から、所得税の基礎控除の控除額及び給与所得控除の最低保障額の上げが行われました。このことにより、給与収入200万円以下の方につきましては、所得税の非課税ラインが給与収入103万円から160万円まで引き上げられることとなりました。また、就業の調整対策の観点から、大学生年代の子等を扶養する扶養者、親等でございますがに対して新たな控除の創設が行われたものでございます。

これらの改正を受けまして、市民税の関係についても所要の改正を行うものでございまして、この改正の一つとして、所得税と同様に大学生年代、19歳以上23歳未満の子等を扶養する扶養者に対する新たな控除として特定親族特別控除が創設されたものでございます。

まず、特定扶養親族とは控除対象扶養親族の一部でございまして、控除対象扶養親族、いわゆる扶養とよく言われますが、これは生計を一にする居住者の配偶者を除く家族で、昨年までは先ほど申し上げましたように給与収入103万円以下でございましたが、令和7年分からは給与収入が123万円である者とされました。そのうち、19歳以上23歳未満の者を特定扶養親族と規定をされております。また、特定親族とは、19歳以上23歳未満の方で、扶養の範囲の給与収入123万円を超え188万円以下に該当する方のことで、扶養の範囲を超えるため特定扶養親族には該当しませんが、先ほど申し上げました特定親族特別控除を創設された控除に該当される方を言います。

この特定親族特別控除でございますが、大学生年代、19歳以上23歳未満の子等を扶養する

扶養者に対する所得控除として新たに創設されたもので、給与収入が123万円を超え188万円以下の子等を扶養する扶養者は、子等の収入に応じて45万円から3万円まで7つの区分による特別控除が適用されるものでございます。

○議長（岡本公秀君）

森議員。

○12番（森 美和子君登壇）

説明を聞いていると余計分からなくなってしまうような感じですけど、要は、大学生がアルバイトをして収入が増えた場合に103万円の壁と何かテレビで言っていた親の扶養から外れてしまうということをカバーするために、今回この改正が行われたということで少し理解をさせていただきます。

次に、今回改正されたそもそもの背景についてお伺いをしたいと思います。

○議長（岡本公秀君）

原田部長。

○総務財政部長（原田和伸君登壇）

特定親族特別控除創設の背景でございますが、年収103万円を超えると先ほども申し上げました控除対象扶養親族の適用外、いわゆる扶養の範囲から外れるといったこととなりますので、所得税が課税されることにより手取り額が減るため、パートとかアルバイト従業員は収入が103万円を超えないように、よく年末に出勤日数を減らすといった就業調整が見られました。

このような中、令和7年度与党税制改正大綱におきまして、現下の厳しい人手不足の状況において、特に大学生のアルバイトの就業調整については税制が一因となっているとの指摘があることが示されました。このため、19歳以上23歳未満の大学生年代の親族が扶養親族の要件、給与収入123万円以下でございますが、これを超える所得を有するようになった場合でも、給与収入が188万円以下までは親族の合計所得に応じ、45万円から3万円までの所得控除が遡減する仕組みを設けることで扶養者の、親が多いと思いますが、扶養者の税も軽減され、また就業調整に伴う労働力不足や本人の労働意欲の低下が生じないよう特別控除が創設されたものでございます。

○議長（岡本公秀君）

森議員。

○12番（森 美和子君登壇）

働く側にとっては非常に喜ばしいことだと思うんですけど、控除される額が増えるということは、一定程度税金には影響があるかと思うんですが、その点はどれほど影響があるのかお伺いをしたいと思います。

○議長（岡本公秀君）

原田部長。

○総務財政部長（原田和伸君登壇）

今回新たに創設されます特定親族特別控除に係る市税金への影響につきましては、令和7年分の所得により令和8年度の住民税課税から適用されますが、令和7年度の市民税当初課税で試算いたしますと、この特別控除に該当する対象者は233名で、市税収入としては約463万円の減収となるものでございます。

○議長（岡本公秀君）

森議員。

○12番（森 美和子君登壇）

令和8年度から適用されるので、今の数字に関しては今年度ので試算したということで理解をさせていただきました。

次に、議案第46号亀山市福祉医療費の助成に関する条例の一部改正についてお伺いをしたいと思います。

今回の背景として、国がPMH先行実施事業を活用したことによって亀山市の福祉医療費助成分野のPMHが使えることになったとありますが、そもそもこの国のPMHとは何なのかお伺いをしたいと思います。

○議長（岡本公秀君）

小林市民文化部長。

○市民文化部長（小林恵太君登壇）

PMHにつきましては、P u b l i c M e d i c a l H u bの略でございます、デジタル庁が開発をしました自治体向けの医療費助成分野、それから予防接種、母子保健分野等を対象としました情報連携ネットワークのことでございます。この開発の背景には、令和5年6月2日に国におきまして決定された医療DXの推進に関する工程表がございます。その工程表には、関係機関や行政機関等の間で、必要な情報を安全に交換できる情報連携の仕組みを整備し、自治体システムの標準化の取組と連動しながら、介護保険、予防接種、母子保健、公費負担医療や地方単独の医療費助成などに関わる情報を共有していくと示されてございます。

本市におきましては、このPMHの先行実施事業の対象のうち、今回、医療費助成分野について整備を図ったものでございます。

○議長（岡本公秀君）

森議員。

○12番（森 美和子君登壇）

今の説明ですと、今まで紙でもらっていた医療費助成の資格証がマイナ保険証と一緒にするという理解でいいですね。今までマイナ保険証にひもづけされた方は、医療機関においてカードリーダーにかざして保険証として活用されておりましたが、福祉医療費の資格証もそこに入っているということですが、医療機関での対応はきちっとできているのか。それから、以前カードリーダーを備えていない医療機関があると聞き及んでおりますが大丈夫なのかをお伺いしたいと思います。

○議長（岡本公秀君）

小林部長。

○市民文化部長（小林恵太君登壇）

まず最初に、マイナ保険証が使用できる市内の医療機関等でございますけれども、令和7年4月1日現在、市内の病院及び診療所、それから歯科診療所、薬局、全てマイナ保険証を利用することが可能と把握をしております。そのうち、今回の改正の対象となりますマイナ保険証を医療費助成の受給資格証として利用できる医療機関、薬局は、市内では2つの医院と2つの薬局合わせて4医療機関が令和7年5月27日時点でデジタル庁のホームページにおいて公表されているところで

ございます。

なお、国は令和8年度以降この全国展開の体制を構築し、公費負担医療、地方単独医療費助成におけるオンライン資格確認を推進していくこととしておりまして、本年度以降、医療費助成のオンライン資格確認に対応する医療機関は拡大をしていくものと考えているところでございます。

○議長（岡本公秀君）

森議員。

○12番（森 美和子君登壇）

マイナ保険証を活用できる医療機関及び歯科医院、それから薬局は、市内にある施設は全部このカードリーダーが設置されているということで確認をさせていただきました。

ただ、今回の福祉医療費にひもつけされる医院が、2医院と薬局が2つということで少し少ないのかなと思っておりますが、令和8年度以降きちっとその整備はされていくということでありますので、そこら辺は何か混乱とかそういうことはないか、もし言えるのであれば何かお答えをいただきたいなと思っております。

○議長（岡本公秀君）

小林部長。

○市民文化部長（小林恵太君登壇）

対象者の方につきましては、この8月末で更新を迎えますので、更新の際には丁寧に説明をさせていただきながら、受診の際に混乱が起きないようには努力をしていく所存でございます。

○議長（岡本公秀君）

森議員。

○12番（森 美和子君登壇）

施行日は9月1日からですので、8月いっぱいまでにしっかりと周知をしていくということで理解させていただきました。

次に、福祉医療費助成制度への影響についてお伺いしたいと思います。対象となる亀山市の福祉医療助成の分野というのはいろいろあると思うんですけど、その内容とPMHの導入に対して、改めて対象者が申請を行うことはないのかお伺いをしたいと思います。

○議長（岡本公秀君）

小林部長。

○市民文化部長（小林恵太君登壇）

まず、福祉医療費助成制度につきましては、福祉的配慮が必要な方の経済的な負担を軽減し、保健の向上と福祉の増進を図るため、障がい者を対象とした心身障害者医療費助成並びに後期高齢者医療制度の障がい者を対象とした65歳以上心身障害者医療費助成、それから、一人親家庭等の児童とその親を助成対象とした一人親家庭等医療費助成、それから中学校卒業までの子どもを助成対象とした子ども医療費助成にそれぞれ区分をして、医療費の一部を助成しているところでございます。

また、今回の条例の一部改正に伴いまして、受給資格証が交付されている方が何か新たに申請をしていただくといった必要はなく、従前の受給資格証の提示による資格確認の方法に加えまして、医療費助成のオンライン資格確認に対応している医療機関におきましては、受給資格証の提示をせ

ずとも、マイナ保険証だけで受診いただくことが可能となるものでございます。

○議長（岡本公秀君）

森議員。

○12番（森 美和子君登壇）

亀山市の福祉医療費助成制度というのは4つの区分に分かれておりまして、現行の資格証を持っていらっしゃる方が、2つの医療機関と2つの薬局でそれを活用するに際しては申請とかはないということで、今後も申請はないということでもいいんですか。マイナ保険証にひもづけされた、だから福祉医療費助成の申請を改めてこの必要は、活用できるのは4つの機関しか活用できませんけど、改めて資格証を持っている方が申請をするということはないということの理解でよろしいですか。

○議長（岡本公秀君）

小林部長。

○市民文化部長（小林恵太君登壇）

新たに受給資格証を取得される場合には当然手続が必要になりますが、従前からこの資格をお持ちの方については、特に改めて何か申請をするというようなことは必要はないというところがございます。

○議長（岡本公秀君）

森議員。

○12番（森 美和子君登壇）

了解しました。

次に、条例第8条にあります電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法というふうに記載されておりますが、ここでいうその他の方法というのはどのようなものなのかお尋ねしたいと思います。

○議長（岡本公秀君）

小林部長。

○市民文化部長（小林恵太君登壇）

電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法といいますのは、行政機関のコンピューターと市民、医療機関等のコンピューターをインターネット等で接続をしたオンラインシステムを利用して申請、届出、それから情報連携等を行う方法のことでございます。

一般の先行実施事業におけますシステム改修によりまして、受給者の方が医療機関でマイナンバーカードを認証させますと、本市の福祉医療システムに登録をされた資格情報をPMHのネットワークを用いて医療機関で確認することが可能となるものでございます。

○議長（岡本公秀君）

森議員。

○12番（森 美和子君登壇）

その他のというのはどういうことだったのかちょっと理解できないんですけど、もう一度答弁願えますか。

○議長（岡本公秀君）

小林部長。

○市民文化部長（小林恵太君登壇）

法的な言い回しといいますか、文言になってございまして、その他の情報通信の技術を利用する方法という単独で読むのではなくて、その前文にあります電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法という一文で解釈をするものと認識をしております。その文章的なものにつきましては、先ほど答弁させていただきましたとおり、インターネット上、インターネットを介して情報の連携をやり取りする方法というふうに認識をしております。

○議長（岡本公秀君）

森議員。

○12番（森 美和子君登壇）

医療機関と行政側の情報が、インターネットを介してできるということで理解をさせていただきました。

次に、議案第47号亀山市国民健康保険条例の一部改正についてお尋ねをしたいと思います。

今回の改正は、令和2年1月1日から令和5年5月7日までの間に新型コロナウイルス感染症に感染し、一定の要件を満たした方に対して傷病手当金を支給する制度だと思っておりますが、そもそも傷病手当金とはどのようなものだったのか、お伺いをしたいと思います。

○議長（岡本公秀君）

関戸市民文化部参事。

○市民文化部参事（関戸繁人君登壇）

傷病手当とはどのようなものであったかということでございますので、概要についてご説明をさせていただきます。

令和2年3月に国の新型コロナウイルス感染症に関する緊急対応策を受けまして、厚生労働省から市町村等に対しまして傷病手当金の支給を行うことを検討するよう要請がなされましたことから、本市におきましても、労働者が新型コロナウイルス感染症に感染した場合に休みやすい環境を整備し、そのさらなる感染拡大を防止するために、給与の支払いを受けている被用者で新型コロナウイルス感染症に感染または発熱等の症状があり感染が疑われる被保険者に対し、その療養のため4日以上仕事を休んでいるなど一定の要件を満たした場合に傷病手当を支給してきたところでございます。

なお、傷病手当金の支給に係る適用期間は、制度開始時におきましては、令和2年1月1日から同年9月30日までとしておりましたが、その後の感染状況により適用期間を延長し、新型コロナウイルス感染症が感染症法上の2類相当から5類に移行されたことに伴いまして、令和5年5月7日まで運用してきたところでございます。

○議長（岡本公秀君）

森議員。

○12番（森 美和子君登壇）

今ご説明があった傷病手当金の支払い請求権が時効になったので、今回は廃止の条例改正だということでありました。

次に、申請って何名ぐらいこの申請をされたのか、申請実績についてお伺いをしたいと思います。

○議長（岡本公秀君）

関戸参事。

○市民文化部参事（関戸繁人君登壇）

傷病手当金の実績でございますが、制度開始当初の令和2年度は申請はございませんでしたが、令和3年度から令和5年度には24人の被保険者の方から申請がございまして、合計71万3,858円を支給したところでございます。

○議長（岡本公秀君）

森議員。

○12番（森 美和子君登壇）

24名の方が申請をされたということでありました。ただ、国保に加入をされている方の対象者ですので、なかなかあんまりいらっしゃらないのかなと思いますが、この期間において、本来受け取れた方が知らなかったために申請していなかったことはなかったのか、周知について問題はなかったのかお伺いをしたいと思います。

○議長（岡本公秀君）

関戸参事。

○市民文化部参事（関戸繁人君登壇）

傷病手当金の周知についてということでございますが、新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者に係る傷病手当金につきましては、法定給付ではなく保険者の裁量により給付を決定できる任意給付でございまして、本市にとって新たな制度でございましたことから、開始に当たっては市ホームページに新型コロナウイルス感染症に伴う傷病手当金のページを設け、対象となる場合や申請方法、申請書類等を掲載して周知を図ってまいりました。さらには、市内の医療機関や薬局に案内チラシを設置するとともに、国民健康保険税の納税通知書の送付時には傷病手当金のお知らせを同封するなど積極的な周知に努めてきたところでございます。

また、新型コロナウイルス感染症が感染法上の5類に移行し、支給適用期間が終了しました令和5年5月8日以降は特に支給に係る申請や問合せ等はございませんでしたが、引き続き傷病手当の周知を行ってきたところでございまして、被保険者に対する各種制度の周知については、今後もしっかりと取り組んでまいりたいというふうに考えているところでございます。

○議長（岡本公秀君）

森議員。

○12番（森 美和子君登壇）

本人からの申請がない限り対応ができないということ、任意でありますので、でもしっかりと周知はしていただいたということで理解をさせていただきました。

最後に、報告第3号令和6年度亀山市一般会計繰越明許費繰越計算書についてお伺いをしたいと思います。

第8款土木費、第2項道路橋梁費、和賀白川線整備事業及び川合9号線整備事業についてお尋ねをしたいと思います。

そもそも社会資本整備総合交付金の追加補正分が年度末に交付決定をされて、事業完了が見込めないということでの繰越しというのは理解をさせていただいております。ただ、この2つの事業というのは総合計画の主要事業に位置づけられた非常に大事な事業でございます。それぞれ昨年度の

動きというのがちょっと見えづらかったこともありますので、この繰越しによって、今後の事業の進捗に問題はないのかお尋ねをしたいと思います。

○議長（岡本公秀君）

高桐建設部長。

○建設部長（高桐美智代君登壇）

繰越しによります事業の進捗に問題はないかとのことですが、和賀白川線につきましては、繰越予算で予定しております用地買収に伴う用地交渉を昨年度に行っており、地権者の方々と合意形成がおおむね図れていること、また新設道路工事区間につきましても、昨年度に用地買収を終えており、現在工事発注の準備を進めておりますことから、繰越しによる事業の遅延は現時点ではないものと考えております。

また、川合9号線整備事業につきましては、繰越予算で予定しております用地測量業務を既に入札準備まで進めており、今年度予定しております用地買収に伴う用地交渉も同時に進めておりますことから、繰越しによる事業の遅延は現時点ではないものと考えております。

○議長（岡本公秀君）

森議員。

○12番（森 美和子君登壇）

それぞれの事業、大きな事業ですけど遅延はないということの確認をさせていただきました。

これで質疑を終了させていただきます。ありがとうございました。

○議長（岡本公秀君）

12番 森 美和子議員の質疑は終わりました。

次に、3番 深水隆司議員。

○3番（深水隆司君登壇）

おはようございます。新和会の深水でございます。

通告に従い、議案第44号亀山市税条例の一部改正について、議案第51号財産の取得について、報告第6号放棄した私債権の報告についてお尋ねしていきたいと思っております。

まず、議案第44号亀山市税条例の一部改正についてですが、これは先ほど森 美和子議員の質疑でありまして、国の地方税法の一部が改正されたことによる市の条例の改正ということなんです。特定親族について、どのようなものか、あるいは歳入の影響については先ほどのご答弁でもありましたので、私のほうからは、特定親族特別控除を行うということの歳入の影響として、先ほどの答弁で対象者は233人、それから463万円の減収になるとのご答弁でございました。この減収になる歳入が減った分、国から特別交付税措置等の財源の補填があるのかについてお伺いしたいと思います。

○議長（岡本公秀君）

3番 深水隆司議員の質疑に対する答弁を求めます。

原田総務財政部長。

○総務財政部長（原田和伸君登壇）

特定親族特別控除の創設に伴う市民税の減収につきましては、令和8年度から影響があるということでご答弁を先ほど申し上げましたが、463万という当初課税で試算できますが、この減収に

対する国からの例えば交付金とかいうような直接的な財政措置はございません。

○議長（岡本公秀君）

深水議員。

○3番（深水隆司君登壇）

市民の皆さん方に対してのメリットもあるけれど、行政として歳入が減るという部分については、まさしく財政上影響があるということで、またいろんな部分で財政構造改革を進めていただければと思います。

続きまして、2つ目の軽自動車税関係についてお尋ねしたいと思います。

軽自動車税関係の改正内容についてでございますが、制度の改正の背景として、現行の50cc原付バイクでは排ガス規制のクリアが困難ということで車両区分の見直しが行われ、総排気量50cc以下の第一種の車両区分の中に新基準原付バイクが位置づけられたということでございます。

まず初めに、新基準原付バイクとはどのようなバイクかについてお尋ねしたいと思います。

○議長（岡本公秀君）

原田部長。

○総務財政部長（原田和伸君登壇）

新基準原付バイクにつきましては、令和7年11月から適用される新たな排ガス規制に伴い、現行の50cc原付バイクの生産及び販売継続が難しくなるため、道路交通法施行規則の一部を改正する内閣府令及び道路運送車両法施行規則の一部を改正する省令が令和6年11月13日に公布されました。

これにより、総排気量50ccを超え125cc以下の原動機の最高出力を現行の50cc原付バイクと同等程度の性能、4キロワットでございますが、に抑えた原付バイクで、原付免許で運転できるものでございます。

なお、道路交通法上は、現行の第一種原動機付自転車と同様の走行ルールが課されるため、時速30キロメートル以下の制限とか2人乗り禁止、二段階右折等の走行義務は現在の50cc原付バイクと同様に課せられます。

○議長（岡本公秀君）

深水議員。

○3番（深水隆司君登壇）

新基準原付バイクは現在の50ccのバイクと同じ出力、能力ということが分かりましたけれども、今回、現行の125ccバイクと新基準原付バイクの125cc、これは2種類の同じ排気量のバイクが税法上位置づけられるということですが、その違いをどのように証明されているのかお伺いします。

○議長（岡本公秀君）

原田部長。

○総務財政部長（原田和伸君登壇）

新基準原付バイクに該当するか否かの確認方法ということでございますが、国土交通省の最高出力確認制度に基づいて、国土交通大臣が認定した実施機関が車両ごとに発行する最高出力確認済み証明書及び最高出力確認済みの表示シールの有無で確認をいたします。

また、ナンバーの交付に際しましては、軽自動車税種別割申告書兼標識交付申請書の書式変更を行い、新基準原付バイクに係るチェック欄及び最高出力の記載欄を追加するとともに、譲渡・販売証明書にも同様にチェック欄を追加して確認をいたします。ですので、125ccですけれども新基準ということの証明をいただくということでございます。

○議長（岡本公秀君）

深水議員。

○3番（深水隆司君登壇）

販売者がきちっと証明するということが分かりました。

それで、ちょっと私が気になるのは、新基準原付バイクですけれども、本体が125ccでも最高出力を現行の50ccと同じ4キロワットに抑えるということなんです、最初に新基準原付バイクを購入して、それで登録して後で改造して本来の125ccの出力に戻して乗ることが考えられると思うんですが、そうすると税収減にもつながると思うんですね。そういったところはどう考えているのかお伺いしたいと思います。

○議長（岡本公秀君）

原田部長。

○総務財政部長（原田和伸君登壇）

125ccの原動機、出力を上げて乗るということでございますが、新基準原付バイクにおいて最高出力を4キロワットに制御する装置は、最高出力の制御方式並びに変更及び設定の解除ができないものでなければ販売ができないということになっておりますので、不正改造につながるようなことは基本的にはできないというふうに考えております。

○議長（岡本公秀君）

深水議員。

○3番（深水隆司君登壇）

物理的にはできないということの確認をしました。それで、今の排出規制がクリアできない現行の50ccバイクなんです、今所有している50ccのバイクをそのまま乗っていてもいいのかをお尋ねしたいと思います。

○議長（岡本公秀君）

原田部長。

○総務財政部長（原田和伸君登壇）

令和7年11月以降に新たな排ガス規制が適用された場合でも、現に所有でありますとか販売をしている現行の50ccの原付バイクが乗れなくなるわけではございません。

○議長（岡本公秀君）

深水議員。

○3番（深水隆司君登壇）

そのまま乗っていてもいいということを確認しました。

続きまして、固定資産税関係についてでございます。

長寿命化に資する大規模修繕工事を行ったマンションに対する固定資産税の減額措置について、マンションの管理者から必要書類の提出があり、減額措置に該当すると認められる場合、減額措置

の申告がなかった場合でも減免措置を適用するということではありますが、減額措置の要件はどのようなものかお尋ねしたいと思います。

○議長（岡本公秀君）

原田部長。

○総務財政部長（原田和伸君登壇）

長寿命化に資する大規模修繕工事を行ったマンションに対する固定資産税の減額措置の対象となるマンションでございますが、マンションの管理の適正化の推進に関する法律に基づき、都道府県等の認定を受けた管理計画認定マンションまたは同法に基づく都道府県等からの助言または指導を受けた管理組合の管理者等に係るマンション、このいずれかに該当する必要がまずございます。加えて、次の3つの要件も全て満たす必要がございます。1つ目は、築後20年以上が経過している10戸以上のマンションであること、2つ目は、長寿命化に資する大規模修繕工事を過去に1回以上適切に実施していること、3つ目は、マンションの区分に応じて長寿命化工事の実施に必要な積立金を確保していること、以上のような条件がございます。

○議長（岡本公秀君）

深水議員。

○3番（深水隆司君登壇）

3つの条件があるということで、厳しいかどうか、私には分かりませんが、それなりの条件をクリアしなければならないということなのですが、亀山市において該当する物件はあるのでしょうか。

○議長（岡本公秀君）

原田部長。

○総務財政部長（原田和伸君登壇）

現在のところ、市内におきまして対象となるマンションはございませんが、今後におきまして、減額要件を満たすものにつきましては対象となってくる場合はございます。

○議長（岡本公秀君）

深水議員。

○3番（深水隆司君登壇）

次に、公示送達についてお伺いしたいと思います。

公示送達については、インターネットを利用する方法により不特定多数の方が閲覧できる状態にするとしていますが、亀山市として具体的にどのような方法で行うと考えられているのかお伺いしたいと思います。

○議長（岡本公秀君）

原田部長。

○総務財政部長（原田和伸君登壇）

今回の改正によりまして、インターネットを利用する方法ということなのですが、基本的には市のホームページに掲載しまして、公表といいますか掲示することを考えております。

○議長（岡本公秀君）

深水議員。

○3番（深水隆司君登壇）

市のホームページで行うということなのですが、市のホームページだけではなかなかきちっと全ての方々に通達できるということが少し疑問に残ると思うんですね。またいろんな方法があると思いますので、検討をいただければと思います。

それで、次に、公示事項を市の事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態とされておりますが、具体的にはどのような状態のことをいうのかをお尋ねしたいと思います。

○議長（岡本公秀君）

原田部長。

○総務財政部長（原田和伸君登壇）

今回の改正は、先ほどのご質疑、インターネットを利用する方法で不特定多数の者が閲覧することができる状態にするとともに、これまでの現在やっております掲示場に掲示する方法に加えて、先ほど議員ご紹介いただきました事務所に設置した電子計算機の映像面に表示というそういった改正がなされておりますが、電子計算機の映像面に表示することにつきましては、市庁舎内の事務所に設置したパソコンの画面において公示事項を閲覧できるようにするというを想定はしておりますが、現時点では、具体的な方法につきましては、法の施行は令和8年5月24日までにといつたことで現時点ではまだ未定でございますので、具体的な方法については国からの要領等も示されておられませんので、未定でございます。

○議長（岡本公秀君）

深水議員。

○3番（深水隆司君登壇）

今現在はまだ未定ということなのですが、具体的な内容が分かり次第またお知らせしたいと思います。

次に、議案第51号財産の取得についてでございます。

財産の取得についてということで、今回1,947万円で高規格救急自動車を購入するということですが、高規格救急自動車とはどういうものか、どんな特徴があるのか、その機能についてお伺いしたいと思います。

○議長（岡本公秀君）

豊田消防部長。

○消防部長（豊田賢治君登壇）

高規格救急自動車とはどのようなものかというご質問かと存じますが、高規格救急自動車は、救急救命士や救急隊員が乗車し応急処置や救急救命士の行う救急救命処置が十分にできるよう、従来の救急車に比べて活動しやすい車内空間と高度な処置が行えるよう人工呼吸器やベッドサイドモニターなどの資機材を有しています。なお、当市において配備している救急車は全て高規格救急車でございます。

○議長（岡本公秀君）

深水議員。

○3番（深水隆司君登壇）

亀山市の消防に配備する自動車は全て高規格ということなのですが、今現在、亀山市で高規格救急自動車は何台あるのか、また市として配置しておかなければならない台数の基準はあるのかお尋ねしたいと思います。

○議長（岡本公秀君）

豊田部長。

○消防部長（豊田賢治君登壇）

市として配備すべき救急車の台数や基準についてというご質問かと存じますが、救急車の配備台数の基準につきましては、国が定める消防力の整備指針第13条において、人口10万以下の消防本部または署所にあつては、おおむね人口2万ごとに1台とされているところです。

当市におきましては、通常運用する救急車を3台配備しており、基準を満たしているほか、通常運用の救急車が故障や点検で使えなくなったときにその代わりとして出動する予備車を1台配備しているところでございます。

○議長（岡本公秀君）

深水議員。

○3番（深水隆司君登壇）

4台配備しているということで、安心をしているところでございます。

次に、令和6年12月議会で、私の質問の中でマイナ救急について質問をさせていただいたときに、そのご答弁で、現場滞在時間等が短縮できる効果が期待できるほか、適切な病院の選定や搬送中の応急処置、さらに搬送先医療機関では治療の事前準備につなげられるなどの効果が期待できるので、国の動向を踏まえ、令和7年度の全国展開実施予定である実証事業への参画を検討するというものでありましたが、今回購入する車両は、マイナ救急に対応した機能を備えているのかお尋ねしたいと思います。

○議長（岡本公秀君）

豊田部長。

○消防部長（豊田賢治君登壇）

国が進めるマイナ保険証を活用した救急業務の円滑化に係る令和7年度の実証事業につきましては、10月末までに全国の消防本部で開始予定となっております。なお、この実証事業においては、国が無償貸付けする持ち運び式のタブレット端末やカードリーダーを使用することから、あらかじめ車両側に艤装して使うものではございません。

○議長（岡本公秀君）

深水議員。

○3番（深水隆司君登壇）

車両の機能、整備というより、タブレットで運用するというふうなことが理解できました。

最後に、報告第6号放棄した私債権の報告についてということですが、

放棄した理由について伺いたいんですが、本来納入していただくべき使用料や手数料が徴収できていないということは、当然のことながらそれぞれの担当部署においてはご努力がされていると思いますが、大変残念なことでもあります。

そこで、今回の報告では債権を放棄した理由の一つに債権の少額を上げられております。少額の

債権とは幾らで、その少額の基準はあるのかないのかについてお尋ねしたいと思います。

○議長（岡本公秀君）

高桐建設部長。

○建設部長（高桐美智代君登壇）

市営住宅使用料の私債権管理につきましては、亀山市の私債権の管理に関する条例及び同条例施行規則の規定に基づき行っており、債権放棄の可否につきましては、亀山市滞納処分等判定委員会に諮り、処分の決定について委ねているところでございます。

議員お尋ねの債権少額によります金額の基準につきましては、明確な基準はございませんが、債権が訴訟等の手段を取ることが経済的合理性、費用対効果に欠け、債務者が無資力またはこれに近い状態などの条件により判断している状況でございます。

○議長（岡本公秀君）

深水議員。

○3番（深水隆司君登壇）

債権徴収の費用対効果があるかないかということと、それに基づいて判断は判定委員会で判断されるということで理解をさせていただきました。

それと、もう一つの理由に行方不明で徴収停止とありますが、行方不明者についてどのような対応をしているのか、どこまで追っていただいているのかについてお伺いしたいと思います。

○議長（岡本公秀君）

小森地域医療部長。

○地域医療部長（小森達也君登壇）

医療センターの使用料、手数料の私債権放棄のうち行方不明による徴収停止につきましては、委員会でも申し上げましたとおり、債権の件数が54件、債権の額63万2,511円であり、債務者としては11名ございました。

これらの債務者につきましては、外国人で日本国外に出国されて戻る見込みがなかったり、住民票を異動されずに転居されたりして連絡が取れなくなった方々でございます。その中でも、国内転居の債務者につきましては、最終的に弁護士に債権回収を依頼するなどしても所在が分からなかったものでございます。これら行方不明の債務者の債務につきましては、先ほども建設部長が申し上げましたように回収が極めて困難と判断し、徴収停止の措置を1年間取らせていただき、亀山市滞納処分判定委員会での審議を経た上で、やむなく債権放棄に至ったものでございます。

○議長（岡本公秀君）

深水議員。

○3番（深水隆司君登壇）

当然のことながら、やむを得ない事情がある、理由があるということの理解はさせていただいておるんですが、財政構造改革を行っている中で納入してもらわなければいけないそういう使用料、手数料は当然徴収をしていただくのが本来の姿でありますので、そういったところのご努力をお願いしたいと申し上げて質疑を終わります。ありがとうございました。

○議長（岡本公秀君）

3番 深水隆司議員の質疑は終わりました。

会議の途中ですが、10分間休憩いたします。

(午前10時55分 休憩)

(午前11時05分 再開)

○議長（岡本公秀君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、18番 櫻井清蔵議員。

○18番（櫻井清蔵君登壇）

それでは、質疑をさせていただきたいと思っています。

報告第3号の令和6年度亀山市一般会計繰越明許費繰越計算書についてでございます。

繰越計算書は全16事業あるんですけれども、やむを得ず繰越しというのは私も理解できます。電気料金等々、繰越しせざるを得んということがあります。先ほども、森 美和子議員もいろいろ質疑されたんですけれども、私は、第7款の商工費、第1項商工費、施設管理費について、これは2年ばかり前に櫻木議員が石水溪キャンプ場のトイレの改修について質問されて予算化されております。施設管理費として1,789万5,000円、そして繰越金が1,143万4,300円というような状況になっております。繰越しをした事業の内訳というんですか、言い訳というんですか、説明には、自然公園法の手続や新設位置の検討に時間を要し、工事の完了が令和7年度になるためというような説明がされておりますけれども、改修に係る三重県との協議内容についてちょっとお教え願いたいと思います。

○議長（岡本公秀君）

18番 櫻井清蔵議員の質疑に対する答弁を求めます。

富田産業環境部長。

○産業環境部長（富田真左哉君登壇）

石水溪キャンプ場バンガロー施設のトイレ改修につきましては、当該箇所が鈴鹿国定公園内にあることから、令和6年2月に自然公園法に基づいて、当初の石水溪キャンプ場施設整備に向けた事業認可の事項変更について三重県四日市農林事務所と協議を行い、既存のトイレと同位置、同規模であり、周囲の景観と調和するものであれば建築が認められるとの回答を得ておりました。また、当該箇所が土砂災害警戒区域であったことから、同年2月に三重県鈴鹿建設事務所と協議を行い、同じく同位置での建築が認められる旨の回答を得ておりました。

しかしながら、令和6年4月でございますけれども、実際に現地立会いした結果、改築に当たっては、北側にある崖の対策をする必要があると指摘があり、その対策として擁壁を設置するには多額の費用を要することが分かってまいりました。そのため、三重県建築基準条例第6条、崖条例でございますけれども、条例に抵触しない位置にトイレを改築することを検討し、再度三重県四日市農林事務所と協議した結果、同年12月11日に協議内容が承認されたところでございます。

○議長（岡本公秀君）

櫻井議員。

○18番（櫻井清蔵君登壇）

取りあえず令和6年に、四日市農林、鈴鹿土木というんですかな、やっつけて許可を得ておった

けれども、あかんだと。それで、去る12月11日に協議があったと。これは、当初計画の段階でそんなことは分かり切ったことやないかと私は思うのさ。崖条例に違反しておるとか、そんな問題やないと思うんですけども、分かり切ったところにつけたことに対して庁内の協議はどうなっておったんやな。これは市長にも聞きたいんやけれども、限られた予算の中で事業をやっておるとね。その中でこういうような不備になったときに、もう少し市長として原課に厳しく言うたんかどうか、なぜこんな状況でこんな繰越しをせんならんかということは市長として思わなかったかな。結局、そこへ建ててもよろしいよと農林事務所も言うておる、鈴鹿土木も許可を出しておる、いやいや崖条例であきまへんだと、それで繰越しをせんならんと。

そうするとやっぱり、私も議会をこの間長いことさせてもらっておるんですけども、当年度予算で事業計画を組んだ場合には、当年度内に予算執行をするのが本来の予算編成者の責務やと私は思っておるのさ。それに対しての市長の見解を聞きたいんですけど、いかがかな。

○議長（岡本公秀君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

おはようございます。

当年度内に予算執行をするのは当然行政としての責務であると思いますが、様々な事情によって、やむを得ない事情等々で年度内に完了しないことについては、一定の処理を取って、それは翌年も含んだ複数年で実行していくという仕組みの中で運用をさせていただいておるものでございます。

○議長（岡本公秀君）

櫻井議員。

○18番（櫻井清蔵君登壇）

事業費は1,700万、ちょっとトイレを建てるだけやわさ。石水溪キャンプ場の施設整備について、バンガローの整備費、空調とかそれはもうやってきたわけさ。それで、このトイレについては、長年、石水溪キャンプ場の関係者、管理者とか地域の方、利用者から切な要望があって、何とかしてくれという形の施設やわさ。それがここに繰越し繰越しでやってきて、それで来年はできますよと。そうすると、供用開始時期は一体どこら辺を見ておるのか。今度は担当部長がちょっと答弁して、供用できる時期はいつ。

○議長（岡本公秀君）

富田部長。

○産業環境部長（富田真左哉君登壇）

石水溪キャンプ場バンガロー施設トイレ改築工事につきましては、工期が令和7年2月12日から同年7月11日まででございますが、工期内に現トイレの取壊しも行いますことから、新しいトイレの使用開始は7月1日頃を予定しております。

○議長（岡本公秀君）

櫻井議員。

○18番（櫻井清蔵君登壇）

もう一度お願いしたいんだわ、もう一遍同じ答弁を。ちょっと字が書き取れやんだで、ゆっくり頼みますわ。

○議長（岡本公秀君）

富田部長。

○産業環境部長（富田真左哉君登壇）

石水溪キャンプ場バンガロー施設トイレ改築工事につきましては、工期が令和7年2月12日から同年7月11日まででございますが、工期内に現トイレの取壊しも行いますことから、新しいトイレの使用開始は7月1日頃を予定しております。

○議長（岡本公秀君）

櫻井議員。

○18番（櫻井清蔵君登壇）

令和7年2月12日から令和7年7月11日。すると令和7年2月12日というのは令和6年度予算やわな。それなら、この1,700万の執行率はどんなふうになるのかな、これで。割り算ちょっと私はようせんもんでさ。これはどこまで進んでおるのや、これは、進捗状況。

○議長（岡本公秀君）

富田部長。

○産業環境部長（富田真左哉君登壇）

今回の繰越しにつきましては、前金払いした額を除いた部分が全て繰越しという形になっております。

それから、進捗につきましては、おおよそ建物ももうできておりまして、もうあと1月ほどですもので、工期内での完成を見込んでおるところでございます。

○議長（岡本公秀君）

櫻井議員。

○18番（櫻井清蔵君登壇）

いや、だから、まず設計業務やな、測量、設計、建設費、整地も要るのやと、それから撤去費、その細かい部分を言うてくれよ。それが進捗状況やわさ。今前払い金と建物ができる、もうできておるもんとやったやろう、今の話やけど、その流れを知りたいの。当然設計せんならんわな、建物を。それで位置図の測量もせんならんわな、位置決定も、協議決定も。それから、建物に対する建築の入札価格が幾らやと。それから、既存の施設の撤去費用が幾らだと、そこら辺が知りたいの。それはあるやろう、資料は。

○議長（岡本公秀君）

富田部長。

○産業環境部長（富田真左哉君登壇）

まず、設計業務委託につきましては、委託料が165万円でございます。それと、石水溪バンガロー施設トイレ改築工事、この中に取壊し費用も含まれておりまして、金額が1,617万円でございます。

○議長（岡本公秀君）

櫻井議員。

○18番（櫻井清蔵君登壇）

報告案件というのは、設計は何月何日にやりました。165万で落札して業者が決定しました。

工事は何月に入札をして何月から始まって、それで7月11日に完了してとこういうふうなそれを教えていただきたいの、細かいことを。分かっていますやろう、違いますか。それを言ってくださいよ。答弁できませんか。

○議長（岡本公秀君）

富田部長。

○産業環境部長（富田真左哉君登壇）

設計業務委託につきましては、令和6年7月19日から令和6年11月29日までの委託業務の中で設計いたしております。それから、工事請負契約につきましては、先ほど申しましたけれども、令和7年2月12日から令和7年7月11日までの工期で進めておるところでございます。

○議長（岡本公秀君）

櫻井議員。

○18番（櫻井清蔵君登壇）

そうすると、あえて繰越しをせんならん前に執行予算があるわな、1,700万から1,100万で。そうすると、翌年度繰越しが1,143万4,300円で、差額の640万、これは結局設計費用が152万で、工事前払い金ということかな、そういうふうな理解をしてよろしいのかな。

○議長（岡本公秀君）

富田部長。

○産業環境部長（富田真左哉君登壇）

646万につきましては、工事費の前金額でございます。

○議長（岡本公秀君）

櫻井議員。

○18番（櫻井清蔵君登壇）

何はともあれ、議会で質問をされて、それでこれに着手したわけですけども、一番大事なのはトイレなんやわ、施設のな。トイレを先にやっておいて、こんなことは当然調べてきちっとクリアして、当初予算に計上して予算執行をやっていくと。予算は上げたものの、四日市農林事務所もオーケーを言うて、鈴鹿土木もオーケーを言うて、いやいや、そんなことないと、崖条例で廃止になったと、ちょっと場所を変えよというようなことをしたら、日にちばっかりたつて、利用者にこんな不便をおかけするという状況になるわけやさ。あえて繰越明許にならんように、やっぱり当初予算の事業は年度内完了させるというのが基本やと私は思うの、行政の。

市長、あなたは言わはったよな、やむを得ず繰越しせんならんと。そうやない、やむを得ず繰り越す必要のないように、当初その予算を組むとき、当初予算編成をするときに、当然10月ぐらいから予算編成をやるわけさ。10月ぐらいにやって、全ての条件、公園法も建築基準法も何もかもクリアした中で予算計上するのが本来の当初予算編成の在り方やと私は思うておるのや。

それをあえて、1,700万のうちの大体何%なのかな、これ。ざっと60%強やわさ。それを繰り越さんならんということは、業務に何か支障があるのかな、繰り越さんならん。それとも、このことに気がつかんだんか。そこら辺をちょっと確認したいんですわ。

○議長（岡本公秀君）

富田部長。

○産業環境部長（富田真左哉君登壇）

今回石水溪キャンプ場でございますけれども、国定公園内ということで、自然公園法でございますとか崖地条例、こういったものにも抵触する可能性があるということで、事前に三重県のほうに相談をかけながら進めてきたところでございます。特にバンガロー施設につきましては、地域に要望を受けておりましたのは平成30年度でございますので、それからずっとできないかというところで協議を県とも進めてきておりました。その中で、令和4年度にこういう形で改修ができるという県のほうから返事をいただきまして、令和6年度に予算化したところでございます。しかしながら、それでうちのほうはできるというふうに判断しておったんですけれども、これが、令和6年4月に現地立会いをしたところ、そういった崖地に不具合があるという指摘を受けて時間がかかっておるというところでございます。

○議長（岡本公秀君）

櫻井議員。

○18番（櫻井清蔵君登壇）

ということは、予算編成の段階では県の立会いをしなかったということやな。令和4年度に指摘を受けて、あのトイレを改修すると。それでああじゃこうじゃと言って、自然公園とかどうこう言うて、さあ建てようと思ったらストップがかかったと。それなら、どこからストップがかかったんやな。

○議長（岡本公秀君）

富田部長。

○産業環境部長（富田真左哉君登壇）

三重県の鈴鹿建設事務所のほうで、崖地の条例に抵触するというので、計画していた場所には建築できないということになりました。

○議長（岡本公秀君）

櫻井議員。

○18番（櫻井清蔵君登壇）

だけど、令和6年2月に三重県の鈴鹿土木と協議をしておるのやろう。そのときに鈴鹿土木が何で指摘をせんのやな。そうでしょう。指摘をすれば、こんな崖地条例とかそんなことは出てこんわさ。だから、これをやっておったら押し問答になってあれやけれども、要は当初予算を編成するときに繰越明許費を極力少なくするようにするのが原課であり市長の責務やがな、限られた予算の中で。原課の状況を市長はきちっともって把握して、執行率と私はよく言うんやけど、執行率を高めなあかんと思う。目をもっと市長として光らさなあかん、これで行けるのかと。予算査定の段階で、もうこれでいけるのかとこの確信を持って当初予算を編成するんやから、最後に市長査定があるんやから、そこら辺を私は言いたい。

市長としての仕事をもっとすべきやないかと、予算執行率を高めるために。繰越明許をようけせんと。今回も繰越明許して2億6,000万ですよ、全額で。そこを私は聞きたいの。やで、担当部局の責任でもあり、ひいて言えば予算編成した市長の責任であるのやさ、このような事業の遅れというのは。私はそう思うけれども、繰越明許することについての所見を市長に一遍お聞かせ願いたい、次の問題もあるで。繰越明許事業をやっていくには、どういような要因があつてこうなつ

ていくのか、それについての認識をお聞かせ願いたい。分らんか、言うておることが。また反問権かえ。

○議長（岡本公秀君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

繰越明許についても先ほどご答弁させていただきましたが、まず石水溪キャンプ場のトイレの繰越明許に至ります背景だけ少しお話しさせていただきたいと思えますし、まず、この石水溪キャンプ場、亀山市にとりまして非常に大きな憩いの場であって、これの環境整備をやっというものは数年来の大きな政策課題の一つでございました。議会からもご要望いただいて、地元からもご要望いただいておりました。そういう中で検討を重ねてきた中で、先ほどの法律に絡むいろんな問題でありますとか、特にトイレの改修はそうなんですけど、そういうことも関係機関、三重県と協議を重ねてこの事業を進めてきたわけでありまして、それに先駆けてこれは令和4年度から県には相談をかけて積み上げてきた事業でございまして、一連の経過につきましては、私自身も詳細を把握させていただいてきておるものでございます。

そういう中におきまして、まず令和5年度におきまして、限られた予算編成、優先順位を見極めた上で、観光施設修繕のうち、石水溪キャンプ場屋内研修施設の屋根の雨漏りの修繕をまず優先させていただいたところでございます。その一方で、石水溪キャンプ場バンガロー施設のトイレの改築につきましては、これを進めていく県との協議を重ねてきた結果も踏まえまして、令和6年度予算に計上すべく、令和5年度中の予算編成で計画を積み上げてきたものでございます。そういう一連の流れの中で、石水溪キャンプ場をどのように魅力を高めるようにしていこうかということで、令和6年の3月議会におきましては、石水溪のバンガロー等の利用、通年を通じた形で利用できるようにしようということで、これは議会の皆さんにも条例改正を行わせていただいたところでございまして、これら一連の流れの中で取り組んでまいりました中の令和6年度で、トイレの改築につきましては、先ほど答弁させていただいたように、従来から積み上げてきておりました県の見解が変わる中で、やむなくこれを繰越しさせていただくという一連の流れとなったものでございます。

先ほどご答弁させていただきましたように、年度予算をその年度で執行していくと、それもこれに限らず当然のこととございまして、しかし様々な不可抗力であったり様々な状況、いろんな要素によって、そこは執行できないというケースにおきましては、繰越明許の仕組みを、議会とのこの報告をさせていただいて、そういう仕組みを通じて説明をさせていただく中で翌年度へつなげていく、これはしっかり執行していくということをご理解いただきたいと思います。今回のトイレにつきましては、今ご答弁させていただきました本年の夏休み前のシーズンに間に合うように、きっちり対応させていただくことに責任を持ってさせていただくということで現在進めているところでございます。

○議長（岡本公秀君）

櫻井議員。

○18番（櫻井清蔵君登壇）

夏の時期に間に合うようにというんですけれども、結局、石水溪のキャンプは冷暖房を入れて1年間利用できるような施設にしてあるわけや。私ども昭和58年のときに、59年やったかな、望

仙荘というのがあったわけさ。そこに関わらせてもらっているいろいろあったわけです。それは今井市長のときでした。だから、市長に言いたいことは、予算は年内に消化してほしいということです。

それに併せて、第6款の土木の第2項道路橋梁費、川合9号線繰越事業について、これは森美和子議員も質疑されたけれども、令和6年度亀山市一般会計繰越明許費繰越計算書における金額823万5,000円と、翌年度繰越し800万の差額について、23万5,000円あるんですけども、これは3月定例会当初に823万5,000円を繰越しやっていますわな。それで、今回また6月に800万の繰越しをやったと。その要因についてちょっとお聞かせを願いたいと思います。

○議長（岡本公秀君）

高桐建設部長。

○建設部長（高桐美智代君登壇）

差額につきましては、社会資本整備総合交付金における当初予算により進めておりました用地測量業務委託の見込額を基に算出した繰越明許費823万5,000円を3月議会にて繰越明許費補正として追加させていただきました。その後、用地測量業務委託が完了し、額が確定しましたことから、翌年度繰越額の800万円も確定し、23万5,000円の差額が生じたものでございます。

○議長（岡本公秀君）

櫻井議員。

○18番（櫻井清蔵君登壇）

これは追加というようなことを言わはったけど、追加ではないやろう。23万5,000円を使って800万円を再度繰り越したということですか。そういうふうに理解しておるが、23万5,000円、今どんな進捗状況なんですか、どこまでいっておるのか、この事業が。森君の質疑のときも、用地買収の同意を得た、用地測量した。道路幅員は現行五、六メートルということやけれども、2メートル50の歩道を抱かせて、両サイドに40センチの側溝を放り込んで、大体12メートルぐらいの道路幅やと思うけれども、今の状況はどこまで進んでおるのか。本年度は基本設計と用地交渉かな、どこら辺までやっておるのかな。恐らく事業費はこれだと思っていないと思うけど。来年度の予算に入ってくると思うけれども違いますかな、進捗状況をちょっと教えてください。

○議長（岡本公秀君）

高桐建設部長。

○建設部長（高桐美智代君登壇）

事業の進捗状況につきまして、川合9号線につきましては、令和6年度、昨年度、設計と用地買収、用地測量で、引き続き今年度も用地測量をさせていただく予定でございます。

今の進捗状況といたしましては、測量に関しましては、6年度に850メートルの測量をいたしまして、測量自体は82%完了しております。事業全体といたしましては、今実績値で6.1%となっております。

○議長（岡本公秀君）

櫻井議員。

○18番（櫻井清蔵君登壇）

今のは、用地、それから測量はほとんどまだ済んでいないということで理解させてもらってもいいかな、6.1%ということは。それでよろしいかな。

○議長（岡本公秀君）

亀淵理事。

○理事（亀淵輝男君登壇）

今の工事の流れといたしまして、計画から用地測量で用地買収、そのように事前準備として流れてまいります。工事はまだ先になりますが、その中で、先ほど建設部長もご答弁申しあげましたように、約6.1%ということでございますので、まだ測量が完全に終了していない、おおむねはできておるんですけども、その一部が後の今年度の繰越分のほうでさせていただいて、その後買収に入っていくという状況でございますので、今から土地の確保を進めながら工事のほうに向かって進んでまいりますというところでございます。

○議長（岡本公秀君）

櫻井議員。

○18番（櫻井清蔵君登壇）

私は、基本的に川合9号線というのは、あの地域に必要な道路という形で希望をされておると思うのさ。右側を買収するのか左側を買収するのか私は分からんし、均等に4メートル50ずつ買収していくのかそれは分からん。今の状況で6.1%の状況ということは、測量費がまだ82.どんだけだけで、そうすると地権者同意はもう完了しておるのかな、これは。その辺をちょっともう一遍繰越しについて答弁ください。

○議長（岡本公秀君）

高桐部長。

○建設部長（高桐美智代君登壇）

用地交渉につきましては、用地測量と同時に進めている状況でございます。

○議長（岡本公秀君）

櫻井議員。

○18番（櫻井清蔵君登壇）

いや、進めておるやなしに、あれは地域の道路やでさ。あの道路はかなりみずきが丘の方でも十分利用する道路やでさ。もう事業計画が済みました、測量をしましたという前に、もう用地買収の同意を得ておるのかどうかという確認をしたいんですわ。ということは、同意を得ていなかったものを繰り越してもしようがないで、測量をしても無駄な金になるわけや。用地買収の交渉は、地域の地権者に同意を100%得ておるのか得ていないのか、その確認をもう一遍したい。

○議長（岡本公秀君）

亀淵理事。

○理事（亀淵輝男君登壇）

当然、当初から地域への説明も行わせていただきまして、地権者にもご説明申し上げておる状況の中で用地測量も入らせていただいておりますので、金額等の詳細についてはまだ決定しておりませんが、この事業に対する承認といいますか、同意といいますか、そういう部分についてはいただいておりますものというふうに考えております。

○議長（岡本公秀君）

櫻井議員。

○18番（櫻井清蔵君登壇）

いただいておりますやなくて、いただいておりますという答弁はできませんのかな。

道路行政というのは、やっぱり100%同意やなければ、なかなか道路はできへんのやで。私も道路関係でいろいろ議会のほうで議論をさせてもらって、寸止めの道路も造ったし、亀山市の東町商店街の道路整備のときも、今井市長のときに一部地権者の同意を得られんと完了できなかった道路があるわけで、田中市長になってからそれが解消したという道路もあります。だから、はっきりこの部分は、地権者の100%同意を得ておりますと。その中で、繰越明許を提案させていただいておりますというような答弁はできませんのかなということです。そこをはっきりしてください。

○議長（岡本公秀君）

亀淵理事。

○理事（亀淵輝男君登壇）

あくまでも事業については、私どもは同意いただいておりますというふうに考えておりました、ただ、当然用地買収等に今後進んでまいりますので、その部分について、やはり地権者のご意見と私どもの提示金額といたしますか、そういう部分について今から協議もありますので、その部分についてはまだ未定の部分があるかなというふうに考えておりました、事業全体としてはご同意いただいておりますというふうに考えております。

○議長（岡本公秀君）

櫻井議員。

○18番（櫻井清蔵君登壇）

この川合9号線は必要な道路やで、地権者同意が困難なときは、当然市長が出向いて地元で頭を下げて、皆さんと共にやっついていこうやないかという行動をするように申し上げて、質疑を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（岡本公秀君）

18番 櫻井清蔵議員の質疑は終わりました。

次に、13番 鈴木達夫議員。

○13番（鈴木達夫君登壇）

結の鈴木達夫です。

議案質疑をさせていただきます。

議案第44号亀山市税条例の一部改正についてでございますが、特に市民税関係に限り5つほど質疑を用意しましたが、もう既に2人の方が質疑をやっていただいたので、私は簡単に3つほど確認だけさせていただきます。

まず、通告1番目の改正の趣旨と背景についてということですね。背景と趣旨については、やはり亀山市としては、国による地方税法と地方税法の施行規則の改正に伴って、亀山市もそれに準じて粛々と行ったと、整理したというように考えていますが、やはり本質的な背景の中には、一部答弁、あるいは資料の中にも書き込みもありましたが、昨今の食料品を中心とした物価高とか、あるいは慢性的な日本の労働力の不足とか、それに伴う就労調整の対応の必要性、こんな背景の中で今はそういう時代に入ってきたんだという大きな背景があったと私は確認をしております。

そこで、個人市民税、大きな3つの中で、まず森 美和子議員、深水議員からも質疑がございま

して、19歳から23歳未満の特定親族特別控除の新設についての市の影響については、ご答弁の中で、対象者は現在のところ233名で、市への財政的な影響は463万であるということ、深水議員の質疑の中では、新設による国の財源措置はないと。直接的な財源措置はないというような、間接的にあるのかなと思ったりしたんですけれども、そういうことです。

それで、あと2つについて確認をします。

まず給与所得控除の改正です。これは、簡単に給与所得控除が現行の55万から65万に引き上げられたというものだと思いますが、内容の補足があれば補足していただきたい、それによる市税収入の影響はどうかということをまず質疑したいと思います。

○議長（岡本公秀君）

13番 鈴木達夫議員の質疑に対する答弁を求めます。

原田総務財政部長。

○総務財政部長（原田和伸君登壇）

特別親族特別控除の市税に対する影響ということにつきましては、先ほどご紹介いただきましたように、さきのご答弁で463万円というご答弁を申し上げました。お尋ねの給与所得の控除の見直しにつきましては所得税法等の関連でございますが、今回の税制改正の一定の中の一部ということではございますが、給与所得控除が55万円から65万円と10万円引き上げられます。そのことによりまして、当然この10万円については市税で課税もできないというか、課税も減るわけでございますが、単純に計算をいたしますと、税率を掛けますと2,500万円程度の影響が考えられます。

ただ、これにつきましては、先ほどの答弁で、国の直接の交付金とかの補填はないというふうに申し上げましたが、全体では結構な金額の減収になりますが、これにつきましては、地方交付税の中で基準財政収入額で加味されるのではないかというふうなことは考えておりますが、現時点では明確ではございません。

○議長（岡本公秀君）

鈴木議員。

○13番（鈴木達夫君登壇）

やはり大きかったですね、2,500万、僕はもう少し。非常に大きいなあ。これは交付金はないけれども、基準財政収入額の中で換算させられる可能性はあると、今のところ分からないということですね、市民税です。

それでは、扶養親族に係る所得、今まで103万円だった扶養親族の適用が123万まで上げられるということと、簡単に言えばですね。これに対する改正内容の補足、あるいは市税収入への影響についても答弁をお願いします。

○議長（岡本公秀君）

原田部長。

○総務財政部長（原田和伸君登壇）

扶養親族等に係る所得要件が48万円以下から58万円以下というふうなことで、扶養の範囲が拡大されるということでございますが、これにつきましては、各被扶養者の有無、それと色々な家族構成も影響しますので、なかなかきちっとした算定は難しいというふうには考えております。

○議長（岡本公秀君）

鈴木議員。

○13番（鈴木達夫君登壇）

ありがとうございました。

ここの部分については算定が難しいと。特定親族特別控除と、それから給与所得控除を合わせて、今のところ約3,000万ぐらい影響があるのではないかと。答弁の中でも、これに対する財政措置は直接的なもの、いわゆる交付税はないと思っているが、基準財政収入額の中に算定する可能性がある、非常にまだ曖昧な状態であるということが分かりました。

昨年の10月、11月頃から、いわゆる103万円の壁とかということで、この論争がいよいよ令和7年度の年末調整とか確定申告の中で影響が出てくると思うんです。関係する市民の方は、今のところ静かなんですけども、時期になれば非常に大きな関心事となってくると思います。

最後に、議案の範囲だということでお許しを願いたいんですけども、前段も述べたとおり、特にこの物価上昇、あるいは就業調整の対応として出た税制改正が我々市民、あるいは市、あるいは市民生活、あるいは就業環境にどのような影響を与えてくるのかという現時点の市の認識といたしますか、分かる範囲で確認をさせていただきたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（岡本公秀君）

原田部長。

○総務財政部長（原田和伸君登壇）

まず市民の働き方への影響ということでございますが、今まで大学生年代の親族が扶養者の税額軽減のため、扶養になれる範囲でアルバイト等の収入金額を、年末分に寄るかと思いますが、に調整していたものが、特定親族特別控除が創設されることにより、扶養の範囲外となる給与収入123万円を超えても、給与収入が188万円以下までは、45万円から41万、31万、21万、11万、6万と3万と7つの区分により、段階的に扶養者は所得控除の適用がございするため、扶養者の扶養の範囲内に収まるようアルバイトの日数調整を考える必要性が低くなるのではないかとはい予想をしておるところでございます。

それと、これは直接市民税といたしますか、この条例ではございませんが、扶養自体が引き上げられたことによって、やはりそういったことは市民の扶養の範囲内というふうなことで考えて働いておられる方については一定、それは考えて増やすということもあり得るものだというふうには考えております。

○議長（岡本公秀君）

鈴木議員。

○13番（鈴木達夫君登壇）

まだまだ不確定な要素はありながらも、現在のところの市の考え方を伺わせていただきました。

これで議案質疑を終わります。

○議長（岡本公秀君）

13番 鈴木達夫議員の質疑は終わりました。

会議の途中ですが、午後1時まで休憩いたします。

（午前11時53分 休憩）

(午後 1時00分 再開)

○議長（岡本公秀君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、11番 福沢美由紀議員。

○11番（福沢美由紀君登壇）

通告に従い、議案質疑をさせていただきます。

福沢美由紀でございます。

議案第44号亀山市税条例の一部改正についてでございます。

朝から何人か質疑をされましたので、もうほとんど割愛していきますが、重なった部分については、ちょっと背景についてご説明が午前中あったときに、所得控除のうち特定親族特別控除についてなんですけど、学生さんがアルバイトをするに当たって、少し限度を超えてしまうと扶養から外れてしまうという問題があったということだったんですが、もともと大学に行っている世代の子たちの扶養については控除額も高かったということだったんですよ。

当時それはアルバイトをするためではなくて、やっぱり学生さんやから仕送りもせんならんでしょうし、いろんなことでお金がかかるだろうからということがあったと思うんですが、今回の背景について、学費が高いとかそういうことではなくて、学生さんがアルバイトをするに当たってという話だったんですが、それだけがクローズアップされたのかということと、アルバイト、アルバイトという話がずっと国会でも言われてたんですけども、控除がされる幅が広がって、一番高いところで百八十何万までありましたよね。それぐらいだと、アルバイトじゃなくても今や正規職員とか、普通にお勤めをしてても所得が少なくて、それぐらいの方もいらっしゃると思うんですけど、この要件としては、アルバイトに限っているのかどうかということと、その背景についてもう一度お伺いしたいと思います。

○議長（岡本公秀君）

11番 福沢美由紀議員の質疑に対する答弁を求めます。

原田総務財政部長。

○総務財政部長（原田和伸君登壇）

今回の特定親族特別控除の背景ということでございますが、若干繰り返しになるかも分かりませんが、令和7年度の与党の税制改正大綱で、現下の厳しい労働力不足の状況において、特に大学生のアルバイトの就業調整について、これは税制が一因となっているという指摘があるといったことが示されたため、19歳以上23歳未満の大学生年代と言っておりますが、の親族が扶養親族の要件を超える所得を有する場合でも、その所得に応じた控除を受けることができる特定親族特別控除が新たに導入されました。

これにつきましては、先ほど議員お尋ねのアルバイトのみかということでございますが、経緯といたしましては、大学生が扶養から外れると、扶養者、親の方の税が増えるとともに、税金もかかってくるといった背景があったんですが、要件としましては、19歳以上23歳未満としておりますので、これは大学生に限らず、働いておみえの方、もう当然正規の方でもアルバイトの方でも対象になるというふうな内容でございます。

○議長（岡本公秀君）

福沢議員。

○11番（福沢美由紀君登壇）

労働者を雇う側のご事情もかなり大きかったということでした。

次ですけれども、軽自動車税の身体障がい者等に対する種別割の減免申請についてということが上げられております。市なので軽自動車だけだと思うんですけれども、身体障がい者の方が車の税金について減免をしてほしいというときに今までとは変わるということだと思ってしまうんですけれども、この内容について伺いたいと思います。

○議長（岡本公秀君）

原田部長。

○総務財政部長（原田和伸君登壇）

身体障がい者等に対する軽自動車税種別割の減免につきましては、亀山市税条例第97条及び同条で施行規則第10条の2の規定に基づき、障がいの区分に係る障がいの等級に応じて減額を減免しております。そういった中で、現在減免申請の手続につきまして、納期限前、7日前までに申請をいただく必要がございます。

また、申請時には身体障がい者手帳、免許証、車検証を提示していただき、障がいの区分及び等級、免許証の番号並びに有効期限及び免許の種類、それと車検証に記載されております所有者等の内容を確認した上で写しを取らせていただいております。今回の改正につきましては、免許証を特定免許情報記録個人番号カード、マイナ免許証といたりしますが、に変更された場合で、申請者が個人番号カードに記録された免許証情報を提示することによりまして、これまでの免許証を提示することに代えまして、こういったマイナ免許証でも手続ができる、そういった改正でございます。

○議長（岡本公秀君）

福沢議員。

○11番（福沢美由紀君登壇）

今までですと、マイナカードの人も免許証は別で持っていかなあかんだけれども、マイナ免許証、免許証とマイナカードが引っついておると、免許証はそこにもう入っているからそのまま出すということになると思うんですけれども、ぱっと見たところ、マイナカードには免許証の情報が何も見えない状況でありますので、それを読み取っていただかなくてはならないと思うんですけれども、カードリーダーから読み取るということはもう既にできるようになっているのでしょうか。

○議長（岡本公秀君）

原田部長。

○総務財政部長（原田和伸君登壇）

マイナ免許証をお持ちの方は、記録された情報につきましては、ご自身のスマートフォン等にマイナ免許証読み取りアプリをダウンロードすることで免許証情報を表示することができます。しかしながら、読み取りアプリをダウンロードされていない方やスマートフォンをお持ちでない方は免許証情報が提示できませんので、それにつきましては、カードリーダー等を用意して、申請時に市のほうで読み取れるようにするようになりたいと考えております。

○議長（岡本公秀君）

福沢議員。

○11番（福沢美由紀君登壇）

今税務のほうにそういうカードリーダーはなかったんですね。新しくそれはもう市で買われたということですか。

○議長（岡本公秀君）

原田部長。

○総務財政部長（原田和伸君登壇）

現時点では用意はしておりませんが、ただこの減免申請につきましては、本年度はもう既に納期限7日前までに申請いただく必要がありますので終わっております。ですので、来年度の減免申請までには用意をさせていただきたいというふうに考えております。

○議長（岡本公秀君）

福沢議員。

○11番（福沢美由紀君登壇）

国が進めるマイナカードについてのカードリーダーなので、国から公費で出るということですか、カードリーダーの機械は。

○議長（岡本公秀君）

原田部長。

○総務財政部長（原田和伸君登壇）

カードリーダーにつきましては、数千円というふうなことではお聞きしておりますので、市のほうで用意するということになるかと存じます。

○議長（岡本公秀君）

福沢議員。

○11番（福沢美由紀君登壇）

安いか高いかに関わらず、やっぱりそういう国の制度によるものというのは、いろんなシステム改修とかでもよく市でお金を出していますけれども、ここのところはどうなのかなと思いました。

要するに、マイナ免許証をお持ちの方とそうでない方があって、マイナ免許証を持っている方も、アプリをお取りの方とそうでない方があって、そういうことにそれぞれ対応していくことになるということが便利になるのかどうなのかよく分からない状況がよく分かりました。

次なんですけれども、たばこ税の改正内容、これもちょっと、私はたばこをたしなみませんもんで、紙のたばこと電子たばこと、あとそれが税率が変わっていくというようなことが説明があったんですけれども、具体的にいつ、どのように変わっていくのか、またその背景についてお伺いしたいと思います。

○議長（岡本公秀君）

原田部長。

○総務財政部長（原田和伸君登壇）

たばこ税の改正につきましては、現在加熱式たばこは紙巻きたばこの8割程度と税負担水準が低くなっております。そのため、課税の適正化の観点から、加熱式たばこの課税方式を現行の重量と

価格によって紙巻きたばこの本数に換算する方式から、重量のみで紙巻きたばこの本数に換算する方式へ見直すものでございます。

なお、激変緩和のため、令和8年4月1日から令和8年9月30日までは、現行の換算方式と改正後の換算方式を50%ずつとし、令和8年10月1日以降は、改正後の方式を100%とする2段階で見直しを行うものでございます。

この改正によりまして、現在加熱式たばこ1箱20本入りの紙巻きたばこ換算本数が15から16本のところが、改正後は20本へと四、五本増加というふうなことになると考えております。

○議長（岡本公秀君）

福沢議員。

○11番（福沢美由紀君登壇）

私、この前、電子たばこというのを一遍見せてもらったんですけど、どんなものか、えらい小っちゃいんですね、たばこ自身は。今までは、紙巻きたばこと電子たばこを比べると電子たばこのほうが税金が安かったということですよね。それが今回の改正によってだんだんと税金が、紙巻きたばこ並みに高くなっていくという解釈でよかったですでしょうか。

○議長（岡本公秀君）

原田部長。

○総務財政部長（原田和伸君登壇）

先ほども申しあげましたように、現在の加熱式たばこは紙巻きたばこの8割程度の税負担水準がそういったこととなっておりますので、これを紙巻きたばこに近づける、これは令和8年4月1日からでございますが、ただ激変緩和のために2段階で改正を行っていくといった内容でございます。

○議長（岡本公秀君）

福沢議員。

○11番（福沢美由紀君登壇）

そもそもなんですけれども、なぜ電子たばこが税率が安かったのかという背景があると思うんです。今回これを合わせていくということにも背景があると思うんですけれども、その辺が分かりましたら伺いたいと思います。

○議長（岡本公秀君）

原田部長。

○総務財政部長（原田和伸君登壇）

もともと加熱式たばこが軽減されているというのは、そこは税制、もともとですのでちょっとはつきり分かりませんが、ただ加熱式たばこが出てきたときは、やはり紙巻きたばこがとても比率的に高かったのが、だんだん加熱式たばこの比率が高くなってきたので、ところが税負担が先ほど申しあげました加熱式たばこのほうが低いものですから、これは公平性といいますか税の適正化の観点から同程度に引き上げていくというふうな考え方だと存じます。

○議長（岡本公秀君）

福沢議員。

○11番（福沢美由紀君登壇）

私たちがそばにいても加熱式電子のたばこだと副流煙はないし、端におる者としてはありが

たいですけれども、体にいいのか悪いのか、そこら辺はよく分かりませんが、そういういろんな事情で加熱式たばこが多くなってきたからたくさん税金がいただけるようにしたというのも、またそれはどうかなと思うんですけれども、税収として今年1年は何も変わらないわけですね、来年からということなんですけれども、見込みをもし示しているものがありましたら伺いたと思います。

○議長（岡本公秀君）

原田部長。

○総務財政部長（原田和伸君登壇）

今回の改正につきましては、激変緩和もあって2段階でなりますが、改正後の換算方式、完全移行となります令和9年度は、令和6年度の決算見込額を基準に、仮に喫煙率が同じとして試算をいたしますと約2,600万円の税の増収になるというふうに予想をしているところでございます。

○議長（岡本公秀君）

福沢議員。

○11番（福沢美由紀君登壇）

よく分かりました。ありがとうございました。

たばこ税は、軍備に、国のほうに行くには使われるということなんですけれども、健康のためには少ないほうがいいんですけど、市税としてはたくさん入ることがよく分かりました。

市税条例の中のもう一つ最後に、公示送達の改正内容についても伺いたしたいと思います。

そもそもなんですけれども、公示送達というのは何の目的でどのようにされるものなのかをお伺いたしたいと思います。

○議長（岡本公秀君）

原田部長。

○総務財政部長（原田和伸君登壇）

公示送達につきましては、地方税法第20条の2において、送達すべき書類について、その送達を受けるべき者の住所及び居所が明らかでない場合、または外国においてすべき送達につき困難な事情があると認められる場合には、行政機関の長は、送達すべき書類の名称、その送達を受けるべき者の氏名及び行政機関の長がその書類をいつでも送達を受けるべき者に交付する旨を当該行政機関の掲示場に掲示して行って公示送達ができることとされております。

税の納付書とかを送った場合に、もう転居されたり居所が不明といったことで届かない場合がありますので、そういったときに公示送達ということですのでございますが、この掲示を始めた日から起算して7日を経過したときは、書類の送達があったものと、納付書が届いたというふうにみなすというふうなことで規定がされております。

○議長（岡本公秀君）

福沢議員。

○11番（福沢美由紀君登壇）

送達すべき書類というのは今は税の納付の書類を1つ例に挙げてもらいましたけれども、主に税の納付書であると思っていいのかわかりたいと思います。

○議長（岡本公秀君）

原田部長。

○総務財政部長（原田和伸君登壇）

私先ほど納付書と申し上げましたが、納税通知、税の通知でございまして、それが届かなかった場合には公示送達ということで、現在掲示場に掲示する形で実施しておりまして、それで7日を経過したときは到達したとみなしますので、それで課税されるというふうな状況にしております。

○議長（岡本公秀君）

福沢議員。

○11番（福沢美由紀君登壇）

送達すべき書類は納税の通知が主であるということを確認させていただいたのと、掲示場というのは、市役所の前にガラス張りのちょっと厚みのあるところにいろんな書類が貼り付けてありますけど、あのことを言うのであれば、それがその内容のほとんどだということによろしいですか、今の現在の状況ですけど。

○議長（岡本公秀君）

原田部長。

○総務財政部長（原田和伸君登壇）

掲示場につきましては、先ほどおっしゃいました市役所の前と、あと支所にもございまして、ただ先ほどの納税通知を行う公示送達の方法ですが、これは私が申し上げたのは、地方税法の関係でございまして、そのほかにも、例えば裁判所とかでも公示送達といったこともございます。

○議長（岡本公秀君）

福沢議員。

○11番（福沢美由紀君登壇）

分かりました。

今回は、市税条例の中の公示送達の話なので、納税のことをお話いただいたということですね。それを貼って1週間たったら、もうその方に届けましたよという扱いになって、次の段階に市としても進めるんですよということだと思っておりますけれども、これをどのように変えていくという内容なのか伺いたいと思います。

○議長（岡本公秀君）

原田部長。

○総務財政部長（原田和伸君登壇）

公示送達が、今回の改正で地方税の一部改正に伴うものでございますが、その方法が公示事項をインターネットを利用する方法、これは市のホームページ掲載といったことが考えられるということも申し上げましたが、により不特定多数の者が閲覧することができる状態に措置をするとともに、これまでの地方公共団体の掲示場に掲示する方法に加えて、地方公共団体の事務所に設置した電子計算機、パソコンになろうかと思いますが、パソコンの画面に表示し、閲覧できる状態に措置することも可能となるといった改正でございます。

○議長（岡本公秀君）

福沢議員。

○11番（福沢美由紀君登壇）

そうしますと、ホームページ上という、世界中の人が見られる環境になる。今そこに紙に貼っている分については、前を通った人しか見られないような状況で、何か見え方が随分と変わるように思うんですけれども、例えばそういうことも私は個人情報的なこととかどうなのかなと思うんですけど、例えば県内に既にこういうことを進んでやっておられるところとかあるんでしょうか。

○議長（岡本公秀君）

原田部長。

○総務財政部長（原田和伸君登壇）

先ほども申しあげましたように、公示事項をインターネットを利用する方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態にする措置を取ることが規定されます。ただ、現在も、掲示場に掲示するという事は、これは通った人だけじゃなくて、考え方といたしまして、不特定多数の方に通知をしたといった解釈で公示送達という制度がございます。

また、他市でどうかということですが、インターネットを利用する方法は今回の改正でございますので、ただ公示送達をしましたよとだけ、内容のお名前とか住所は載せずに公示送達をしましたというお知らせをしている市はあるようにはお聞きはしております。

○議長（岡本公秀君）

福沢議員。

○11番（福沢美由紀君登壇）

いずれにしても、亀山市でこれからどんな方法で公示送達をするのか、この新たな改正によってという、具体的にここに例えばパソコンを置いてこうするとか、そういうことはまだ、そういう方法があるという言い方やったと思うんですけれども、決まっていないということよろしいですか。

○議長（岡本公秀君）

原田部長。

○総務財政部長（原田和伸君登壇）

今回の改正の施行日が現時点では未定でございます。令和8年5月までに施行ということで、現時点では未定でございますので、深水議員のときにもご答弁申し上げました電子機器の映像面に表示させる方法とか具体的な方法につきましては、国から要領等がまだ示されてもおりませんので、事務所でどうするかというふうな点についてはまだ未定ではございます。

○議長（岡本公秀君）

福沢議員。

○11番（福沢美由紀君登壇）

最後にすみません。これは例えば、やっぱり今までどおり掲示場でやっていきますという選択もあるのか、どうしても新しい方法にしていかなくちゃいけないのか伺いたいと思います。

○議長（岡本公秀君）

原田部長。

○総務財政部長（原田和伸君登壇）

先ほどのインターネットで利用する方法で、不特定多数の者が閲覧することができる状態にする措置をするということになっておりまして、そのほかに掲示場に掲示するか、事務所でパソコンで

表示するかということでございますので、先ほどのパソコンの画面において表示する方法をしなくても、これまでどおり掲示場に掲示すればいいということですので、要はインターネットに掲載することと、掲示場にこれまでどおり掲示をすれば対応できるということでございます。

○議長（岡本公秀君）

福沢議員。

○11番（福沢美由紀君登壇）

ちょっと今分からなかったんですけども、要するにインターネット上に不特定多数で、この改正によって公示送達をするということは絶対にやらなくちゃいけないことですかという意味なんですけど、できる規定なのか、やらなければならない規定なのかということをお聞きしたいんですけど。

○議長（岡本公秀君）

原田部長。

○総務財政部長（原田和伸君登壇）

インターネットで不特定多数の者が閲覧できる状態に置く措置、これについてはするというところでございます。

○議長（岡本公秀君）

福沢議員。

○11番（福沢美由紀君登壇）

次の議案質疑に移りたいと思います。

議案第46号亀山市福祉医療費の助成に関する条例の一部改正について、これについても森議員も質疑されました。私からは重ならない部分についてお聞きしていきたいと思います。

PMH先行実施事業でありますので、先行ということは先行しなかったところもあると思いますので、県内で地方自治体として先行したところはどれぐらいあるのかについてお伺いしたいと思います。

○議長（岡本公秀君）

小林市民文化部長。

○市民文化部長（小林恵太君登壇）

県内におきましては、三重県をはじめとして、本市を含め7市、それから9町がこのPMH先行事業実施に参加しておりまして、オンライン資格確認のためのシステム改修の対応が完了していると聞き及んでおるところでございます。

○議長（岡本公秀君）

福沢議員。

○11番（福沢美由紀君登壇）

県内の7市9町ということで、先行して既に整っているということでございます。

整えるための経費はどうであったのかを伺いたいと思います。

○議長（岡本公秀君）

小林部長。

○市民文化部長（小林恵太君登壇）

行政におけますシステム改修費につきましては、国のほうが直接各市町村の使っているベンダーのほうとやり取りを直接しまして、その経費についても直接国のほうがベンダーのほうにお支払いしておるといふふうに聞いてございます。

○議長（岡本公秀君）

福沢議員。

○11番（福沢美由紀君登壇）

市の持ち出しはなかったということで確認しました。

それで、今回は福祉医療のみの実施と伺っておりますが、ほかへ広がる可能性があるのかどうかについて伺いたいと思います。

○議長（岡本公秀君）

小林部長。

○市民文化部長（小林恵太君登壇）

午前中にも少し触れさせていただきましたが、国の医療DX推進に関する工程表におきまして、介護保険、それから予防接種、母子保健、公費負担医療や地方単独の医療費助成などに関わる情報を共有していくとされておりますことから、今後につきましては、この医療費助成以外のほかにも様々な分野でこの活用が広がっていくものと認識をしているところでございます。

○議長（岡本公秀君）

福沢議員。

○11番（福沢美由紀君登壇）

先ほどお聞きしました免許証とマイナカードのことについてもそうですけれども、これはマイナ保険証と医療費助成ということですね。マイナ保険証を持っている方がどれぐらいいらっしゃるのかわかりませんが、持っている方と持っていない方がいらっしゃいますので、そこへの対応についてはどのようにされるのかを改めて伺いたいと思います。

○議長（岡本公秀君）

小林部長。

○市民文化部長（小林恵太君登壇）

現在マイナ保険証をお持ちの方、お持ちでない方がお見えになるわけですが、通常対象になります福祉医療の助成対象者につきましては、紙の資格証を交付させていただいてございます。基本的には、交付証のほうはこれまでどおり発行させていただきますので、持っていない方であっても、これまでどおり受給の資格の確認はできるというところでございます。

○議長（岡本公秀君）

福沢議員。

○11番（福沢美由紀君登壇）

亀山市における福祉医療費受給資格証というのはそれぞれの受給資格証があるんですけど、紙のものを今出してもらっていますけれども、これからもマイナ保険証を持っていようがまいが、全員に対象の方には紙の受給証がいただけるということで特に問題はないのかなとか、あまり便利さもないのかなという感じがしたんですけど、先ほどの午前中の質疑で、現在こちらとしては情報が入るようになっていても、かかるお医者さんでそれを受けていただくところがどうなんだ

という話がありました。医院と薬局と合わせて4件ということだったんですけれども、たくさんある中で少数派ですけれども、亀山の場合、医療センターを含めて、ほかの医療機関の状況はどうかをお伺いしたいと思います。

○議長（岡本公秀君）

小林部長。

○市民文化部長（小林恵太君登壇）

国のほうは、令和8年度以降、全国展開に向けて進めていく中で、現時点では、議員おっしゃっていただきましたとおり、今のところ2つの医院と2つの薬局というところの対応が取られておるという状況でございます。その中で、亀山市立医療センターにつきましては、令和8年度に向けまして今年度システム改修を予定しておるところでございます。

また、そのほかの市内の医療機関等につきましては、令和6年度に市のほうから補助金の案内に関する個別通知を送付し周知を図ったほか、本年度におきましても、ホームページへの掲載でありますとか、再度医師会等を通じまして国の補助金等の周知をするなどして、医療費助成のオンライン資格確認に対応できる医療機関の拡大に向けて努めてまいりたいと考えているところでございます。

○議長（岡本公秀君）

福沢議員。

○11番（福沢美由紀君登壇）

先行の部分については、こちらでお金を出すことは要らなかったということなんですけれども、遅れて広がっていく部分についてはどうなのかなということをお聞きしたいんですけれども、例えば医療機関にシステム改修に係るお金がきちんと出るのかどうか、そういう補助内容についてお伺いしたいと思います。

○議長（岡本公秀君）

小林部長。

○市民文化部長（小林恵太君登壇）

先行実施事業に合わせて、国のほうは医療機関に対してもシステム改修の補助の用意をしておるところでございます。7年度におきましても、既に今月、6月から申請受付が開始されておるというふうに聞いてございます。

具体的にこの補助の内容でございますが、病院、診療所、薬局、それぞれ金額の上限ですとか補助率が異なっております。システム改修の内容によってもその区分が分かれておりますけれども、一例を申し上げますと、診療所で医療費助成の受給者証情報をオンラインで取得できるようにシステム改修を行った場合、事業費7万3,000円を上限に、その4分の3の5万4,000円の補助金を受給することができると聞いておるところでございます。

○議長（岡本公秀君）

福沢議員。

○11番（福沢美由紀君登壇）

最初に手を挙げたところはお得だったわけですね。今からは4分の1手出しをしなくちゃいけないということですね。

最後に、先ほど一番初めに聞きました、県内で7市9町、これから広がってくるのかもしれませんが、例えは持っている方がお引っ越しをした場合、亀山はこれが整っていますが、お引っ越しをした場合に何か特段の手続が要るのかどうか確認をしておきたいと思います。

○議長（岡本公秀君）

小林部長。

○市民文化部長（小林恵太君登壇）

本年5月現在で、全国で183自治体がこの医療費助成のオンライン資格確認のシステム改修が完了していると聞き及んでおります。仮に亀山市の福祉医療費助成の受給者の方が市外へ転出した場合は、転出先の自治体の医療費助成制度に基づいて、医療費助成の資格取得の手続は行っていただく必要がございますが、その上で、その自治体が本市と同様に先行実施に参加されていた場合は、対応済みの医療機関におきまして、マイナ保険証で医療費助成の資格確認が可能となるところでございます。

○議長（岡本公秀君）

福沢議員。

○11番（福沢美由紀君登壇）

ありがとうございました。

いずれにしても、紙のものが出ますので特に心配はないし、今マイナカードのトラブルに対しても、結局は紙の保険証で確認をすることによってクリアしているケースが非常に多いですので、これが進んでいきましたも、マイナカードを持っている方も受給者証は持っておいてちょうだいということをおっしゃっていただいたほうが、いろんなトラブルへの対応にはなるのかなと思います。よく分かりました。ありがとうございました。

これで終わります。

○議長（岡本公秀君）

11番 福沢美由紀議員の質疑は終わりました。

次に、2番 櫻木善仁議員。

○2番（櫻木善仁君登壇）

新和会の櫻木でございます。

通告に従い、議案第46号亀山市福祉医療費の助成に関する条例一部改正について、議案第50号令和7年度亀山市一般会計補正予算（第2号）について、報告第5号令和6年度亀山市下水道事業会計予算繰越計算書について、以上3件について質疑いたします。

初めに、議案第46号亀山市福祉医療費の助成に関する条例、一部改正について伺います。

まず改正の主な内容については、午前中の森 美和子議員への答弁により、マイナンバーカードに福祉医療費の受給資格情報が連携されていることにより、対象者はマイナンバーカードを提示することで受給資格証の提示が不要となるということを確認させていただきました。

次に、条例条文にある電子情報処理組織を使用する方法、その他の情報通信の技術を使用する方法についても同じように、森議員のほうに説明があったように、電子情報処理組織によるシステム連携のほか、オンラインネットワークを含む広い意味での情報通信手段を包括的に示す表現ということで、言い回しということで理解をさせていただきました。

そこで、具体的な情報状況についてお伺いしていきます。

現在市内において対応可能な医療機関及び薬局は4機関と答弁がありました。そこで確認なんですけど、亀山市内で福祉医療費の受給対象者となっている方は現時点で何名いらっしゃるかお示しください。

○議長（岡本公秀君）

2番 櫻木善仁議員の質疑に対する答弁を求めます。

小林市民文化部長。

○市民文化部長（小林恵太君登壇）

令和6年度末現在の福祉医療費の受給者は、障がい者を対象としました心身障がい者が1,506人、独り親家庭等の児童とその親を助成対象とした独り親家庭等が961人、中学校卒業までの子どもを対象とした子ども医療が6,336人で、合わせまして8,803人が対象となっているところでございます。

○議長（岡本公秀君）

櫻木議員。

○2番（櫻木善仁君登壇）

約8,800ということで、今回対象の医療機関、薬局が4機関という少ない印象を受けるんですけど、市内で多くの医療機関や薬局が既にカードリーダーが設置されているということですが、今回の制度に対応するために、PMH、メディカルヘルスのところの情報連携を含めて、どのような条件だとか整備が必要で、システム上の対応がどのように必要になるか、ちょっと具体的に説明をお願いします。

○議長（岡本公秀君）

小林部長。

○市民文化部長（小林恵太君登壇）

システムの中身でございますので、具体的にはなかなか難しいところがあると思いますが、医療機関等におきましては、医療機関等で持つておるシステム、レセプトコンピューターといたしますが、このレセプトコンピューターにおきまして、PMHから、行政からひもづけておる資格情報のほうを病院側で受け取るためのシステム改修が必要になるというふうなところでございます。

○議長（岡本公秀君）

櫻木議員。

○2番（櫻木善仁君登壇）

直接医療機関と行政とをつなぐというところで、PMHの中では情報連携が多いんじゃないかなと思いますけど、そのセキュリティだとか、そういうところが重要になってくると思いますので、詳しいところをまた後ほど教えていただきたいと思います。

さらに、適用範囲についても確認をしたいなと思っています。

今回改正に当たり、亀山市外、県内、県外、それぞれ医療機関や薬局を受診した場合であっても、マイナンバーカードを用いた受給資格の確認は可能となるんでしょうか、対応状況について教えてください。

○議長（岡本公秀君）

小林部長。

○市民文化部長（小林恵太君登壇）

福祉医療制度、現行の制度におきましては、県外の医療機関を受診の際は、マイナ保険証をお持ちであっても受給資格証の利用ができないことになってございますので、従来どおり支払った医療費の領収書を市役所にお持ちいただいた上で申請をいただくということになってございますので、県外についてはこれまでどおり、使用はできないというところでございます。

一方、県内の医療機関におきましては、市内と同様に、PMHに対応した医療機関でありましたら、マイナ保険証を利用して福祉医療費の助成を受けていただくことが可能となっております。

なお、県内で利用可能な医療機関でございますが、現在のところ233医療機関と公表されているところでございます。

○議長（岡本公秀君）

櫻木議員。

○2番（櫻木善仁君登壇）

亀山市と同じように、やはり県内でも全てというわけにもいかなくて、233件ということで限られた医療機関ということは確認をさせていただきました。

先ほどもありましたけど、今回の改正によって、マイナンバーカードによる資格確認が可能となる一方、医療機関が限られている、先ほどもありましたけど、限られているということがあるので、現状としては、受診される市民の方が非常に戸惑うんじゃないかなというふうに思います。制度の周知とか対応機関の情報提供についても丁寧な対応が必要であると思います。

先ほども答弁にありましたように、8月末の更新に周知すると答弁がありましたけど、先ほどのややこしい電子情報処理などの言い回しの件なんかちょっとほかの、マイナンバーカードというのはいろんなところで使われてくると思います。その中で、やはりいろんな利用者が電子情報処理組織とは何やというのがなかなか分かりづらいと思います。他市のホームページを見ると、補足説明ということでそういうことがきっちり表示されておりました。亀山市としても、今後の周知として、福祉医療だけじゃなくて、全体を通じて周知や広報をするべきだと思うんですけど、その辺の見解をお伺いします。

○議長（岡本公秀君）

小林部長。

○市民文化部長（小林恵太君登壇）

ご指摘の部分については、今後検証して検討してまいりたいと考えます。

午前中の答弁でも申し上げましたとおり、受給者資格証の8月末の更新に伴いまして、その送付に併せて通知への記載でありますとか、それから広報、ホームページ並びに医療機関へ掲示いただくポスター等の作成など丁寧な周知に取り組んでいくよう、今検討を進めておるところでございます。

○議長（岡本公秀君）

櫻木議員。

○2番（櫻木善仁君登壇）

ぜひ丁寧な周知をよろしくお願ひしたいと思います。

次に、議案第50号令和7年度亀山市一般会計補正予算（第2号）について伺ってまいります。

第2款総務費、第1項総務管理費、第11目自治振興費について、自治会支援事業120万及び地域コミュニティセンター等管理運営費230万の増額理由についてお伺いします。

○議長（岡本公秀君）

小林市民文化部長。

○市民文化部長（小林恵太君登壇）

一般財団法人自治総合センターの令和7年度コミュニティ助成事業のうち、コミュニティ活動に直接必要な設備等の整備に関する事業を助成対象といたします一般コミュニティ助成事業、こちらのほうに令和6年10月中旬に県を通じて申請をさせていただき、本年3月末に350万円が助成決定をされたことから、今回増額補正とさせていただいたところでございます。

○議長（岡本公秀君）

櫻木議員。

○2番（櫻木善仁君登壇）

分かりました。今回の助成金ということで、自治総合センターからコミュニティ助成事業に採択されたということで、昨年の10月中旬に申請して、3月に承認されたということが確認できました。

そこで、過去の実績を踏まえてお尋ねするんですけど、令和3年から7年までの亀山市の採択実績をちょっと見ますと、順に5件、5件、3件、3件で、そして今年が2件ということで、件数が徐々に減少傾向傾向にあることが分かります。全国的に見ても、令和3年が2,117件から令和7年度1,196件と大きく減少しているわけです。その中で、採択のハードルが高くなっているように感じます。そのような中で、令和7年度、亀山市からはこの採択2件に対してどれだけの件数を申請されたのかお示してください。

○議長（岡本公秀君）

小林部長。

○市民文化部長（小林恵太君登壇）

令和7年度の一般コミュニティ助成事業につきましては、自治会のほうから3件、それから地域まちづくり協議会から2件の合計5件の申請がございまして、そのうち2件が採択をされたというところでございます。

○議長（岡本公秀君）

櫻木議員。

○2番（櫻木善仁君登壇）

自治会から3件、まち協から2件ということで、採択が2件ということは確認させていただきました。

次に、これの申請の手続の流れについてお伺いします。

市として提出された申請件数を一旦取りまとめた上で内容を精査して、件数を今回ですと5件に絞り込んで出すのかということと、各まち協や自治会から提出された申請がそのまま自治総合センターのほうで審査、採択されるのか、申請の流れと、また申請の内容について、例えば助言だと少しの支援を入れて市として行っているのか、重ねてお伺いしたいと思います。

○議長（岡本公秀君）

小林部長。

○市民文化部長（小林恵太君登壇）

申請の流れでございます。

地域まちづくり協議会や自治会からの申請をいただいた後、その申請書類にはうちの担当職員のほうで精査といいますか助言やサポートをさせていただく中で、あくまで出てきたものを市のほうで選別をするということではなく、県を通じて、その全てを一般財団法人自治総合センターへ提出をしておるところでございます。

○議長（岡本公秀君）

櫻木議員。

○2番（櫻木善仁君登壇）

申請の流れということで、それぞれ担当が助言だとかサポートしていただくということで非常にありがたいと思います。このコミュニティ助成事業は、まち協だとか自治会にとって非常に有益な制度であると認識しております。今後とも幅広い支援のほうをよろしくお願い申し上げます。

続いて、第10款教育費、第5項社会教育費、第7目文化振興費についてお伺いしていきます。

まず一般事業の地域の芸術環境づくり助成金の減額60万円について、その理由を説明してください。

○議長（岡本公秀君）

北川市民文化部長次長。

○市民文化部長次長兼関支所長（北川明美君登壇）

コミュニティ助成事業につきましては、先ほど市民文化部長が答弁しました一般コミュニティ助成事業のほかに、地域の芸術環境づくり助成事業もございまして、こちらは実施主体や市や指定管理者等で企画制作能力の向上及び公立文化施設の利活用の推進等を図る事業が助成対象とされております。そのようなことから、亀山市文化会館の指定管理者である公益財団法人亀山市地域社会振興会が実施する自主制作の事業につきましては、これまでから県を通じて申請を行い、採択されていたところでございます。

本年度も、昨年度と同額の60万円を一般財団法人自治総合センターに対し、昨年11月に県を通じて申請をしておりましたが、令和7年3月に助成金の不採択の通知がありましたことから、申請額の全額であります60万円を減額するものでございます。

○議長（岡本公秀君）

櫻木議員。

○2番（櫻木善仁君登壇）

当該助成金は、先ほど質疑でも触れました自治総合センターの助成事業であって、これは令和3年から昨年度までの実績を確認させていただきました。毎年同額で採択されているということから今年度も採択されることを見込み、予算に計上されたものであると推測をいたします。しかし、結果として不採択となり、補正で全額が減額されるに至ったわけです。このように、採択結果によって左右される性質の助成金について、採択が正式に決定した後に予算措置を講じることが財政運営上適切であったのではないかと私は考えます。市の見解をお聞きします。

○議長（岡本公秀君）

北川次長。

○市民文化部次長兼関支所長（北川明美君登壇）

本助成金につきましては、平成29年度以降、毎年度申請を行い、その間、申請額と同額の助成額で採択されておりました。そのようなことから、令和2年度以降は当初予算で計上してまいりましたが、今後におきましては採択の可否決定後とし、適正な予算計上に努めてまいります。

○議長（岡本公秀君）

櫻木議員。

○2番（櫻木善仁君登壇）

今回、自治総合センターのホームページからいろいろ確認をしたところ、令和7年度の助成額というのが従来の半分ぐらいに全国的になっておりました。もう一つ、特徴としては、今まで複数にわたって助成をしていたところが各県1件という結果と、さらに金額も100万円以下のものは今回採択されていないというような状況もありまして、やはり予測で予算を立てるところが今回の質疑の内容になります。

先ほど自治総合センターのコミュニティ助成のところと同じような形で比較させていただいたのは、片や事前に予算を上げていなくて今回補正で増額されたと、こちらのほうは逆に先に予算を上げておいて今回減額するというような形のもので、今回比較をさせていただきました。

それで、令和7年度の予算として承認された事業であります。当初の予算が今回全額減額されることによって、この事業については、今年度事業自体が実施されないということで理解してもよろしいでしょうか。

○議長（岡本公秀君）

北川次長。

○市民文化部次長兼関支所長（北川明美君登壇）

市の歳出といたしましては、減額の補正を計上させていただいておりますが、事業といたしましては、公益財団法人亀山市地域社会振興会の指定管理の事業の中で調整いただき、実施すると聞き及んでいるところでございます。

○議長（岡本公秀君）

櫻木議員。

○2番（櫻木善仁君登壇）

先ほど、私は亀山市の予算書にのっとりということで、本来であれば歳入の組替え、雑入から一般財源に替えるという補正というのを本当は行うべきではなかったのかというちょっと質問です。

○議長（岡本公秀君）

北川次長。

○市民文化部次長兼関支所長（北川明美君登壇）

公益財団法人亀山市地域社会振興会につきましては、市からの指定管理者でありますことから、その指定管理先である中で事業をするということで対応したいと考えております。

○議長（岡本公秀君）

櫻木議員。

○2番（櫻木善仁君登壇）

なるほど、社会地域振興会のほうで申請をして今回亀山市の予算として計上されているというところから、ちょっと言い方は悪いですけど、トンネルという形で歳入と歳出が市の中を通っていくというような形に聞き取ったんですけど、やはり本来の目的に沿った執行が行われるべきやと思いますので、あらかじめ正常な予算処理と実行運営を徹底していただくように、今後はよろしく願いしたいと思います。

最後に、報告第5号令和6年度亀山市下水道事業会計予算繰越計算書についてお伺いします。

提出いただきました繰越計算書に6事業が掲載されていますが、このうち資本的支出、建設改良費に計上されている下水管渠布設工事について、1億1,900万円の繰越額になっております。これは、当初予算、工事の中の請負費の6億3,480万のうちの約19%に当たる金額となっております。この繰越しの対象となった工事の具体的な内容及び施工予定箇所についてご説明をお願いします。加えて、繰越しが生じた要因について具体的にお伺いしたいと思います。例えば地権者の調整に時間を要したとか、設計、入札、手続の遅れだとか、あるいは施工上の課題などがあるかと思いますが、市としてはどういうふうな形で受け止めているか、お伺いします。

○議長（岡本公秀君）

松永上下水道部長。

○上下水道部長（松永政司君登壇）

繰越計算書のうち、お尋ねの井田川・能褒野処理分区ほか下水管渠布設工事につきましては、2件の工事の繰越しでございます。

1つ目は、井田川・能褒野処理分区下水管渠布設工事でございます。工事箇所の周辺は水田が隣接していることから、地域における農繁期を避けるため、地元水利組合との交通規制等に関する協議などの工程調整により工事発注が遅れ、工期を確保できなかったため繰越しいたしましたものでございます。なお、当該工事は6月中旬に完了予定でございます。

2つ目は、本町南部処理分区下水管渠布設工事でございます。関連工事である上水道管移設工事との工程調整により工事発注が遅れ、工期を確保できなかったため繰り越したものでございます。工程調整の内容でございますが、現地は道路幅員が狭いため、複数の工事が重複してしまいますと地元住民の方々の通行に支障が出るおそれがございますので、重複しないよう調整することに努めたことで工事発注が遅れ、当該工事が繰越しとなりました。

○議長（岡本公秀君）

櫻木議員。

○2番（櫻木善仁君登壇）

2件、今回あったということで、1件は農繁期をずらしての計画ということで、あともう一件のほうは狭隘の道路ということで、その住民の配慮ということで調整をされたということが確認できました。

今回の繰越しのところでは、農繁期だとか市民の生活への影響を最小限に抑えるということで判断されたということで、市民目線から言えば非常に評価できるのではないかなというふうに思っております。

最後に、この繰越額が当初予算に占める割合として一定の規模があります。先ほど19%と言

ました。本来前年度中に完了予定であった事業が今年度にずれ込んだということで、それによる影響、特に他の年度内計画や予算執行への支障がないかをちょっと伺いたいと思います。

○議長（岡本公秀君）

松永部長。

○上下水道部長（松永政司君登壇）

繰越したことによる事業実施の影響についてということでございます。

1つ目の井田川・能褒野処理分区下水管渠布設工事につきましては、川崎町堂坂地内の工事でございます。今月の中旬に完了予定でございます。令和7年度に予定している川崎町地内の工事でございますが、繰越した工事の堂坂地内から離れた箇所の川崎町徳原地内で行う予定としておりますので、繰越し工事による影響はないと考えております。

2つ目の本町南部処理分区下水管渠布設工事につきましては、和賀町地内の工事であり、本年8月に完了予定でございます。和賀町地内では、令和7年度内に下水道工事を実施する予定がございませんので、繰越し工事による影響はないと考えております。

○議長（岡本公秀君）

櫻木議員。

○2番（櫻木善仁君登壇）

川崎地区のところは、この後違うところの場所をやるということで特に影響はないというところと、和賀もこの後は後続がないということで、8月に完了ということで確認をさせていただきました。

川崎地区については既に工事が完了して、今月完了予定ということ、また和賀地区においては、上水道の工事との整合を図って、計画を見直した上で8月の完了を予定しているということで、さらに今年度の全体計画への支障はないということは確認できました。

下水道整備は、市民生活を支える重要なインフラであることから、今後も計画的かつ着実な推進を引き続きお願いしたいということで、以上で質疑を終了させていただきます。

本日はありがとうございました。

○議長（岡本公秀君）

2番 櫻木善仁議員の質疑は終わりました。

以上で、本日予定しておりました通告による質疑は終了し、日程第2に掲げた上程各案に対する質疑を終結いたします。

続いて、ただいま議題となっております議案第44号から議案第48号まで及び議案第50号から議案第56号までの12件につきましては、会議システムに保存してあります付託議案一覧表のとおり、それぞれ所管する常任委員会にその審査を付託します。

なお、報告第2号から報告第6号までの5件については、関係法令の規定に基づく報告でありますのでご了承願います。

付 託 議 案 一 覧 表

総務委員会

- 議案第44号 亀山市税条例の一部改正について
議案第45号 亀山市都市計画税条例の一部改正について
議案第51号 財産の取得について

教育民生委員会

- 議案第46号 亀山市福祉医療費の助成に関する条例の一部改正について
議案第47号 亀山市国民健康保険条例の一部改正について
議案第56号 専決処分した事件の承認について

産業建設委員会

- 議案第48号 亀山市水道事業布設工事監督者の資格等を定める条例の一部改正について
議案第52号 市道路線の認定について
議案第53号 市道路線の認定について
議案第54号 市道路線の認定について
議案第55号 市道路線の変更について

予算決算委員会

- 議案第50号 令和7年度亀山市一般会計補正予算（第2号）について

○議長（岡本公秀君）

以上で本日の日程は終了いたしました。

明日11日は午前10時から会議を開き、市政に関する一般質問を行います。

本日はこれにて散会いたします。

（午後 2時08分 散会）

令和 7 年 6 月 1 1 日

亀山市議会定例会会議録（第 3 号）

●議事日程（第3号）

令和7年6月11日（水）午前10時 開議

第 1 市政に関する一般質問

●本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

●出席議員（17名）

1番	古田吉昭君	2番	櫻木善仁君
3番	深水隆司君	4番	草川卓也君
5番	中島雅代君	6番	森英之君
7番	今岡翔平君	8番	高島真君
9番	新秀隆君	10番	豊田恵理君
11番	福沢美由紀君	12番	森美和子君
13番	鈴木達夫君	14番	岡本公秀君
15番	伊藤彦太郎君	16番	服部孝規君
18番	櫻井清蔵君		

●欠席議員（なし）

●会議に出席した説明員職氏名

市長	櫻井義之君	副市長	山本伸治君
理事	亀淵輝男君	政策部長	笠井武洋君
総務財政部長	原田和伸君	総務財政部参事	佐藤康二君
市民文化部長	小林恵太君	市民文化部次長兼 関支所長	北川明美君
市民文化部参事	関戸繁人君	健康福祉部長	林秀臣君
子ども未来部長	高宮綾子君	産業環境部長	富田真左哉君
産業環境部参事	村田博君	建設部長	高桐美智代君
上下水道部長	松永政司君	危機管理監	木田博人君
会計管理者	原正一君	消防長	豊田達也君
消防部長	豊田賢治君	消防署長	倉田利彦君
地域医療統括官	谷川健次君	地域医療部長	小森達也君
教育長	中原博君	教育部長	大平守君
代表監査委員	上田寿男君	監査委員事務局長	高嶋美季君
選挙管理委員会 事務局長	落合巧君		

担任教師が対応した場合は、その相談内容、その対応につきまして管理職等へ報告をいたしております。

また、担任教師は保護者と日常のささいなことでも気軽に相談できる関係性を築くようふだんから努めているところでございます。

また、担任教師だけでは対応が難しい場合などは、学年主任でありますとか養護教諭、生徒指導担当、特別支援教育担当、不登校支援担当などが連携して対応に当たっております。

そしてまた、さらに継続して対応が必要な、そういった場合には、校内で生徒指導に関する会議でありますとかケース会議、支援会議等を開催いたしまして、情報の共有、これと対応方針の検討を行っております。

こうした検討結果を受けまして、校長が必要に応じて教育委員会へ報告、相談を行っておるものでございます。

○議長（岡本公秀君）

森議員。

○12番（森 美和子君登壇）

相談があった場合の体制についてお伺いをしました。

一番最初は、やっぱり担任の先生が窓口になるということを確認させていただきました。

それから学校には三重県から心の専門家としてスクールカウンセラーを、社会福祉の専門家としてスクールソーシャルワーカーを派遣していただいております。それぞれの勤務状況についてお伺いをしたいと思います。

○議長（岡本公秀君）

大平部長。

○教育部長（大平 守君登壇）

スクールカウンセラーとスクールソーシャルワーカーの勤務状況、配置状況でございますが、市内のスクールカウンセラーの配置状況に関しましては三重県教育委員会のほうからの配置でございますが、中学校区ごとに1名ずつ、教育支援センターに1名の計4名となっております。

亀山中学校区では年間108回、1回7時間でございます。こういった配置、それから中部中学校区では年間75回、これも1回7時間、それから関中学校区では年間37回、同じく1回7時間となっております。教育支援センターでは年間29回、ここは1回5時間というふうになっております。

各校のスクールカウンセラーの月別勤務計画に関しましては、それぞれの中学校のスクールカウンセラーの担当者が各学校区の小学校の担当者と相談をいたしまして、各校の実態と必要に応じて勤務計画を決定しております。

一方、スクールソーシャルワーカーでございます。こちらの配置に関しましては、同じく三重県の教育委員会から設置、配置されるものでございまして、こちらは亀山中学校区、関中学校区として1名、それから中部中学校区でまた1名、それから教育支援センターに1名、合計3名の配置となっております。

亀山中学校区、関中学校区のスクールソーシャルワーカー、ここにつきましては年間28日、こちら1回7時間、それから中部中学校区では年間29日、こちら1回7時間、そして教育支援セ

ンターでは年間20日、こちらも1回7時間、こういった状況となっております。

スクールカウンセラーの月別勤務計画とは違いまして、必要に応じて学校が直接スクールソーシャルワーカーと連絡を取りまして支援をしていただいているということになってございます。

○議長（岡本公秀君）

森議員。

○12番（森 美和子君登壇）

スクールカウンセラー、それからスクールソーシャルワーカーの配置状況について今お伺いをしました。

勤務計画がきちっと立てられている中で来られる、それから必要に応じて来られるということで、この相談、保護者が直接相談できる体制になっておられるのかということをお聞きしたいんですけど、学校を通さないと相談ができないのか、直に相談ができる体制になっているのか、またスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーが知り得た相談内容については、学校現場とか教育委員会とかというところとの情報共有はされているのか、お伺いをしたいと思います。

重ねて、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの資格についてもお伺いをしたいと思います。

○議長（岡本公秀君）

中原教育長。

○教育長（中原 博君登壇）

まず、スクールカウンセラーにつきましては、この学校へ来校する予定が決まりましたら、学校のほうから学校だより等で、タイトルは学校によって様々ですけれども、案内が保護者に通知されます。ですので、そこに相談を希望される保護者は学校のスクール担当の窓口へ、または教頭先生なりに連絡をして相談時間を確保するということになります。

その内容について、その内容が学校や教育委員会と共有されるかどうかにつきましては、その相談の中で、これは学校にはちょっと伏せておきたいんですけどというようなことがあれば、スクールカウンセラーやソーシャルワーカーもそうですけれども、絶対学校や教育委員会に言うことはありませんので、安心して保護者は相談をすることができるようになっております。

スクールソーシャルワーカーにつきましては、スクールカウンセラーや学校のケース会議などと協議する中で、これは家庭のいろんな生活背景であるとか様々な家庭に起因するようなことが出てきた場合に、スクールカウンセラーでは対応しにくい部分をスクールソーシャルワーカーに連絡を取って、そこを動いていただく、または福祉とつないでいただくという機能を有しておりますので、それはスクールソーシャルワーカーに対して直接保護者が相談をする、申し込むということは、初回においてははないというふうに考えます。

なお、先ほど言いましたスクールカウンセラー等の資格についてでございますけれども、スクールカウンセラーに関しましては公認心理師、公益財団法人日本臨床心理資格認定協会認定の臨床心理士等の資格を有しておる方、またソーシャルワーカーにつきましては、今年度配置していただく方につきましては社会福祉士、精神保健福祉士、公認心理師の資格を有している方に来ていただいているところでございます。

○議長（岡本公秀君）

森議員。

○12番（森 美和子君登壇）

それぞれの資格も今聞かせていただきました。そしてまた、勤務状況についても、直接できないにしても、しっかりと便りでご案内をしていただく、そういった体制ができているということも確認をさせていただきました。また、必要な情報は共有化されているということも確認をさせていただきました。

次に、教職員の負担感についてお伺いをしたいと思います。

文部科学省が昨年度公表いたしました令和5年度の教職員人事行政状況調査では、精神疾患による病気休職者数は7,119人で、全教育職員数の0.77%で過去最高だということでありました。

亀山市の教職員の状況についてお伺いをしたいと思います。

○議長（岡本公秀君）

大平部長。

○教育部長（大平 守君登壇）

亀山市の教職員に関してでございますけれども、令和3年度からちょっとカウントをしましたが、令和3年度から令和7年6月1日までにおきまして、亀山市の中で精神・神経系疾患により休職をされた教職員は10名でございます。

なお、令和7年6月1日現在では4名休職と、こういう状況になっております。

○議長（岡本公秀君）

森議員。

○12番（森 美和子君登壇）

10人いらっしゃって、今現在では4名ということをお聞きをさせていただきました。

現在、その教職員の成り手不足というのが非常に問題視をされておりますが、一部の要因として児童・生徒に対する指導だけでなく、職場の対人関係や事務的な業務内容などが上げられておりまして、この成り手不足は深刻な状況であると言われております。加えて、管理職の成り手不足も同様であると指摘をされております。

今亀山市で休職をされている人が現時点では4名いらっしゃるということではありますが、このような教職員の負担感に対して、教育委員会としてどのように把握をされているのか、例えば実態調査などしているのか、お伺いをしたいと思います。

○議長（岡本公秀君）

中原教育長。

○教育長（中原 博君登壇）

各教職員一人一人がどのようなストレスなり精神的につらい状況に陥っているかについての把握につきましては、毎年ストレスチェックというのを受けてもらうようにしております。その中で集団分析結果として教育委員会にも結果が送付されますし、学校長も自分の職員の傾向というか内容について把握することができます。

その内容の中に保護者対応に対するストレスというような項目は特にございませんが、ですので保護者対応で、または職場での人間関係でとかいう限定した内容でのストレスを感じているかということ、教育委員会として把握することはできない状況でございます。

ただし、その中に心理的な仕事の負担、自覚的な身体負担度、疲労度、不安感、このような項目がございますので、そういう項目を見ながら、あと学校の校長としては、ふだんの先生方のしぐさであるとか様子を考え判断しているところですが、その今言ったストレスチェックだけの項目を見ますと、令和6年度は全国平均に比べて亀山市の教職員はストレス状態が高い結果となっております。

○議長（岡本公秀君）

森議員。

○12番（森 美和子君登壇）

ストレスチェックによつての状況をお聞きしました。

学校の中だけじゃなくて、多分ご家庭の中での問題も抱えていらっしゃる場合もあるかと思えますから、学校だけの問題でストレスを抱えているとは言い難い部分もあるかと思いますが、でも令和6年度に関しては全国平均よりも高いというのは、やっぱり問題視していかなければならないのではないかと思います。

次に、文部科学省の行政による学校問題解決のための支援体制の構築に向けたモデル事業について、お伺いをしたいと思います。

私の下にも学校の対応に不満を抱いている親御さんの声が届いております。我が子が学校に行けなくなったりすると、親として戸惑い、何とかしてやりたいと思うのは親心だと思います。それが、その問題が長期化してしまいますと、中には保護者のストレスが学校側に向けてしまう場合もございます。

今回ご紹介をさせていただいた文科省のこのモデル事業というのは、複雑多様化する学校だけでは解決が難しい問題を、学校管理職、OB、OGの活用や専門家と連携した取組をすることでございます。三重県内では鈴鹿市や四日市市がモデル事業として採択をされておまして、警察官OBや弁護士に委託をされております。奈良県天理市もこの事業採択をされておまして、先日、天理市子育て応援・相談センター「ほっとステーション」を視察させていただきました。

天理市は6万人ほどの亀山市とよく似た人口の自治体でありました。教職員の休職、それから退職が続き、校長や教頭の確保ができない状態に陥ってしまったとお聞きをしました。もともとあった教育総合センター内に子育て応援・相談センター「ほっとステーション」を開設しておりました。

この事業は、基本的には教育委員会所管の事業ではありますが、私、行かせていただいたときには説明は市長にさせていただきました。市長肝煎りの、もうすごい力が入った事業で、75ページほどの資料を市長自らが作られて、市長自らが説明をしていただきました。

学校、幼稚園、保育所などOB、OG13名はスーパーバイザーとして、また臨床心理士5名と外部専門家とともに相談対応に当たっておりました。それぞれの現場の相談は、学校を通してほっとステーションに集められておりました。

スーパーバイザーの仕事は、しっかりと聞く、傾聴をするということをしなが、その子ども、またご家庭の生育歴や家庭環境をしっかりと聞くことによって、聞き出すことによって整理をして、事例によっては心理士も入って学校とチームで問題解決に向けて動いておりました。そのような状態でありました。

文科省のモデル事業に関して教育委員会の所見をお聞きしたいと思います。

○議長（岡本公秀君）

大平部長。

○教育部長（大平 守君登壇）

今ご紹介いただきましたモデル事業、こちらは丁寧にご説明もいただきましたので、そういった仕組みということは教育委員会のほうとしても認識はしておるところでございます。

そういった仕組みがうまく機能し、そして課題や問題に適切に対応ができていけば児童・生徒一人一人が安心して学び続けられる環境づくりが進みまして、また教育の質の向上につながるというふうに考えられます。

そうした認識を持っております中で、当該事業、令和6年単年度の取組であったこともございまして、現状の体制において亀山市教育委員会におきましては対応を続けているところでございます。

○議長（岡本公秀君）

森議員。

○12番（森 美和子君登壇）

令和4年度の教育行政一般方針の中に学校経営支援員が配置されたとありました。学校運営や個々の学校の課題、地域連携の在り方等についてアドバイスをを行うとありました。

また、もっと以前に、ちょっと何年か少し忘れてしまったんですけど、若い教員が増えてきたので、退職したOB、OGをアドバイザーとして雇用していたと記憶をしております。

この文科省のモデル事業とは若干違いますが、教職員のサポートという点では亀山市教育委員会の考え方にそごはないように感じております。

学校経営支援員等について、現在どのようになっているのか、お伺いをしたいと思います。

○議長（岡本公秀君）

大平部長。

○教育部長（大平 守君登壇）

学校経営支援員、現在どのようかということでございますけれども、ご紹介いただきましたように、令和4年度に会計年度任用職員といたしまして学校経営支援員を配置いたしておりました。

学校経営支援員とは、退職した元校長が支援員となりまして市内各小・中学校を巡回して、各校の管理職に対して学校経営についての支援を行うものでございます。

令和4年度に配置をした背景といたしましては、令和3年度末に退職を含む管理職の大幅な人事異動が行われ、これまでからの管理職の若返りが当時一層進みまして、中核リーダーの減少も見込まれていた中で、学校マネジメントの実践経験を有した学校経営支援員、これを配置することで学校機能の強化、チーム学校としての組織力の向上、学校における働き方改革の推進等を図ることを目的としておりました。

学校経営支援員の業務内容といたしましては、各学校の状況を分析して課題を見いだすとともに、課題に対する改善方法を検討、助言することで学校経営についての支援を行っておりました。令和4年度以降、管理職の大幅な人事異動がなかったこともございまして学校経営支援員の配置は行っておりませんが、児童・生徒の多様な学びと育ちを支えるための教育活動の推進が一層求められる中、また様々な課題に迅速に対応するために県教育委員会と連携し、学校系統の研修の充実を図ってまいります。

○議長（岡本公秀君）

森議員。

○12番（森 美和子君登壇）

今は配置はされていないということで確認をさせていただきました。

でも、何か同じような形で亀山市はOB、OGの先生方を配置をしながら、そういういろんな対応をしてこられて、現在でも地域の中で頑張っておられる退職職員、教職員の方もたくさんおられて、その部分は亀山市は本当に何というのかな、そういう先生方のご尽力というのは本当にありがたいなあと思っております。

亀山市は、子ども支援の観点から切れ目のない支援をしてきた実績がございます。乳児健康診査委員会では、医師や保健師、心理士、民生・児童委員など専門職によるケース会議が行われて、成育歴や家庭環境など情報を共有しながら不安や課題を抱える母子や家族を支援しております。そういう体制ができております。また、重層的支援体制もバージョンアップをしながら支援体制を構築しております。

地域社会が多様化、複雑化していく課題を抱えていく中で、学校だけでは解決しづらい問題がもう既に出てきているのではないかと考えております。

亀山市が積み上げてきた福祉分野のノウハウを教育に生かしながら、子どもたちの安心、保護者の安心、教職員の安心につなげていく必要があると考えるが、教育長の所見を伺いたいと思います。

○議長（岡本公秀君）

中原教育長。

○教育長（中原 博君登壇）

答弁の前に、先ほどの若手の先生方への支援につきましては、平成25年から小学校、平成26年から中学校へ若手の先生方への指導ということで、退職のされた先生方を継続して配置して、いろいろ相談に当たっております。

さて、先ほどの福祉との連携の中で、子どもたち、保護者、教職員の安心につながっていくような体制づくりなり、そういう必要があるのではないかとというご質問ですが、子どもたちの成長を本当につなげていく上では教育現場にとりましても福祉分野との連携は本当に重要な問題で、学校問題の解決も含めて、そういう支援体制づくりというのが子どもたちの安心して学び成長できる環境づくりにつながる重要な方策の一つと考えます。

福祉の連携においては、これまで教育委員会といたしましては、つながるシートの活用による福祉の専門家によるケース会議や、具体的に福祉の方にご支援をしていただく場面が今も行われております。研修会を行ったりもしております。

あと、保幼小認の連携、小学校と保育園や幼稚園や認定こども園がどうやって連携していくかというような課題につきましても、架け橋プログラムの活用とか、園と小学校との交流を通して幼少期の学習活動が円滑につながるように努めているところでございます。

また、学校問題の解決におきましては、現在、県のスクールカウンセラーやソーシャルワーカーの活用に加えて、市の福祉との連携によって教職員や保護者の相談対応、専門職の学校への派遣や、様々なアドバイスによって学校現場が福祉との連携による多角的なアプローチを行っていただいているところというふうに考えております。

一方、学齢期の子どもたち同士のトラブルや、そこから派生する親同士、保護者同士のトラブル、さらにはその対応の中で学校の対応への批判や苦情で対応が長期化していく場合もないわけではありません。そんなときには市教委から指導主事を派遣したり、県教委の生徒指導の専門員や、場合によっては弁護士等の専門家の助言内容を基に、教育委員会として一緒に対応策を検討しているところではあります。そして、解決の糸口を見つけて学校が適切に対応できるように努めているところではあります。

現在、福祉とともに連携した取組により保護者の理解を進め解決を図っているところで、体制という部分については、現時点での今のこの取組をさらにうまく活用しながら取組を進めていきたいと思いますが、ここでお伝えしたいのは、やはりそこら辺をうまく活用できるのは、やはり管理職の組織マネジメントやリーダーシップによるところが大変大きいものだと考えております。ですので引き続き、その辺りの強化を図っていく必要がありますので、体制をつくるのは大事ですけども、まずその問題が発生する現場での初期対応や解決までの手順、見通しなどを持つ学校の対応力、管理職の対応力が重要と考えておりますので、そこら辺を福祉部局とも連携して研修をしたりして、引き続き尽力してまいりたいなというふうに考えております。

○議長（岡本公秀君）

森議員。

○12番（森 美和子君登壇）

本当にそのとおりでなと思いますし、今の亀山市の現場の形が悪いとも言いませんし、さらに、やっぱり先ほど教育長がおっしゃった管理職のマネジメントというのは非常に大事だと思いますし、初期対応がちゃんとできていればここまでこじれなかったのになって思う。結局そこは、最終的には子どもに負荷がかかってしまう。子どもを守るために何をせなあかんのかということはいくらとやってみよう必要があるんだなあと思っております。

今回のモデル事業というのは一つの例として紹介をさせていただきました。この天理市の取組を私聞かせていただきながら、亀山市でしっかりと福祉の部分ではできているということを確認しながら帰ってきました。だから、教育委員会の中でもそれはしっかりと生かしていける、その素地はできているということを確認しながら帰ってきましたので、また引き続き教育現場で教育長のリーダーシップの下、頑張っていたきたいと思います。

最後、少し気になったのは、やっぱり教職員のストレスが全国平均よりも少し高いということ、それは無視できない状況でありますので、また引き続きお願いをしたいと思います。親の困り事、教職員の困り事の先に、一番困っているのは子どもたちがいるということをおっしゃって次の質問に移らせていただきます。

学校の施設管理についてお伺いをしたいと思います。

学校環境衛生基準、児童・生徒等と職員の健康を保護する上で維持されることが望ましい基準では、トイレに関しては学校の清潔の一つとして位置づけられております。学校のトイレは感覚的にきれいだと感じる状態と、微生物や化学物質による汚染が見られず、ごみ等その場に不要のものがいない状態とされております。

保護者から、学校のトイレが汚い、こんな不衛生環境でいいのかと相談を受けました。まず、小・中学校のトイレは体育館も含めてどのように、トイレ清掃はどのように行われているのか、お伺いをしたいと思います。

あわせて、コロナを経験し、管理方法に変化はあるのか併せてお伺いをしたいと思います。

○議長（岡本公秀君）

大平教育部長。

○教育部長（大平 守君登壇）

市内の現在の小・中学校の児童・生徒によるトイレ清掃、これの現状といたしましては、小学校におきましては週3日から5日、そして中学校におきましては週2日から3日、それを10分から15分程度の児童・生徒によるトイレ清掃、これを行っております。

小学校の児童によるトイレ清掃は、2年生から行っている学校が1校、3年生から行っている学校が2校、4年生から行っている学校が5校ということになっております。そして、中学校の生徒によるトイレ清掃は全学年が行っておるところです。

そして、もう一点、コロナ前後での清掃活動への変化でございますけれども、コロナ前は児童・生徒によるトイレ清掃が行われておりました。コロナ禍には飛沫感染等への配慮によりまして教職員での清掃を行っておったところでございます。そして、新型コロナウイルス感染症が5類感染症に移行した後、ここからは、またコロナ前と同様で児童・生徒によるトイレ清掃、これを再開しておるところでございます。

○議長（岡本公秀君）

森議員。

○12番（森 美和子君登壇）

今お聞きしました。

これ、もう一つ、掃除用具も汚いし、洗剤使って掃除しとるのかということまで事細かく注意を受けました。

このような消耗品、どのように管理をしているのか、お伺いをしたいと思います。

○議長（岡本公秀君）

大平部長。

○教育部長（大平 守君登壇）

消耗品の管理でございますけれども、学期に1回、長期休業中に教職員がトイレ清掃とかも行ったりするんですが、その際に、例えばトイレのスリッパでありますとか、ほうき、その辺りについても清掃、洗浄をしているところでございます。

○議長（岡本公秀君）

森議員。

○12番（森 美和子君登壇）

掃除道具がかなり傷んでいるというか、こんなんでも掃除ができるのかという指摘も受けました。清掃は子どもの教育として位置づけられ、清潔に保つ、環境美化、当番活動の役割、働くことの意義を学ぶとされております。日頃の清掃、トイレの清掃は教育の一環として児童・生徒が行うことは私は必要だと思うし、先ほど学校現場ではやられているということは理解をしております。また、その足らず前、きちっとやっぱり子どもたちだけでは清潔に保てないという部分を教職員がやるということは、ちょっと疑問に思っております。

学期ごとや1年に1回など、しっかりと外部の手を借りて衛生管理をしていく必要があると思

ますが、外部委託の考え方についてお伺いをしたいと思います。

また、あわせて県内で導入するということを検討されているところも含めて実施している自治体はあるのか、お伺いをしたいと思います。

○議長（岡本公秀君）

中原教育長。

○教育長（中原 博君登壇）

小・中学校の外部委託によるトイレ掃除につきましては現在本市では実施していないところですが、県内の状況におきましても本市と同様に、県内28市町においてはいずれも実施していないということで把握をしております。

教育委員会として、トイレ掃除の外部委託についての考えについてでございますが、先ほども議員もおっしゃられたように、掃除の教育的意義を踏まえ、現時点ではトイレ掃除の外部委託については考えていないところでございます。

近年、各家庭におきましては住宅環境の変化や掃除道具や掃除機械の変化、掃除のやり方や回数など以前とは随分状況が変化してきているのではないかと考えています。ご家庭で掃除する家族での役割としてのこの掃除というの、昔とは随分変わってきているのではないかなということを感じています。

よって、先生方が、教職員が学校集団活動の中で子どもたちに掃除指導をしていくことは、またはそのきれいな状態を維持していくことは、指導の面においてかなり難しくなっている面が出てきているとは言えます。逆に言えば、しかしそんな状況だからこそ、入学して学校で掃除を経験していくことは子どもたちにとって重要な活動であるとも考えられます。

学校においては発達段階に応じてほうきの使い方や雑巾の絞り方、トイレではありませんけれども、机の移動の仕方とか様々なことを子どもたちは学びます。徹底すればするほど掃除指導に時間がかかるといふ現実もあります。そこで、回数を減らしたり、掃除の仕方を絵に描いて掲示をしたり、指導の効率化や徹底を図っているところです。

昨今、部分的にそういう委託をしてはどうかという考え方もあるのは存じ上げておりますけれども、学校におけるトイレも含めた掃除活動につきましては、先ほど議員が言われましたように、みんなで力を合わせて協力したりする活動を通して責任感や公共心、学校がきれいになることで環境を大切にす意識が芽生えたり、子どもたちが社会に出てからも役立つ力や心を育む重要な教育活動であると考えられることから、学校で初めてほうきを持って雑巾を絞るといふ経験をする児童も現実いるわけでございますので、そういった意味からも学校での掃除活動の意義が大変重要であることから外部委託については現在考えておりませんが、これも他市町の状況を注視しながら研究してまいりたいというふうに考えております。

○議長（岡本公秀君）

森議員。

○12番（森 美和子君登壇）

子どもたちの清掃活動を否定するわけではございません。しっかりとそれはやっていただいたらいいと思いますが、やっぱりトイレ環境、また見ていただいたらいいと、私も見に行ってみましたが、めちゃくちゃ汚いということではありませんが、やはり便座の裏とかそういうところは汚

れておりますし、やっぱり衛生環境的なことを考えれば、年に1回なり学期に1回なり、教職員の手を借りるのではなくて外部にお願いをするという考え方は、やっぱり考えていく必要があると思いますので、引き続きご研究をお願いいたしたいと思います。

最後に、プレコンセプションケアについてお伺いをします。

少し難しい言葉ですけど、このプレコンセプションケアとは、ライフステージやライフプランに応じた健康づくりの考え方を表す言葉です。直訳すると妊娠前ケアとなりますが、若い男女が生活の質を高めることで不妊や早産リスクを減らすことを目指します。また、妊娠を望まない人にも適切な知識を身につけてもらい、健康的な生活につなげていく取組です。

なぜ今、プレコンセプションケアが必要かといえば、若い女性の痩せと肥満の増加、出産年齢の高齢化などからリスクの高い妊娠が増加していること、また不妊も増加していること、子どもを持つ持たないにかかわらず、今言われているのは人生100年時代、これを生きるためには若い頃からの健康管理の考え方が必要であるということでもあります。

まず、プレコンセプションケアについて市の見解を求めます。

○議長（岡本公秀君）

高宮子ども未来部長。

○子ども未来部長（高宮綾子君登壇）

プレコンセプションケアは、元来、周産期死亡率の低下や新生児予後の改善を目的とした健康な妊娠・出産を目指す妊娠前のケアという概念でしたが、現在はそれにとどまらず、生涯にわたり身体的、精神的、社会的に健康な状態であるための取組として、性別を問わず適切な時期に性や健康に関する正しい知識を持ち、妊娠・出産を含めたライフデザインや将来の健康を考えて健康管理を行うものとして重要視されております。

本市におきましては、子宮頸がん検診や乳がん検診などの各種検診のほか、妊娠・出産のリスクとなる感染症予防として子宮頸がんワクチンの接種推奨や学校における発達段階に応じた食育や健康教育、保健学習等が行われています。しかし、それらがプレコンセプションケアという概念を持って取り組まれているかという点につきましては、現状十分ではないと考えております。

若い世代の健康を増進し、より健全な妊娠・出産につなげることは次世代の子どもたちの健康にもつながるものと認識しておりますことから、昨年度策定いたしました第3期子ども・子育て支援事業計画におきましてもプレコンセプションケアの推進を掲げたところでございます。

今後は様々な機会や媒体を通して、プレコンセプションケアの概念の普及と周知啓発に努めてまいります。

○議長（岡本公秀君）

森議員。

○12番（森 美和子君登壇）

考え方をお聞きしました。

埼玉県行田市では、将来の妊娠・出産に備えて健康管理をするプレコンセプションケアを軸に据えた健康推進施策を取り入れております。このプレコンを一生涯の健康づくりの基礎として位置づけ、未就学期、児童・生徒期、成人期に分けて取り組んでおりました。未就学期には保護者を対象に研修会を開催、性や人体について子どもに問われたときにどう正しく伝えるかを中心に学び合い

ます。児童・生徒期には、学校の授業で専門の講師による生活習慣の改善や性教育に特化した講義を盛り込みます。成人期の市民には、妊娠・出産などのライフイベントと仕事の両立の重要性を学ぶ講座をしていました。また、このほか商工会議所と連携した新入社員向け講座や若者向け健康セミナーを開催していました。

先ほど部長のほうから子ども・子育て支援事業計画のことを触れていただきました。このことを質問しようかなと思っていたんですけど、これからやっていくということをお聞きしました。

この亀山市では子宮頸がん予防ワクチンの、このHPVワクチンの費用助成、これは国のほうからされていますので、女子に関しては小学校6年生から高校1年生相当は対象としてやっておりますが、行田市では男子も対象に行っておる。男子にも有効であると言われております。その助成を行っておると。また、婚姻届や妊娠届の提出者に向けて面談や生活習慣改善へのアドバイスや情報提供、これは多分亀山市もやっております。とともに、胎児の健全な発育に必要な栄養素である葉酸のサプリメントの配付も行っていると。あらゆることをやっているということをお聞きしました。

世代ごとの健康づくりとしてプレコンセプションの視点を取り入れることは、健康施策に積極的に取り組んでいる亀山市として大変重要な取組だと考えますが、最後に市長の見解を求めたいと思います。

○議長（岡本公秀君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

おはようございます。

プレコンセプションケアであります。今議員ご紹介いただきましたその理念とか考え方、そして取組、まさにご指摘をいただくところは本市としても非常に重要視をしながら取組を進めていこうとしているところであります。例えば早産や低体重児は、本当にこの十数年、むちゃくちゃ亀山市だけではなくて全国的に伸びてきているわけでありまして、この妊娠・出産の問題が、今これもおご紹介いただきましたが、肥満とか痩せ型、あるいは喫煙、飲酒など、妊娠前から持っている母体のリスク因子が妊娠・出産、赤ちゃんの健康に影響するということが知見として言われているところであります。その後の発達障がい等々に関わるこの因果関係についても国内外でも指摘がなされてきているところと理解をいたしております。

しかしながら、この妊娠・出産は女性だけの問題ではなくて、やはり生育サイクルは世代をまたいで影響するものでございますので、若い世代が栄養管理、生活習慣の改善、性と妊娠に関する知識を習得することは大変重要なことだと認識をし、これを本市としては重視をして施策に取り入れていきたいというふうに考えているものでございます。

これまで緑の健都かめやまとして健康に関する様々な施策を推進しているところでありますが、さらに今の子ども・子育て支援事業計画にもここを掲げていく、そして、このプレコンによって若い世代が健康を増進し、質の高い生活を送ることは、より健全な妊娠・出産のチャンスを増やし、次世代の子どもたちをより健康にすることにつながるものと確信をいたすところでございます。

人生100年時代と言われる中で若い世代が将来を考えていく中で、体調管理や生活習慣、妊娠・出産などの正しい知識を身につけて健康になって輝き続けるために、広い意味でのプレコンセプションケアが必要であると。それからご指摘の、世代によって学童期とか、あるいは思春期、ま

た妊娠前のいわゆる成熟期も含めて適切な形でのアプローチが、行田の例をおっしゃっていただきましたが、健康都市亀山としては、このことが独自の取組として体系化できたら素晴らしいなと思って取組を進めていきたいと思えます。

健康な男女が、そして健康な両親から健康な子どもが、赤ちゃんが生まれると。そして、それは世代をまたいで未来にちゃんとつながって行って循環していくと、このような考え方でプレコンは本市としても努力をしてまいりたいというふうに考えているところであります。

○議長（岡本公秀君）

森議員。

○12番（森 美和子君登壇）

出産を望まない方に対しても健康づくりという形では、しっかりとこの先、市長がおっしゃったようなアプローチをすることで、健康維持、100年時代を生きていくということにもつながりますので、ぜひお願いをしたいと思います。

以上で終わります。ありがとうございました。

○議長（岡本公秀君）

12番 森 美和子議員の質問は終わりました。

会議の途中ですが、10分間休憩をいたします。

（午前10時49分 休憩）

（午前10時57分 再開）

○議長（岡本公秀君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、3番 深水隆司議員。

○3番（深水隆司君登壇）

おはようございます。新和会の深水でございます。

通告に従い一般質問をさせていただきます。

今回の案件につきましては、農業振興について、防災対策について、それから中学校部活動の地域展開等について、この3点を取り上げさせていただきます。

まず農業振興についてであります。

持続可能な農業を行っていくためには、市としてどのような取組を進めていくのかという視点で質問をさせていただきます。

日本の農業を抱える課題は多様化しております。主に高齢化と担い手不足、耕作放棄地の増加、TPPによる競争の激化、これらの課題解決にはスマート農業の推進や農地の大規模化、ブランド化、持続可能な農業の促進が重要とも言われておるところでございます。

そのような中におきまして、現在、米不足による米価格の高騰、備蓄米の放出等がテレビ等で盛んに報道されております。こんなに米について全国的に議論されていることは過去にはなかったのではないかなと私は思います。

そこで、足元である亀山市における稲作について伺っていききたいと思います。

まず稲作の現状についてであります。

1971年から本格的に実施された米の生産量抑制のための減反政策については、2018年（平成30年）に廃止されました。しかしながら現在、毎年市内の農家の方々に、毎年1月に市から水稻生産実施計画書及び営農計画書が郵送され、そこには生産面積の配分率及び転作面積が記載されています。いわゆる、あなたの作付面積はこれだけですという目標値が記載されているんですね。これ、明らかに生産調整かなって思っておるんですけども、まずその亀山市の水田面積と生産調整面積、実際の作付面積について、令和6年度、令和7年度についてお伺いしたいと思います。

○議長（岡本公秀君）

3番 深水隆司議員の質問に対する答弁を求めます。

富田産業環境部長。

○産業環境部長（富田真左哉君登壇）

先ほど議員も申されましたように、米不足による価格高騰や備蓄米の放出など、米を取り巻く環境は深刻な問題となっております。国におきましても生産抑制から増産への転換を掲げており、令和8年夏頃までに具体的な方向性を集約すると発表されたところでございます。

議員ご質問の亀山市の稲作の現状でございますが、毎年2月頃に水田の耕作者に水稻生産実施計画書を提出していただき稲作の状況を確認しております。市が把握しておりますところでは市内全体の水田面積は、令和6年度は989.6ヘクタール、令和7年度は967.9ヘクタールとなっており、21.7ヘクタールの減となっております。

また、主食用米の水稻作付面積の配分につきましては、令和6年度は72.6%で、面積換算いたしますと720.9ヘクタールでございます。令和7年度の配分は78.5%で、面積換算では761.9ヘクタール、比較しますと41ヘクタールの増となっております。

一方、主食用米の作付面積は、令和6年度は642.1ヘクタール、令和7年度は674.7ヘクタールとなっており、32.6ヘクタール増の作付予定面積となっております。

○議長（岡本公秀君）

深水議員。

○3番（深水隆司君登壇）

徐々にではありますが作付面積は増えているというふうなところであります。

これで、市全体として生産面積配分率の達成割合はどうなっているか、お伺いしたいと思います。

○議長（岡本公秀君）

富田部長。

○産業環境部長（富田真左哉君登壇）

水稻生産実施計画書に記載のある生産面積配分率につきましては、市内の水田において水稻を作付する面積の目標割合ということで、米価安定と市産米の振興に向けた米の消費動向を踏まえ、生産を促すため定めているものでございます。

また、生産面積配分率につきましては、農林水産省から示された主食用米生産量の目安に基づき、亀山市農業再生協議会におきまして生産量の目安を決定し、市内対象農地での稲作を実施する面積を計算し、決定しております。

令和7年度につきましては、県内の米の在庫量の減少等により生産面積配分率が78.5%とな

っており、昨年の72.6%より5.9%増加しております。

また、市が現在把握しておりますところでは令和7年度の作付面積割合は66%となっており、転作の推進や担い手不足による休耕地の増加により主食用米の生産量の目安を下回っているところがございます。

○議長（岡本公秀君）

深水議員。

○3番（深水隆司君登壇）

生産量の目安を下回っているというふうなことであります。

そういうことは目標は達成しておるといことです。言い換えれば米の減産を忠実にやっている、亀山市ではというふうなことも言えるとは思いますが、米不足が言われている中で、果たしてこれでよいのでしょうかという気もするんですね。

政府においては稲作の増産にかじを切ったという報道もなされておりますし、全国的には大豆から米に切り替えた農家もあるとお聞きます。米の水稲生産実施計画は、ある意味、水稲の耕作面積を制限しているとも思いますし、このことが今の米不足の要因の一つになっているのではないかとともに思っております。

そのようなことから、そろそろもう生産調整の役割は終わっているのではないかとというふうなことを思っているんですが、亀山市においてもこれからも水稲生産実施計画を続けていくのかどうか、お伺いしたいと思います。

○議長（岡本公秀君）

富田部長。

○産業環境部長（富田真左哉君登壇）

生産面積配分率につきましては、米の生産目標面積が実際の水田面積に対してどの程度の割合を占めるかを示す米の生産における重要な指標の一つでございます。したがって、今後もそういった配分率についてはお示しさせていただきたいと考えております。

各農業者におかれましては、水稲生産量の目安と捉えていただければよろしいかと存じます。生産の目安は、県内でこれだけの量であれば安定した価格で販売でき、農家の所得も確保できるという数字であり、まずはこの目安を達成することが農業者の経営安定につながるものと考えております。

○議長（岡本公秀君）

深水議員。

○3番（深水隆司君登壇）

国の政策でありますのでどうこうということはないんですが、ただ、これまでの減反政策、あるいは生産調整において、いわゆる耕作放棄地とかというふうなところも農業の担い手不足ということも、一つはその政策での一因があったのではないかなというふうなことを思っております。

次に、地域計画についてちょっとお尋ねしたいと思います。

亀山市では昨年と一昨年に地域の中で話し合いを重ね、高齢者や後継者不足、耕作放棄地等の増加等の人と農地の問題を解決するために、18地区において地域における将来方針を定める地域計画を定められました。本年度は策定した地域計画の実現に向けて関係団体と連携して農地の有効利用

を図っていくということですが、具体的にこの地域計画をどのように活用していくのか、お尋ねしたいと思います。

○議長（岡本公秀君）

富田部長。

○産業環境部長（富田真左哉君登壇）

地域計画の目的としましては、地域の農業を将来継続させていくために地域で話し合い、農地を利用しやすいよう次世代へ引き継いでいくこととございます。昨年の3月末に公告を行いまして、市内18地区で地域計画を策定したところでございます。

今後の活用につきましては、国において地域計画変更マニュアルが示されておりまして、その中で地域計画は一度つくって終わりではなく、毎年P D C Aサイクルを通じてブラッシュアップしていくことが重要となっております。本市におきましても毎年見直しを行う予定とございます。

今年度につきましては、農業の繁忙期が終わる秋頃から改めて各地区のご意見を聞かせていただき、見直しが必要な地区につきましては市も地域の協議に加わり、協議した内容を地域計画に反映してまいりたいと考えております。

○議長（岡本公秀君）

深水議員。

○3番（深水隆司君登壇）

地域計画は地域の方々と話し合いを進めていくということで、市のいろんな情報を地域の方々に提供して、地域に合った農業振興についてつなげていっていただきたいと思っております。

次に、スマート農業についてお尋ねします。

持続可能な農業を続けるにはスマート農業の導入が必要と言われております。亀山市総合計画の後期基本計画では、農業の効率化に向けてスマート農業の導入に向け取り組む農業経営体を支援しますとあります。

まず、スマート農業とはどういうものか、お伺いし、並びに市におけるスマート農業の現状と課題についてもお伺いしたいと思います。

○議長（岡本公秀君）

富田部長。

○産業環境部長（富田真左哉君登壇）

本市におけますスマート農業につきましては、一部の農業者が農剤散布にドローンを活用されるなどの取組が行われておりますが、全体としてはあまり進んでいないのが現状とございます。

スマート農業の導入には高齢化や担い手不足による労働力不足を補うことができるといったメリットがございますものの、機器やシステムの購入費など高額な初期費用がかかるため、農業経営体が一定規模以上でないとい導入は難しいといったデメリットもございます。

○議長（岡本公秀君）

深水議員。

○3番（深水隆司君登壇）

そうしたいろんな課題もあるということなんです、その課題克服に向けて亀山市としてどんな取組を進めていくのか、お伺いしたいと思います。

○議長（岡本公秀君）

富田部長。

○産業環境部長（富田真左哉君登壇）

市内で大規模な農業経営体は少ないところではございますが、担当窓口にはスマートコンバインのような農業用機器の購入といったスマート農業への取組に向けての相談もいただいております。

今後のスマート農業への取組につきましては、国や県と連携して国の補助事業などを積極的に活用し、支援につなげてまいりたいと考えております。

また、スマート農業への取組には資金力もある大規模農業経営体が有利であり、今後、市内の担い手農家の大規模化の促進が必要であるため、地域計画の協議の場や中間管理機構を活用いたしまして農地の集約、集積化にも努めてまいりたいと存じます。

さらに、市のサステナブル農業奨励事業におきましては、スマート農業への取組を認証項目の一つに上げておりますので、鈴鹿農業協同組合などの関係機関やスマート農業機器を取り扱う事業者を紹介するなど、スマート農業導入に向けた支援を継続して進めてまいります。

○議長（岡本公秀君）

深水議員。

○3番（深水隆司君登壇）

引き続き取組をよろしくお願ひしたいと思います。

最後に、今後の取組についてであります。

今後、持続可能な稲作農業経営のためには農業で生計を立てられるようにする新たな取組も必要ではないかと思ひます。例えば、稲作のブランド化について取組はできないかと思ひたりもします。言わば、いわゆる亀山産の米というふうな亀山ブランド米というふうなところなんですけど、例えば亀山茶だとか伊賀米だとか、魚沼産のコシヒカリのようなブランド戦略は亀山市においてできないか、そういう戦略は立てられないか、お伺ひしたいと思います。

○議長（岡本公秀君）

富田部長。

○産業環境部長（富田真左哉君登壇）

今後の取組といたしまして亀山産米のブランド化ということでございますが、ブランド米とはブランド化された米を表す言葉でございまして、明確な基準や規定が定められてはございません。米には農林水産省によって指定された産地、品種、銘柄があり、それらの中でも食味が優れていたり特別栽培米など、ほかと差別化できる特徴があるなど付加価値のあるものが一般的にブランド米と呼ばれております。

本市では現在、減農薬で栽培され、三重の安心食材にも認定された特別栽培米や伊勢神宮奉納米など市内で栽培いただきました米をふるさと納税の返礼品として活用させていただいており、米の価格は高騰する中で大変好評をいただいております。

一方で、持続可能な農業を促進するに当たりましては、米のブランド化はマーケティング戦略における重要な取組の一つと認識しております。また、米のブランド化は農家の所得向上にもつながってまいりますことから、亀山産のブランド化につきましては、他市町の事例や市内の米の栽培品種などを調査するなど研究を進めてまいりたいと存じます。

○議長（岡本公秀君）

深水議員。

○3番（深水隆司君登壇）

言わば亀山市内の農家の方々は、それぞれ自ら持続可能な農業経営を目指してご努力をされているということの紹介もありました。やはり市としても、そういった農家の方々を全面的にバックアップするような施策の展開をお願いして、次の質問に移ります。

次に、防災対策であります。

能登半島地震の教訓から、亀山市における課題をどう認識し、その課題解決に向けてどのように取組を進めているかという視点で質問をさせていただきます。

まず初めに、能登半島の震災において、災害復旧のために亀山市から多くの職員が派遣をされました。そこで、能登半島地震から学び、見えてきた亀山市における防災上の課題、特に避難所の課題についてお伺いしたいと思います。

○議長（岡本公秀君）

木田危機管理監。

○危機管理監（木田博人君登壇）

令和6年能登半島地震の教訓を受けまして、避難所における課題といたしましては、大きく4点が本市にとって課題となってくるものかと考えております。

まず1つ目に、避難所での生活空間におけるプライバシー確保の難しさと安全管理の重要性が課題であると考えております。ダンボールハウスなどはプライバシー確保に一定の効果がございましたが、一方で中の状況が認識しづらいことによる安否確認の難しさや、避難所内での暖房器具などの火気使用に伴う火災発生の危険性なども指摘されております。

2つ目に、衛生環境の確保として、特にトイレ問題と感染症対策でございます。断水によるトイレの使用困難な状況は衛生状態を著しく悪化させ、感染症蔓延のリスクを高めてまいります。

3つ目に、生活基盤となる情報伝達と物資供給の課題でございます。必要な情報が、特に情報機器の扱いに不慣れな方々へも確実に届けることの難しさ、そして食料や生活用品がその時々ニーズに応じて必要な量だけの確に供給されることの難しさも課題として認識しております。

4つ目に、特に配慮が必要な方々やペットとの同行避難における課題でございます。認知症の症状が見られる方や夜間トイレに介助が必要な方もおられ、人員が不足する中できめ細やかな対応の難しさや、ご高齢の方や障がいをお持ちの方にとって、例えば仮設トイレやお風呂で介護が必要であったというようなこともございます。また、避難所の環境に配慮して、ペット連れの方々が避難をためらう状況もあったということも上げられます。

これらの教訓を生かしまして、どのような状況下でも可能な限り良好な環境を確保できますよう取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（岡本公秀君）

深水議員。

○3番（深水隆司君登壇）

それで、そうして見えてきた防災上の課題の克服に向けて、亀山市においては防災計画を修正した箇所があるのか、あるいはその内容についてお伺いしたいと思います。

○議長（岡本公秀君）

木田管理監。

○危機管理監（木田博人君登壇）

地域防災計画の見直しでございますが、令和6年7月に開催しました亀山市防災会議を経まして、令和7年2月に亀山市地域防災計画の内容を見直しいたしました。その主な修正点につきましては、発災直後からフェーズが変わり長期間の避難生活となる場合には、プライバシーや衛生環境を考慮した国際基準であるスフィア基準を準用することとし、1人当たり最低3.5平方メートルのスペースを確保していくことを明記いたしました。また、避難所までの避難につきましては、原則徒歩避難でございますが、まずは自らが命を守る行動を取っていただき、差し迫る災害の状況、自分自身の実情に合わせて柔軟な考え方の下、自家用車などを活用して安全な避難を検討していただきたい旨を記載しております。また、併せて車中避難の検討についても記載させていただいております。

○議長（岡本公秀君）

深水議員。

○3番（深水隆司君登壇）

より現実的な対応ができるような改正をしたというふうなことの理解をさせていただきました。続きまして、避難所及び防災備蓄品についてであります。

災害関連による体調の悪化などが避難所の環境や災害医療体制等が影響すると言われておりますが、市内に15か所ある指定避難所の生活環境についての現状と課題についてお伺いしたいと思います。

○議長（岡本公秀君）

木田管理監。

○危機管理監（木田博人君登壇）

本市では指定避難所として15か所、小・中学校やスポーツ施設を指定しておりますが、昨今の猛暑などの気象状況を鑑みますと、避難所の主な施設となります体育館のエアコン配備は残念ながら十分とは言えない状況でございます。このため、災害発生時には現状の設備を最大限に活用しつつ、現実的な対応を講じていく必要があると考えております。

現状、エアコンが設置されておりますのは西野公園体育館と東野公園体育館のみでございます。その他の避難所につきましては、本市が備蓄しておりますスポットクーラー10台、業務用扇風機4台、ジェットヒーター9台などの資機材を活用して、可能な限りの環境改善に努めてまいりたいと考えております。

これらの避難所の多くは小学校ですので、学校施設内の空調設備が整った教室や会議室など、災害の状況や避難者の方々の状況に応じまして関係部署と速やかに協議の上、活用することも視野に入れながら、より良好な避難環境の確保に努めてまいりたいと考えております。

また現在、各指定避難所には避難所生活に必要な発電機や簡易トイレなどの資機材も分散して備蓄しておりますし、今後も適切な災害対応が行えるよう努めてまいります。

○議長（岡本公秀君）

深水議員。

○3番（深水隆司君登壇）

いつ起こるとも分からない東南海地震が言われているんですが、そういった課題が見えているという中では、それに課題解決に向けて早急に実施して、解決に向けて対策を実施していただくようお願いしたいと思います。

次に、防災備蓄品なんですが、実は前回、私の質問で、各地区の身近な避難所でもありますその他の避難所に防災備蓄品等を配備できないかという質問をしたところでございます。亀山市における現在の防災備蓄品の配備体制はどうなっているのか、また課題はないのか、お伺いしたいと思います。

○議長（岡本公秀君）

木田管理監。

○危機管理監（木田博人君登壇）

防災備蓄品等につきましては、基本的には指定避難所を軸に考えておまして、その他避難所に関しては、それを共助のほうでカバーしていただくというのは前回お答えさせていただいたことや記憶しております。

防災備蓄品につきましては、発災後3日目には三重県から、4日目には国のプッシュ型支援が得られるということから、飲料水や備蓄食料や生活用品を市民の10%、5,000人想定なんですけれども、これを2日間生活、避難生活ができるよう、基準として、例えば飲料水ですと1日当たり1人3リットルが必要となってきますことから、2日分の6リットル掛ける5,000人で約3万リットルの飲料水を備蓄しておるところでございます。

その他、アルファ化米や乾パン、菓子パンなどの食料品につきましても同様の考えの下、亀山市備蓄調達基準に基づき適正な備蓄に努めてまいります。

食料品は賞味期限などもございます。そういった品質管理も重要でございますことから、やはりその備蓄場所というのは中央防災倉庫や関係地区防災倉庫、本町倉庫の3か所で備蓄して集中的な管理を行っていきたいと考えております。

○議長（岡本公秀君）

深水議員。

○3番（深水隆司君登壇）

食料品なんかは賞味期限の管理が難しいというふうなお話でしたが、防災備蓄品は案外長い、そういう賞味期限が、期限が長いというふうな商品がたくさんありますので、やっぱりその管理については地元の方々の身近なところに、目の届く範囲に置いておくということは、やっぱり適正な管理につながるのではないかなと思ったりもしますので、またご検討のほどよろしくお伺いしたいと思います。

それで、次にペット対策です。

能登半島地震の教訓を受けての課題としてペット対策のことをおっしゃっていただきましたが、亀山市地域防災計画におきましては、三重県及び関係団体等にペットとの同行避難、受入れ等について助言を求めるとともに、ペット同行避難による避難者の公衆衛生が悪化しないよう、また避難所の近くで飼育できるように仮設避難設備の設置や飼育管理のルールづくり及び必要な支援物資の備蓄など、ペットの受入れ体制の構築を図るとしております。その現状についてお伺いしたいと思います。

います。

○議長（岡本公秀君）

木田管理監。

○危機管理監（木田博人君登壇）

現状としましては、本市の地域防災計画におきましては、ペットの飼い主が避難所でのペット管理にご自身で責任を持っていただくことを前提としましてペットとの同行避難を認めておりますが、居室での同伴避難ではなく、屋外スペースでの飼育をお願いしております。

ペットと過ごすことがつらい避難生活においても心の支えや癒やしになるといったお声もございますが、避難所は多様な方々が共同生活を送る場でございますので、動物が苦手な方やアレルギーをお持ちの方もおられます。また、かみつきの事故や鳴き声などによる騒音、抜け毛、ふん尿処理といった衛生面でのトラブルが発生することも懸念されているところが課題でございます。

○議長（岡本公秀君）

深水議員。

○3番（深水隆司君登壇）

ペットの災害対策といえば、ペットフードや水、飼育用品等、物をそろえることがまず頭に浮かびますが、ハウストレーニングや健康管理、いざというときのペットの預け先を確保することも大切なソフトの備えだと思っております。

能登半島地震では、令和6年度能登半島地震動物対策本部が石川県獣医師会会員病院でのペットの一時預かりを行ったと新聞報道でもなされております。

亀山市は、災害時にペットを動物病院等で受け入れてもらえるように関係機関との協定を結んでいるのか、また結んでいれば、その内容についてお伺いしたいと思います。

○議長（岡本公秀君）

木田管理監。

○危機管理監（木田博人君登壇）

亀山市では、平成27年8月に公益財団法人三重県獣医師会鈴鹿支部と動物救護活動に関する協定を締結いたしております。この協定に基づきまして、災害発生時には動物救護所の設置運営協力や避難所におけるペットの一時的な管理や飼育、さらには負傷したペットへの応急的な診療措置など多岐にわたるご支援をいただくこととなっております。

実際の避難所におけるペット対策につきましては、この協定を基軸として三重県獣医師会鈴鹿支部から専門的な助言や指導をいただきながら、それぞれの避難所の状況や避難されている方々のご意見を踏まえながら、その時々で可能な限りの最適な判断と運用を行っていく必要があると考えております。

引き続き、獣医師会と皆様との連携を密にして有事に備えてまいりたいと考えております。

○議長（岡本公秀君）

深水議員。

○3番（深水隆司君登壇）

最近ではペットも重要な家族の一員やという人もおられますので、そこら辺も踏まえてこれから取組を進めていただきたいと思います。

次に、医療センターの災害に対する取組ということを上げさせていただきました。特に有事のとき、災害のときには、その医療センターの役割は本当に命に関わる施設として大変重要だと思っております。

医療センターは1990年（平成2年）に開設されておりますが、建物としての耐震面や非常時の対応に何か現在課題はないのか、お伺いしたいと思います。

○議長（岡本公秀君）

小森地域医療部長。

○地域医療部長（小森達也君登壇）

医療センターの建物につきましては、議員おっしゃっていただいたとおり平成2年（1990年）3月の建築の鉄筋コンクリート造り2階建ての建物でございます。この建物につきましては、震度6強から7程度の揺れでも家屋が倒壊、崩壊しないことを構造基準とした昭和56年（1981年）改正の建築基準法による新耐震基準に基づいて建築された建物となっておりますのでございます。

また、施設設備につきましては、不具合の発生や老朽化等の状況に応じて計画的に改修工事を行い、災害時の病院機能維持を含めまして建物の全体の最適化、長寿命化が図られるよう整備に努めておるところでございますので、そういったところに今のところ問題点はないものというふうを考えておまして、災害対応の際につきましては、停電などの対応については自家発電の装置を設置しておまして、3日から7日程度の連続稼働が可能となっておりますので、そういった形で災害の対応を進めさせていただいておるところでございます。

○議長（岡本公秀君）

深水議員。

○3番（深水隆司君登壇）

建物的には問題ないというふうなことが理解できました。

次に、亀山市立医療センターは災害医療支援病院となっております。災害医療支援病院とはどのような役割を担うのか、お尋ねしたいと思います。

○議長（岡本公秀君）

小森部長。

○地域医療部長（小森達也君登壇）

医療センターにつきましては、亀山市地域防災計画におきまして災害医療支援病院に指定されております。その役割といたしましては、災害時の医療機能の維持、医師や看護師などの医療従事者の確保、トリアージ、緊急度、重症度に応じた負傷者の区分けの実施、重症者を受け入れるスペースの確保の4つの体制を取るということになっております。災害時にも医療機能を維持し、救急医療活動の拠点となる役割を担っているところでございます。

○議長（岡本公秀君）

深水議員。

○3番（深水隆司君登壇）

そうした災害医療支援病院ということではございますが、医療センター単独では多分対応はできないと思うんですね、有事になったときは。例えば受入れとか、受け入れた方の次の病院へ搬送だ

とか、そうしたことで他の病院との連携はどのように行われているか、お伺いしたいと思います。

○議長（岡本公秀君）

小森部長。

○地域医療部長（小森達也君登壇）

災害時における他の医療機関との連携体制につきましては、亀山市地域防災計画におきまして、災害医療支援病院である医療センターを主体とした救護体制を構築いたしますとともに、三重県指定の災害拠点病院等と連携し、速やかに医療救護体制を整えることとなっているところでございます。

また、災害時における医療歯科救護に関する協定に基づきまして、亀山医師会、亀山歯科医師会及び鈴鹿亀山薬剤師会と連携を図ることとなっております。必要に応じて市の災害対策本部から県の災害対策本部に対し、三重DMAT（災害派遣医療チーム）の派遣要請を行っていただくことにもなっております。

○議長（岡本公秀君）

深水議員。

○3番（深水隆司君登壇）

これまで質問してきましたが、30年以内に70から80%の確率で発生するとされる南海トラフ地震等における備えとして、亀山市の災害における危機管理体制を盤石なものにしていただくようお願いをしまして、次の質問に移らせていただきます。

中学校の部活動の地域展開についてでございます。

中学校に入り、楽しみの一つとして部活動があります。その部活動が保護者世代の頃とは事情が変わってきております。少子化や教員の働き方改革の影響を見据えて部活動を学校の外、つまり地域での活動に変えようとする動きが国主導で進みつつあります。部活動の地域展開で、生徒や保護者の方にとってどんな影響があるのかという視点で質問をさせていただきます。

そこで、まず部活動の地域展開等とはどのようなものか、お伺いしたいと思います。

○議長（岡本公秀君）

大平教育部長。

○教育部長（大平 守君登壇）

議員お尋ねの部活動の地域展開、連携とはどのようなものか。これにつきましては、大きくは地域の子どもを学校を含めた地域で育てる部活動改革のことでございます。

まず地域展開・連携ありまして地域展開でございますけれども、学校が主体となっていてまいりました部活動を、新たに地域が主体となって地域クラブ活動として子どもたちの活動機会を確保するものでございます。これは部活動を学校教育の一環から社会教育、社会体育へ展開していくものでございます。

一方、地域連携がございまして、地域連携、これは学校の部活動の中で部活動指導員や外部指導員等の地域人材を活用する取組でございまして、複数校でまとまって合同で活動することも可能でございます。

そうした連携により子どもたちの活動機会を確保するものでございまして、あくまでこれは学校の部活動としての活動となるものでございます。

○議長（岡本公秀君）

深水議員。

○3番（深水隆司君登壇）

地域展開等とは、地域展開と地域連携があるということが理解をできました。

部活動が学校単独ではなく、市町が地域の団体と連携したり、体育スポーツ協会等が主体となって運営したりするなどの方向性になってきておるのかなというふうに思っております。

なぜこのような方向性になってきたのか、その背景についてお尋ねしたいと思います。

○議長（岡本公秀君）

大平部長。

○教育部長（大平 守君登壇）

地域展開・連携を行う背景、理由というものでございますけれども、主なものを3つほど上げさせていただきますと、まず1つ目といたしましては、地域の人材に地域クラブ活動の指導を担っていただくことで、生徒の多様なニーズへの対応と活動の質の向上が見込めるため、こういったことがございます。

また、2つ目といたしましては、長時間勤務の要因の一つになっている部活動、これの地域展開等が教師の負担軽減につながる、こういったこともございます。

さらに、3つ目といたしましては、地域との連携が強化されて地域の特色を生かしつつ、スポーツ・文化芸術活動の活性化にも貢献がしていけるということでございます。

○議長（岡本公秀君）

深水議員。

○3番（深水隆司君登壇）

先ほど、その背景の中に地域展開を行う必要性等々が述べられましたけれども、地域展開等そのもののやはり側面としてメリット・デメリットがあると思うんですね。子どもと学校、教員の双方にメリットが期待されているとも言われていますが、まず地域展開等のメリットについて具体的にお伺いしたいと思います。

○議長（岡本公秀君）

大平部長。

○教育部長（大平 守君登壇）

地域展開における主なメリットでございます。

まず1つ目といたしましては、生徒が専門性の高い指導を受ける機会を確保できるというふうに考えております。2つ目といたしまして、生徒の多様なニーズに対応することができる、こういったこともございます。3つ目といたしまして、地域の活性化が図られる。それから4つ目といたしまして、生涯スポーツや文化活動を通じたまちづくりにつながるということもございます。そしてまた、最後に5つ目でございますけれども、教員が授業準備や教材研究、生徒と向き合う時間などを確保されるとともに、教員のワーク・ライフ・バランスの向上も図られる、こういったメリットもあるというふうに考えております。

○議長（岡本公秀君）

深水議員。

○3番（深水隆司君登壇）

メリットがなければこのような方向性にはならないと思うんですが、一方で、それに伴うデメリットもあると思うんですね。具体的にどのようなデメリットが考えられるのか、お尋ねしたいと思います。

○議長（岡本公秀君）

大平部長。

○教育部長（大平 守君登壇）

デメリットでございます。

これは3つほど説明、ご紹介させていただきますが、1つ目といたしましては、子どもたちの居場所が減る可能性がある、こういったことがございます。そして、2つ目といたしましては、指導者の確保と質の担保がやはり少し困難になる可能性がある。それから3つ目といたしまして、参加費や生徒の送迎など保護者の負担が増加することが考えられる。それから最後に4つ目でございます。学校外ということになりますので、安全管理、危機管理体制の構築、こういったものが必要となってくるというふうにと考えるとござります。

○議長（岡本公秀君）

深水議員。

○3番（深水隆司君登壇）

メリットとしては子どもの技術向上や学校の働き方改革に好影響につながると。デメリットとしては保護者の負担が増える可能性もあると、安全管理にも懸念があるというふうな両側面の捉え方ができるということが分かりました。

それで、そういったことを踏まえまして、今回、教育行政の現況報告では、中学校部活動の在り方については国や県の動向を注視するとともに、他市町との情報交換、また昨年度実施した児童・生徒や保護者等へのアンケート結果や課題を健康福祉部等とともに共有しながら連携を図り、休日の部活動の地域展開等の準備を進めるという報告がなされました。

先ほど言いました様々なメリット・デメリットがある中で、部活動の地域展開等について、亀山市における現状と課題についてお伺いしたいと思います。

○議長（岡本公秀君）

大平部長。

○教育部長（大平 守君登壇）

まず本市の現状でございますけれども、教育委員会といたしましては、令和5年度の1月から部活動の在り方検討会を開きまして今後の部活動の在り方について検討を続けてまいりました。そして、令和6年度には児童・生徒、保護者へのアンケート調査の実施、これも行いまして、さらには小・中学生の保護者に対して地域クラブ活動に関するチラシの配布による情報提供、また令和7年3月1日号の広報、こちらには市民へ地域クラブ活動についての周知を行ったところでございます。

そして、先ほどデメリットについてご答弁申し上げましたけれども、これらのデメリットは、やはりそのまま課題として認識をできるものでございまして、これらの課題につきましては庁内関係部署で共有をいたしまして、現在も休日の中学校部活動の地域展開等について検討を続けているところでございます。

○議長（岡本公秀君）

深水議員。

○3番（深水隆司君登壇）

他市では、もう既にそういう地域展開等を進めているところがあると思うんですが、そうした他市の具体例、事例があればお伺いしたいと思います。

○議長（岡本公秀君）

大平部長。

○教育部長（大平 守君登壇）

他市の事例ということでございます。

近隣といたしますか、今聞き取っておる中では、いなべ市、桑名市、四日市市、鈴鹿市、この辺りが少し進んでいるというふうに伺っております。

その中で、お隣、鈴鹿市の状況として少しご紹介させていただきますと、例えば鈴鹿市では来年度、中学3年生の最後の大会、コンクールなどが終了する10月以降は休日の部活動は行わないことと予定としているというふうに伺っております。本年度は10月以降の第1週目休日に部活動は行わず9種目のモデル事業ということで実施されまして、また教育職員の兼職兼業に関わる要綱の策定などを行っていくと、こうなっていく予定というふうに伺っております。

○議長（岡本公秀君）

深水議員。

○3番（深水隆司君登壇）

やはり全国的なそういった流れの中で、亀山市においてもきちっとした取組を進めていただきたいと思うんですが、今後の取組についてです。

公立中学校の部活動を地域のスポーツ団体等に委ねる地域展開等に関しましては、スポーツ庁と文化庁の有識者会議においては、休日は2031年度までに全ての部活動での実施を目指し、また2026年度からの6年間を改革実行期間と設定をし、平日の取組も進めると提言をしているんですね。

亀山市においては現在、先ほどお聞きしました休日の取組を進めると、準備をしているというふうなことです。今後、平日に展開していくとなるとさらに影響が大きいと思いますが、亀山市における今後の取組について最後にお伺いしたいと思います。

○議長（岡本公秀君）

中原教育長。

○教育長（中原 博君登壇）

部活動の課題につきましては、我々が学生の頃、部活動に親しんできた体制とは大きく異なってくる時代がやってきます。そのことは議員も先ほど理由等でお示ししていただきました。時代の流れの中で子どもたちの健全育成を図っていくため、かつ地域のそういうスポーツに関する地域力を増加していくために、新しいシステムが導入されようと国を中心に進められているところです。

教育委員会といたしましても他市町の状況も見ておりますけれども、亀山市は亀山市の中学校3校のうち規模の少し小さな学校もある中で、こういった形が一番いいのかということを探しながら現在検討も進めているところでございます。

まずは教育委員会といたしましては、先生方の中でも部活動が地域に展開された後も部活動に関わっていききたいという先生方もおられますので、まず教職員が地域の指導に関わる際に必要な教職員の兼職兼業を可能とするための諸準備のほうを行う予定としております。

さらには、先ほど言いましたように、一部の特定の部活動において休日の部活動の地域展開が実際どういう形でやって、どういう課題があるかということで試行を実施していききたい、今年度中には実施していききたいというふうな予定でございます。

今後は、地域のスポーツ団体や文化団体等とも具体的な連携や協議も進めてまいりたいというふうには考えております。あわせて、それらのガイドラインとなる現在ある部活動のガイドラインの改定についても着手をしていかなければならないなというふうなことを思っております。

今のは休日の部活動のことであって、平日については、まずは休日の部活動の状況を踏まえて平日においてはどうするのかということも考えていききたいというふうに思います。

なお、この部活動の地域展開、以前は地域移行と言いましたけれども、これはもう数年前に国のほうから示されたことであって、その中で保護者の負担の目安とか、地域クラブとはどういうもので、どういうことを学校の地域クラブとして認定していくのかというような国の具体的な、まだそこら辺については検討段階であるということで、国も検討しつつ、県や市の自治体も並行して動いているという状況でございますので、先ほど申しましたように他市の先行事例も十分注視しながら、亀山のこの規模に合った形はどんなものかということを考えていききたいなというふうに、併せてこの有識者会議や専門部会の情報も仕入れながら検討していききたいと思っております。

何といたっても子どもたちにとってよりよい部活動の地域展開につなげてまいりたいと思っておりますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

○議長（岡本公秀君）

3番 深水隆司議員の質問は終わりました。

会議の途中ですが、午後1時まで休憩をいたします。

（午前11時50分 休憩）

（午後 1時00分 再開）

○議長（岡本公秀君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、7番 今岡翔平議員。

○7番（今岡翔平君登壇）

通告に従い、一般質問をさせていただきます。

今回は、テーマは2つ上げました。救急救命士の派遣についてと市有財産売却に関する媒介制度についてということなんですけれども、まず1つ目ですね、この救急救命士の派遣についてのほうなんですけれども、三重大学病院との連携で行われているハイブリッドワークステーション事業ということについて取り上げたいんですけれども、まずはその事業についてご説明をお願いします。

○議長（岡本公秀君）

7番 今岡翔平議員の質問に対する答弁を求めます。

豊田消防部長。

○消防部長（豊田賢治君登壇）

ハイブリッドワークステーションとはどのような事業かということについて、ご答弁させていただきます。

ハイブリッドワークステーションは、地域の病院前救護を担う救急救命士の育成及び救急医のタスクシフティングによる三次救急の円滑化並びに地域と三重大学病院の連携関係を構築することを目的として、令和5年4月から実施されているものでございます。

現在、県内15消防本部のうち、本市を含む三重大学医学部附属病院近隣の5消防本部が事業に参加しているところでございます。

○議長（岡本公秀君）

今岡議員。

○7番（今岡翔平君登壇）

三重大学病院に救命士を派遣して、位置づけとしては研修という位置づけになっているのかなと思うんですけども、ではこの派遣について効果はどのように感じられているか、お伺いします。

○議長（岡本公秀君）

豊田部長。

○消防部長（豊田賢治君登壇）

ハイブリッドワークステーション派遣の効果についてということでございますが、消防本部では令和7年1月から6月末までの期間で救急救命士1名をハイブリッドワークステーションに派遣していますが、研修の様子を派遣中の職員から聞いたところ、様々な講義の受講や重篤な傷病者に対する処置の補助、高度な医療機器等の見学など大変貴重な経験ができておると聞いております。

そのほかにもドクターヘリやドクターカーへ同乗し、救急現場で医師と協力した活動なども今後に生かしたいとのことでした。

高度救命救急センターでチーム医療を学ぶことや医師との連携関係の構築、さらに他市消防本部の救急救命士とともに活動することは大きな財産となって、研修終了後は当消防本部に還元してくれるものと期待しているところです。

なお、今月26日木曜日にはハイブリッドワークステーションのドクターカーとの連携を想定した救急活動訓練も計画しており、三重大学医学部附属病院医師に参加していただくほか、市立医療センターとのワークステーションも運用していますことから、市立医療センター医師にも出席いただく予定です。

また、消防本部といたしましては、ハイブリッドワークステーションでの研修は大変貴重な機会であり、この研修派遣を通じて三重大学医学部附属病院との連携体制が構築され、救急救命士がレベルアップすることは、市民の皆さんにとっても救急行政サービスの質の向上にもつながるものと捉えております。

○議長（岡本公秀君）

今岡議員。

○7番（今岡翔平君登壇）

派遣をしてもらってこのハイブリッドワークステーションとの連携を踏まえた訓練も行っていく予定であるということなんですけれども、ちょっと1枚目の資料を出していただけませんか。

皆さんのお手元にも資料あると思うんですけども、この図が一番分かりやすいかなと思いで、私が簡単に理解したところでいくと、病院の中に救命士がいるというようなことになるんですけども、従来の図やと、矢印が緑が搬送病院前救護ということでぶつと切れて、それで医療機関に渡して、搬送する人を病院前救護する人と医療機関で救急医療という業務がしっかり役割が、もう本当にしっかり分かれてしまっていたというのが三重大学病院のハイブリッドワークステーションが目指す救急医療体制という、下の段を見ていただくと、搬送病院前救護から救急医療まで流れるような、それで、ポイントとしては病院の中にも救命士がいるということなんですけれども、2枚目の資料をお願いします。

これ救急外来での様子ということで写真なんですけれども、えんじ色の服を着ているのが救命士なんですけれども、一番大きい要素としては、法律が改正されて救命士ができることが増えたそうなんですわ、点滴が取れたりするんですけども。この一番大きい要素としては、救命士が病院の中で対応してくれることによって医師の手が空くということで、救急で例えば複数の患者が運ばれてきたときも医師が複数の重症患者に対応することができるというようなところですね。研修とは言われているんですけども、入ってもらった救命士さんはほぼ即戦力になっているというような私は認識なんですけれども。

ただ、この派遣について、さっき近隣市町というふうに述べていただいたんですけど、津、鈴鹿、伊賀、名張というふうに聞かしまして、ここから救命士を1年間それぞれ派遣してもらっているんですけども、亀山は半年の派遣になっているということを知りました。これはなぜ派遣期間が半年で違うのか、お伺いします。

○議長（岡本公秀君）

豊田部長。

○消防部長（豊田賢治君登壇）

先ほどのご質問で、なぜ半年かということでございますが、事業の実施に当たっては、三重大学から説明を受けた際には、原則6か月の派遣で修了証が発行されるが、可能であれば1年間継続しての派遣でもよいということでございました。

派遣期間が長くなれば研修を受ける職員にとって効果が高くなることは承知しておりますが、消防学校教育や救急救命士の養成研修派遣等、他の派遣計画もあるため6か月としたところでございます。

○議長（岡本公秀君）

今岡議員。

○7番（今岡翔平君登壇）

ちなみに、ほかの参画されているまちが1年間派遣されているってことはご存じでしたでしょうか。

○議長（岡本公秀君）

豊田部長。

○消防部長（豊田賢治君登壇）

他の市町消防本部が1年間の派遣をしておるということは承知しておるところでございます。

○議長（岡本公秀君）

今岡議員。

○7番（今岡翔平君登壇）

私、どこからこの話を受けたかという、病院のほうから、亀山の方もぜひ1年間派遣してもらえないかなというような話をちょっと関係の方からもらっているんですけども、やっぱり研修というか、実態としてはもうほぼ即戦力として身をもって学んでいくというような形になるのかなと思うんですけども、この期間、話を聞く限り半年では足りないんじゃないかなと思うんですけども、その辺りの所感はいかがでしょう。

○議長（岡本公秀君）

豊田部長。

○消防部長（豊田賢治君登壇）

派遣期間が半年では足りないのではないかとということでございますが、ちょっと繰り返しにはなりますけれども、当初事業の説明を受けた際には原則6か月ということで、プログラムは終了し、修了証も発行されるということも聞いておりました。派遣期間が長くなれば、なお有効な研修になることも承知はしてございますが、他の学校教育派遣や救命士の養成研修派遣等の計画もあったことから6か月の派遣とさせていただいたところです。

○議長（岡本公秀君）

今岡議員。

○7番（今岡翔平君登壇）

難しいところなんですけれども、後から話していく内容によって、やっぱりぜひ1年間、あとは切れることなく派遣してほしいというような趣旨なんですけれども、そもそもここに派遣をしてほしいというリクエストが来ているのが救急救命士の資格を持っている、プラスある程度のキャリアを積んで現場では指導者クラスの方を派遣してほしいということで、そもそも救命士を取るのに、また研修は必要なのに、さらにそれを取った上でキャリアも重ねてということで、結構要求されているハードルというのは高いのは高いんですけど、でもなぜそういう人たちが必要になってくるかという話にも展開していきたいので2つ目に入っていきたいんですが。

救急救命体制、市の、どうなっているかということなんですけれども、最終的に亀山市は三重大病院とどう関わっていくかということですね、救急救命という部分で、その流れをご答弁いただけますでしょうか。

○議長（岡本公秀君）

豊田部長。

○消防部長（豊田賢治君登壇）

救急救命体制はどうなっているかということでございますが、どのように救急の方を病院へ搬送するのかということかと存じますけれども、搬送先医療機関の選定につきましては、救急隊の観察結果により症状に適応した医療を速やかに受けられることができる医療機関に搬送するため、三重県が定めます傷病者の搬送及び受入れの実施に関する基準に基づき選定しております。しかしながら、現場の状況や傷病者の様態に応じ、かかりつけ医療機関や家族等から依頼された医療機関を選定する場合もございます。

なお、令和6年中の救急搬送人員につきましては2,454人で、医療機関への搬送状況は、亀

山市立医療センター等、市内の医療機関に920人で全体の約37%となっており、鈴鹿市や四日市市、津市など市外の医療機関には1,534人を搬送しており、搬送割合といたしましては約63%となっております。

また、令和7年につきましては、5月末の時点で1,015人を救急搬送しており、医療機関への搬送状況といたしましては、亀山市立医療センター等、市内の医療機関に391人で全体の約39%となり、鈴鹿市や四日市市、津市など市外の医療機関には624人を搬送しており、搬送割合といたしましては約61%となっております。

なお、三重大学医学部附属病院への搬送は、令和6年で28件の約1.1%、令和7年は5月末時点で13件の約1.3%となっております。

○議長（岡本公秀君）

今岡議員。

○7番（今岡翔平君登壇）

割合なんかも答弁いただきましたけれども、三重大の割合、一応1.1%ほどということなんですけれども、ただ三重大にもう搬送される方というのは、もうかなり重症といいますか生死の境目という方が搬送される場合になってくると思いますので、一概に件数だけでは言えないと思うんですけれど、それでも最終的には、これはほかの病院で手に負えないから三重大に行こうというようなことになるんだと思います。

それで、すごくこの事業をいいなあというふうに思ったのが資料の3枚目をお願いできますか。

最初の答弁で、一番最初の答弁でドクターカーという言葉があったんですけれども、ドクターカーを三重大のほうから動かして使えるというのがすごくメリットが大きいかなというふうに思いました。この図なんですけれども、地域の救急病院で、例えばちょっと症状が重くなったとか、緊急的な手術が必要だという方が発生をして、じゃあ来てくださいってなったときに、三重大医学部附属病院のほうから医師と救命士が乗ってドクターカーで迎えに来てくれるという仕組みなんです。そうすることによって、例えば我々でいうと地域の救急病院って例えば医療センターなんですけれども、医療センターの医師には影響がなく、ゼロかどうかは言えないんですけれども、ただ向こうから医師が来てくれるので、医療センターの医師を残したまま、つまりその地域の救急病院の病床には影響なく三重大の医学部附属病院に搬送をすることができる。このドクターカーを動かす段階で、やっぱりその救命士がすごくその特性が生きるということを聞いていまして、次の資料をお願いできますか。

これはドクターカーで転院搬送しているときの写真で、次の資料もお願いします。もう一枚お願いします。

これは現場での様子ということなんですけれども、例えばその医師の判断で、事故が起こっていたりすると、もうドクターカーで向かおうとか、あるいはこのドッキング事案というのは救急車とドクターカーで途中で落ち合って、ドクターカーで拾って病院のほうに連れていくということもある。すごく私は心に残った言葉は、亀山から派遣をされている救命士さんなんですけれども、通常、自分が救急車で向かったりとかしていた過去の経験と比べて、過去の経験からしたら、こういう人助からんだんと違うかなという人がどんどんこう蘇生していく、助かっていくという現場をすごく目の当たりにして、やっぱりすごく重要な活動なんじゃないかなということを感じられ

ていました。

ドクターカーでなぜ救命士が有効かというところなんですけれども、車の運転とか、あと例えば現場でドッキングする、合流する際に、どこへ車を納めたらいいかという能力ですね。お医者さんと消防士さんと比べたら、もう言わずもがなだと思うんですけれども、やっぱり車の操縦だったりつけ方というのは、もう救急車で慣れている救命士のほうが優れていると。現場に例えばお医者さんが運転して向かっていくというのも、それも着いたときにはへとへとで、なかなか治療をしづらいという様子もなかなかベストな状況ではないと思います。

ドクターヘリを呼ぶこともあるということも聞いたんですけれども、ドクターヘリというのは天候によってほとんど飛べない日があると。なので、雨だったり夜だったり、暗いときはドクターカーを有効に使っていくのがいいんじゃないかなということで、私は繰り返しになるんですけれども、これは研修ではなくて地域医療、救急医療を担う一環にすごくなっている話なんじゃないかなと。亀山も他の市町と同じように協力をしていくべき、派遣をしていくべきだと思うんですけれども、私が一番恐れているのが、例えば令和6年は派遣できたけれども翌年からできませんというような事態が発生するとか、それが怖いと思うんですけれども、今後、救命士というのは派遣できそうなんですか。

○議長（岡本公秀君）

豊田部長。

○消防部長（豊田賢治君登壇）

今後の派遣についてどう考えるかというご質問かと存じますが、消防本部といたしましては今後の派遣について現在検討中でございます。他市消防本部の派遣状況も注視しつつ、他の教育研修派遣等もありますことから、派遣のし方や派遣期間については三重大大学の研修担当部門と今後調整する必要がございますが、今後も研修派遣については継続してまいりたいと考えてございます。

○議長（岡本公秀君）

今岡議員。

○7番（今岡翔平君登壇）

もう一度、一番最初の図面を出していただけますか、一番最初の図なんですけど。

この矢印が途切れている図と流れるようにつながっている下の図なんですけれども、三重大としてはどんどんこの派遣に来てくれる人が各消防本部に増えてほしいということなんです。すごく大事な要素として、上のぶつ切りになっている図じゃなくて、下は流れるように矢印が続いているんですけれども、例えば事故だったときに、どういうふうな状況で事故に遭ったかとか、あとは一刻も争う場合、ドクターカーの中からその患者の心電図を病院に先に送って、病院のほうで体制を整えてもらうというような、自分たちがこう搬送してくる前とか搬送してくるときに、どういう状況だったかという情報が患者の延命に対してすごく重要な情報だということが分かったということも聞きまして、ぜひこの研修を受ける救命士を本部の中に増やして行ってほしいということなんですけれども。

消防本部のほうから答弁来ているんですけど、もらっているんですけど、なかなか煮え切らないといいますか、はっきり、いや、それは出しますよというふうに言えないんですけれども、例えば津なんか350人消防職員がいるわけなんです。消防署の数も多分10個ぐらいあったと思うん

ですけれども、亀山はそれに対して80人というところなんですけれども。ただ、さっきから繰り返し言ってきたとおり、ただのというか単なる救命士の研修ではなくて、地域医療、地域の救急医療を支える、しかも死ぬかもしれない、命が亡くなるかもしれない方を救うことができる医療の一端というところなんですけれども、消防本部がここに人員を派遣するということがこれだけ苦しいというのが、そもそも亀山の消防の人員体制というのがどうなのかなと思うんですけれども、そういった定員に関しての考え方と私がこれまで述べてきた地域の救急救命について、踏まえて市長のほうにご答弁をいただきたいなと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（岡本公秀君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

三重大学のハイブリッドワークステーションに関わってご質問をいただいているところでございます。今、消防本部のほうからもお答えさせていただきました。

まずは、本市を取り巻くこの救急状況についてはご案内のように、救急出動件数は新型コロナにおいては一時的に減少しましたけれど、それ以降、毎年出動件数が最多を更新するような状況にあることは今の現状でございます。そういう中で、市民の安心・安全、地域医療、なおかつ救急医療、ここには一次、二次、三次の救急医療の機関がありますが、今回ご指摘の三重大学附属病院の今回ハイブリッドワークステーションのこれに協力をさせていただく、あるいは派遣をしてその取組を進めるということは、私は本当にこの三重大学の救急体制が強化されていく一環として極めて有効だというふうに思っております、それはひいては二次救急医療機関である、例えば中央、回生、三重県内の二次医療機関の支援にもつながるということであろうと思っております。

それから三重大学がこの救急救命の総合集中治療センター、これを2010年だったと思いますが、当時の今井教授がセンター長としてスタートいただいて、ちょうど今回、この2年前、3年前に、2年前かな、退官される前に、本市にこのハイブリッドワークステーションのこの参加を直接お越しいただいて、私はお話をお伺いをさせていただいて、その後、これに参加をさせていただくことと判断をしたものでございます。

そういう中で、今の人員の話少し触れられましたが、この平成27年4月の北東分署の改修に合わせまして本市の消防の職員の条例定数の見直しを行ったところでございました。その後もその時々に応じた人員の見直しを実施をいたしてまいったところでございます。

さらに、退職者等が生じた際には補充採用を行うなど、適切な人員管理に努めてまいったところでございます。

現在の人員につきましては組織運営上支障がないよう人員管理に努めてございまして、研修派遣等の人材育成も進めてまいったところでございます。

さらに、令和8年度からは鈴鹿市さん、津市さんとの共同の指令業務の共同運用も始まりますことから、組織体制についてはしっかり検討をさせていただきたいと考えているところでございます。

さらには、これまで今回の三重大学さんのハイブリッドワークステーションに関わらず、人材育成にも注力をいたしてまいりまして、私が市長就任をさせていただいた平成21年度、救急救命士は13名でございました。その後も継続的な養成を進めてまいりました結果、現在、亀山市消防本部、29名の救急救命士の消防職員が資格を有して、これは救急車への同乗率はほぼ100%とな

っているところでございます。

その一方で、救急救命士のみならず、実はこの三重大学が今回導入されたワークステーションのような考え方に基つきまして、亀山市立医療センターにおきまして平成25年度よりワークステーション事業を開始をさせていただいて、まさに今議員がご紹介いただきました医療機関と救命士の、そのシームレスな連携の体制を本市としても独自に積み上げてきているところでございます。

いずれにいたしましても、ご指摘の救急救命士等の研修体制充実並びに医療機関との連携を推進するなど、いわゆる高度化、多様化する救急需要に対して質的、量的にも対応してまいりたいと考えているところでございます。

今後も、この三重大学のハイブリッドワークステーションをはじめとする育成の体制、それから人員の適正な管理、採用、運用、これにつきましても本市としてしっかり取り組んでまいりたいというふうに考えているところでございます。

○議長（岡本公秀君）

今岡議員。

○7番（今岡翔平君登壇）

決して今の体制で半年から1年間出すようにしてねということをお願いしたいわけではないです。そもそも根本的な人員体制が変わらないと、出したほうがいいんですけど、ここに出すのにそんなに苦労するのが現実なんやなということをお我々はやっぱり向き合っていかなあかんと思うんですよ。

救急救命士に関しても、やっぱり取るのに研修が必要やし、結局その資格の要る人、それで亀山市は人口に対して3分署あるので、その3分署でどんどん区切っていくと、もうかつかつになってくるわけなんですわ。なので、今回こういった救命士の派遣を切り口にはさせていただきましたけれども、根本的な人員体制の見直しというのは北東分署ができたときから今を見直して、やっぱり必要なんじゃないかなというふうに私は思っております。

では、次のテーマのほうに入っていきたいと思います。

市有財産売却に関する媒介制度についてということなんですけれども、前回の5月の全員協議会でこの協定締結がなされたということなんですけれども、この協定を持ちかけたのは団体のほうなのか亀山市のほうからなのか、まずは伺います。

○議長（岡本公秀君）

原田総務財政部長。

○総務財政部長（原田和伸君登壇）

先ほどご紹介いただきましたこの協定でございますが、まずこの市有地の売却に係る媒介制度の概要でございますが、市が協定を締結した宅建業団体、これ2つございまして、三重県宅地建物取引業協会、それと全日本不動産協会三重県本部、この2つの団体に市有財産売却の仲介を依頼し、当該団体に所属する宅建業者による紹介で売買契約が成立した場合、市が宅建業者に所定の報酬を支払うものでございます。

そういった中で、どちらから申し出たかとのことでございますが、この制度創設の背景といたしましては、これまでから未利用地売却に係る入札への参加者がいないため入札が成立しないケースが続いておりましたことから、そうした課題を解消し、迅速に未利用地の売却を進めるため、協定締結団体に市のほうから働きかけを行いまして制度の創設に至ったところでございます。

○議長（岡本公秀君）

今岡議員。

○7番（今岡翔平君登壇）

土地とか建物の売買というときに宅建業法という法律の縛りを受けるんですけども、国とか地方自治体というのは宅建業法の特例の中で、そういう免許は要らないという特例があるんですけども、その特例が法律で認められているにもかかわらず、こういう制度に踏み出すということは、業者に対する報酬というのは、言わばかかる必要がなかったコストかもしれないという考え方ができるかもしれないんですけども、その辺り、コストに対する考え方はいかがでしょうか。

○議長（岡本公秀君）

原田部長。

○総務財政部長（原田和伸君登壇）

この媒介制度における協定締結団体や団体に所属する宅建業者の役割といたしまして、まず協定締結団体は、市から仲介依頼があった物件の情報を会員である宅建業者へ提供していただきます。次に、会員である宅建業者は、市の物件情報を土地取得希望者に照会していただき、購入希望者があった場合は市及び購入希望者とそれぞれ媒介契約を締結した上で、購入希望者から依頼を受け、購入申込みを代行していただきます。

また、物件紹介に際し、必要に応じて現地立会いなども行っていただくこととしておりまして、こういった協会団体の方には紹介をしていっていただくわけですが、市といたしましては直接売却ができるという議員からご紹介がございましたが、確かにそうでございますが、先ほど先に申し上げましたように、入札しても、入札を行っても応募がない、その後、先着順でということでも市のホームページ等で売却を行っておるわけでございますが、これはなかなか売却に進まないということもございますので、この協定締結団体のそういったノウハウ等も生かして売却していきたいというふうなことで、この制度を創設したものでございます。

○議長（岡本公秀君）

今岡議員。

○7番（今岡翔平君登壇）

だから、希望者が見つかった場合、本来やったら市が直接売れるんで必要ないコストかもしれないよんねという話なんですけど、この協定締結団体を通すというのがまたポイントだと思うんですけども、これ県の団体で物すごい数の業者がいると思うんですけども、この中で積極的に動いてくれる事業者というのは現れるんですかね、県という縛りの団体と協定を結んでいるんですけども、その中でどうやって出てくるんですかね。

○議長（岡本公秀君）

原田部長。

○総務財政部長（原田和伸君登壇）

今のこの制度によりまして、協会団体の会員の皆様に積極的な媒介を要請するものではございませんが、土地購入を希望する方に対し、幅広く情報発信をされることで未利用地の売却が促進されるものと考えております。この報酬につきましては売買が成立をしないと報酬が発生いたしませんので、そういった点については恣意的にも幅広く発信していただけるというふうなことで考えてお

りますが、いずれにいたしましても、市のほうでは歳入確保の観点から未利用地の積極的な売却を進めることといたしております、その一環として本媒介制度を創設し、協定を締結した宅建業団体とのネットワークやノウハウも活用させていただきながら未利用地売却を効果的に推進しようとするものでございます。

そういった中で、市有財産の売却に当たっては、市の情報発信ツールのみでなく、地域に精通する多くの宅建業者を会員に持つ県内の宅建業団体、この2団体と連携することにより購入希望者に物件情報を幅広く発信していただくとともに、売却物件の市場性などについても専門的なアドバイスをいただくことにより、未利用地売却の取組をより効果的に進めることができるものというふうと考えております。

○議長（岡本公秀君）

今岡議員。

○7番（今岡翔平君登壇）

この中、協会を構成しているのは事業者ですよ、利益を追い求める。その利益についても一つ懸念なんですけれども、全員協議会の資料で2,000万円の物件が売却できた場合、媒介報酬の額は72万6,000円という例が載っているんですけれども、宅建業者って平たく言うと、あんまり報酬に関してむちゃができないんですよ、法律に関する縛りがある。なので、売れたところで報酬の額というのは知れている。そういう縛りがある中で、なおさら積極的に動いてくれるのかなというのが心配なんですけれども、その辺りはいかがでしょうか。

○議長（岡本公秀君）

原田部長。

○総務財政部長（原田和伸君登壇）

媒介の報酬につきましては議員ご紹介いただきましたように、法的な宅建業法による上限額が仲介手数料の上限額が定められております。そういった中で、市の協定につきましては800万円以下の場合一律33万円で、これはその基準に基づいたものでしておるんですが、それを超えたらさらにその割合を乗じて手数料を算出することといたしておりますが、協定締結団体の会員の皆様方にとりましては、この取り扱う仲介物件が増えることによりまして業務の拡大につながるというふうにも考えておりますので、これは会員の皆様もメリットであるというふうにも考えております。

そういった中で積極的にとおっしゃいますが、これにつきましては、あくまで市としましてはこの協定、売買が成立したら報酬を支払うものでございますので、業者にとってはその売買が成立したら手数料を報酬として支払われると、そういった双方の関係でこの制度を創設したものでございます。

そういった中で、積極的にどうかというのはその会員がそれぞれの取組にもよりますが、仮に積極的でない場合でありまして市のほうでは手数料等は発生いたしませんし、そもそもこの制度の機会が幅広く情報発信、放っておいてもなかなか売却が進まないといった中で、その手法の一つとして拡大をした、そういった取組でございます。

○議長（岡本公秀君）

今岡議員。

○7番（今岡翔平君登壇）

売れるまでコストは発生しないから、それまではいいじゃないですかという感じですかね。でも、不動産というのはなかなか一発でどんって、しかもそもそも入札かけて不調に終わっているような物件なんで、例えば一つの事業者が売るにしても、お客さんが来たら話をしてみせに行ってみて、また見たいと言ったら見せに行ってみてという、足使って時間かけて、やっと売れていくのが不動産じゃないかなというふうに思うんですけども、ただ、そういったプロと協定を結べば簡単に売れていくんじゃないかなというふうな想定の下にこの協定が行われているのであれば、それはなかなか、やっぱり基本は、特例じゃないですけど亀山市のほうで知恵を絞ってしっかりと売っていくという考え方が必要になってくるんじゃないかなと思います。

少し時間を残しましたが、以上で質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（岡本公秀君）

7番 今岡翔平議員の質問は終わりました。

会議の途中ですが、10分間休憩します。

（午後 1時44分 休憩）

（午後 1時53分 再開）

○議長（岡本公秀君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、4番 草川卓也議員。

○4番（草川卓也君登壇）

通告に従い一般質問をいたします。

まず、コストコ誘致の見通しについてでございます。

（仮称）コストコ亀山倉庫店の出店計画につきましては、多くの市民の皆様が大きな期待を寄せると同時に、計画の進捗は不透明で公式情報が非常に限られることから、日増しに疑問の声も上がってきております。

立地協定の締結から約3年が経過する中で、具体的な動きが見えない現状に対し、市民の皆様から寄せられている声を踏まえ、質問したいと思います。

まず1つ目は、開業に至る行政手続と造成、建築に必要な期間についてであります。

市民の皆様のお多くは、現状の出店計画の進捗や必要となる許認可、造成、建築といった段階など、今後どのような手順と期間を経て進められるのか、全体像は把握されていないと思います。一般論として、開業に至るまでに必要とされる行政手続や造成、建築の期間について具体的にお示しいただき、市民の皆様が全体像とスケジュール感を把握できるよう、分かりやすい形でのご説明をお願いいたします。

○議長（岡本公秀君）

4番 草川卓也議員の質問に対する答弁を求めます。

富田産業環境部長。

○産業環境部長（富田真左哉君登壇）

（仮称）コストコ亀山倉庫店の操業までに行うべき事項につきましては、都市計画法に基づく開発許可などの行政手続のほか、現地の造成や建築などの工事がございます。

これらに必要な期間といたしましては、都市計画法に基づく開発許可や森林法に基づく林地開発許可など造成工事の着手前に許可が必要な行政手続に約半年、許可後の土地の造成工事に約1年、建物の建築工事等に約1年、合わせて約2年半と見込んでおります。

○議長（岡本公秀君）

草川議員。

○4番（草川卓也君登壇）

そこで、また引き続き伺います。

立地協定を締結したときやその後の記者会見では、2024年から2026年の間に開業という開業時期の目標が示されておりました。

まず、これは法的拘束力を伴う期限なのか、それとも努力目標なのかというところを明確にお示しいただくとともに、その上で、現状の進捗状況を鑑みた場合、現実的に2026年開業というのは達成可能と考えるのかどうかというところ、市民が最も知りたいこの点について、臆測や希望的観測ではなく、根拠に基づいた率直な見解をお聞かせ願います。

○議長（岡本公秀君）

富田部長。

○産業環境部長（富田真左哉君登壇）

コストコと交わしておりますのは、操業に向けた立地協定というものでございますので、契約書という類いのものではございませんので、操業に向けてそれぞれが協力していくという意味確認をしたものでございますので、法律的な拘束力というものはないものと考えております。

それから、（仮称）コストコ亀山倉庫店の開業時期についてでございますが、現時点におきまして、開業までに約2年半の期間が必要と見込まれ、令和8年中の開業は厳しい状況であると推察されます。しかしながら、現在、コストコ側が建設時期を見極めている状況である中、立地協定につきましては、操業を予定した年に操業が間に合わないから無効になるというのではなく、コストコからは令和8年以降、一定の条件が整い次第早期に開業したいと伺っております。

本市といたしましては、今後もこれまでと同様に立地協定に基づき情報交換を図りながら、本市での早期オープンに向け、引き続き協議を進めてまいりたいと考えております。

○議長（岡本公秀君）

草川議員。

○4番（草川卓也君登壇）

公式な情報が乏しいということもありまして、市民の皆様の間では、コストコは本当に来るのかと、一体いつになったら開業するんだと、こういった声が非常に多いなというふうに感じています。

そんな中で、先ほど2026年の開業というのは非常に厳しいと、難しいという話がありましたけれども、立地協定を結んでいる以上、三重県と亀山市には当初の想定どおりに進んでいない現状と今後の見通しについても市民の皆様に対して改めて誠実に、分かりやすく説明する責任があるというふうに思いますが、見解を伺いたいと思います。

○議長（岡本公秀君）

富田部長。

○産業環境部長（富田真左哉君登壇）

現在、コストコは物価高騰など経済状況の変化により、建設時期を見極めている状況でありますことから、本市といたしましては、三重県とも連携して早期の事業推進について粘り強く申入れを行っているところでございます。

また、事業を進めるか、建設時期を見極めるかの判断は、あくまでも事業者であるコストコが行うものでございます。さらに、こうした判断は、企業の事業戦略に基づいた非常にデリケートなものであり、市がコメントすることで事業進捗に影響を及ぼすことも想定されます。こうしたことから、市におきましては、建設時期の遅延に関してコメントする立場にないと考えております。

○議長（岡本公秀君）

草川議員。

○4番（草川卓也君登壇）

企業側の事情もそれは重々理解をいたしますけれども、とはいえ、当初話に出ていた2026年までに開業というのが、現時点ではこういった話がもうなくなっている状況であるので、市民の方からすれば、何を信じて今後これ期待をして待てばいいのかという、そういった状況にあるんだと思います。

そんな中で、では、じゃあコストコ、三重県、そして亀山市の三者間で今後はどのように協議をしてスケジュールは再設定というのはしていくのかどうか、そういった方針をお示しいただきたいと思います。

また、今後力強くこれを推進していくという、そういった市としてするためには、市として今後も一定の財政的支援というのにも必要になるのではないかと考えています。既にアクセス道路の整備を進められましたけれども、今後、例えば上下水道や交通インフラのさらなる拡充や補助金、税制面での優遇措置など、こういったものが一般的には考えられると思います。こういった点において、市長自身のお考えとして、地域経済の活性化に資する未来への投資と捉えて積極的に関与していくお考えか、もしくは慎重な姿勢で臨むのか、大局的なご見解を伺いたいと思います。

○議長（岡本公秀君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

現在、コストコにつきましては、先ほど答弁がありましたけれど、建設時期を見極めている状況ということでございます。

今後のスケジュールにつきましては、当然、先方としての経営判断、ご事情もあり、コストコの社内調整が完了した後に、コストコや県と開業に向けた行政手続の協議が始められるものと考えているものでございます。

一方で、本市の産業立地政策につきましては、これまでの製造業を中心としたこの産業立地誘致活動、これは一定非常に有効である、支援施策も含めてそのように考えておるところでございますし、今後におきましても、景気に左右されない多種多様な産業の集積を今までも目指してまいりましたが、今後におきましても、持続可能な財政運営を行うための安定した税財源の確保という観点からも、あるいは雇用の拡充という観点からも、現在の産業構造をさらに厚みを増すような業種の誘致が重要だというふうに認識をいたしているところでございます。

本年度は、ご案内の産業振興奨励制度の終期を迎えますことから、今後、産業集積の多様化を加

速させるためには、全体的な見直しの検討を進める必要があるというふうに考えているところでございます。慎重にか、大局的にかということなんですが、企業立地に関わる様々な非常にデリケートな問題も含めて、慎重かつ大局的にこれは検討してまいりたいというふうに考えているところであります。

○議長（岡本公秀君）

草川議員。

○4番（草川卓也君登壇）

産業振興奨励制度、これも商業部門への支援に関してもぜひ検討していただきたい、これは今までも申し上げてまいりましたし、より積極的な誘致と、そしてやはり市民への積極的な情報発信、これをぜひ一層強化していただきますようお願いして、次の項目に移りたいと思います。

続きまして、大規模施設整備とまちづくりの一体的推進についてであります。

まず、新ごみ処理施設整備事業と周辺道路改良土地利用の方向性についてと題目をつけさせていただきます。

現在のごみ処理施設、これはもう今までもご案内のとおり、処理方法はガス化溶融炉で、稼働開始から25年以上がたち、老朽化などが課題になっております。そこで、市は新しいごみ処理施設の整備を検討しており、処理方法としてストーカ炉が候補に挙がってきております。様々な試算もストーカ炉ということが前提で様々な試算も行われていると認識しております。

そこで、更新によって処理能力と安全性を確保しつつ、一つにごみ分別に関して、そして有料ごみ袋の導入に関して、家庭ごみの持込みサービスは維持されるのか、また、新しい施設が周辺地域にどういった影響を与えるのか、こういった4点、この視点で市民サービスが後退することがないかということを確認していきたいというふうに思います。

まず、ごみ分別に関してであります。

新ごみ処理施設の処理方法を仮にストーカ炉とした場合に、このごみの分別方法というのは、現在の溶融炉と比較してどのように変わるのか、市の方針として伺いたいと思います。

○議長（岡本公秀君）

村田産業環境部参事。

○産業環境部参事（村田 博君登壇）

まず、現在次期ごみ処理施設整備基本構想を策定しており、ごみ処理方式や事業方式の動向調査、建設候補地の検討、評価などを行っております。

お尋ねの分別方法でございますが、現在のごみ処理は、シャフト式ガス化溶融炉を採用し、主に生ごみ、ビニール製の容器や紙類、ガラス類、食器類、ゴム類、プラスチック類、発泡スチロールなど多種多様なごみを処理しております。

仮にストーカ炉を採用した場合の分別処理につきましては、今まで溶融処理を行っていた一般ごみのうち、ガラス類、食器類などは、一般的にはストーカ炉では処理が困難になってまいります。

また、令和4年4月に施行されましたプラスチックに係る資源循環の促進に関する法律の施行によりまして、プラスチック使用製品廃棄物を分別して再資源化する必要がございます。このことから、一般ごみとして処理していましたがプラスチック類は、今後一般ごみとは別に分別収集し、再資源化する必要があると考えております。

○議長（岡本公秀君）

草川議員。

○4番（草川卓也君登壇）

ちょっと細かいところを確認したいんですけど、今、亀山市は一般ごみ、破碎粗大ごみ、可燃系資源ごみ、不燃系資源ごみ、ペットボトルの大きくこの5つに分類されていると思うんですけど、今の説明だとプラスチック類というのが法律の関係で一つ新しく分別、分類される可能性がある、方向性であると。そして、ストーカ炉の場合はガラス類、食器類に関しては処理が困難ということなんですけど、そのガラス類、食器類に関しては、それはどうなっていくのか。7つ目の分類として生まれてくる可能性があるのかどうか、この辺りのことをもう少し教えてください。

○議長（岡本公秀君）

村田参事。

○産業環境部参事（村田 博君登壇）

先ほどもご答弁申し上げましたガラス類、食器類につきましては、ストーカ炉では処理ができないことから、別に分別収集する必要があるとございます。

○議長（岡本公秀君）

草川議員。

○4番（草川卓也君登壇）

分別に関しては、今まで亀山市に関しては非常に分別しやすいというのが一つ、これは移住先を選ぶ理由の一つとも、そんなふうにも耳にすることもあるぐらい、日々の生活に密着したごみ処理サービスというのは、市民にとって市の魅力向上に非常に大きく貢献していたんだろうなというふうに思うんです。

新しいごみ処理施設の導入に関しては、そういった様々な事情もありますし、法律の変化もあると思いますけれども、できる限りその分別のしやすさとか利便性、こういったところは損なわれることのないように、最大限の配慮を引き続きお願いをしたいなというふうに思います。

次に、ごみ袋の有料化と指定ごみ袋を導入するかどうかというところなんですけど、先ほど話にも出しましたように、分別方法も今後変化していく可能性がある、法律も変わってくると。じゃあ、ごみ袋の有料化とか指定袋というのはこれを導入する、そういったことは今後あるのか。現行のこの自由袋方式というのを守るとするか継続するのか、その判断基準と今後の方向性、お考えを伺いたいなと思います。

○議長（岡本公秀君）

村田参事。

○産業環境部参事（村田 博君登壇）

ごみ袋の有料化、指定袋の導入につきましては、排出抑制、分別排出の促進に寄与するものと考えられます。一方で、指定袋を使用せずに一般廃棄物が空き地や道端への不法投棄の増加、また市民の新たな負担などが懸念されます。

こうした中、本市では、市民、事業者の4Rの取組により、ごみ袋の有料化、指定袋の導入をせずとも、ごみの排出量が年々減少していることから、現時点では導入する考えはございません。

○議長（岡本公秀君）

草川議員。

○4番（草川卓也君登壇）

ぜひその方針を貫いてほしいなと思いますし、また、ごみの軽量化といいますか、ごみを減らすという市民の皆様や事業者の運動というのが、こういった点でも非常に大切なことなんだなということを改めて実感をいたしました。

次の質問です。

家庭ごみの持込みサービスについてであります。

環境センターでは、粗大ごみなどを含めて家庭ごみの自己搬入というのが非常に多くの市民の方々に利用されて定着しているものだというふうに認識しています。仮に今の場所へストーカ炉を建設するという場合、車両の動線の再編だとか、環境センター内のレイアウトの変更とか、こういった可能性が出てくるのではないかと思います。

こういった搬入サービスというのは、非常に市民の生活の利便性を支える重要な行政サービスであって、工事期間中も含めた持続的な受入れ体制の確保というのは不可欠なことだと思うんですけども、このごみ処理施設の基本構想や設計において、この家庭ごみの搬入サービスを途切れさせないということ、こういったところを明確に約束をしていただきたいなと思うんですけども、お考えを伺いたいと思います。

○議長（岡本公秀君）

村田参事。

○産業環境部参事（村田 博君登壇）

仮に現在の敷地内に新ごみ処理施設を建設する場合であっても、今までどおり市民、事業者の方にはごみの受入れができるよう、敷地内のレイアウトを検討してまいりたいと考えております。

○議長（岡本公秀君）

草川議員。

○4番（草川卓也君登壇）

レイアウトはしっかりと確保していくということなんですけど、その2点、ちょっと細かいところを伺いたいんですけど、そのレイアウトを検討するに当たっては、例えば隣地、民有地なんかを確保、購入するということも含めて検討されるのかということと、あと処理手数料って、今市民の方であれば350キログラム以下の場合でも、本来だったら1,560円、それが市内に住所を持っている方は自ら搬入すれば無料というふうなサービス内容だと思うんですけど、こういった基本的なサービス内容についても変更は想定していないということによろしかったでしょうか。

○議長（岡本公秀君）

村田参事。

○産業環境部参事（村田 博君登壇）

ごみの持込みに対する市民、事業者の手数料についてでございますが、現在、議員おっしゃられましたとおり、1日の搬入量が350キロ以下であれば免除になっておりますし、それを超える場合は510円ずつアップしてくるんですけども、今のところはその処理手数料についてはまだ現在検討中でございます。

○議長（岡本公秀君）

草川議員。

○4番（草川卓也君登壇）

ちょっと次の質問に関係するので、隣地を購入する可能性があるかということ、レイアウトを確保するために。そこに関して可能性、方向性を伺いたいと思います。

○議長（岡本公秀君）

村田参事。

○産業環境部参事（村田 博君登壇）

仮に現在の敷地内で新ごみ処理施設を建設することになったとして、もし建設の場所のレイアウトを考えた中で、隣地の土地が必要になった場合は、一体的な施設の整備がもし必要であれば、関係部署を交えながら検討していく必要があると考えております。

○議長（岡本公秀君）

草川議員。

○4番（草川卓也君登壇）

というのも次の質問なんですけど、周辺の地域にどういった影響を与えるのかということなんですけど、現施設に建設する、住宅地に皆さんお住まいの方から声も上がって聞こえてくるんですけど、こういったごみ処理施設を更新することによって、周辺環境への影響、これを気にする方がいらっしゃるというふうに認識しています。

そこで、新ごみ処理施設の更新に伴う変化として、例えば悪臭であったり、騒音であったり、粉じん、ダイオキシン、灰の搬出であるとか、こういった環境面で想定される影響、もしくは交通量であったりとか、隣地の先ほどから質問していたように、隣地の開発であるだとか、こういったインフラ面で周辺住民に及ぼす影響とか、こういった影響について市はどのように評価して、どの程度見込まれているのかということ、この辺りを具体的にお示しいただきたいなと思います。

○議長（岡本公秀君）

村田参事。

○産業環境部参事（村田 博君登壇）

廃棄物の処理及び清掃に関する法律の規定によりまして、廃棄物処理施設の設置に当たりましては、生活環境影響調査、いわゆる環境アセスメントの実施が義務づけられております。生活環境調査項目につきましては、大気、水質、騒音、振動、悪臭などがございます。新ごみ処理施設が周辺への生活環境に及ぼす影響をあらかじめ調査し、その結果に基づいて生活環境に配慮したきめ細かな対策が必要になってきますことから、周辺環境に影響のないよう配慮する必要があると考えております。

○議長（岡本公秀君）

草川議員。

○4番（草川卓也君登壇）

当然、周辺住民の方に説明をする機会というのは設けられるとは思いますが、そこはしっかりと連携をして、周辺の方々と情報交換をしながらぜひ進めたいなというふうに思います。

それで、周辺道路の改良や土地利用についてという題目をつけたんですけれども、環境センター

に隣接する搬入口の前の交差点、ちょっと分かりにくいかもしれないんですけど、野村布気線から少し中に入ったところ、あそこの交差点というのが非常に中途半端で、道野方面から走行してくる車両というの見通しが非常に悪いですし、市民の方から危険性を訴える声というのをよく耳にするんですけれども、また、通学路という面においても、道野方面から通学路として利用する自転車の方とかもいるんですけれども、歩道がないということもあって、そういった危険性が指摘されている場所であります。

先ほどから答弁でも求めていたように、新ごみ処理施設、今の場所に建設するという場合は、隣地の購入というのも検討の余地があるのかなというふうに私は受け取ったんですけれども、市民の安全性と利便性の向上のために、例えば搬入路の拡張、もしくは移動であったりとか、それに伴って中途半端な交差点を改良したりだとか、こういった市民の安全性、利便性向上のために、周辺インフラを含めた環境センター周辺一体的な施設整備というのを進めるべきではないかということ、そういった提言なんですけれども、市の見解を伺いたいと思います。

○議長（岡本公秀君）

村田参事。

○産業環境部参事（村田 博君登壇）

先ほどもちょっとご答弁申し上げましたが、仮に現在の敷地内で新ごみ処理施設を建設することになった場合、例えば搬入路の拡張とか、今申されました通学路の確保など一体的な施設整備が必要であれば、関係部署を交えて検討していく必要があると考えております。

○議長（岡本公秀君）

草川議員。

○4番（草川卓也君登壇）

私は必要だと思いますし、そこはぜひ地域住民の方々の声を聞いて、今後の構想を計画に反映をさせていただきたいなというふうに思います。これはもうこの施設関係だけじゃなくても都市計画レベルの話になってくるかもしれないですけども、ぜひ全庁を挙げてこういった周辺整備に関しても検討を進めていただきたいと要望して、次の質問に行きたいと思います。

次は、新庁舎整備事業と建設予定エリア周辺の面的整備についてであります。

新庁舎の整備を進めるに当たり、市は建設予定エリアの既成市街地を面で再生し、道路や公園も一体で整備する方針というのを掲げています。

また、駅周辺では1、3、4ブロックを対象に整備計画づくりを進めるというふうに示されています。その面的整備というところなんですけれども、どの範囲を対象に、こういった、何を再生していくのかという具体的な考え方をお示しいただきたいと思います。

○議長（岡本公秀君）

亀淵理事。

○理事（亀淵輝男君登壇）

当該地区のエリアプランにつきましては、現状、本市の玄関口でございますJR亀山駅を中心に、公共公益施設や商業施設、文化施設など市街地として都市の機能が集積しております。まちの再生や回遊性をつくり出すため、新庁舎の整備と併せ、道路や低未利用地を活用したにぎわい施設への誘導など、公共と民間が一体となった道路整備も含めた土地利用を進め、エリア全体としての面的

整備が必要であるというふうに考えております。

現在、新庁舎のスケジュール見直し等によりプラン策定には至っていない状況であることから、令和7年、8年度の2か年にて策定を予定しております次期都市マスタープラン及び立地適正化計画の改定の過程において、評価、検証を行った上で、新庁舎の位置も含め、将来の都市構造の実現に向けた当該エリアの今後の方針について再整理を行ってまいりたいと考えております。

なお、具体的な事業推進につきましては、今後、土地所有者や関係部署と連携調整し、土地区画整理事業や市街地再開発事業、ウォークアブル推進事業などの整備手法や事業実施の可能性を含めた検討を進め、計画策定後、必要な事業について実施してまいりたいというふうに考えております。

○議長（岡本公秀君）

草川議員。

○4番（草川卓也君登壇）

亀山駅周辺エリアに関する方針ということで伺いましたけれども、そこで、新庁舎の整備とJR亀山駅の駅舎についてちょっと質問したいと思います。

私、以前、令和5年3月の定例会でも提案させていただきましたが、JR亀山駅と直結の新庁舎の建設を改めて提案をしたいと思います。

この構想には、大きく3つのメリットがあると思っています。

第1に、市民の利便性というところでありますけれども、駅直結の庁舎が実現すれば、電車やバスを降りてすぐに市役所に行くことができ、駅前エリアの人流が増えて、先ほど説明していただいた面的整備を進めることができれば、図書館、商業施設、文化会館の周辺まで人の流れを自然に生み出すことができるということ。

第2に防災面であります。

新庁舎の建設で懸念されている災害リスクでありますけれども、JR亀山駅が位置する箇所は、市のハザードマップを見ても地盤が比較的強固で、浸水想定エリアからも外れております。災害時にも機能し続けるべき市役所として重要な条件であると思っています。

第3に、建設コストであります。

これはちょっとJR東海との協議次第ではありますけれども、駅の敷地を活用することで、新たに土地を購入する、取得するという必要性がなくなる可能性、これはどうなるか分かんないんですけども、こういった契約になるか次第ですけれども、整備費を大きく削減できる可能性というのがあるのではないかと。

この3点、言うまでもなく、この構想を実現するためにはJR東海との早期協議が不可欠でありますけれども、新庁舎の建設を単なる庁舎の建て替えで終わるのではなく、駅や周辺地域全体の魅力を高めるまちづくりの起爆剤とするべきだとする提言としてお尋ねをしたいと思います。

こういった方針に関して、市はどう考えるか明確なご答弁をお願いいたします。

○議長（岡本公秀君）

原田総務財政部長。

○総務財政部長（原田和伸君登壇）

新庁舎の整備に関しましては、ご案内のように、市全体の財政負担の軽減を図るため、大規模施設整備全体を考える中で、整備時期を6年程度延伸することとしたことから、今後、整備の最

適な事業手法と併せて、亀山駅周辺エリア内での具体的な建設場所等について検討をしまいでございます。

そういった段階でございますことから、議員ご提案の庁舎を駅舎直結、一体という整備手法につきましては、当然これは駅舎を管理いたしますJR東海との意向である考え方等が一番重要ですので調整が必要となりますことから、現時点におきましては具体的な検討には至ってはおりませんところでございます。

また、新庁舎については、新庁舎整備基本計画において、管理コストや行政サービスの観点から分散している行政機能を新庁舎に集約する整備方針を掲げているところでございます。しかしながら、駅舎と一体の庁舎につきましては、先ほど議員3点おっしゃいましたが、建設コストや用地取得の状況、また利便性向上などの可能性などによりましては、整備手法の一つであるとは考えてはおります。

○議長（岡本公秀君）

草川議員。

○4番（草川卓也君登壇）

ぜひ前向きに、これも含めた検討をお願いしたいんですけども、この項目最後に、JR亀山駅の南口の整備についてというテーマを上げたいと思います。

亀山駅を中心とした面的整備とまちづくり全体の視点からの質問になっていくんですけども、新庁舎と駅を直結するという検討をJR東海と進める際には、ぜひこの亀山駅の今の駅前とは反対側、南口の整備、一体の計画として進めること、これをぜひお願いしたいと思います。

なぜなら、鈴鹿川の南側にお住まいの市民の皆様にとっては、南口の整備というのは利便性を大きく向上させるものでありますし、特に近年、天神、和賀、こういった地域で新しい住宅も増えておりますし、通勤、通学のために駅を便利に利用したいという需要というのは日に日に高まっているものと考えます。

また、市の主要な道路である亀山環状線、具体的には鈴鹿関線でありますけれども、そこから駅へスムーズにアクセスできる南口を整備するという事は、まち全体の交通の流れをよくするためにも、都市計画上極めて重要というふうに考えます。駅直結の新庁舎で利便性を高め、同時に南口を開発することで亀山駅が持つ潜在能力を最大限引き出し、南北一体となったバランスのよいまちづくりが実現できると考えます。

そこでお尋ねいたしますが、今後、JR東海と新庁舎や駅周辺の整備について協議する際は、この亀山駅南口の整備を正式な議題として位置づけ、検討を進めていくというお考え、明確なご答弁を求めたいと思います。

○議長（岡本公秀君）

亀淵理事。

○理事（亀淵輝男君登壇）

JR亀山駅の南側につきましては、一部民地もございりますが、すぐに鈴鹿川が迫ってきているという防災面も含めた地理的状況に加え、道路整備等に係る費用やJR東海の意向も含め、現時点におきましては実現に向けたハードルは極めて高いものというふうに考えております。

当該エリアの今後の方針を再整理する上で、亀山駅南側については、費用対効果も含めたしっか

りとした検討が必要であるというふうに考えております。

○議長（岡本公秀君）

草川議員。

○4番（草川卓也君登壇）

現状では、この面的整備の中の一つにも、まだ現時点では加わっていないと思いますので、ぜひ検討を進めていくという上において、この亀山駅南口というところはぜひ検討を進めていただきたいというふうに思います。

では、次の質問に行きます。

切れ目ない子育て支援体制の構築についてであります。

育休退園の現状と改善策についてとテーマをつけさせていただきました。

まず、この質問に入る前に、共通認識として育休退園という言葉の定義なんですけれども、育休退園とは、保護者が下のお子さんの育児休業を取得した際に、既に保育園に通っている上のお子さんが家庭で保育できると判断されて、その在園を制限されたり、退園を求められたりする、こういった運用を指します。

しかし近年、これによって保護者や特に母親への負担が著しく増大することが問題視されて、全国的にも退園ゼロであったり、大幅な緩和へと転じる自治体が増加しているというふうに認識しています。

こうした全国的な流れの中で、亀山市におけるこの育児休業中の在園継続のルールというのは、子育て家庭にとってどのようなものになっているのか、ここをまず確認をしたいと思います。具体的には、何か月間在園することができて、いつまでに復職しなければいけないのか、その数字を公式に示していただきたいと思います。

○議長（岡本公秀君）

高宮子ども未来部長。

○子ども未来部長（高宮綾子君登壇）

本市において、育児休業に係る子どもが1歳になるまでの間は保育の必要性があるものと判断し、兄弟児が保育所等を利用することができるものでございます。

なお、自営業につき、育児休業という形を取らない方や求職活動をする方などについても、出産後1年の間は、育児休業を取得する方と同様に保育の必要性があるものと判断しているところでございます。

○議長（岡本公秀君）

草川議員。

○4番（草川卓也君登壇）

1年ということですね。この1年の是非に関しては取りあえず置いておいて、次にもう一つ質問がありまして、この育児休業を母親だけじゃなくて父親も、つまり父母共に同時に取得した場合でも、先ほどご答弁いただいたような1年という基準がそのまま適用されるという、そういった理解でいいかどうかを確認させてください。

○議長（岡本公秀君）

高宮部長。

○子ども未来部長（高宮綾子君登壇）

両親が共に育児休業を取得する場合の取扱いについてでございますが、本市では、兄弟児の保育の必要性については、家庭内での保育が可能であると判断しておりますことから、原則として両親共に育児休業を取得している間はご家庭で保育いただいているところでございます。

○議長（岡本公秀君）

草川議員。

○4番（草川卓也君登壇）

つまり、お父さん、お母さん共に育児休業を取った場合は、上の子は保育園を退園することになるというふうな認識でいいと思います。

これなんですけれども、まず男性の育児休業取得というのが推進されている中で、夫婦でこの育児休業というのを同時に取得した場合に、上の子が保育園から退園を迫られる、そういった状況というのは社会全体の流れとして、亀山市が目指す子育て支援の方向性と、私はこれは矛盾しているんじゃないかなというふうに思います。

お父さんが取った、これは1歳未満の子を夫婦でしっかりと育休を取って育てていくという思いで取っても、やっぱり上の子が、まだ幼い子が家庭で保育をするとすると、お父さんはその上の子で付きつきりになるような、こういった状況になると結局変わらない、育休をお父さんが取った思いと反するものになってしまうという、そういった声を伺ったことがあります。

こういった夫婦で育児休業を取得した世帯が安心して子育てに専念できるような、そういった配慮というのが必要ではないかと思うんですけれども、この辺り、市の方向性、方針を伺いたいと思います。

○議長（岡本公秀君）

高宮部長。

○子ども未来部長（高宮綾子君登壇）

育児休業の取得に伴う保育の必要性につきましては、保育所等の入所に係る募集方法や施設の状況など、地域における保育の実情を踏まえた上で各自治体が判断するものでございますから、現状、本市といたしましては、このような取扱いになっております。しかしながら、本市は、育児休業の取得の有無に関わらず、出産日から起算して1年としておりますけれども、保護者からの就労証明書により確認できる育児休業の終了日までとしている市や在園児の年齢により取扱いが異なる市など近隣市町では様々でございますので、つきましては、おっしゃるように保護者の育児休業の取得状況に影響を受けることなく、同じ保育所等を継続して兄弟児が利用できることは、子どもにとって必要なことであると認識しております。

しかしながら現状、育児休業取得に伴う保育の必要性の期間を延長いたしますと、保育所等を継続して利用する子どもの数が増加することなどが考えられますことから、就労や疾病などにより保育の必要性が高いと認められる子どもの受入れが難しくなることが懸念されます。今後の取扱いにつきましては、他市の状況や本市における保育ニーズなどを踏まえながら、保育サービスの向上を目指して慎重に検討してまいりたいと考えております。

○議長（岡本公秀君）

草川議員。

○4番（草川卓也君登壇）

ご説明いただきましたけれども、もう一点。先ほどお父さん、お母さん共に育休を取った場合のお話もさせていただきましたけど、もう一点、現状の制度で気になるのは、市外の園、つまり広域利用されているご家庭の扱いであります。

市外の保育園を利用していたけれども、育児休業に入ったら退園を求められたというような、こういったケースであります。これも1年に満たない段階でということなんですけれども、これに関しても広域利用している世帯が退園を求めることなく、在園期間、復職の期限、市内園に通っている市民の方と同じような基準で広域利用の場合も扱っていくべきではないかというふうに思うんですけれども、これに関しても市の見解を伺いたいと思います。

○議長（岡本公秀君）

高宮部長。

○子ども未来部長（高宮綾子君登壇）

広域利用につきましては、就労等による通勤、送迎時間などの都合によって市内の保育所等を利用することが困難である場合は、市区町村間の調整の上、特例的に利用を認めているものでございます。そのため、現状広域利用している保護者が育児休業を取得した場合は、市内の保育所等への送迎が可能であるということから、広域利用の要件を満たさなくなりますので、現在は広域利用を継続することができないものでございますが、このような場合におきましても、出産後1年の間は保育の必要性があるものとして亀山市の保育所等の利用が可能である現状がございます。さらに、この制度につきましては、先ほども答弁させていただきましたように、他市の状況や本市における保育ニーズなどを踏まえながら、保育サービスの向上を目指して慎重に検討してまいりたいと考えております。

○議長（岡本公秀君）

草川議員。

○4番（草川卓也君登壇）

例えば、鈴鹿市から亀山市に引っ越されたと。鈴鹿市の保育園にお子さんをお預けしていて亀山市でそれまで通っていたけれども、育休に入ったらもう亀山市の保育園でということで退園をすることになった、こういったケースを聞いたことがあるんですけれども、それでも市内の保育園も空いているところを紹介されたということなんですけれども、やっぱりそれもまたお子さんにとっては、今まで培ってきた、子どもにとってもやっぱり人間関係ってありますし、そういった転園をすることへの負担というのは、親にとっても子どもにとっても非常に大きいものだったということ、そういった話も伺っております。

なので、そういったいろんな要件があります。お父さん、お母さん共に育児休業を取った場合であるとか、広域利用であるとか。ただ亀山市は現状1年ということなんですけれども、今もうこういったもの全てひっくるめて、今育児休業1年の方もいれば3年まで取る方、様々いらっしゃいます。そんな中で、全てどういった状況であっても、もう育休退園ゼロをしっかりとやっていくんだという、そういった方針を出している自治体というのが現状増えているというふうに認識しております。

なので、市長に最後を伺いたいんですけれども、ぜひこの亀山市においても、出生率の向上もそ

うですけれども、女性も男性も誰もが安心して子育てできる、働き続けられる環境を整備するための施策として、育休退園ゼロというのを目標として掲げるべき時期が来ているんじゃないかなというふうに思います。

こういった点について、市長のリーダーシップの下で強力に推進していただくことをぜひ表明していただきたいと思うんですけれども、市長の考えを伺いたいと思います。

○議長（岡本公秀君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

この育児休業取得に伴う保育の必要性、さらに今幾つか問題提起やご提案いただいております様々な仕組みの柔軟な運用とか、これらにつきましては、そうあるべきだというふうに思っておりますが、答弁させていただいたように他市の状況とか、本市における保育ニーズなどをしっかり踏まえた上で、保育サービスの向上を目指して多面的に慎重に検討をしてみたいというふうに考えているところであります。

○議長（岡本公秀君）

草川議員。

○4番（草川卓也君登壇）

ぜひ亀山市として実現をしてもらいたい、その思いで質問させていただきました。ぜひ前向きな検討をお願いいたします。

次ですけれども、第2子、第3子の保育料の減免要件についてであります。

これに関しては、現在の国の保育料減免制度というのは、小学校就学前の範囲で最年長の子どもさんを第1子と数えるため、一番上の子が小学校に入学した途端、保育園に通う第2子の保育料が半額ではなくなるという、こういった子育て世帯にとっては負担がのしかかる、いわゆる年齢の壁というものが存在しているというふうに認識しております。これは、兄弟の出生間隔が広い世帯や早生まれの子を持つ世帯が不利になる不公平な制度であり、経済的負担の増加が出生をためらわせる、そういった一因にもなりかねない、少子化対策に逆行する制度だというふうに私は考えております。

多くの子育て世帯が直面するこういった年齢の壁という不公平感を解消して、安心して第2子、第3子を産み育てられる環境を整えるということは、亀山市が目指す子育て支援の姿として非常に重要だというふうに思っています。国の制度を待つのではなく、亀山市独自の施策として第1子の年齢の壁、これを完全に撤廃して、全ての世帯がその恩恵を受けられる真の第2子半額、第3子無償化、これを実現するお考えがないかどうか、市の方針を伺いたいと思います。

○議長（岡本公秀君）

高宮子ども未来部長。

○子ども未来部長（高宮綾子君登壇）

本市における児童順位が第2子以降の利用者負担額でございますが、基本的には議員がおっしゃったとおり国制度に準拠しており、児童順位の算定につきましては、市独自の制度や減免は現在ございません。しかしながら、年齢に関わらず、第2子以降のお子さんの利用者負担額を無償化する自治体が全国で徐々に広がりつつあることは認識しております。全ての子どもの教育、保育の無償

化は少子化対策等の面からも非常に重要であり、全国的にも広がりつつあることから、今後検討が必要な課題の一つとして考えてはおりますが、近年、少子化が進む中で、子育て支援の分野におきまして自治体間の競争が激化しており、行政サービスの地域間格差の拡大や地方自治体の疲弊が指摘をされております。

また、自治体の規模や財政力によって、子どもに関する行政サービスの質が異なることは好ましくないと考えることから、国制度の抜本的な見直しが必要であると考えておりますので、今後、様々な機会を通じて国や県に提言、要望してまいりますとともに、国の動向に注視しながら、本市の財政状況等を総合的に勘案した上で、慎重に検討してまいりたいと考えております。

○議長（岡本公秀君）

草川議員。

○4番（草川卓也君登壇）

ぜひ市独自のものを期待したいところではありますが、国に対する要望、こういったところもぜひ積極的に引き続きお願いをしたいと思っております。

次に、産後ケア事業の拡充方針についてであります。

具体的には、宿泊型、通所型のサービス、これはいつ開始できるのかというところではありますが、国が今年度、2025年度から産後ケア事業への補助率というのを引き上げました。市の財政負担というのが今まで2分の1から、これが4分の1にまで圧縮されたというこの機会を生かして、既存の訪問型だけではなくて、宿泊型、通所型、また兄弟の同伴、一時預かり、こういった一体的な整備をして、保護者の方が真に求める切れ目のない産後ケアというのをぜひ実現をしていただきたいと思います。この見通しに関して伺いたいと思っております。

○議長（岡本公秀君）

高宮部長。

○子ども未来部長（高宮綾子君登壇）

産後ケア事業につきましては、産後1年未満の期間の母子に対して、母親の身体的回復と心理的な安定を促進するとともに、母親自身がセルフケア能力を育み、母子の愛着形成を促し、母子とその家族が健やかな育児ができるよう支援することを目的としております。本市におきましては、訪問型、通所型、宿泊型の3事業のうち、訪問事業のみを行っているところでございます。

また、これまで限定的であった対象者を産後ケアを必要とする全ての産婦を対象とし、自己負担金についても1回につき600円の負担をしていただいておりますところを5回まで無料とするなど、昨年度より事業を拡充し実施しているところでございます。

令和6年の子ども・子育て支援法の改正により、産後ケア事業が地域子ども・子育て支援事業に位置づけられ、計画的な提供体制の整備を行うこととされましたことから、第3期亀山市子ども・子育て支援事業計画において、量の見込みと確保の内容を定めました。今後につきましては、通所型及び宿泊型の拡充に向けて、事業の受皿となる実施機関の確保や制度設計等に向け取り組んでまいりたいと考えております。

議員がおっしゃいました兄弟児同伴の事業についてでございますけれども、通所型や宿泊型の事業をお申込みいただく場合、兄弟のいるご家庭につきましては、その受入れが課題となることを十分理解しております。しかしながら、通所型及び宿泊型の事業が現在、本市では実施できていない

現状におきましては、まずは通所型及び宿泊型の事業の実施に向け取り組んでまいりたいと考えております。そのような中で、兄弟の受入れにつきましても併せて検討してまいりたいと考えております。

○議長（岡本公秀君）

草川議員。

○4番（草川卓也君登壇）

産後ケアにおいては、兄弟の一時預かり、非常に重要でありますので、これも同時にぜひ進めていただきたいと思っております。

最後に、獣害対策DXについてということで、有害鳥獣出没情報の可視化についてであります。

現状のサルどこネットというのは亀山市でも実施されておりますけれども、猿の群れの位置情報をメールで知らせる仕組みとして一定の成果を上げてきているというふうに私も認識しております。しかし、リアルタイムの位置情報の発信には限界がありますし、情報の鮮度や共有性というところに課題が残るかなというふうに認識しています。

また、最近ではイノシシが日中通学路を親子連れで闊歩するような姿も見受けられておまして、猿だけの対策では対応し切れない、猿を含めて全ての有害鳥獣の出没情報というのを住民同士で即時に共有できる仕組みがあれば、近づかない地域ぐるみの追い払いというのが可能になってくるかなと思っております。こうした中で、伊勢市がスマートフォンで位置情報を住民同士で共有するサービスを導入したりとかしておりますけれども、亀山市でもそういった同様のサービスを導入する方針がないかというところを最後に確認したいと思っております。

○議長（岡本公秀君）

富田産業環境部長。

○産業環境部長（富田真左哉君登壇）

本市では、サルどこネットにより亀山C群の猿の位置情報をメール配信しておりますが、ほかの野生鳥獣につきましても、出没情報を可視化することで遭遇による被害を避けたり、効果的な被害予防や捕獲につながることから、これらデジタル技術を活用した獣害対策は積極的に情報収集し、調査・研究を進めてまいりたいと考えております。

○議長（岡本公秀君）

4番 草川卓也議員の質問は終わりました。

会議の途中ですが、10分間休憩いたします。

（午後 2時50分 休憩）

（午後 3時00分 再開）

○議長（岡本公秀君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、16番 服部孝規議員。

○16番（服部孝規君登壇）

通告に従い質問します。

まず、御幸橋の信号撤去の方針を警察が決めたことについてであります。

御幸橋の信号がなくなる。このことは4月27日の私のトーク会で参加者から聞いた話です。まず、御幸橋とはどこの橋なのかということですが、写真を見てください。

1枚目をお願いします。

これは、旧国道1号線と御幸橋が高架になっている場所です。御幸橋というのは西町南崎から駅へつながる橋で、旧国道1号線に架かる橋になっております。橋の両側は一方通行というふうになっておまして、1号線とつながっているという。この1号線との交差点にある信号機をなくすというのが亀山警察から出た話であります。

早速、地元の自治会や市に聞いてみました。御幸町第2自治会と御幸地区まちづくり協議会では、亀山警察署から現在信号機の見直しを進めている。道路状況の変化に対応するために必要、不必要について見直しをしており、御幸橋の信号もその一つで撤去を検討しているという説明があったということでもあります。

そこで、御幸町第2自治会と御幸地区まちづくり協議会は、地域の意見をまとめるために会議を持ち、ここの信号は駅利用者がたくさん利用しており、自分たちの地域だけで判断できる問題ではないとしながらも、地元住民として信号機を残してほしいと亀山警察署に4月7日に口頭で回答を要望したということでもあります。

その内容として、信号機があることでこれまで事故が起きていないのに、なぜ撤去するのか理解できない。日本生命前に停止線があるが、左折する場合も右折する場合も、建物や橋脚で見通しが悪く、信号機がなくなれば事故が起きる可能性がある。信号機撤去により事故が生じた場合は、警察として責任を取るのかというふうに言ったそうであります。

もう一枚、2枚目の写真をお願いします。

これがいわゆる側道から旧国道1号線に交差する場所です。こういう地域の声に対して、亀山警察署の回答は、正式には決定していないが、撤去の方向で進んでいる。この三差路は利用者が少ない。この写真のところですね。河合石油の三差路を利用していることが多いという交通調査の結果による。信号撤去による事故の責任は、車を運転する者の不注意によることが多く、警察の責任ではないというものであります。

もう一枚、写真をお願いします。

ここがその警察が言う、河合石油の三差路、ここのほうが利用者が多いからというような言い分であります。

まずお聞きしたいのは、この信号機の撤去という方針を亀山市が知ったのはいつなのか、まずお聞きしたいと思います。

○議長（岡本公秀君）

16番 服部孝規議員の質問に対する答弁を求めます。

高桐建設部長。

○建設部長（高桐美智代君登壇）

御幸橋の信号及び横断歩道の撤去につきましては、令和7年4月30日に議員より、この件についてのお問合せをいただいたことから、庁内の関係部署にも確認を行い、同日、亀山警察署に事実確認を行ったところ、令和7年4月24日に三重県公安委員会で意思決定され、令和7年度中に撤去する予定であることを確認したところでございます。

○議長（岡本公秀君）

服部議員。

○16番（服部孝規君登壇）

私が驚いたのは、こういう問題を市に話をしていなかったということなんですよ。駅前にあるこの御幸橋の信号というのは、やっぱり駅利用者がたくさん利用する大事な信号であります。それを亀山市に何の話もなしに、いわゆる道路管理者はその御幸橋もそれから旧国道1号線も県が道路管理者だから、だから警察は県と話をすればそれでいいという、そういう考え方なんだろうと思いますね。

しかし、この市民がたくさんこれを利用しているという、そういう信号を撤去するという話であるのに、全く市に知らせていないというのは、私はこれは本当に不誠実な対応だというふうに思います。これを市からまた警察のほうへ何か市民から聞いていませんかという問合せをしてもらったんですよ。そのときに、先ほど言いましたように、地元の自治会とまち協は警察と話し合いをして口頭で要望まで出しているのに、そのときの返事は何も聞いていませんと書いてあったというんです。

これもふざけた話なんですけれども、そこまで自治会やそういうまち協が話し、口頭で要望も出しているのに、市民から何も聞いていませんと。本当に私はどうかなと思いますけど、この撤去の方針というのは、やっぱりこれは駅を利用する市民全体に影響することで、やっぱり私は話があっただけで済ませるべきだったんだろうと思います。

もう一つ、この信号機の撤去ということになると、この場所だけにとどまらず、駅周辺の道路と大きな関係が出てまいります。もし信号機がなくなれば、車の流れがどう変わるのかという問題も出てくるわけです。特に再開発事業で駅前広場が大きく変わりました。その後、市民からはいろんな声を聞きます。朝夕には送迎の車が多く、停車する場所が少ないため、ロータリーをぐるぐる回っている。これは昨日たまたま雨が降って、私、夕方5時半に孫の迎えで行ったんですけど、本当に大変です。もう車に乗ってどこかで停車をしたいんですけど、止める場所がない。もう止める場所を探してぐるぐる回っておられるという、こういう現状が本当に朝夕毎日のように起こっているわけです。やっぱりこういうことも含めて、やっぱりこの信号機の問題はやっぱり考える必要があるんだろうなというふうに私は思っております。

そこでお尋ねしたいのは、この亀山駅周辺の道路の現状をどう見てみえるのか、課題、問題点、そのことについてお聞きしたいと思います。

○議長（岡本公秀君）

高桐部長。

○建設部長（高桐美智代君登壇）

亀山駅周辺道路の現状につきましては、朝夕の通勤、通学の時間帯におきまして、県道亀山城跡線から亀山駅に向かう車両と亀山駅から県道に向かう車両により、駅前のロータリーを含めた周辺道路が混雑している状況でございます。

また、亀山駅と結節する路線バスの発着点となっており、日中は多くのバスが走行していることや駅や図書館を利用されるタクシーや一般車両、歩行者などの交通量が多い状況であります。課題といたしましては、特に雨天時の夕方においては送迎する車両が多くなるため、現状のロータリー

を含めた停車スペースでは不足が生じており、混雑する状況となっている状況でございます。

○議長（岡本公秀君）

服部議員。

○16番（服部孝規君登壇）

大体認識は一緒なんです。駅前の人に聞くと、朝夕ひどいときはいわゆる東町の方面から駅へ向かう車が三笠館の辺りまでずうっとロータリーの中へ入ろうということで連なっているというんですね。そんな状態が起きているということなんですけど、やっぱりこの問題というのは、本当にもう停車、運転手が乗っての話ですけれども、駐車ではなしに停車するスペースすらないという、こういう状態が今あるということです。

それからもう一つ、やっぱり私が気になるのはバスなんですけれども、さわやか号もそうですけれども、駅を出てエコーへ向かうときに、あの信号で右折するんですね、多分。そうすると、もしこれ信号がなくなると多分あそこから1号線へは行けないと思うんですよ、バスは。そうすると違うルートからバスは走らなきゃいけない、ルートを変更しなきゃならんという問題が出てくる。今は信号があるから、そこで信号さえ確認すれば右折も左折もできるということなんですけど、もし信号がなくなると、本当に右から来る車、左から来る車を確認してバスが出るということはまずできませんので、バスはまた別のルートを考えなきゃならない、こういう問題も起こってくるというふうに思うんですね。私は、やっぱりこの問題は本当に大変な問題だと思います。

1つだけ。幾つかあるんですけど、1つだけ、そのいわゆるロータリーの混雑です、送迎のときの。これを緩和するために何らかの対策がないのかということをお聞きしたいと思います。

○議長（岡本公秀君）

高桐部長。

○建設部長（高桐美智代君登壇）

ロータリー周辺の混雑解消に向けて、図書館の駐車場を利用可能にするなど、関係部署との協議、連携を図るとともに、今後の亀山駅周辺の整備についても、亀山駅周辺まちづくり協議会とも連携を図り、安全性、利便性の向上に向けて検討を進めていきたいと思っております。

○議長（岡本公秀君）

服部議員。

○16番（服部孝規君登壇）

いわゆる図書館の無料で止められる駐車場ですよ。それも一つの案かも分かりませんが、ロータリーの周辺の、ポール。もうそこら中にポールが立っておって、とてもじゃないけれども車を止めさせないような形にしているわけですよ。だから、そういうものを本当にどうなのかなと思うんですよ。それがあがるために、結局もうどこへも止まれないでぐるぐる回るという状態が起きているので、朝夕一時的であれ、そこへ停車ができれば少しでも緩和できると思うんですよ。だから、本当にやたらめったらたくさん立っているあのポール、あれはちょっと考えてもらう必要があるんじゃないかなというふうに思います。

それからポール、先ほども言いましたけど、もしこれがなくなったらということを考えていただく必要があるのかなと。これなくなった場合、どんなふうに車が流れるというふうに想定されているのか、その点をお聞きしたいと思います。

○議長（岡本公秀君）

高桐部長。

○建設部長（高桐美智代君登壇）

御幸橋の信号が撤去されますと、朝夕の通勤、通学の時間帯は県道亀山城跡線を走行する車両が非常に多いことから、右折し東に向かう場合、スムーズに県道に出ることができないことから、別ルートとして市道亀山駅前線もしくは市道御幸線を経由して県道に出ることが考えられるため、こちらの交通量が増加することが予想されます。

また、関方面に向かう場合も、これまで交差点を利用し左折していた車両が市道御幸1号線から6号線を経由して、先ほどありましたガソリンスタンドの付近から県道へ出る車両が増加することも予想されます。さらにはスムーズに県道に出ることができないため、車両がロータリーまで連なることも予想されます。

一方、先ほど議員もおっしゃったとおり、公共交通事業者の三重交通からは、信号機の撤去に伴い、安全性、定時性の面からバスの運行ルートを検討する必要があるとも伺っております。

○議長（岡本公秀君）

服部議員。

○16番（服部孝規君登壇）

道路名というのは、本当に聞いておってどこか分かりにくいと思うんですけど、要はもうほかのところへ、周辺の道路へみんなもう回るといことですよ。だから、その交通量が今までよりも増えるということが起こるといことですよ。だから、本当にこれは大変な問題を抱えているんだろうというふうに思います。

やっぱりこれは市民にとって大事な問題であるし、それから御幸の地域の人が撤去しないでという要望が出されているように、やっぱりこれは亀山駅全体の周辺道路を考えてやる必要があるんで、そんな簡単に撤去しましょうという話にはならないというふうに思います。やっぱり問題なのは、警察と県が市に話をしなかった、これも大問題というふうに思います。

そこで、市長にお伺いしたい。

やっぱりこの信号機の撤去をやめるべきだと私は考えますが、亀山市の見解について、市長にお伺いしたいと思います。

○議長（岡本公秀君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

議員ご指摘のこの問題の市の見解であります。まずは、このたび亀山駅前への主要アクセス地点であります県道亀山城跡線の亀山駅前交差点に設置されている信号機に関して、三重県公安委員会において撤去の決定がなされました。私どもとしては、事前に本市への意見聴取もなされずにこれが決定されましたことを誠に遺憾と思うところであります。

これは申し上げるまでもなく、安全で円滑な交通の通行と市民の安全確保は最重要課題で最優先課題であり、交通安全施設の適切な維持及び管理が不可欠であることは論をまちません。

近年、全国の各都道府県において、老朽化や過疎化に伴う必要のなくなった信号機の撤去計画が進められていることは承知をいたすところであります。しかしながら、旧国道1号線でありますこ

の県道は、現在1日約9,000台の車両が通過をしております、本市東西を貫く主要幹線道でございます。

また、当該交差点は、ご指摘ございましたが、本市の玄関口であります亀山駅へのアクセスを担う極めて重要な地点でございますので、現在、朝夕の通勤時間帯におきましても、県道への右折車両も多くて、交通安全の観点からも信号機の必要性は非常に高いものであると考えているところでございます。一方で、本市は、亀山駅周辺エリアの再整備を段階的に進めている局面にございまして、将来的にも交通量や歩行者、自転車の通行量の増加が見込まれるところであります。

また、地域公共交通であります路線バスの発着点として、既に多くの市民や訪問者の皆様に利用されている実情を有する今、市内外の他のエリアと比べましても、信号機の必要性の低下が判明したとのご見解になかなか理解し難さを感じているところでございます。さらに、これは信号機のみならず、当該地点の横断歩道についても撤去されると伺っておりまして、歩行者等優先の交通安全思想の観点からも、また市の交通安全に対する基本姿勢及び計画の推進に逆行するものだと思われるところでございます。

したがいまして、去る5月14日付で、三重県公安委員会、三重県警察本部及び県道亀山城跡線の道路管理者でございます三重県県土整備部に対しまして、亀山市長名をもちまして信号機撤去の撤回を求める要望書を提出させていただいたところでございます。

繰り返しになりますけれども、亀山駅前の主要なアクセスポイントにおけます信号機並びに横断歩道の撤去につきましては、安全確保の根幹を揺るがしかねないものというふうに現時点で考えているところでございます。

○議長（岡本公秀君）

服部議員。

○16番（服部孝規君登壇）

市長の今の答弁に全面的に同意します。

撤回を要望されたということですね。私この問題、本当に重要な問題だと思うんですね。事前に本当に相談もなく、公安委員会で決めましたから、もうこれ決まりですというような話は、これは民主主義のルールからいってもおかしいというふうに私は思います。

やっぱり今回この質問を通じて感じましたけれども、やっぱり市長も市も撤回してほしいと、信号機の撤去を撤回してほしいという立場に立ってみえますので、やっぱりこれは市民ぐるみでぜひ取り組まなければならない問題だろうというふうに思います。

それから、今後やっぱり市としても、きちんと警察と県に知らせるよということとは強くやっぱり求めていただきたいということを申し上げて、次の質問に移りたいと思います。

次は、下水道使用料の改定問題であります。

4月16日に産業建設委員会協議会が開かれ、令和6年度亀山市下水道使用料検討委員会からの提言について報告がされました。

それによると、近年、経費回収率等に乖離が見受けられ、今後も同様の傾向が続くことが予想されたこと等から、下水道使用料改定の必要性について検討を開始したということでもあります。そして、検討に際しては、下水道使用料等検討委員会を組織し、下水道使用料の在り方について意見を求め、3月27日に検討委員会より意見書が提出されたということでもあります。

そこで、まず検討委員会の意見書、概略で結構です。どんな内容だったのかということをお聞きしたいと思います。

○議長（岡本公秀君）

松永上下水道部長。

○上下水道部長（松永政司君登壇）

令和7年3月27日に、亀山市下水道使用料等検討委員会から提出されました亀山市下水道使用料の在り方についての意見書について、その内容をご説明いたします。

まず、公共下水道使用料の現状と課題といたしまして、下水道使用料収入により必要な経費としての汚水処理費が賄えているかを示す数値として経費回収率がございます。その経費回収率が100%を上回ることが望ましいのですが、近年の下水道事業会計決算においては100%を下回っており、今後も物価高騰等による必要な経費の増加も見込まれるため、経費回収率がさらに低下することが予想されます。

下水道事業会計は、使用料収入だけでは事業費用が賄い切れないため、一般会計からの繰入れを行いながら事業を行っております。今後、物価高騰等による汚水処理費が増加すると一般会計からの繰入れへの依存度が高くなります。そのため、企業会計の独立採算の原則に基づき、必要な経費を賄えるまでに下水道使用料を増収させる必要があります。

検討委員会において、公共下水道使用料の改定の必要性、料金体系の妥当性について、日本下水道協会が発行する下水道使用料算定の基本的考え方における使用料算定の作業フローに沿って検討を進め、使用料の試算を算定する期間を令和8年度から令和12年度までの5年間とされました。

また、使用料収入で賄うべきとする経費の範囲の使用料対象経費を現金の支出を伴う維持管理費及び企業債利息支払利息の全額を最低限とされ、維持管理費については、終末処理を行う北西沿岸流域下水道の南部浄化センターに支払う流域下水道負担金が現に物価高騰などにより増額となっていることに鑑み、全体的に物価高騰等を加味した上で設定することとされました。この設定された使用料対象経費を徴収すべく、下水道使用料の改定幅を検討して経費回収率が100%以上を維持するための必要な下水道使用料の在り方について意見書の提出をいただいたものです。

○議長（岡本公秀君）

服部議員。

○16番（服部孝規君登壇）

長い説明で、ちょっとすぐには頭に入らないと思います。

分けて1つずつ聞いていきたいと思います。

まず公共下水道、次に農業集落排水事業について聞いていきたいと思います。

この意見書に非常に私、大事なこと書いてありますね。料金の設定に際しては、一部の利用者に過度な負担が生じないように十分に配慮し、下の表、これは表ですけれども、基準として改定を図るというようなことが書かれております。

具体的に、それじゃあ公共下水道については意見書でどのような改定ということが書かれているのか、お聞きしたいと思います。

○議長（岡本公秀君）

松永部長。

○上下水道部長（松永政司君登壇）

公共下水道使用料の料金体系は、累進性の従量使用料で徴収しております。累進性の従量使用料は、水道水や井戸水などを使用した量に応じて料金が増加します。

また、使用料の徴収方法は、水道料金と一緒に一括して徴収しております。公共下水道事業は、使用料収入のほか、起債及び国の社会資本整備総合交付金と一般会計からの繰入れにより事業を進めています。社会資本整備総合交付金の交付要件には、少なくとも5年に1回の頻度で下水道使用料の改定の必要性に関する検証を行うこととともに、検証結果を踏まえ、経費回収率の向上に向けたロードマップを下水道事業経営戦略に記載することとなっております。それを受けて、亀山市下水道事業経営戦略では、経費回収率100%を目指すとしております。

近年の経費回収率は、令和元年度が99.86%でありましたが、令和5年度には97.25%にまで低下しております。主な原因といたしましては、使用水量の減少に伴う使用料収入の減少や昨今の物価高騰等の影響だと考察されます。

現在、建設改良費の50%を交付金で進めている状況であるため、今後も交付要件を満たすように努める必要があります。

また、一般会計からの繰入れを行うことは、ほかの公共サービス全般に影響を及ぼすため、なるべく繰入金を抑えるように努めております。

しかしながら、経費回収率の低下もあり、今後の維持管理費の増加も見込まれることから、公共下水道使用料の適正な料金設定を検討することになりました。現行の公共下水道使用料は、平成13年度の供用開始以来、消費税額の変更に伴う料金改定以外は行っておりません。

使用料等検討委員会では、さきに述べました下水道使用料算定の基本的考え方に基づき、経費の性質に応じて基本使用料と従量使用料をどのように徴収すべきかを整理するとともに、近年の下水道の使用形態に即した受益者負担となるように、現行の下水道使用料は10立米までは基本使用料のみとなっておりますが、従量使用料の基本料金区分を5立米までとし、累進制区分に新たに6立米から10立米までの層を加えるなどで、一部の利用者への過度な負担が生じないように十分に配慮することという意見をいただいております。この意見書の改定案で試算いたしますと懸案事項であります経費回収率は、令和8年度から12年度までの期間について100%を超える見込みとなります。また、他市と比較した場合、平均よりやや安価な料金となる試算でございます。

○議長（岡本公秀君）

服部議員。

○16番（服部孝規君登壇）

これも長くて、聞いておるだけでは分からないと思います。

今の答弁に、1つどうしてもつけ加えておきたいのは、意見書に添付された議論の詳細というところなんですね。こういうふうに書いています。使用者の負担増加は可能な限り抑えられるよう事業者と使用者の両者の視点をもって検討をします。これは大事なことだと思うんですね。

3月議会で国保税の値上げの問題が出ましたけれども、あのときは全く保険者側の都合だけを並べて、被保険者側の都合というのは全くなしで出されてきた。その点、これについては、事業者と使用者と両者の視点をもって検討したい。だから、取る側と払う側、これは大事な視点なんですよ。

それから内容ですけれども、今基本料金が900円なんですけれども、これを1,000円に上げると。それから、今の制度でいくと10立方、これは水道の使用料ですけど、10立方までは基本料金にプラスされる従量料金はかからない基本料金のみになるんですけれども、これを6から10というのを新たにつくって、この部分についても従量料金が発生する。つまり5までは今までどおり基本料金だけと。それから、6から10については、新たに従量料金が発生して、11以上の使用者に過度な負担がいかないようにするんだということです。

この改定が行われると、従量料金が上がって約11%から16%程度の料金値上げになるんですね。だから、使用者にとっては負担増になるということです。このことをやることによって、先ほども言った経費回収率が今は100%を切っていますけれども、これが103%から105%に改善するという出されてきているわけですね。

これ意見書の中で、これも大事な視点だと思うんですけど、現状においては、下水道使用料の改定をせざるを得ないものと判断するが、使用者への新たな負担を求めることは常に最終手段であるべきことを改めて強調しておきたい。つまり、安易に上げてはいけませんよと、使用者にとっては大変なことなんですよということが言われているわけですね。だから、こういうことも本当に大事なんだろうなというふうに思います。

この負担増になるということについて、簡単で結構ですが、見解をお聞きしたいと思います。

○議長（岡本公秀君）

松永部長。

○上下水道部長（松永政司君登壇）

負担増になるというこの附帯意見のほうに書いていただきました新たな負担を求めることということかなと存じます。ここに書いてあるとおり、最終手段であるということと改めて強調しておきたいということで、かなり重いというか、強い意見をいただいたものと感じております。

ただし、我々としても、この後に書いてあるさらなる経営の合理化、効率化を追求し、一層の経営健全化に努められるようという、これが改定後にやれよというようなことを言っておるわけなんですけれども、改定前においてもこれをどんどん進めてきており、現状では改定せざるを得ないものと判断いただいたということです。

当然、これで改定することになれば、やはりここに書いてある意見のとおり、さらなる経営の合理化、効率化を追求して、一層の経営健全化に努めることというのは承知のことと思います。

○議長（岡本公秀君）

服部議員。

○16番（服部孝規君登壇）

後でも述べますけれども、いわゆる企業会計、公共下水道の企業会計だけで何とかしようと思うと、これはもう限界があるんですね。だから、そういう意味では、この検討委員会の意見書というのはそういう意味で言っているんだろうというふうに思います。

ただ、私はそれ以外の方法も含めて考えるべきだというふうに後から言いたいと思いますけれども、そういうことで使用者の負担増になるという問題は、やっぱりこれは本当に大きな問題だというふうに思います。

次に農業集落排水、これは非常に大きな変更になるんですね。いわゆる公共下水道と同じ形にし

ようということなんです。

今、農業集落排水事業の使用料はどうなっているかというところ、2,000円の基本使用料プラス500円掛ける世帯の人数、つまり世帯の人数が2人であれば1,000円、それに2,000円の基本料金で3,000円。要するに世帯の人数によってどんどん増えていくという、こういう計算方法なんです。だから、使用料には関係ないです。使用料が増えるとかどうのこうのというのは公共下水道と違って反映されずに、世帯の人数で増えればどんどん料金が上がっていくという、こういう仕組みになっておるわけです。これを、いわゆる公共下水と同じように水道の使用量に応じてたくさん使えば使ったほど使用料が高くなるというふうな方向に変えるということなんです。

これについては、意見書で、昨今、少子高齢化による世帯人員の減少や農村地域にあっても水を多用しない、多く使わない等の事情の変化により、人数割りのメリット、つまり人の数で計算をするという、このメリットを享受できる世帯は減少傾向にある、減っていつているというようなことを言っているわけです。いつからこれを移行するのかについては、一部の農業集落排水事業を公共下水道に再編していくということと併せてやっておりますので、令和9年度から公共下水道のような、いわゆる使った量に応じて料金が上がっていくという、そういう形に変えるのが適切であるというふうに検討委員会の意見書は言っております。

そこで、今回こういう形で農業集落排水の使用料を公共下水道と同じ形態にしたということですが、これはやっぱり農業集落排水の当初のものと現在とが大きく状況が変わってきているということが背景にあるんだと思いますけれども、この違いについて説明をしていただきたいと思っております。

○議長（岡本公秀君）

松永部長。

○上下水道部長（松永政司君登壇）

農業集落排水使用料の料金体系についてということで、議員ご紹介の繰り返しになるかも分かりませんが、ご説明させていただきます。

今、人数割りになっている農業集落排水使用料でございますが、1人当たりの使用水量を8立米ということで想定しますと、公共下水道と使用料と同様に累進制の使用料、水量で換算いたしますと、現在は4人世帯で32立米の使用で4,090円となり、現行の公共下水道使用料と同額となります。

なお、3人以下の世帯では公共下水道の使用料のほうが安く、5人以上の世帯では農業集落排水施設使用料のほうが安くなる設定となります。使用料検討委員会では、天然資源の持続可能な管理及び効率的な利用という観点においても、水の過剰使用を増長させる可能性がある人数割り制は時代の流れに合ったものとは言い難いとの意見もあり、そういったことから従量制のほうに使用料体系を公共と一緒にするという意見のいただいております。この公共下水道使用料改定案ということでいたしますと、現行では4人世帯で公共下水道使用料と同等でありましたが、この案では3人世帯で同等となる結果でございました。

○議長（岡本公秀君）

服部議員。

○16番（服部孝規君登壇）

簡単に言うと、1人から3人までは公共下水になったほうが安くなるんですね。それから4人は大体同じやと。それから5人以上になったら、これは上がるんやね、5人以上になると、ということですよ。だから、この農業集落排水が公共下水のような形になることによって、下がる人と上がる人と両方出てくるという、こういう厄介な問題が入っています。

やっぱり、農業集落排水事業も確かにその地域の世帯の構成であるとか、いろんな問題が変化してきているんで、やっぱりこれは見直す必要はあるんだろうというふうに思います。

最後に、私のじゃあ、この企業会計の中では、ある程度計算してこういうふうにしなきゃならんというのは理解するけれども、果たしてその範囲で考えていいのかということを知りたいと思います。

下水道法というのがあります。

第1条に、こう書いてあります。

この法律は、流域別下水道整備総合計画の策定に関する事項並びに公共下水道、流域下水道及び都市下水道の設置その他の管理の基準等を定めて下水道の整備を図り、もって都市の健全な発達及び公衆衛生の向上に寄与し、あわせて公共用水域の水質の保全に資することを目的とする。

つまり、長いですけど、簡単に言うと、下水道を整備することで都市の健全な発達及び公衆衛生の向上、衛生がよくなるという、それから公共用水域、つまり地域の水の質が保たれる、よく保たれるという、そういう目的を持って下水道というのは事業をやられているんだと、こういうことなんですね。

こういうふうに考えると、この目的というのは、結局採算が合うとか合わないとかって地域によってあるんですけども、そういうことは抜きに、あらゆる地域でそういう状態をつくらないかということなんですね。つまり、採算の合わない地域は水質が保全されなくてもいいとかね、公衆衛生の向上がされなくてもいいという話にならないんです。だから、亀山市全体がそうならなきゃならない。

そうすると、採算の合わない地域にも整備をするということが、これ法律上どうしてもやらなきゃならんということになるんですよ。そういうふうに考えると、私はやっぱりこれ独立採算でいいのかと思うんですよ。

後で言いますけど、やっぱり一般会計からお金を入れたって私は何ら問題ないと思う。最終的に100%の下水が整備されるわけですよ、亀山市。そうすると特定の人だけが利益を得る事業でなくなってくる。だから受益者負担でもなくなってくる。100%市民が恩恵を受ける。その事業に対して一般会計からお金を入れることは何ら問題はないんじゃないかというふうに思います。市民の理解も得られる。

だから、実際問題、この企業会計の枠内でやろうとすると、とてもじゃないが無理だということが分かっているわけですね。そういう中で、その枠内で料金をどうしようとなると上げざるを得ないとなるんですけども、そこに一つ大きく見方を変えて、一般会計からも入れて、やっぱりできるだけ使用者の負担を抑えるという発想になれば、私はもっといろんなことが考えていけないかなというふうに思います。

そこで問題なのは、亀山市の第3次行財政改革大綱なんですよ。ここには特別会計や企業会計の経営健全化として、平成30年の時点で一般会計からの繰入れが20億になっている、それを今後

は各会計において一般会計からの繰入金に可能な限り依存しない健全な運営を目指していく必要があると書いてある。これは、先ほども言いましたように、これは病院もそうなんです。病院も採算を度外視してやらなければならない事業なんです。水道もそうですよね。水道もここは採算が取れませんから敷けませんということは言えんわけですよ、住んでいる以上は。下水道もそうなんです。だから、こういう事業というのは採算を度外視した部分がどうしても含まれる。それを独立採算でやりなさい、かかった費用を全部使用料で賄いなさいよとすれば、べらぼうな額の使用料を取らなければならなくなってくるわけです。だから、やっぱりこの点は独立採算でいくのではなくして、一般会計からの繰入れという問題をやっぱり入れた形で考える必要があるんじゃないかというふうに思います。

こういう問題についてどう考えてみるのか。独立採算制とこの下水道の目的、採算が合わない地域にも整備する、この目的と独立採算制、この点についてどんなふうに考えているのか、お聞きしたいと思います。

○議長（岡本公秀君）

松永部長。

○上下水道部長（松永政司君登壇）

独立採算制を前提とした料金の検討は、採算の取れない地域へも整備を進めていこうとする現状から見て無理ではないかというような趣旨かと存じます。

まず、確かに下水道法の第1条の目的には、下水道の整備を図り、都市の健全な発達及び公衆衛生の向上に寄与し、あわせて公共用水域の水質の保全に資することとありますが、下水道の整備のみでこの都市の健全な発達、公衆衛生の向上、公共用水域の水質の保全を達成するものではないと認識しております。そのため、下水道以外にも様々な手法を組み合わせることで目的を達成していかなければならないと考えます。

それで、現に亀山市の汚水処理といたしましては、公共下水道、農業集落排水、そして個人の管理となる合併処理浄化槽を行っているところでございます。あと、独立採算の原則に基づきと意見書ではされておりますが、あくまで使用料を対象経費とした現金の支出を伴う維持管理費と支払利息の全額に対してであり、建設改良費は含んでおりません。下水道使用料算定の基本的考え方においても、下水道の整備等に係る私費、これ私の費用でございまして、私費負担部分については、必ずしもその全部が使用料で賄われているわけではなく、その分、一般会計繰入金に頼らざるを得なくなっているとの記載があります。

今回の意見書案で改定を行ったとしても、一般会計からの繰入れがなくなるわけではなく、完全な独立採算制となるのは難しいのが現状でございます。

○議長（岡本公秀君）

服部議員。

○16番（服部孝規君登壇）

もう時間がなくて触れなかったんですけども、この今回検討された改定も使用料と、それからかかる費用の比較をしているんですけども、かかる費用全部やないんですよ。資本とかもっていろんな経費がかかっているんですけども、その中から維持管理費と、それから起債の返還だけですね。だから、かかった費用の一部だけを取り出して、それと使用料との比較をしてこれだけ上げ

なきゃならんという計算をしている。実際にかかった費用ってもっと大きいんですよ。だから、このかかった費用全部を使用料で賄おうと思うと、もう5倍、10倍の使用料を取らないことには賄えない。だから、もう到底独立採算なんてことは無理だということを、この改定案自体が示しているわけです。だから、そういう意味で、やっぱり一般会計から入れざるを得ないというふうに私は思います。

そのことは、この第3次行財政改革大綱の中でも、可能な限り依存しないと言ってるんですよ。つまり100%、もう独立採算で行けとは書いていないんですよ、書けないんですよ。そんなことを現実にできないから。だからどうしたって独立採算で賄えない、賄おうとしたら、もう使用者に物すごい負担をかけなきゃならん。だから、そんなことはできないから、可能な限り抑制をしてくださいと、繰入れを。だから繰入れを一切やめますとは書けないんですよ。だから、そのところでやっぱり私が言う独立採算で賄えないという現実問題があるという。だから、この中で考えざるを得ないんじゃないかなと思います。

それからもう一つ、今日はちょっと深く触れられませんが、国の問題があるんです。

国土交通省が令和3年7月に収支構造の適正化に向けた社会資本整備総合交付金等の交付要件について、つまり、道路でも、この下水道もそうですけれども、一番大きな交付金というのは社会資本整備総合交付金というんです。これをもらわないことには事業ができないですよ。

この交付要件というところで、こういうふうに書いています。

公営企業会計を導入しているところについては、5年に1回の頻度で下水道使用料の改定の必要性を検討しなさい。経費回収率の向上に向けたロードマップを作りなさいということを行っているんです。つまり、一定の条件が満たないことには総合交付金を国はあげませんよと言うんです。だから、例えば経費回収率が97%だったら、それはもう亀山市は交付金はあげませんよと言うんです。こういう形でお金でもって攻めてくるという問題もあって、非常に厄介な問題なんですけれども、やっぱりこういう問題を含んでいるということだけ、今日はもう指摘しておきたいと思います。

最後に、この使用料の改定をいつの議会で提案する予定なのか、その点だけお聞きしたいと思います。

○議長（岡本公秀君）

松永部長。

○上下水道部長（松永政司君登壇）

今回の下水道使用料の改定を検討して、検討の結果から料金の改定については、今度の9月定例会において議案を提出したいと考えております。

○議長（岡本公秀君）

服部議員。

○16番（服部孝規君登壇）

今日は本当にちょっといろいろと、あまりにも分量が多いのでなかなかうまく進められませんでしたけれども、非常にやっぱりいろんな問題を含んでおります。

9月議会に提案をされてきますので、やっぱり議会としてもしっかりと議論をしなければならぬということを申し上げて、質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（岡本公秀君）

16番 服部孝規議員の質問は終わりました。

これにて本日予定しておりました通告による質問は終わりました。

以上で、本日の日程は終了いたしました。

明日12日は午前10時から会議を開き、引き続き市政に関する一般質問を行います。

本日はこれにて散会します。

(午後 3時47分 散会)

令和 7 年 6 月 1 2 日

亀山市議会定例会会議録（第 4 号）

●議事日程（第4号）

令和7年6月12日（木）午前10時 開議

第 1 市政に関する一般質問

●本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

●出席議員（17名）

1番	古田吉昭君	2番	櫻木善仁君
3番	深水隆司君	4番	草川卓也君
5番	中島雅代君	6番	森英之君
7番	今岡翔平君	8番	高島真君
9番	新秀隆君	10番	豊田恵理君
11番	福沢美由紀君	12番	森美和子君
13番	鈴木達夫君	14番	岡本公秀君
15番	伊藤彦太郎君	16番	服部孝規君
18番	櫻井清蔵君		

●欠席議員（なし）

●会議に出席した説明員職氏名

市長	櫻井義之君	副市長	山本伸治君
理事	亀淵輝男君	政策部長	笠井武洋君
総務財政部長	原田和伸君	総務財政部参事	佐藤康二君
市民文化部長	小林恵太君	市民文化部次長兼 関支所長	北川明美君
市民文化部参事	関戸繁人君	健康福祉部長	林秀臣君
子ども未来部長	高宮綾子君	産業環境部長	富田真左哉君
産業環境部参事	村田博君	建設部長	高桐美智代君
上下水道部長	松永政司君	危機管理監	木田博人君
会計管理者	原正一君	消防長	豊田達也君
消防部長	豊田賢治君	消防署長	倉田利彦君
地域医療統括官	谷川健次君	地域医療部長	小森達也君
教育長	中原博君	教育部長	大平守君
代表監査委員	上田寿男君	監査委員事務局長	高嶋美季君
選挙管理委員会 事務局長	落合巧君		

電量が学校内の使用電力量を上回った時間帯、比とかではなくて時間帯について可能となるものでありまして、その時間帯が非常に少ないながらも一定程度あったということでございます。

学校の使用電力については、基本的には電力会社からの購入により運用をしている中で一部の使用料を太陽光発電設備が担っている形というふうになっております。

○議長（岡本公秀君）

高宮子ども未来部長。

○子ども未来部長（高宮綾子君登壇）

幼稚園等における発電状況につきましてご説明させていただきます。

幼稚園等における発電状況につきましては、2園、亀山東幼稚園、関認定こども園アスレにおいて太陽光発電を行い施設内の電力を賄うとともに、そのうち1園、関認定こども園アスレにおいては余剰電力を電力会社へ売電を行っておりますが、令和6年度においては売電実績はございません。

園につきましても、使用電力につきましては基本的には電力会社からの購入により運営をしている形でございます。

○議長（岡本公秀君）

富田産業環境部長。

○産業環境部長（富田真左哉君登壇）

総合環境センターでは、ごみを高温で溶融処理する際の排ガスを利用して、ボイラーで発生させた蒸気によりタービン発電機で発電を行い、ごみ溶融処理施設内の電力を賄うとともに、余剰電力は電力会社へ売電を行っております。

令和5年度の発電電力量でございますが、439万6,010キロワットアワーで、この発電電力量は1年間に家庭で消費する電力量の約1,100世帯分に相当いたします。一方、売電電力量は12万90キロワットアワーで、売電収入は約70万円でございます。

○議長（岡本公秀君）

新議員。

○9番（新 秀隆君登壇）

ただいま学校施設、そして保育園、アスレ等を聞かせていただいた分では、やはり施設内で使用されるというのがほとんどで売電というまでにも至らないと、実際もう現在は1キロワット当たりで大体売電の5円30銭ぐらいの金額でございますので。

そしてまた、先ほど富田部長のほうからも、環境センターで発生した熱によってボイラーを蒸気で回して、ボイラーの熱で、そしてそれで蒸気のタービンを回して発電するというように3年前もお伺いしました。

ただ、令和3年時点の発電量でいきますと502万6,000キロワットアワーというぐらいあったのが、今現在は439万6,000ということで、発電する量は非常に減ってきておると。そして、それによって売電の量といいますかキロワット数も、当初、令和3年時点でしたら18万8,000キロワットアワーございましたが、今回は12万90キロワット、金額にしまして、以前でしたら130から140万円ぐらいだったんですけど、ほぼ半分ぐらいになってきているというのも、この要因としても、お伺いしている中ではごみの量が減ってきたということはいいか悪いかちょっとよく分からないんですけど、その火力というものが非常に減ってきている、こうい

う実態であると。

これが、事務的には70万円入ってきますがそれと同様に、環境センター施設の運営をするためにもやっぱり電気は購入しているというところがありますので、そういうところを見ますと、なかなか丸々70万円も利益につながるかというところでもないなというふうに感じます。

そこで、以前は水力施設におけるマイクロ水力発電機の導入はどうかというところでいろいろ提言させていただきました。

当初では日本国内で30市町村というところでしたんですけども、最近ですと、もう58、60ほどの県・市・府とかその辺が導入してきております。近いところかというと、その辺も上下水道部として把握されているかどうか分かりませんが、こちらについて上下水道部としてどのように理解をされて、そしてこの3年間の間でどのような研究をされてきたのか、それにもかかわらず、なかなか導入が踏み切れないということについて伺いたいと思います。

○議長（岡本公秀君）

松永上下水道部長。

○上下水道部長（松永政司君登壇）

議員ご提案のマイクロ水力発電システムは、水道施設の浄水場から配水池へ自然流下で水を送る過程で発生する高低差や流量を活用し、余剰となった位置エネルギーを電力に変換することにより発電するシステムでございます。

発電容量が100キロワット以下の小規模水力発電システムで、脱炭素社会の実現に向けた有効な取組の一つとされており、一部の自治体や企業により実用化が進んでいるものと認識しております。近隣でいきますと、三重県では1自治体、愛知県では5企業体が導入しているということでございます。

三重県内における具体的な事例といたしまして、松阪市が令和6年度からマイクロ水力発電設備の導入により年間約240メガワットアワーの発電を行い、CO₂を年間約132トン相当削減し、20年間で約820万円、年間41万円の収益を見込んでいるということでございます。

そのような中、本市の導入はどうかということですが、前回の提案を受けて、マイクロ水力発電を取り扱う企業にも本市の水道システムの状況を相談いたしましたところ、本市の水道システムの多くは取水井から原水をくみ上げ、浄水場に送り、浄水場から配水池までをポンプで送水し、配水池から自然の圧力を利用して市民の皆様へ水道水を供給する仕組みとなっております。このため、浄水場から配水池までの落差がなく、余剰になる位置エネルギーがございませんので導入は難しいと回答をいただいております。

○議長（岡本公秀君）

新議員。

○9番（新 秀隆君登壇）

ただいま部長のほうからご説明いただいたように、たしか3年前も同じように、亀山市としては落差の、水位の問題があるということでございましたが、私もこの企業とは3年前よりお話をさせていただいておるんですけど、亀山市としては浄水場というのも5つぐらいあって、もしこれが1本であったらその水量も違うと思うんですけど、また、あと私が思うに、亀山市は工業用水も扱っておりますので、その圧というのはやはり通常の一般家庭よりは多いのではないかと、そういうの

を活用できないかとか。また、今は60社ほど、60施設ほど地域で使われておるわけですけど、みんながみんな、そんなに落差があるところではないと思うんですけど、そういうところについては、メーカーの方とお話しさせていただいた中ではある程度、中にはポンプをつけたりとかその辺も賄っていけるとか、水力発電で発生した電気も使っていけるといふ。

何よりも一番よいのが全ての設置する機材とかその辺があるんですけど、ここでちょっと資料を1つ出していただきたいと思いますが、このような形でほとんどメーカー側が、機材から労力、そして設置後のメンテナンス、そしてまた亀山市であれば市の土地を利用して浄水施設を設置することによって、場代といいますか、土地を借用しておるということで借用料金まで市に入ってくると、確かに国の助成金というのものもあるんですけど。

そして、2つ目をちょっとお出しいただけますか。このような形で、ちょっと見にくいかわかりませんが、発電施設といっても、これは八尾市のところで、八尾市の公明党議員ともちょっと話しさせていただいたんですけど、大きさ的にも、人間の大きさぐらいの機材を4基入れて、人間と比較するとちょっと見にくいかわかりませんがそういうようなことで、過程としましては図のような形で進んでいくわけなんです。これも全てメーカー側がやっていただいて、そこで生まれてくる発電のものを売電する。そして、売電をしたものの金額でメンテナンス機械の運用をしていく、そしてそれで市のほうにもいただくと、八尾市でいうとちょうど年間130万ほどと。

これは大きさにもよるんですけど、今回、先ほど説明いただきました松阪市のほうでは820万とか、そしてまたこの発電をすることによって、八尾市であっても、この4つの小さい規模であっても374トンのCO₂の削減に至ると。

そういうところという非常に、悪いことは一つもないんじゃないかなと思いますので、問題は落差、水位の場所によってくると思うんですけど、これによって、いろいろと亀山市としても前向きな形でしていくものはないのか。また、そして現在、東京都議選前ではございますが、今東京では6、7、8、9と4か月分の水道料金基本料金を無償にするという話が出てきております。

亀山市としても上下水道部としても、様々ないろいろお金の生まれるような施策をされておると伺います。その点につきまして、いろんな努力、そして水道料金の削減、この辺についてどのようにお考えかお伺いしたいと思います。

○議長（岡本公秀君）

松永部長。

○上下水道部長（松永政司君登壇）

今後どのように考えているかということでございます。

再生可能エネルギーの活用について、マイクロ水力発電の導入は本市の現状の水道システムでは難しいと考えておりますが、ほかの自治体では導入による一定の収入を得ており、財源確保に役立っておりますので、マイクロ水力発電に限らず様々な再生可能エネルギー活用の可能性について研究してまいりたいと思います。

あと、どのような財源確保の取組をしているかというご質問でございます。

水道事業会計の財源はほとんどが水道料金収入となっており、収益の約9割を占めております。その限られた財源の中で、まずはコスト縮減や施設の適切な維持管理、事業の効率化などの取組を実施し、財源の有効活用に努める必要があると考えております。財源確保については、水道料金の

収納率の向上に取り組むほか、余剰資金の一部を定期預金に預託し、利息を得るなど取り組んでいるところでございます。

今後、水道料金の低減などは考えているのかということでございますが、ご提案の財源を確保した場合ということで、その財源を活用して水道料金の低減につなげられないかといったご趣旨だと思いますが、本市の水道水は、市民アンケートにおいて、安価で安全でおいしい水として高い評価をいただいていると認識しております。そのような中、水道事業といたしましてこの安価で安全でおいしい水を継続的に維持していくには、老朽化が進む水道施設の更新や耐震化などを優先する課題と認識しております。そのため、これらのインフラ整備には多額の費用が必要でありますので、まずはそこに活用するもので、現時点では水道料金を低減する考えはございません。

○議長（岡本公秀君）

新議員。

○9番（新 秀隆君登壇）

確かに松永部長のおっしゃるように、メンテナンスは非常に大切なことであります。それは重々理解しておるつもりではございますが、それ以上に利益を生むような形でいっていただくと、水道料金のせめて基本料金を無償化、これによって、4か月で東京で試算では大体一家庭で5,000円ぐらい余裕が出る、その分をこれからの夏が暑いので、エアコンに対する電気代へ当て込んでいこうというふうな東京都の思いではございます。

確かに、東京都と亀山市と一緒に考えてはちょっと難しいものがあるというのもそれは理解しております。そういう中で、今亀山市としましても、上下水道部だけではなく、今までにも財政関係で、運用によって多額な利益を生んできたということも記憶にはまだ新しいところではございますが、そういう面につきまして総務財政部にお伺いしたいと思っております。

亀山市の財源の確保に様々な努力をされていることも理解しておりますが、一時的なもの、恒久的なものが様々あると思っておりますが、そういう面で財政を圧迫している昨今ではございますので、これを打開するために、使うだけではなく生む政策というものについてお伺いしたいと思っております。

○議長（岡本公秀君）

佐藤総務財政部参事。

○総務財政部参事（佐藤康二君登壇）

おはようございます。

歳入の確保は、財政構造改革骨太方針2024にも位置づけておりますとおり、大変重要な取組であると認識いたしておるところでございます。そのような中、市全体の歳入確保の取組といたしましては、まず企業誘致の推進や定住人口の増加による市税収入の確保と市税等の収納率の向上、普通財産の貸付けや売却、ふるさと納税の推進、さらには基金運用による利息や配当金収入など、税外収入の確保にも取り組んでいるものでございます。

具体的には、基金の運用収入として、令和7年度予算におきまして1,529万1,000円を計上いたしておりまして、そのうち債券運用による配当金収入として859万1,000円、利子収入670万円を見込んでいるほか、不動産売払収入として前年度比2,100万円増の2,600万円を計上し、さらにはふるさと納税寄附金による寄附金収入として4,961万4,000円を計上するなど、積極的な歳入の確保に向けた取組を行っているものでございます。

○議長（岡本公秀君）

新議員。

○9番（新 秀隆君登壇）

ただいま参事のほうから、市としての努力をいろいろご説明いただきました。

その中でもやはり、あのときのような、1つで3億円ぐらい配当があったとかそういうのはなかなか昨今ではあんまり耳にしないことではございますが、こつこつと不動産の売却、またふるさと納税と。このふるさと納税につきましても非常に、返礼品についてもご苦労されて、品を選んで亀山市の全体の活気づけにもつながってきているのではないかとは思いますが。

そういう中ではございますが、大きな利益というのは大変だと思います。先ほど富田部長のほうからもありましたが、熱でタービンを回して発電するというのもありましたけど、これには学校施設のソーラーとは違って、放っておいても出るもんじゃないんですね。やっぱりコークス、今は本当に高くなって、コークスも部長の話ではちょっとでも安いものをとということで見つけて、今そういうところでも努力をされていると伺います。

そのほかにも、燃油関係で今は高騰をしております。そういうもの、どうしても使わなくては発電ができないという。やはりお金をかけないで利益を得るといのは非常に世の中ではなかなかないことではございますので、松永部長も先ほどおっしゃられたように、マイクロ水力発電だけではなく、様々なことを通して市の財政を盛り上げていただきたいなと思います。

そういうことにつきましては、総務財政部の佐藤参事のほうからもいろいろ言っていただきましたが、どうもこの状況では、私どもが前々から言っている水道料金の基本料金を無償化にするということで全ての家庭に穏便に行き渡ると思う。確かに、今までも政府の支援でプレミアム商品券とかがありました。中には、おっしゃるにはこのプレミアム商品券を買うだけのお金がないんだわという方のお声もありました。そういう面につきまして総務財政部として、企業会計で上下水道部とは違いますが、水道料金の基本料金の無償化、この点について、財政としてはどのようにお考えかお伺いしたいと思います。

○議長（岡本公秀君）

佐藤参事。

○総務財政部参事（佐藤康二君登壇）

今議員ご質問いただきました水道料金の無償化、一般会計としてどうかというふうなお話でございます。現時点におきましては、市の財政も非常に厳しいというふうなこともございますし、現時点では、一般会計におきまして無償化というのは考えていないところでございます。

○議長（岡本公秀君）

新議員。

○9番（新 秀隆君登壇）

そのような形で、まだまだ亀山市では厳しい状況ではあるというのも理解しておりますが、やはりこの暑い夏を迎えることになって、電気代がもったいないで我慢しようと大変なことになっていけませんので、そういうところへも波及できるようなお考えをまたいつか、近い将来で決断していただきたいなと思います。

それでは、再生エネルギーの活用、財源確保の件についてはこの辺で終えて、次に移らせていた

だきたいと思います。

それでは、国民健康保険の葬祭費についてでございますが、こちらについて、どのような形でシステムといいますかを運用されているか、亀山市の実情をお伺いしたいと思います。

○議長（岡本公秀君）

関戸市民文化部参事。

○市民文化部参事（関戸繁人君登壇）

本市におけます葬祭費の支給方法と実績についてでございますが、本市におきましては、国民健康保険の被保険者がお亡くなりになられたときに、葬祭を行った方から提出されました国民健康保険葬祭費支給申請書及び葬祭を行ったこと分かる資料として、会葬礼状や葬祭に係る領収証等を確認の上、5万円の現金給付を行っているところでございます。

また、過去3年間の実績でございますが、令和4年度が64件で320万円、令和5年度は66件で330万円、それから昨年度、令和6年度が69件で345万円でございます。

○議長（岡本公秀君）

新議員。

○9番（新 秀隆君登壇）

ただいま関戸参事から運用の流れをお聞かせいただきまして、そして、私もお伺いしたかった過去3年程度の実績ということで、65件から70件ぐらいの件数を扱われていると思います。

確かに、申請をするということであるんですけど、よその市もいろいろ見てみたんですが、やはり葬祭、葬儀、これを行わないと支給されない。この辺が、亡くなって葬祭をする方しない方、ご家庭があると思うんですけど、しなくても、お金というのは、病院でお亡くなりになってそのご遺体を搬送されて一時的に保管される場合、そしてまたそこから火葬場へ移送される場合もただでは済まないわけですよ。

私がお相談を受けた方にはそれだけでもう、葬儀を挙げていなくても20万近くの金額が発生していると。亡くなるまで国民健康保険というのを同じように払ってみえるのに、葬儀をした、せんによって、これが5万円ですけどお支払いする家庭とされない家庭がある。でも、されない家庭でも幾らかお金はかかっていると。

こういうことについて、今全国とは言いませんけど、三重県内の各市の状況としましてはどのように市として把握されてみえるのか、お伺いしたいと思います。

○議長（岡本公秀君）

関戸参事。

○市民文化部参事（関戸繁人君登壇）

県内他市の状況でございますが、本市を除きます県内13市の支給状況を申し上げますと、支給額につきましては、本市と同様に一律5万円というのが全市でございました。

それから、支給要件につきましては、本市と同様に葬祭を行うことを必要としている市が6市、それから葬祭を行わず火葬のみでも支給を行っているのは7市というような状況でございました。

○議長（岡本公秀君）

新議員。

○9番（新 秀隆君登壇）

今お話しいただきましたが、私自身も県内の公明党議員のネットワークでいろいろ確認させていただきました。やはり関戸参事のおっしゃられたような形で、本当に火葬をするだけでも5万円いただける。もちろん国民健康保険を未納の方はちょっと問題があると思うんですけど、それ以外、きちっと正規にお支払いいただいている方についてはちゃんと火葬だけでもお支払いするという。ところによっては、75歳以上になってくると県の管轄になってくるといって、後期高齢者になりますと県の管轄というのありまして、葬儀の証明書とかそういうようなものがあると思うんです。

こういうことにつきましても、既に令和元年以降はコロナがあり、コロナ禍以来は非常に葬儀の形も変わってまいりました。家族葬というものが葬儀であるんですけど、もう本当に内々でやられる方、またコロナで亡くなった方はこれこそ直葬で、葬儀なんかしなきゃいけないというふうなこともありました。それにしても、そういう方もきちっと国民健康保険を払ってみえた方なんですよ。

やっぱり今は国のこういう情勢も変わってきておりますので、葬儀の流れによって亀山市も、他市の7市の場合もよく研究していただいて、同じような形で亡くなったご家族には5万円が支給できるような形で考える時期ではないかと思いますが、そういう点について当局としてはどのようにお考えいただいておりますかお伺いしたいと思います。

○議長（岡本公秀君）

関戸参事。

○市民文化部参事（関戸繁人君登壇）

葬祭費の支給額や支給要件につきましては、特に法律等に規定や基準はなく各市町の判断に委ねられておりますことから、本市におきましては、これまでから葬祭を行った方に対しまして5万円の葬祭費を支給してございまして、葬祭を行わず火葬のみの場合は支給の対象外として取り扱ってきただころでございます。

かつてはお亡くなりになられた方に対しましてお葬式を執り行うということが一般的でございましたことから、本市におきましてもこのような取扱いを行っていたところでございます。

しかしながら、昨今は今までのような一般的なお葬式をはじめといたしまして、家族だけで執り行う家族葬や火葬のみを行う直葬など、故人を送る形もいろいろございまして、人々のライフスタイルや価値観の多様性から葬儀に対する考え方も様々に変化しておりますので、支給要件につきましてはこれらの社会変化や他市の状況等を参考にするとともに、また、本市が申請の受付事務を行っております後期高齢者医療との整合性も踏まえまして、今後研究、検討してまいりたいというふうに考えておるところでございます。

○議長（岡本公秀君）

新議員。

○9番（新 秀隆君登壇）

参事のほうから前向きな研究してみますということをいただきましたが、生まれてくる子ばかり、女性とか、いろいろ健康についてのみより、亡くなった方にもその温情を最期にはするべきであると、こうやって県内を見ましても半分ぐらいが支給されているということを知ると、やはり亀山市はちょっと冷たいと違うかというふうなご意見があってもおかしくないかなと。ぜひ今後、他市、そしてまた後期高齢者の問題もありますが、じっくりと新たな方向性を市としても考えていただきたいことを申し添えて、次の最後のところに行かせていただきます。

最後ですが、スクールバスの安全対策でございますが、非常にこれからだんだん暑くなってまいります。幸いにも亀山市の幼稚園、保育園の子どもたち、幼児の方の送迎というのはございません。しかし、スクールバスということで小学生のお子さんを送迎のスクールバスで運営しているのは現状でございます。4年、5年、6年生ぐらいになってくると何とかして、もし閉じ込められるというのか寝込んでしまって後ろで寝ていても、その子たちになってくるとさほど問題なく出てくるんじゃないかなど。でも、バスの中ですね。1年生というたら本当に半年前までまだ幼稚園の子であったという子がおります。そういう子の判断がどうなるのかなというふうな心配があります。

今現在、亀山市におきましてこのスクールバスの置き去り防止の取組について、どのような形で進めてみえるかお伺いしたいと思います。

○議長（岡本公秀君）

大平教育部長。

○教育部長（大平 守君登壇）

スクールバスの安全対策、バス置き去りの対策ということでございます。

これは3年前、令和4年9月に静岡県内において発生いたしました認定こども園でありましたけれども、こちらの通園バス、ここに園児が置き去りにされるという痛ましい事故がございました。こうした事故等を受けまして令和4年、同年11月に、三重県の教育委員会のほうからはスクールバスの運行に当たっての安全管理の徹底について、こういった通知があったところでございます。

また、国も動かれまして、同じく同年12月には幼稚園、認定こども園、それから保育所等を対象に、降車時等に点呼等により幼児などの所在を確認することでありまして安全装置の設置が義務化されたというところでございます。

こうしたことから、本市の小学校においても同年、令和4年に、所有をいたしますスクールバス2台に、国の補助金も活用いたしました安全装置を設置いたしまして、置き去り防止への対応を図ったところでございます。

現在の運用といたしましては、その安全装置を活用しつつ、運転手が乗車児童の名簿、それから座席表を見まして乗車状況を確認して、児童が降車後に忘れ物がないかのチェックの際、こういったところを活用いたしまして座席の下等も含めて、置き去り防止を含めて車内全般をしっかりと確認することを行っております。こういったことで日々安全対策を実施いたしているところでございます。

○議長（岡本公秀君）

新議員。

○9番（新 秀隆君登壇）

今部長のほうからお話があったように、令和4年のときにも、また昨年度でも毎年のように出て、園児が取り残されてお亡くなりになるという悲惨な事件が出てきたのは記憶に新しいところではございますが、やはり令和4年以降、県そして国等で、国の支援もあって機械的な形で、幾ら人間がしっかり見ても、目で見たくもりが見たんですけどという形になりますので、その辺が機械装置を活用したような形で、あと運転手さんの確認ということも厳重な形で進めるようではございますが、今後、市としての安全対策をどのようにしていくかということで、つい先日も、鈴鹿市の神戸にございます鈴鹿保育園さんで183人もの園児、3歳から6歳の子を対象に、バスの中で置

き去りを防ぐという意味で、園児に実際にクラクションを鳴らすとか非常ボタン、そういうものを押したりという練習といいますか訓練をされたというふうに、これは中日新聞にも大きく出てきておりました。

そういうことについて亀山市として、このような形でやる、やらないはいろいろあると思うんですけど、安全対策について最終的に伺いたいと思います。

○議長（岡本公秀君）

大平部長。

○教育部長（大平 守君登壇）

今後どういった安全対策をとということでございます。

スクールバスの安全対策につきましては、先ほどご答弁させていただきましたとおり置き去り防止の対応、こういったことを始めまして、引き続き運転手への安全運転の励行の徹底、それから日々の車両点検などにより適切な車両管理に努めまして児童の安全確保を図ってまいりたいと考えております。

加えまして、学校におきまして、児童に対して交通安全教育を実施する中で、万一バスや車に閉じ込められた際にクラクションを鳴らす危険回避の力、それから危険の予知の力を高めるような指導を行うなど、自己の安全確保や他人の安全にも配慮できる意識が向上できるような指導を今後も行っていきたいというふうに考えておるところでございます。

○議長（岡本公秀君）

新議員。

○9番（新 秀隆君登壇）

そうですね、周りの方も大事ですけど、児童自身が意識が高まるような学校側の指導も非常に大切だと、そして児童一人一人が認識を高めていただくということで安全回避をしていただいて、世の中であるような、こういうような事件が起こることは絶対ないように心がけていただきたいと思っております。

以上で、少し時間は余りましたんですけど、私の質問を終わらせていただきます。本日はどうもありがとうございました。

○議長（岡本公秀君）

9番 新 秀隆議員の質問は終わりました。

会議の途中ですが、10分間休憩いたします。

（午前10時45分 休憩）

（午前10時53分 再開）

○議長（岡本公秀君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、2番 櫻木善仁議員。

○2番（櫻木善仁君登壇）

新和会の櫻木です。

通告に従いまして、次期総合計画における地域公共交通の課題と対策について、公立保育所の役

割と今後の方針について、鹿による山林被害の拡大と土砂災害リスクに関する現状と対策について、以上3点について質問させていただきます。

それではまず、次期総合計画における地域公共交通の課題について、繰り返し浮かび上がってくる地域公共交通の不满に次期総合計画でどのように答えるかをお尋ねしていきます。

私が議員となって3年目になるんですが、定例会が今回で11回目となります。この間、地域公共交通に関する質問は私を含めて12回にもわたり、この議場で取り上げられています。これはまさに市民生活における交通の課題に根深く、かつ多くの市民がその不便さを日常的に感じている表れではないでしょうか。

今回お尋ねする背景は、広報「かめやま」5月号に掲載された次期総合計画に向けた市民アンケート結果にあります。

まず資料1をお願いします。

少し見づらいですけど、これは5月号の5ページを抜粋してきました。

こちらは、市民アンケートにおける施策の重要度と満足度の散布図です。縦軸が重要度、横軸が満足度を示しております。左上のゾーン、すなわち重要度が高いのに満足度が低い施策が、特に改善の優先度合いが高い分野であることが示されています。その中で一番左に最も不満とされる「バスが便利である」が位置されています。

少し見た目では分かりづらいので、資料2をお願いします。

これは、文字を抜き取ると施策の重要度が高い部分が分かりやすくしたものです。赤く囲んだ部分、「鉄道が便利である」「バスが便利である」といった交通施策が位置しています。中でも「バスが便利である」という項目は最も満足度が低い評価を受けており、施策の改善が強く求められていると見てとれます。加えて、この傾向は過去の令和2年、令和5年と実施された過去の市民アンケートにおいても地域公共交通に関する満足度は一貫して低い水準で推移しているという事実があります。

一方で、交通施策については地域公共交通会議が設置されており、行政、交通事業者、利用者代表など計17人で構成されている交通の在り方について協議いただいていることは非常に評価すべき点だと考えます。しかしながら、繰り返し市民から改善を求められているにもかかわらず、重要なのに改善が実感できないという現状が続いております。

そこでお尋ねいたします。

こうした繰り返し浮かび上がる公共交通機関の課題に対して、市はどのように現状を認識しているのか。また、現行の交通施策と市民が抱く不満や不便さとの間に実感のギャップがあると思います。その点についても、市としてはどのように分析、認識しているか見解をお聞かせください。

○議長（岡本公秀君）

2番 櫻木義仁議員の質問に対する答弁を求めます。

笠井政策部長。

○政策部長（笠井武洋君登壇）

議員から本年3月に次期総合計画の策定に当たりまして実施をいたしました市民アンケート調査の結果をご紹介いただきましたが、市政の現状といたしまして、鉄道、バス、乗合タクシーといった地域公共交通の市民満足度は、ご指摘のとおり、他のアンケート項目、60項目余りございます

が、それらと比べまして最も低いものとなっております。

これまでも、亀山市地域公共交通計画の改定やコミュニティバス路線の再編、乗合タクシー制度の導入など地域公共交通の充実に向けた様々な取組を展開してまいりましたが、残念ながらこうした市民満足度が低い傾向は、第1次総合計画策定時の市民アンケート調査時点から好転をせず、長期化している状況でございます。

一方、市民アンケート調査における鉄道やバスの利便性に係る市民の重要度は、ご指摘のとおり、平均値より高い状況が続いておりますので、総じて市民意向の観点から、公共交通の利便性向上は本市における早期に改善すべき都市課題の一つであると捉えているところであります。

また、市民アンケート調査における市民から見た地域公共交通の便利さの評価基準は、高い水準の移送サービスをイメージされる場合も多いかと思われまますので、前提として、行政が主に交通空白地域対策として実施するサービスとの間にギャップが生じることも考えられるところではございますが、少なくとも現状の地域公共交通体系や移送サービスが市民の移動需要に対応できていない側面が存在していると分析をいたしております。

その上で、地域の実情に沿った移送サービスが十分に確立できていないなどの問題点もございませますので、今後も優先的かつ重点的な取組が求められる課題であると認識をいたしております。

○議長（岡本公秀君）

櫻木議員。

○2番（櫻木善仁君登壇）

それでは次に、市民アンケートの結果ということで、先ほど来もありましたけど、やはり、市民が高い要求をされているとかそういうところもあるかもしれませんが、市民アンケートの結果を次期総合計画にどのように反映させていくのか、ちょっとお尋ねしていきます。

亀山市はここ数年、自然減が続く中でも社会増によって人口は横ばいで推移しています。これは一定の範囲で市の魅力や利便性が評価されていることの表れであるということで、大変心強いと思っています。

一方、今回の市民アンケートで公共交通に関する満足度の低さが顕著であるという事実は、市民生活の基礎である移動のしやすさが十分に確保されていないという事実も物語っています。

特に、令和2年度のアンケートの結果で転出したいと答えた理由として、約30%が交通網の整備が不十分と明確に示されております。これは、将来的に住み続けたいまちであるものではなく、リスクが潜んでいるものと私は感じております。

このように、公共交通施策はまちの魅力や利便性を支えるだけでなく、人口維持の要として、次期総合計画において極めて重要な施策だと私は捉えています。

そこでお伺いします。

市民アンケートにおいて繰り返し示されている公共交通への不満を市はどのように分析、整理し、次期総合計画に反映していくかはお考えでしょうか。また、市民の声を単に参考としてとどめるのではなく、この声がちゃんと政策に反映されたと実感してもらえるような計画策定プロセス上の工夫だとか具体的な施策が必要だと考えます。その点について見解をお聞きます。

○議長（岡本公秀君）

笠井部長。

○政策部長（笠井武洋君登壇）

次期総合計画の策定に当たりましては、策定方針におきまして、計画策定方法に関する基本的な考え方の一つといたしまして、市民が参画しやすい環境づくりに取り組み、市民意向を計画へ反映できるように努める市民参画による計画づくりを掲げております。この考え方に基づき、昨年度の市民アンケート調査や市民団体ヒアリングをはじめ、本年度も、若者の意向把握のためのカメトークの実施や市民フォーラムの開催により、様々な世代の意見把握に努めてまいっております。

そうした中におきましても、地域公共交通の利便性を求める意見は多く出されておりますので、それらの市民意向を整理した上で、今後の人口動向や社会動向等を踏まえ、継続的な庁内検討を行うとともに、本年度はバス利用が低調な地区におきまして、地域住民、交通事業者、行政の三位一体による共創の場づくりを進め、地域実情を踏まえた持続可能な地域公共交通への再構築に向けた取組を進めることといたしておりますので、関係地区でのヒアリング等によりまして、可能な限り真の移動ニーズの把握にも努めてまいりたいと考えているところでございます。

こうした取組を通じまして、身近な移動手段である地域公共交通の改善を図る取組により、市民生活や都市活力の向上につなげられるよう、現行の地域公共交通計画の改定時期も見据えながら、次期総合計画における関係施策等の位置づけにつきまして、関係部から成るバス等検討委員会や、あるいは総合計画策定委員会の関係部会を通じた庁内検討組織における検討を深めてまいりたいと考えております。

○議長（岡本公秀君）

櫻木議員。

○2番（櫻木善仁君登壇）

三位一体で考えていくというところなんですけど、次期亀山市総合計画の、今回の広報に載っている内容にも、この総合計画は市が実現したい未来のありたい姿を示し、それを実現するためにどう取り組んでいくか、総合的かつ体系的にまとめた市の最上位計画ですと、市民アンケートやワークショップなど市民の皆さんの意見を聞きながら計画をつくっていきますということで、やはりその辺というのは、市民の皆さんはこの不満に対してすごく期待を私は持っているというふうに思います。ですからそれに応えるべき、今回は次期計画にぜひ落とし込んでほしいなというふうに思います。

それでは、特に通学支援について伺ってまいりたいと思うんですけど、市内では特に今高校生を中心として、通学において自宅から学校や駅までの通学を保護者が車で送迎するということが常態化しております。それは皆さんもご存じだと思います。これは地域の公共交通が不便で対応できない状況を補う苦肉の策であります。本来あるべき交通弱者対策の姿とは言えないと私は思っております。

通学は公共交通が担うべき基本的な役割の一つであり、その機能が果たされていない現状は、公共交通施策の機能不全とも言えるというふうに思っております。

また、保護者による送迎は家庭にとって、時間的、経済的それぞれ負担となるだけではなくて、駅周辺の混雑や交通安全上の課題も引き起こします。昨日服部議員が駅前のお話をちょっとされましたけど、混雑について触れましたが、この問題もまさに地域公共交通によって解決が図られるべき課題の一つだと思います。駅にたくさん来る車の状況を把握しながら、どこから来るというところ

ろをすれば、すごくバスとのつながりが出てくると思います。

このような状況を次期総合計画においてどのような課題として位置づけ、改善に向けてどのように取り組んでいくのか。また、駅までの通学支援として例えばシャトルバスの運行、朝夕の時間帯に特化した学生向けなどの具体的な施策の検討を行っているのか。さらに実証実験やモデル地区での試行、予算だとか既存の地域支援を踏まえて段階的にでも導入できないか、市の見解をお聞きします。

○議長（岡本公秀君）

笠井部長。

○政策部長（笠井武洋君登壇）

中学生、高校生などの学生の通学需要への対応につきましては、これまでも、コミュニティバス路線の再編時等において鉄道とのダイヤ接続の改善でありますとか、野登ルートにおきましては中学校経由ルートへの変更、さらには交通系ＩＣカードやお得な学生向け定期券の導入等によりまして、利用促進に努めてきたところでございます。これらの取組成果もございまして、コロナ禍を経て、東部ルートなど特に朝の通学時間帯の便の利用が好調に推移している路線もでございます。

一方で、通学需要への対応は通学方面や学校生活事情、帰宅時間帯や天候等によって移動形態も様々でございますので、バス車両１台による定時定路線運行の限界も課題的側面として認識をいたしております。加えて、一定程度公共交通に合わせた生活行動パターンを取っていただく必要もあるものと考えているところでもございます。

こうした現状等を踏まえまして、学生層は自立した移動手段を持たない移動困難者であることはもとより、それらの公共交通利用は定期的利用による乗車密度の底上げやまちのにぎわいの向上につながるるとともに、進学、学生生活の支援や定住促進、さらには議員ご指摘の保護者の送迎による負担軽減、送迎車両による駅前の混雑緩和等にも寄与することが期待できるところであります。

そのため、引き続き通学実態や学生の意向把握に努めるとともに、実質的な需要見込み等の検討も行いながら、利用促進に向けた環境改善や、より定時性、利便性を高められる運行手法の研究など、通学にも利用しやすい公共交通の在り方について、次期地域公共交通計画の改定も見据えつつ検討を重ねてまいりたいと考えているところでございます。

○議長（岡本公秀君）

櫻木議員。

○２番（櫻木善仁君登壇）

様々な改善を行っていただいているというのは重々承知なんですけど、満足度が上がらないというところは、どうしてもそのギャップがあるかというふうに思います。やはり、先ほど来お話をしますけど、そうすると、バスで運ぶということは環境にもすごく優しくて、１台ずつの車が走っていくよりは、当然ですけどバス１台というのはＣＯ₂の排出とかいう環境面においても非常に大事なことだと思います。まさしく、子育て世代の中で共働きがどんどん増えていく中で送迎ができないというすごくマイナス面というのは、このまちを選んでもらうマイナスになってくると思いますので、ぜひそういうところの仕組みということで、次の質問に入りたいと思います。

地域公共交通政策の実効性確保の仕組みについてお尋ねしていきます。

市民の移動や暮らしの質に直結する政策は、計画を立てただけではやはりなかなかうまくいかな

くて、それを目的にするのではなくて計画を実行して改善し続けるということが求められると思います。言い換えれば、計画の実効性を高めるようなマネジメント体制の構築が不可欠です。

本市では、地域交通公共交通計画に基づいてK P I、重要業績評価指標を用いた取組が進められていると承知しています。その評価や改善の議論が主に亀山市地域公共交通会議の中で完結しており、実際の利用や利用を必要とする市民の声が十分に反映されていないのかなと感じております。公共交通の課題は単なる数字で見えない、現場の実感に支えられて初めて的確な改善につながると思います。特に高齢者や障がいのある方、毎日移動される、先ほど来の例に挙げました学生、子育て世代など、移動に困難を抱える市民の声を計画的に改善段階でしっかりと拾い上げることが必要だと私は思います。

そこで伺います。

現状のK P I、先ほど言いました重要業績評価指標に加えて、実際の利用者が移動に困難を抱える市民の声を政策に反映するため運転免許を持たない方、いわゆる私のように車を持っていると将来バスが必要やなあとか、利用をしていないのにあればええなあとかというような意見に惑わされないように、運転免許を持たない方の意見収集だとか乗車される方のモニタリング体制の強化だとか、あと現場の声を反映できる継続的な仕組みを構築していくような、そのような考えはないのか、市の見解をお聞きます。

○議長（岡本公秀君）

笠井部長。

○政策部長（笠井武洋君登壇）

段階的なコミュニティバス路線の再編や、市内各所に停留所を配置させた乗合タクシーの導入など、できる限り地域のご意見等を反映させながら地域公共交通体系の構築あるいは充実を図ってまいりました。また、その地域公共交通ネットワーク基盤を活用しながら、現在の地域公共交通計画期間内におきましてはコロナ禍前の利用水準までの回復を目指して利用促進に努めてまいっておりますが、依然として、一部のバス路線ではコロナ禍前の水準まで利用者数が回復せず、減少傾向となっている現状もございます。その要因には、沿線人口の減少や1世帯当たりの自家用自動車保有台数が県下でも多い自家用車依存の地域性があるとともに、学生や運転免許を持たない高齢者など、自立した移動手段を持たない方々の真の移動需要に沿った移送サービスの提供が十分でないということが上げられるところであります。そのため、こうした実質的な利用対象者のご意見、ご要望をしっかりと聞きし、需要把握をしていくことが特に重要であると考えております。

これまでからも、こうした観点からは、出前講座でありますとか地域との意見交換会、乗降調査時において需要把握に努めてまいっておりますが、本年度につきましては、先ほど来ご答弁申し上げましたが、地域住民、交通事業者、行政の三位一体による共創の場づくりを進めることといたしておりますので、そうした共創の場を通じた需要調査やヒアリング等によりまして、可能な限り、真の移動需要の把握に努め、運行内容の改善に生かしてまいりたいと考えているところでございます。

○議長（岡本公秀君）

櫻木議員。

○2番（櫻木善仁君登壇）

ニーズというのがありますのでそれに応えていくということは大切だと思いますけど、やはり皆さんが変化しないと言っているのはどこかにずれがある、行政が考えていることと市民が考えているところにギャップがあるというふうに思いますので、このギャップを埋めて、今の不満というポイントをできるだけ右側に行けるようお願いしたいと思います。

最後に、ちょっと市長にお伺いしたいと思います。

先ほど来私が言っているように、総合計画の策定に向けたアンケートで、バスが便利であるというところは令和2年、5年、7年、いずれの調査でも施策満足度の中で一貫して最も低い評価となっています。これは単なる交通手段の問題ではなく、市民の暮らしそのものに直結する課題として私たちは正面から受け止める必要があるというふうに思います。

これからの時代、選ばれる自治体はどう問われるかという時代です。亀山市が住む場所や育てる場所、働く場所として選ばれるためには、単に使ってもらえる交通ではなく使いたくなる交通へと転換していく必要があると思います。そのため、市民の暮らしの実情に寄り添い、交通の仕組みそのものを柔軟に見直していく姿勢こそが求められると思います。こうした視点こそが、私は真の意味で市民目線のまちづくりだと考えています。

これについて市長の見解をお伺いします。

○議長（岡本公秀君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

地域公共交通に関わる本市の現状、課題について、今議員ご指摘の部分は共有をさせていただきたいということと、今部長のほうから答弁させていただきました。今後いかに生かしていくのかも本当に今議員のご提案も含めてしっかり受け止めてまいりたいと思います。

地域公共交通に対する市民の方々の方々の現状評価につきましては、次期総合計画の策定に当たっての市民アンケートの調査の結果をはじめまして、ちょうど今年の4月に開催をいたしました10代から20代、30代の若者の意見を聞くためのワークショップに私も参加をさせていただきました。いわゆるカメトークであります。その中で、本市の課題、居心地の悪さの一つとして公共交通の不便さに対する意見が多く出されたところございまして、まさに生の声を直接聞かせていただきましたけれど、他のいろんな政策領域については非常に前向きに、課題はあろうかと思いますが、受け止めていただく中で、いわゆる公共交通に対する若い世代の皆さんの声、満足度の低さとか、ここを改めて痛感させていただきました。

一方で、これも議員に今ご紹介いただきましたが、各ご家庭のご事情ということや風土ということもあろうかと思いますが、保護者の皆さんによります小・中学生の学校への送迎、私も自宅から庁舎まで登庁は徒歩で来ますけれど、亀山中学校の朝の送り迎えの状況、年々増加しておる現実というのも非常にいろいろ考えさせられるところございまして。高校生の駅への送迎もご指摘のとおりでございまして、保護者による送迎が拡大をしておる実態と、その本質をやっぱり見詰める、見極める、このことも大切ではないかと考えるところであります。

人口減少社会、超高齢社会が到来しておりまして、選ばれる自治体を目指す地方創生の取組がますます重要でございまして、地域間競争も激化してくるものと見込まれておりますので、その重要な鍵となります地域公共交通につきましても、真に必要とされる方を中心に、より出かけたくなる、

使いたくなる輸送サービス形態へと進化をさせていくことで、住みやすさの向上につなげていかなければならないと考えているところでございます。

なかなか東京や名古屋、大都市圏のような、鉄道もそう、バスもそう、そういう状況に地方中小都市が置かれている状況というのは非常に厳しい状況が当市に限らずあろうかと思っておるところではございますが、ご指摘も踏まえ、多くの議員の皆様も感じておられますけれど、総合計画の策定の中で今までの課題をしっかりフィードバックしていけるような、そういう取組につなげていきたいということと、地域や交通事業者とも連携を図りつつ、地域公共交通におけます輸送サービスの再構築や、次期総合計画におけます地域公共交通施策への市民意向の反映など、さらなる取組を進めてまいりたいと考えているところでございます。

この施策領域は優先的に、そして重点的な取組が今後必要だというふうに認識をさせていただいているところでございます。

○議長（岡本公秀君）

櫻木議員。

○2番（櫻木善仁君登壇）

分かりました。本当に今の最優先課題だと私は思っておりますので、ぜひよろしくお願ひしたいと思ひます。

それでは次に、公立保育園の役割と今後の方針についてお伺ひしていきます。

現在、少子化や人口減少の影響を受けて、本市においても保育所の統廃合だとか民間の活力を生かした私立保育園への移行が進められています。限られた財源の中で、職員配置を最適化、持続可能な運営体制を整えていくという観点から一定の合理化が必要であるということは私も理解しております。しかし一方で、公立保育所が地域において果たしている役割、そして公的責任の重みを考えると、今こそ丁寧かつ慎重な議論が必要な時期に来ていると私は感じております。これからの時代にふさわしい保育行政を築いていく上で、公立保育所をどのような位置づけで、どう生かしていくか伺ひます。

まず、公立保育所の基本的な役割について、公立保育所は単なる保育サービスの提供だけではなく、地域に根差した子育て支援、福祉機能を果たす重要な社会インフラの一つだと捉えております。特に、要支援家庭への対応だとかインクルーシブな保育の実践、災害時の地域拠点としての役割は、民間施設では代替が難しい面もあります。今後、公立保育所の役割をどのように位置づけて持続可能な運営体制を整えていくのか、市の見解をお伺ひします。

○議長（岡本公秀君）

高宮子ども未来部長。

○子ども未来部長（高宮綾子君登壇）

現在市の認可保育所等につきましては、公立の保育所が8施設、認定こども園が1施設、それから民間の保育所が3施設、認定こども園が3施設、小規模保育事業所が2施設ございまして、保育の必要数の確保に努めているところでございます。その上で、公立保育所等においては市が実施すべきと判断する事業であって、民間保育所等での実施が難しい場合の事業実施が可能ですので、それが公立保育所等の役割の一つであると考えております。

具体的には、議員がご指摘いただきましたように、1点目といたしまして、大規模災害の発生時

には災害対策拠点として機能することで、緊急時においても一定で継続的な保育を実施すること、2点目といたしまして、障がい児や医療的ケア児など、個別に配慮が必要な園児の受入れに関し、必要な職員配置が比較的しやすいこと、3点目といたしましては、保育所等の入所枠について、受入れを確保する定員調整機能があることなどであると考えております。また、公立保育所等におきましては、教育・保育内容がおおむね一貫していること、市の子育て関係部局とのほかの専門機関との円滑な連携が図れることも役割として考えているところでございます。

○議長（岡本公秀君）

櫻木議員。

○2番（櫻木善仁君登壇）

役割について確認をさせていただきました。

それでは、その役割を基に、就学前教育・保育施設の再編方針における公立保育所の位置づけについて伺ってまいりたいと思います。

第2次亀山市総合計画の子育てと子どもの成長を支える環境の充実の一環として、就学前教育・保育施設の受入れ機能の強化として、昨年、民間保育所等整備事業により財政支援を行った民間事業者が運営する認定こども園2園が今年4月に開設されたことで、待機児童解消に向けた低年齢児受入れの充実、就学前教育・保育機能の充実が図られたと思います。

一方、令和9年度には井田川幼稚園、みずほ台幼稚園が統合を予定され、就学前教育の充実を図るため、現在それぞれの園の同年代の園児が同じクラスで活動する合同保育を行われているというのですが、今後、再編方針により公立保育所はどのような位置づけになるのか。特に、地域で一つでも残すべき公立保育園の在り方や機能分担の考え、民間保育所施設等の役割の違いをどのように捉えているか。これからの再編における公立施設の役割と位置づけについて、市の方針についてお聞かせください。

○議長（岡本公秀君）

高宮部長。

○子ども未来部長（高宮綾子君登壇）

今後の就学前教育・保育施設の整備につきましては、第3期子ども・子育て支援事業計画において算出した量の見込みに基づく長期的な利用ニーズの予測を基に、こども誰でも通園制度の実施などを見込みながら必要数を確保する必要がございます。

就学前教育・保育施設の整備における民間機能の考え方につきましては、令和6年1月に亀山市就学前教育・保育施設の再編方針を改定し、民間機能の維持を念頭に公的な教育・保育機能の充足を図るとしていたものを民間機能の活用を図りながら教育・保育機能の充足を行うと改定し、これまでの民間機能の維持から民間機能の活用としたところでございます。

民間による就学前教育・保育施設の整備及び運営につきましては、公立施設の整備、運営に係る費用に比べ市の財政負担が少ないことや、より早期・効果的に受入れ機能の強化を図ることができると考えられます。また、法令等の基準内において、各事業者において教育・保育方針や内容等が異なる部分もございましてことから、それぞれの施設ごとに生じる特徴の違いが公立施設に比べると大きいと認識しております。

一方、公立の保育所等におきましては、先ほどご答弁させていただきましたとおり、民間保育所

等と異なる様々な役割や特色があるものでございます。これらの公設と民設の特色を踏まえた上で、公共施設等総合管理計画を踏まえた施設の統廃合などについて検討し、公立保育所等の役割を果たすことができるよう、本年度の亀山市就学前教育・保育施設の再編方針の改定に取り組んでまいります。

○議長（岡本公秀君）

櫻木議員。

○2番（櫻木善仁君登壇）

民間の活用ということなんですけど、民間にはそれぞれの方針があって、民間のよさというところを全面的に出しながら、公的ところで標準化というところもぜひ入れていってほしいなということがありますので、次の質問につなげてまいります。

今後の保育行政における公立保育園の方向性についてということで、これは令和6年6月の定例会で自然保育の推進について、ちょっと質問をさせていただきました。そのとき、市長は、亀山市の強みは自然を生かした豊かな教育・保育活動にあり、今後も地域資源を生かした亀山らしい保育をさらに充実させていく必要があると、このような力強い答弁をいただきました。この考えに基づけば、公立保育園こそが自然保育をはじめとする亀山らしい保育のモデル施設として理念や実践の軸を担い、民間施設との連携、協働の中心的な役割を果たしていくべきだと私は考えています。

例えば、地域の自然や文化資源を生かした保育のカリキュラムづくりだとか、保育人材の研修機能を担う拠点として役割を明確化していくということが市全体として保育の質の底上げになるかどうかというふうに考えております。

選ばれる保育のまち亀山となることを目指して、市として今後、公立保育所をどのような役割と位置づけして整理、活用をしていくかのお考えについて、具体的な方向性、ビジョンについてお示してください。

○議長（岡本公秀君）

高宮部長。

○子ども未来部長（高宮綾子君登壇）

本市におきまして、公立のみならず公立、私立全園で、保幼認共通カリキュラムの実践や小学校との連携や交流活動などの取組を実践しています。また、公私立合同の幼児教育研修会及び園長会を開催し、交流や情報共有を図っております。さらに、学ぶ楽しさや主体的、積極的に物事に関わろうとする態度、思いやりや感動する心など、保育所等で培われた就学前の子どもたちの育ちと学びの成果を小学校教育で生かしていくために、本市では平成26年度より亀山市保幼認小接続カリキュラムを実施し、公私立全園及び全小学校で円滑な接続を目指した取組を継続しております。

このように、公と民との連携体制が図られ、幼児教育・保育に取り組んでいることは、本市ならではの強みであり、特色ある取組でございます。引き続き本市ならではの公と民が連携し、互いに高め合う就学前教育・保育を維持、強化できるよう、公立施設が果たすべき役割、機能とそれから民間保育所等との連携の在り方を整理し、公と民の強力な連携体制を構築することでさらなる就学前教育・保育の質の向上を目指してまいりたいと考えております。

○議長（岡本公秀君）

櫻木議員。

○2番（櫻木善仁君登壇）

非常に、亀山の特色として公民が連携しているということはずごくいい特徴だと思いますので、ぜひ選ばれる保育のまち亀山を目指して行ってください。

最後に、鹿による山林被害の拡大と土砂災害リスクに関する現状と対策について伺います。

鹿による山林被害の現状について、本市は北西部に標高500メートルから900メートルの鈴鹿山系が南北に連なって、自然環境としてだけではなく防災や観光資源としても多面的な価値を有しております。また、7座トレイルに代表されるこれらの山々は市民の憩いの場であり、都市と自然の距離の近さを象徴する大切な地域資源であります。

ここは一例としてなんですけど、近年、野登山を例に取るんですけど、鹿の過剰生息によって低層植生の喪失、雑木の樹皮が剥がされて枯死するというようなところだとか、明らかな環境劣化が進行している状況が確認されています。さらに、こうした状況を見ると、野登山に限らず布引山地などもそれぞれの山で広く波及しているということが分かりました。市内の複数の山林において同様の被害が見受けられるということになります。

まず、資料3をお願いします。

これは、野登山山頂付近の下層植物が全て食べ尽くされ、樹皮を食べてしまう鹿害によって森林が枯死する、あと環境悪化の実態です。市としては、鹿による山林の被害状況をどの程度把握されているか、または被害のモニタリングだとか現場の調査の体制について今の現状をお聞かせください。

○議長（岡本公秀君）

富田産業環境部長。

○産業環境部長（富田真左哉君登壇）

議員ご指摘のとおり、ニホンジカによる被害は、農林被害に加えて自然植生被害として過度な採食により森林の下層植生を衰退させ、ひいては表層土壌の流出を引き起こすおそれがあるとされております。

三重県の調査によりますと、ニホンジカは県内全域にわたって生息していることが確認されており、令和2年度末の推定生息頭数は約5万1,500頭、推定生息密度は1平方キロメートル当たり13.8頭としており、一般的に適正とされる約3頭から5頭を上回っている状況でございます。

また、狩猟者が少なく捕獲が行き届かない地域ではさらに生息密度が高いと推測され、鈴鹿山脈はもとより、布引山地、高見山地、台高山脈などの高標高域ではニホンジカの食害による下層植生の衰退が広く確認されております。

野登山におきましても、ニホンジカが好まない植物以外はニホンジカの口が届く2メートル程度の高さまで見当たらず、県天然記念物に指定されたブナ林は新芽が出ては食べられて育たず、若い木は皮が剥がされ枯れてしまい、高齢の高木しか生き残れないような状況が確認されております。

また、市としての調査の状況ということでございますが、市として野登山における鹿の食害調査というものは実施しておりません。このため、いつ頃から鹿の食害が始まったとか植生衰退の進行、表層土壌の流出状況といった詳細なデータは持ち合わせていないところでございます。

○議長（岡本公秀君）

櫻木議員。

○2番（櫻木善仁君登壇）

それでは、資料4をお願いします。

これは、実際に今現地のほうで既に木がもう朽ちてしまってこのようにむき出しになっている、もしくは保水できないところがこのように谷になってしまっているということで、下流のほうに土砂が流れているような状況になっています。まず、こういう土砂災害のリスクについて市として認識しているか、さらにそれを踏まえて今後どのように取り組んでいくのか、重ねて簡単にご説明ください。

○議長（岡本公秀君）

富田部長。

○産業環境部長（富田真左哉君登壇）

ニホンジカにつきまして、土砂リスクということでございますけれども、多くの自治体が実施するニホンジカ対策としまして捕獲と植生回復がございますが、効果が現れるまでに長期間を要することが課題となっております。

まず本市におけるニホンジカの捕獲につきましては、三重県猟友会亀山支部に委託して、主に農業被害がある山の麓で有害捕獲をしておりますが、狩猟者不足もあり、山頂域では実施してございません。仮に狩猟者が確保できたとしても、捕獲が行き届いていない地域でその効果が発揮されるまでには相当の時間を要するものと推測されます。さらに、植生回復につきましても長期間を要することが予想されますことから、その間の下層植生の衰退、表層土壌の流出が見込まれることも課題として考えられます。

それに対して、市の対策ということでございますけれども、捕獲につきましては、野登山におけるニホンジカの生息頭数や生息密度が不明でございますことから、まずは県や大学等の研究機関の協力を得て適正な生息密度を把握し、捕獲頭数の目標を立てた上で近隣自治体と連携して個体数を低減していく必要があると存じます。

また、植生回復につきましては、既に鈴鹿川等源流の森林づくり協議会において、地元ではクマガザサと呼ばれておりますスズタケを保護するためのパッチディフェンスの設置や野登地区まちづくり協議会と協働してブナ等の苗木を育てる取組が始まっており、今後もこうした取組を強化してまいります。

野登山におけるニホンジカ対策は緊急の課題と認識しておりますが、ニホンジカの捕獲や植生回復の効果が現れるまでには時間を要しますことから、長期的な視点で取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（岡本公秀君）

櫻木議員。

○2番（櫻木善仁君登壇）

まず現状把握をするというところが最大の課題ではないかと思います。現場、現物、現実を把握して、対策につなげて、どこに手を打つのかということをしつかりと整理をしていただきたいなと思っております。

山林の荒廃は単なる生態系の問題ではなく、市民の生命、財産を守るという観点から放置できない重要な課題であります。昨年、伊吹山で土砂災害によって民家に被害が出るというような事例が

ございました。そのようなところで今対策をやっておりますので、先行事例に学び、今こそ積極的な対策と広域的な調査、連携の強化を求めて私の質問として終わります。ありがとうございました。

○議長（岡本公秀君）

2番 櫻木善仁議員の質問は終わりました。

会議の途中ですが、午後1時まで休憩いたします。

（午前11時41分 休憩）

（午後 1時00分 再開）

○議長（岡本公秀君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

なお、谷川地域医療統括官は、公務のため午後から欠席する旨の通知に接しておりますので、ご了承ください。

次に、15番 伊藤彦太郎議員。

○15番（伊藤彦太郎君登壇）

それでは、通告に従いまして一般質問のほうをさせていただきます。

今回、不登校の対策について、まちづくりにおける市営住山住宅周辺地域の位置づけについて、企業誘致についてという3点を通告させていただいておりますけれども、この企業誘致についてに関しましては時間が足らなかった場合は産業建設委員会のほうに回させていただこうかなとは思っております。

それでは、早速入らせていただきます。

まず、不登校の対策についてということで、学校及び市の対策についてということで通告をさせていただきます。

今回、開会日に教育長から教育行政の現況報告がされていまして、その中にも書いてあったんですけども、不登校の対策につきましているいろいろ説明を受けまして報告を受けましたけれども、改めて不登校の対策について、学校としてはどういう対策をしているのか、市教育委員会としてはどういう対策をしているのか、それぞれの立場ごとという観点で再度説明をいただきたいと思えます。

○議長（岡本公秀君）

15番 伊藤彦太郎議員の質問に対する答弁を求めます。

大平教育部長。

○教育部長（大平 守君登壇）

それでは、学校、市教育委員会、それぞれの対応としてご答弁申し上げます。

各学校におきましては、生徒指導担当や不登校支援担当が中心となりまして、不登校の未然防止から早期発見、早期対応、そして再登校支援などの取組を進めておるところです。

令和6年度からは、各学校に校内教育支援センターを設置いたしまして、学校に行きづらい、または教室に入りづらい、そういった児童・生徒にとって落ち着いた空間の中で、自分に合ったペースで学習、生活できるよう環境を整えております。支援センターにおきましては、本人の状況に合わせたプリントや課題の提供、それからICTを活用したオンライン授業など、一人一人のニーズ

に応じた支援を行っております。また、学校へ継続して通うことが難しい児童・生徒につきましては、家庭訪問など継続的なアプローチも学校のほうは行っておるところでございます。

一方、教育委員会でございます。

教育委員会におきましては、学校に継続的に通うことが難しい児童・生徒を対象に、青少年研修センターには亀山市教育支援センター「ふれあい教室」を設置し、運営をしております。そのほかにも、NPO法人亀っ子サポート、フリースペースかめっこへの業務委託でありますとか、図書館内への初期不登校対応教室「サークルルーム」、こういったものを設置しております、小さな集団での活動や個別学習を行うなどのことによって対応しておるところでございます。

○議長（岡本公秀君）

伊藤議員。

○15番（伊藤彦太郎君登壇）

いろいろと説明をいただきました。

先ほどの説明をお聞きする限り、かなり手厚いいろんなメニュー、プランがあるんだなというふうに感じさせていただきました。

ちょっと私ごとみたいになって恐縮なんですけれども、おとし、関中に通っていた娘が3年生になって不登校ぎみになった絡みがありまして、出席日数の問題で受験の内申に響くとかいう話になりましてね。私も県内の高校を出ていますけれども、私の母校なんかはどれだけ内申が悪くても当日の入試のテストの成績さえよかったら入れるというような話とか、そんな話ではあったもので、あんまり内申とか気にしていなかったんですけれども、私自身は。そうしたら、予定していた高校が内申重視みたいなんやというふうに言われまして、さあどうしたもんかというので先生とも対応をいろいろと相談させてもろうたところ、今回の説明とかにもいろいろあったような校内ふれあい教室とかそういったことに出てもらえば出席扱いになるんだよとかいろいろ教えてもらったりしまして、非常に手厚く対処していただいたなというふうな思いがあります。

一方、別の方からも相談を受けまして、関中とは違う別の中学校やったんですけれども、同じようにそういった体制はあるんやけれども、運営上、ちょっとうちの印象とは若干違って規模がこの学校は大きかったんでやはりその分の限界もあるでしょうし、それに、娘のときにもそうやったんですけれども、様々な話です。先生によって、あと学校によっても認識の違いとかも結構あるなというふうなのを感じまして、不登校に対する対処で、教育委員会にも聞いてみたらまた教育委員会とも認識が学校の対応が違っていたりもしましてね。

先ほどもちょっと服部議員としゃべっていたんですけれども、服部議員も見解を持っておられて、昔は職員会議とか時間を十分割いて、個々の案件とかにも十分議論していたのが、最近ではもうその余裕が先生にもなくなってきておるもので、結局上のほうから不登校の場合はこうなさいよという通達があったとしても、それを上のほうとしては、校長先生、教頭先生のレベルでは現場に言うだけであって、現場の先生らとしてはそれをどう解釈するか、そこまではきちっと把握されていない部分があると。やっぱり先生によってもその認識が違ったりする、解釈が違う、受け止め方が違うというのがあってその辺はゆゆしき話なんやろうなとかと思ひまして、ちょっと教育委員会のほうに一つ、やはりこの辺は教育委員会として対処していかなあかんのじゃないのかというふうに言わせていただいたことがあります。

改めて、やっぱり教育委員会として学校全体をフォローするということが必要ではないかと感じるんですけども、改めてその辺の認識を聞かせていただきたいと思います。

○議長（岡本公秀君）

大平教育部長。

○教育部長（大平 守君登壇）

学校だけで対応できない場合はどうするかということにはなつてこようかと思いますが、教育委員会といたしましては、不登校ということが多様な要因が複雑に重なって起こるものであるということ認識しております。そういう認識の中で、各学校の取組を最大限に支援いたしながら、必要に応じて医療機関、児童相談所、それから福祉関係機関など様々な関係機関との連携をしていながら、児童・生徒の状況に応じた複合的な支援が提供できるよう努めておるところでございます。

○議長（岡本公秀君）

伊藤議員。

○15番（伊藤彦太郎君登壇）

説明いただきましてありがとうございます。

そういった感じで教育委員会としても対処をしていただいておりますけれども、今回相談を受けた話の中で、実際に内申、受験にも響く、受験にも関係してくるというような話の中で中学校の成績の評価ですね。これが知識・技能、あと思考・判断・表現、あと主体的に学習に取り組む態度という3つの項目がありまして、それぞれAからCの3段階で評価されておまして、相談を受けた方の学校では、特に主体的に学習に取り組む態度、これはやはり授業に出ていないとC評価をつけざるを得ないというようなことを言われたということなんです。つまり、授業出席という、それ以外の部分でどれだけ頑張ってもCというのはそれはどうなのかという話をちょっと言われてまして、それはそうやわなというので教育委員会に見解を聞いてみたら、やっぱり教育委員会としてもそういう評価の仕方はそれは駄目ですねという話になりました。実際、そういうのに関しても教育委員会というのは対応していただいておりますけれども、そういった感じで、学校現場では個々の先生の受け止め方とか解釈に差があったりとか、違いがあったりとかする部分もあるので、やはりこの辺、学校だけでは無理な部分というのは引き続き教育委員会としてフォローをしていただきたいということを申し上げて次に行かせていただきます。何か教育長、見解があればお聞かせ願いたいと思います。

○議長（岡本公秀君）

中原教育長。

○教育長（中原 博君登壇）

中学生の学習評価というのは、進路・キャリア教育にも直結する重要な課題・テーマであると思います。進路は義務教育におけるいわゆる出口保証であり、15の春は泣かせないと言われたように生徒やその家族にとって人生で重要な局面であり、学校としても慎重かつ丁寧に対応する最も大切な指導の一つであることは言うまでもありません。

今回、議員から知人を通じてではありますが、関心を持ってこの質問をいただいて誠にありがとうございます。改めて、その保護者や議員のお気持ちに立ち返り、学習評価の在り方、そして中学校卒業後就労をされる方も最近見えますので、そういった生徒や保護者への説明を丁寧に教育委員

会として助言したり、学校がそういうふうには戸惑ったり、適切な評価が行われないことがないように十分配慮してまいります。

教育委員会といたしまして、今年度、学校以外で学ぶ児童・生徒の学習評価に関するガイドラインというのを作成したところです。不登校の児童・生徒等の学習成果を適切に評価するための指針を示したものでございます。学校へなかなか来られない子どもたちは、学校から出される作品や提出物は、そういった評価のための資料といいますか、材料を基に学校の設定した目標に照らし合わせて、その児童や生徒の学習の成果を適切に見極め、子どもたちが安心して学び、自立に向けた力を育めるよう、このガイダンスも作成をしておりますので、こういったガイダンスや、または高校入試というのは県教育委員会が入試要項に基づいて行って、調査書の中身等についても県教育委員会のほうで定めており、県立高校によってその比重とか考え方も若干違うようですが、県教育委員会との情報共有も図りつつ、学校のそういう評価の在り方が適切に円滑に進むよう努めてまいりますので、よろしくご理解のほどをお願いいたします。

○議長（岡本公秀君）

伊藤議員。

○15番（伊藤彦太郎君登壇）

教育長じきじきに強い決意をいただきました。本当によろしくお願いいたします。

それでは次に、まちづくりにおける市営住山住宅周辺地域の位置づけについてという項目に移らせていただきます。

まず1点目で、市営住山住宅周辺地域の市有地の活用についてということで通告をさせていただいておりますけれども、この住山住宅周辺というのは、現在でも近くに医療センター、あいあいなどもありまして、そこに住宅があるんですけれども、具体的に誰が言ったかということでもないのかもしれないけれども、まさに平成17年の市町村合併、旧亀山市、旧関町の間の合併、その頃から両市町の中心地の間ぐらいに位置しまして、新市の新庁舎が建設されるのがそこじゃないかというふうな、建設位置としても有力地ということがそんな話が出ておりました。

実際に地域の中で整備が進められている和賀白川線、これは住山から南下した忍山大橋、これは合併のシンボルと行政側も言い切るぐらいに、まさに合併の頃から新市の核となっていく地域であろうというふうによくの方々が思っていたところだと思っております。

また、平成30年には和賀白川線の用地買収の際に、周辺に市の所有地があるというような特別な状況だからということで道路用地以外の残地まで購入して、当時今岡議員も結構指摘されていたんですけれども、残地とかも含めた当該箇所の土地利用についてどうするんやという話があったときに、市としては、和賀白川線の開通を見越して今後検討していくというふうな説明がありました。

まず、この件につきまして、現段階で今後検討していくという、それから大分たっていますけれども、どのような検討がなされてきたのか、今でもどういうふうな検討がなされているのか、その点をお聞かせ願いたいと思います。

○議長（岡本公秀君）

原田総務財政部長。

○総務財政部長（原田和伸君登壇）

市営住山住宅周辺の市所有地につきましては、現在市営住宅として利用している用地も含めますと広大な一団の土地となり、市内の主要道路である、先ほどご紹介されました市道と賀白川線の沿線でもございますことから、将来的には公共事業用地や民間事業者による開発など様々な有効活用が見込める用地であるというふうに考えております。

こうした立地条件から、ご案内のとおり、これまでも市道と賀白川線東側の未利用地、約2万平米におきまして、学校給食センターの建設を検討したほか、現在市営住宅として使用しております和賀白川線東側の市有地につきましても、新庁舎の建設候補地として具体的な検討を進めてまいった経過もございます。このように、その時々には公共事業用地として検討はしておりますが、現時点でその使用が決まっているわけではございません。

○議長（岡本公秀君）

伊藤議員。

○15番（伊藤彦太郎君登壇）

検討の状況を聞かせていただきました。

その上で、2番目に通告しております新市まちづくり計画における当該地域の位置づけの解釈についてという項目に行かせていただきます。

この新市まちづくり計画は合併直後に、合併後最初につくられるまちづくり計画ですよね。この中で、住山住宅のあるあいあいとかそういうのもひっくるめてですけども、この地域というのは都市ゾーンというふうになっていて、その都市ゾーンとは何たるやという説明の中で、行政、教育、医療、福祉など多機能が集積する活力ある市有地を形成し、良好な住環境を保つ住宅地域を形成しますというふうにあります。

地域整備の方針というのがありまして、その新市まちづくり計画の中で、その中では都市ゾーンというふうに位置されているというふうに思うんですけどもこの位置づけでいいのか。私はそう解釈したんですけど、その解釈について合っておるのか間違っているのか、その点についてまず確認させていただきたいと思います。

○議長（岡本公秀君）

笠井政策部長。

○政策部長（笠井武洋君登壇）

平成16年3月策定の市町合併後の新市建設計画である新市まちづくり計画では、新市の土地利用として8つのゾーンとで整理した地域整備の方針を位置づけております。その中で、議員ご質問の市営住山住宅周辺につきましては、旧亀山市の用途地域を中心とした国道1号亀山バイパス周辺などの広範囲にわたる、議員ご紹介いただきました都市ゾーンに属しております。

また、新市まちづくり計画において、都市ゾーンとは、行政、教育、医療、福祉などの多機能が集積する活力ある市街地を形成し、良好な住環境を保つ住宅地域を形成すると位置づけられております。

○議長（岡本公秀君）

伊藤議員。

○15番（伊藤彦太郎君登壇）

属するということで、私の解釈自体はそんな間違ってもおらんだんやなというふうに確認をさせ

ていただきました。

先ほど原田部長のほうからもありましたけれども、給食センターの話もありました。ただ造らない、そこでは。その話があったとき、ああ、やっぱりこれは庁舎を持ってくるつもりなんかなというふうに思っていたら、何か庁舎も駅前に持っていくことになったということなんですよ。

これに関しまして、ちょっとお時間をいただいて、当時その庁舎を5つぐらいの候補地からそれぞれの候補地の評価を点数づけとかした、その話を出させていただくんですけども、新庁舎建設予定地の選定についてという文書の中でこの住山の地域、これが何というふうに評価されていたかという、本市の土地利用計画やまちづくりの方向性との整合性に欠けるというふうなことが書かれていたんですね。ただ、これはちょっと私も何でそんなことになるんかなというふうに疑問だったんですけどもね。

一個一個その項目をひも解いていきますと、都市機能誘導区域にあるかないか、これは立地適正化計画にある話ですけども、あともう一つ、これも立地適正化計画にある話ですけども、居住誘導区域にあるかどうか、あと都市計画法における用途地域としてどうなのかということ、あと2項目ありまして、周辺施設の話で、行政庁舎、学校、文化・運動施設等があるかないか、あとこれは民間の話で、集客施設、にぎわい創出施設等があるかないかみたいな話でね。

この評価項目につきまして、亀山駅周辺は5点満点、5つとも丸やった。市営住山住宅周辺は、これは5つともバツで0点やったとそんな話なんですよ。何でそんな話になるんかなとか思いながら、まず、立地適正化計画から2つの項目が引っ張られている。まちづくりとの整合性という意味では、これは計画ごとに評価すべきであって、何で立地適正化計画の2つの項目、都市機能誘導区域、居住誘導区域それぞれで評価するのか、これはどっちかに属していたら丸というふうにするべきなんだろうけれどね。これをあえて2点という配点にしているんですよ、この立地適正化計画について。

もう一つ不可解なのが用途地域に関する話。

都市計画というのは、もともと都市部での乱開発を防ぐための法律ですんで、そういう意味ではどっちかという、規制と誘導といいますけど、規制のほうが強いわけですよ、意味合いとしては。そういう意味では、役所を持っていく上でふさわしい用途は何なのかというのはあんまりなくて、むしろ役所を持っていったらいけないような地域、これを見極めるのが重要で、これに関してはですよ。

市営住山住宅周辺は用途地域の指定がない、いわゆる白地なんですよ。つまり制限がかかっていないんです。ほかにも同じですかね。旧和田住宅周辺及び西野公園周辺、こちら辺は第一種住居とか、中高層の住居とか、ここは住居地域ということではあるんで、この2つは確かにその点ではちょっと駄目でしょう。でも、まさに天神・海本もそうでしたけど、用途地域の制限がないということは何でもできるということなので、これがこの評価でバツになるということはありませんよ。

もう一つ、3番、行政庁舎がどうのという話。これも市営住山住宅周辺バツになっているんですけども、行政庁舎という意味ではあいあいも行政庁舎になりますよね、職員がおって行政のことをやっているんだから。あいあいがあるのに、これはなしにされているんですよ。

もう一個、にぎわいという部分でにぎわいの施設がないよと。住山周辺にあるのは、環境センターとか、あと斎場とか、にぎわいにはつながらないような施設だからというんですけども、実際

環境センターへの距離と西野公園に行く距離はほとんど一緒なんですよ、住山の当該地域から。西野公園の話は全然ここでは評価されず、環境センターと斎場しかピックアップしていないです。やっぱりこの辺は極めて不自然であると思う。

もう一つ、あとこれは計画性ともう一つ利便性という項目で、これは前、櫻木議員も当時指摘されていましたが、公共交通機関で路線バスの沿線にあるかないかということで、これは沿線外なんです、市営住山住宅って。でも、これは当時櫻木議員が、いや、これは今路線バスの沿線になかったとしても、当然それなりの重要な施設が来たらそこに路線バスが伸びるもんやと、そういったことも含めて考えなあかんの違うんかと、僕も全くそのとおりの思いです。

さらにいうと、バスという意味では市のコミュニティバスですね。西部ルート、白川ルート、さわやか号、全部これは住山周辺を通っているんですよ。この辺を思ったら路線バスしか評価項目に入れていない。それは鉄道は分かりますよ、鉄道の最寄り駅までという意味では鉄道はないというそれは分かりますけど、こんな路線バスだけで評価に差をつけてしまうのはやっぱりナンセンスと言わざるを得ない。

こういったことをいろいろ考えると、何でそこまで住山住宅周辺がまちづくり計画の整合性がなとかと言われるのかというふうに思うんですよ。先ほど有効活用もいろいろ考えてもろうたとありますけれども、平成30年の当初、当時の西口副市長はこの当該地域が非常に便利である、有意義な土地である、一定面積もある、利用が見込める、土地利用が図れると、これだけのことを言われていて購入するという話になったわけですよ。その辺を考えると、この住山住宅が一体どういうふうな扱いになっていくのか、周辺ですね。

その今後の見通しについてということに移らせていただきますけれども、基本的には、私は集約を基本とする方針の新庁舎建設には反対していますので住山に庁舎を持ってこいというつもりは毛頭ありません。ただ、住山住宅周辺の土地の買い増しとか、あと財政的な今問題がいろいろ出るとか、これまでの櫻井市政をトータルすると庁舎建設の候補地は住山住宅周辺となってしまうんじゃないのかなと思ってはいたんですけど、そうじゃなくて、でもまちづくりとの整合性がないとまで言われている。

一体、この地域は亀山市のまちづくりの上で一体どういう位置づけにあると今考えておられるのか、今後どういうふうな位置づけにされていくのか、この点について見解をお聞かせ願いたいと思います。

○議長（岡本公秀君）

原田総務財政部長。

○総務財政部長（原田和伸君登壇）

私のほうから、今後のこの市営住宅、住宅周辺の活用方針というふうなことでご答弁申し上げたいと存じますが、先ほども申し上げましたように、当該市有地は市営住宅用地を含めますと広大な一団の土地となり、市内の主要道路である市道と賀白川線の沿線でありますことから、売却を進めるほかの、未利用地はほかに売却を決定しておる未利用地がございますが、住山住宅周辺につきましては、将来的に公共事業や民間活用において有効活用が見込める用地となると考えております。

しかしながら、市営住山住宅167戸のうち、現在も51戸にご入居をいただいておりますことから、用地の活用方針を検討する庁内検討委員会、公共施設跡地等活用検討委員会におきまして、

当面は市が保有して管理していく方針を決定いたしました。が、現時点におきまして、この土地の具体的な活用方針は決定しているものではないです。

○議長（岡本公秀君）

伊藤議員。

○15番（伊藤彦太郎君登壇）

具体的などやって活用していくんやということじゃなくてどういうふうな位置づけにしていこうかということをお聞きしたかったわけです。そんなに考えがないというふうには取れないんですが、さっきの話では。

これに関しましては、引き続き都市マスタープランとかを新たに策定するとかいうことでもんで、その中でどういうふうな位置づけになっていくかというのは、やっぱり注目させていただきたいと思います。

次、3番目の企業誘致についてという項目に移らせていただきます。

先月、報道発表されたシャープ亀山第2工場の親会社である鴻海精密工業への譲渡についてということで通告させていただいておりますけれども、5月12日に発表されたわけなんですけれども、シャープのほうから。市はその日に説明を受けたというふうなことをお聞きしましたけれども、事前にシャープ側からそういった情報提供はなかったのか。これについて、ほんまに寝耳に水やったのか、その点をまず確認させていただきたいと思います。

○議長（岡本公秀君）

富田産業環境部長。

○産業環境部長（富田真左哉君登壇）

去る5月12日、シャープ株式会社が亀山第2工場を2026年8月までに鴻海精密工業に譲渡する方針との発表がされたところでございます。シャープ株式会社からは、2024年度決算及び中期経営計画の発表があるので、当日5月12日ですけれども、内容説明のため来庁されるとは伺っておりましたが、鴻海精密工業への譲渡に関する詳細な内容につきましては事前に聞いてございませんでした。

○議長（岡本公秀君）

伊藤議員。

○15番（伊藤彦太郎君登壇）

詳細にはということですが、何となくそういったことをにおわされたということはあるんですか。

○議長（岡本公秀君）

富田部長。

○産業環境部長（富田真左哉君登壇）

先ほど詳細と言いましたのは、2024年の決算及び中期経営計画の発表があるということで、その中身については事前に聞いていないということでございますので、詳細と申しましたけれども、中身は聞いてございませんでした。

○議長（岡本公秀君）

伊藤議員。

○15番（伊藤彦太郎君登壇）

シャープの判断ですので、それについてなかなかどうこうできない部分はあるとは思いますが、ただ、これは多額の産業振興奨励金という補助金を出しているわけですし、やはりそれぐらいの情報提供はしてもらわんと困るぐらいのこと、これはやっぱりシャープにしっかり言うておいていただかなあかんというふうには思います。

ただ、その中で、今回の市長の現況報告の中で、亀山第2工場を2026年8月までに親会社である鴻海精密工業に譲渡する旨の発表がなされましたが、当社からは亀山第1工場、亀山第2工場とも操業を継続され、現地において従業員の雇用や地域の取引企業への影響はないと伺っているところでございます。市といたしましては、これを契機に、シャープ株式会社の早期の経営再建と亀山工場における新たな事業展開への躍動を期待するとともに可能な限りの支援を行ってまいりたいと考えておりますとありました。この最後の部分、可能な限りの支援を行ってまいりたいと、これは一体どういう支援なのか、その点について聞かせていただきたいと思っております。

○議長（岡本公秀君）

富田部長。

○産業環境部長（富田真左哉君登壇）

できる限りの支援ということでございますけれども、シャープ株式会社並びに鴻海精密工業が今後新たな事業を展開される際には、事業が少しでも早く進むように申請手続のサポート、雇用確保に向けた支援など、できる限りの支援を行ってまいりたいと考えております。

○議長（岡本公秀君）

伊藤議員。

○15番（伊藤彦太郎君登壇）

何らかの補助金が出てくるんやろうかというふうな話もちよっと出てきかねないなと思いましたが確認をさせていただきましたけど、誘致企業一般に対する支援と同等のものなんだろうなという気がしております。それはしっかりやっていただきたいんですけども、先ほど市長が言われた、市長の報告にあったように、これを契機に早期の経営再建と、あと新たな事業展開の躍動を期待する。その辺の見解は、私はそれはそのとおりだと思いますんで、これ自体は非常に大事なことやろうなと思っております。こういうスタンスで亀山市としては見守るしかないんやぐらいの話やね。

ただ、ちよっと今回の話で、譲渡としか聞いていないんですけども、これはシャープの話ばかり出るんですけど、私は、これは鴻海という新たな企業が亀山市にまた進出するというふうな受け止め方をしております。その辺は一体どうなるのかなど。新たな企業が、それなりの企業ですよ、海外とはいえ、そこが亀山市に来るということで一体この辺をどういうふうに関係展開していくのかというのが非常に気になります。一体、法人市民税とか、これはどうなるのか。新たな企業として亀山市との新たな関係が生まれてくると思うんですけども、どういった関係性を持っていくのか。何か蓋を開けてみたら、シャープが窓口になっちゃって、鴻海なんか全然亀山市にも担当が来ないような、そんな話にもなってくるのかとか、その辺がちよっと懸念される部分なんで、一体この鴻海との関係をどうしていくのか、その点を聞かせていただきたいと思っております。

○議長（岡本公秀君）

富田部長。

○産業環境部長（富田真左哉君登壇）

鴻海精密工業におかれましては、今回亀山市のほうへということになるんですけども、2016年にシャープ株式会社の親会社となられましたときから、社長と直接面談するなど、鴻海精密工業とも良好な関係を構築させていただいておるところでございます。

また、シャープ株式会社から鴻海精密工業に亀山第2工場が譲渡されました後におきましても、ほかの市内に立地されました企業と同様に歓迎いたしますとともに、これまで以上の良好な関係を築いてまいりたいと考えております。

本市では、雇用対策協議会の事務局を市が担っておりますことから、当協議会の中で直接企業からご意見を伺ったり、情報共有を図ったり、さらには企業からも気軽にご相談いただける良好な関係性が築けております。鴻海精密工業にもこうした協議会にもご参加いただき、市内の他企業と同様に市内での事業活動が発展的に継続されてまいりますよう連携を図ってまいりたいと存じます。

○議長（岡本公秀君）

原田部長。

○総務財政部長（原田和伸君登壇）

法人市民税の関係につきまして、私のほうからご答弁を申し上げます。

法人市民税につきましては、業績により課税される国税である法人税に基づき負担する法人税割、それと資本金と従業員数の規模に応じて算定する均等割がございます。現時点で、シャープから鴻海精密工業への譲渡による経営形態が不明であるため、法人市民税に関して確定的なことは申し上げられませんが、鴻海精密工業がシャープ亀山第2工場を亀山営業所等として従業員を雇用して創業した場合は、資本金及び鴻海精密工業の全従業員数に応じて均等割が課税されることとなります。この場合、シャープ亀山第1工場は現行のまま操業されているため、シャープの均等割に加え、鴻海精密工業の均等割も合わせて法人市民税収となるものでございます。

なお、均等割の税額につきましては資本金と従業員で算定されますが、全従業員数が50人超えの場合、資本金の金額が50億円超えで、均等割額としては最大300万、また資本金が10億円超えで50億円以下の場合、最大で175万円が課税されることとなります。

また、法人税割につきましては、国税である法人税が課税された場合、法人税の税額に対して全従業員数に対する市内従業員数の案分で法人市民税の法人税割も課税されることとなります。

なお、固定資産税につきましては、土地・建物及び償却資産について、現在納税義務者であるシャープに課税されておるため、鴻海へ譲渡した場合でも納税義務者が変更となるだけで、税額についての増減はございません。

なお、鴻海精密工業は、シャープから第2工場を譲渡されたことにより、工場の設備を増設または除去した場合は、償却資産に係る固定資産税については増減が生じることがございます。

○議長（岡本公秀君）

伊藤議員。

○15番（伊藤彦太郎君登壇）

固定資産税については、そんなに変わらんやろうなというのはあったんですけど、やっぱり法人市民税とか、その辺は企業の状況によっても違ってくるという意味で、いい意味での変化は期待し

たいなというふうに思います。鴻海という新しい企業がやってくるということで、それぐらいのつもりで市としては対応していただきたいなということをし上げて終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（岡本公秀君）

15番 伊藤彦太郎議員の質問は終わりました。

会議の途中ですが、10分間休憩いたします。

（午後 1時41分 休憩）

（午後 1時50分 再開）

○議長（岡本公秀君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、13番 鈴木達夫議員。

○13番（鈴木達夫君登壇）

結の鈴木達夫です。

一般質問をさせていただきます。

私の今日の質問の全体としてのテーマとして、歳入確保のための市有財産の活用についてということで始めさせていただきます。

まず1番目として、市有財産売却に関する媒介制度についてという質問です。

5月の全員協議会の中で、市が所有する未利用地等の売却を推進するため、県内の宅建業団体2つとの連携により市有財産売却の媒介に関する制度を創設しますという報告を受けました。

まず簡単に、この制度創設に至った背景について説明を求めます。

○議長（岡本公秀君）

13番 鈴木達夫議員の質問に対する答弁を求めます。

原田総務財政部長。

○総務財政部長（原田和伸君登壇）

媒介制度の創設に至った背景や目的でございますが、まずその前に、歳入確保につきましては、第3次行財政改革大綱における重点方針の一つとして歳入確保の推進を掲げており、その実施計画におきましては普通財産の有効活用、売却に取り組むことといたしております。さらに、財政構造改革骨太方針2024の具体的取組におきましても、公共施設の資産売却の促進を取組の一つといたしております。また、令和5年の総務委員会所管事務調査報告におきましても、普通財産の有効活用として未利用地の売却に関してはご提案もいただいたところでございます。

そのような状況の中、現在市では将来にわたり公的利用が見込めない未利用地の売却を積極的に進めているところでございます。しかしながら、これまでから未利用地売却に係る入札につきましては、入札参加者がなく、入札が成立しないケースが続いておりましたことから、そうした課題を解消し、迅速に未利用地の売却を進めるため、協定締結団体に働きかけを行い、今回の制度創設に至ったところでございます。

○議長（岡本公秀君）

鈴木議員。

○13番（鈴木達夫君登壇）

ありがとうございました。

それでは次に、この制度の内容について聞きます。

その中で、媒介制度対象物件の範囲ということで、資料にはこう書いてあるんです。入札の不落等により、先着順で売却をすることとなった市有財産のうち、市から協定締結団体へ媒介の依頼をしたものを対象とすると。これを読みますと、非常に含みがあって難しい文面なんです。含みがあるのかどうか、ただ単に難しい文面にしたのかどうか、それを確認したく、2つほど初めに質問をします。

まず、入札が不調になった場合、全ての物件を先着順に売却をするのか、あるいはそれ以外はあるのかということと、そういう場合、例えば予定価格、最低販売価格等入札要領の変更等はあるのか。この2つ、簡単に取りあえず質問しておきます。

○議長（岡本公秀君）

原田部長。

○総務財政部長（原田和伸君登壇）

普通財産の売払いに関しましては、入札が不調となった場合は、市の規定におきまして、1年間でございますが、先着順により随意契約できる旨を定めておりますことから、原則として先着順で買受け者を募集いたします。また、先着順で、これは随意契約で売却する場合の売却価格は入札における予定価格と同額といたしております。

○議長（岡本公秀君）

鈴木議員。

○13番（鈴木達夫君登壇）

もう一つ含みのある言葉なんですけれども、先着順で売却を決めた案件のうち、締結団体への媒介を依頼しない案件というのも発生するのか、そういう場合はどんな場合かということです。

○議長（岡本公秀君）

原田部長。

○総務財政部長（原田和伸君登壇）

入札が不調となり先着順で募集する物件につきましては、原則全て媒介依頼をする予定でございます。また、そういった場合におきましても、並行して市におきましても先着順で買受け者を募集いたします。

○議長（岡本公秀君）

鈴木議員。

○13番（鈴木達夫君登壇）

今の答弁の中で、もう少し分かりやすい書き込みの仕方が、僕はできたんじゃないかなというふうにも思います。そうしないと全部を網羅しないのかもしれない。ちょっと含みがあり過ぎて分かりづらいなということを思いました。

もう一つ、媒介制度の対象外ということがうたってあるんですけれども、購入希望者が協定締結団体に所属する会員である場合は媒介制度の対象にはなりませんという、この意図を知りたいんですけれども、当然この団体に入っていますので、媒介報酬の対象はならないという意味なのか、例

えばその中で、購入者が仮に不動産業者、いわゆるその団体に属する不動産業者が一般競争入札のときには入札に参加しなかったけれども、改めて購入意欲が湧いて買おうという方は購入できないのでしょうか。

○議長（岡本公秀君）

原田部長。

○総務財政部長（原田和伸君登壇）

今回の制度につきましては、市が協定を締結した宅建業団体、これは2団体、三重県宅地建物取引業協会と全日本不動産協会三重県本部に市有財産売却の媒介を依頼し、協定締結団体に所属する宅建業者による媒介で売買契約が成立した場合に、媒介業者に所定の報酬、手数料を支払うものでございます。

この宅建業界団体のネットワークやノウハウも活用しながら、効果的な売却を進めたいというのが目的でございますが、そういった中で協定締結団体の会員である不動産業者さんでありましても、随意契約の先着順で売却する未利用地を購入していただきます。ただし、会員が購入された場合は媒介制度の対象外となりますので、これにつきましては報酬は発生いたしません。

○議長（岡本公秀君）

鈴木議員。

○13番（鈴木達夫君登壇）

分かりました。

今回の未利用地の入札がちょっと不調が多いため、アンテナを広く張って売買の幅を広げたいと、そういう意味では一つの民活ではあるかと思えます。

先ほど総務委員会ということでご紹介いただきましたけれども、委員会でも提案をされて、市民や民間企業とアイデアを出し合い公有財産の有効活用を図るなど公民連携による新たな取組の制度を構築しなさいということなんですけれども、これは言ってみれば公民連携の一環かなと思えますが、どうもそこまでは至っていない。ハード面的というか、滑り止めのというか、対処型ということで、本来の私どもの総務委員会の提案とはちょっと違うなというふうにも思えます。

そういう意味では、やはり市の未利用地について、あるいは未利用施設を活用しながら、もちろん財政の健全化のための歳入確保、あるいはもう少し能動的なまちづくりとか市民生活向上のためのものだったり、活性化を生んだり、そういう制度設計はできないのかと、そういう視点で次の未利用地の適正利用についてを質問させていただきます。

まず、これは難しいんですけど、未利用地である、いわゆる行政財産としての機能を喪失して一般競争入札で売却に至る、ここまでの手順といたしますか、これを説明していただきたいんです。前回の旧図書館の利活用については、庁内で利用する候補というか、何か提案を庁内で求めたという経緯があるんです。

もう一度言います。未利用地の確定から売却に至る経緯、これを簡単に説明していただきたいと思えます。

○議長（岡本公秀君）

原田部長。

○総務財政部長（原田和伸君登壇）

市有の土地につきまして、それを今後の有効活用ができるかどうかというふうなことの中で、有効活用が見込めないという売却を決める土地について、どういうふうに決定していくかということですが、公共施設の統廃合などにより使用目的がなくなった施設や長期にわたり使用していない一団の市が保有する土地などは、物件の情報を全庁的に紹介した上で、各所属におけます活用意向を把握することといたしております。その後、庁内検討委員会、公共施設跡地等活用検討委員会におきまして、各所属からの意見や立地環境を踏まえた将来的な活用見込み、管理経費などを考慮し、総合的に判断した上で、市において継続して保有するか売却するかの方針を決定いたしております。

また、売却方針を決定した財産につきましては、できるだけ速やかに経費をかけずに売却できる手法等について関係部署で検討し、必要に応じて境界確定や分筆等の手続を行った上で入札公告を行った、そういった事務の流れになります。

○議長（岡本公秀君）

鈴木議員。

○13番（鈴木達夫君登壇）

有効利用、あるいは活用が見込めない案件については、庁内でどんな活用をするかという聞き取り、意向を聞くというのは、いわゆる絶対条件だということではないですか。

○議長（岡本公秀君）

原田部長。

○総務財政部長（原田和伸君登壇）

行政財産が普通財産になって、もともと行政財産として所管していた部署ではなくて、ほかの部署で活用見込みがある場合、用地を探している場合とか、そういったことも考えられますので、全ての部署に対しまして、活用について照会をかけております。

○議長（岡本公秀君）

鈴木議員。

○13番（鈴木達夫君登壇）

一応、用地を探している部署があるかどうかという確認をするということだと思います。

実は、5月の教育民生委員会の所管事務事業概要のとき、管内視察ということで、この4月から開設をいただきました能褒野の児童発達支援センターのエンジョイ福祉会の施設にお邪魔しました。施設の内容、あるいは人の動線あたりを見るとさすがに民間のアイデアがあるなと思って拝見したんですけれども、ちょうど帰りがけに、もう終わって挨拶する頃、ちょうど岩田理事長が駆けつけていただきました。立ち話だったんですけれども、理事長は、この施設の建設をする場所を探すのに非常に苦労をしたよというようなお話をいただきました。

今、市の土地あるいは施設がこういう形で、いわゆる行政財産としての機能をなくした中で、庁内の中ではいろんな活用の方法を聞き取りしますよというお話が出たんですけれども、私はどうも、私ども総務委員会のイメージでは庁内だけでなく、市民あるいは民間事業者から利用方法や、あるいは売却手法なんかも意見、提案を受けて、もちろん市の意向も、サウンディング市場というらしいんですけれども、そういう一定の利用目的を指定して売却を進めるといった方法は考えられないかなと、私は岩田理事長とのお話の中で改めて思ったんです。

先ほども住山の一団の土地、こういう形の土地の有効利用とか、あるいは文教地区であるからこんな施設、こんな業態、あるいはこんな企業活動とかね。居住誘導地域であるから、例えば若者の定住のための居住の場所にしてほしいとか、先ほど言いましたけど、一団の土地であるから一貫性のあるゾーンにと、こういうものを市内だけでなく民間のもの、意見を取り入れながらそれが市の不要なといいますか、土地の利用にならないかなと思います。

改めて、ここで質問します。

市が、そういう利用目的や売却手法についても提案し合いながら、売却を進めることができるということは考えられないのかということを知りたいと思います。

○議長（岡本公秀君）

原田部長。

○総務財政部長（原田和伸君登壇）

先ほどご紹介いただきましたサウンディング型の市場調査については、事業発案段階や事業化検討段階におきまして、事業内容や事業スキーム等に関して、民間事業者との直接の対話により、意見や事業提案の把握等を行い、用地の売却や事業の検討を進展させるための情報収集を目的とした手法であるというふうに認識しております。

市有地の売却におきましても、和田住宅跡地のように、一定の市場性が見込まれる物件であれば、こうした手法を取り入れることで、最適な売払い条件の設定や民間事業者の入札参加意欲の促進につながるのと同時に、職員が民間事業者とやり取りする中で市場性を把握できる点からも有効ではあるとは考え得るものでございます。

いずれにいたしましても、未利用地の売却に際しましては、市場性や活用方法などについて、民間事業者からの情報収集を行いながら進めてまいりたいと考えているところでございますが、まずは、現時点では入札といったことが基本かなというふうには考えております。

○議長（岡本公秀君）

鈴木議員。

○13番（鈴木達夫君登壇）

そういう手法も有用な一つであるという認識をいただいたと思います。今答弁の中で、直接対話による情報収集とか、やはりよくいう市の公平性とかを考えますと、これは反面で個人と、時に随意的に情報収集をする場合もありますので、制度として確立をしていくということでない公平性を欠くという場合もあると思いますので、ぜひそういう研究を今からまたしっかりと立ち上げて、つくり上げていていただきたいということを申し述べて、ここの項を終わります。

新庁舎建設予定地であった市有財産についてということです。

候補地から外れた市有財産の売却及び貸付けについてという質問なんですけれども、候補地から外れたとは先ほど出ました住山の市営住宅周辺と和田住宅跡地なんですけれども、これは、私はもう元来から、ちょっと乱暴な考え方なんですけれども、95億以上もかかる新しい新庁舎を造っていくということであるならば、この2つの土地については極めて有用な活用計画の腹案がある場合を除けば、できるだけ速やかに売却を進めていくというような考え方がないと、とても莫大な財源は出ないのではないかとというようなことをいろいろな場面で話をしましたが、行政改革推進委員会からも同じようなことも出ていますが、まず、今も出ました旧和田団地の売却が今どういう段階で

進んでいるのか説明をお願いします。

○議長（岡本公秀君）

原田総務財政部長。

○総務財政部長（原田和伸君登壇）

和田住宅跡地につきましては、売却をするといった方針は決定してはおりますが、敷地内の市道や埋設された水道本管を含み、また近隣にも住宅も多数ございますことから、境界確定や分筆手続に先立ち、事前に整理すべき事項も多く、現在関係部署との協議や不動産業者へのヒアリングを行い、売却に向けた課題の整理を進めているといった段階でございます。

○議長（岡本公秀君）

鈴木議員。

○13番（鈴木達夫君登壇）

方針は決定しているが、今準備を進めている段階にすぎないということなんですけれども、もう一度確認します。

これもあくまでも一般競争入札で、当然先ほどの話の中での用途、どんな形で利用できるか。これは無条件で、入札で落札した人が所有権を得るということによろしいでしょうか。

○議長（岡本公秀君）

原田部長。

○総務財政部長（原田和伸君登壇）

和田団地跡地につきましては、先ほど申し上げましたとおり、売却に向けた課題整理を進めている段階でございますので、現時点において用途をどうといったことの具体的な考えはございません。今後、民間事業者へのヒアリングなどを通じて、売却手法や活用方法のご提案をいただくこともあろうかとは存じますが、そうしたご意見も踏まえ、最終的にどういうふう一般競争入札にするかどうかというのは考えてまいりたいというふうには考えております。

○議長（岡本公秀君）

鈴木議員。

○13番（鈴木達夫君登壇）

ヒアリングを行って、購入希望者の提案も受けると。あわせて、市のこんな形で進めていただきたいなみたいな、ひょっとしたらそういう場合もあるということではないですか。

○議長（岡本公秀君）

原田部長。

○総務財政部長（原田和伸君登壇）

先ほど申し上げましたように、まだ課題整理の途中でございますので、どういうふうというふうなことについては今後の検討になろうかと存じますので、今現時点でどうするといったことは決定しておりません。

○議長（岡本公秀君）

鈴木議員。

○13番（鈴木達夫君登壇）

和田住宅でもう一点確認です。

16棟あったのを、当初2年間は1棟ずつ解体をして、十何年かけてやっていくという手法を、考え方が変わったのか、全て現有のまま売却にすると。この辺の考え方の差異といいますか、どういう考えでそういう方向で売却を進めようとしているのかお聞きしたいと思います。

○議長（岡本公秀君）

原田部長。

○総務財政部長（原田和伸君登壇）

和田住宅の跡地につきましては、もともと16棟ございましたが、2棟はもう既に取り壊しておりまして、毎年順次解体する予定でございましたが、先ほど申し上げました売却の方針を決定いたしましたことから、時間や経費をかけず、建物つきでの売却についても選択肢の一つでありますことから、現在はもう建物の解体は見合わせておりますが、全部壊してから売るというのではなくて、早く、速やかに収入、それとあと建物が残ったままでも売れると、そういったことも考えられますので、そのように現時点では考えております。それと、早く売ることによりまして、維持管理経費といったことも不要になってきますので、なるべく早くというふうには考えております。

○議長（岡本公秀君）

鈴木議員。

○13番（鈴木達夫君登壇）

これはいい対応であろうかなと思います。

住山の確認をします。先ほども伊藤議員の中で、都市計画上では都市ゾーンであると。行政、福祉、あるいは医療、イメージとしては良好な住宅地を形成する有益な一団の土地であると理解します。一体どれくらいのこれは面積があるんですか。それから、もちろん先ほどの答弁で、今のところどういう将来的な予定みたいなのはないという答弁、取りあえずどのぐらいあるんですか、この面積。

○議長（岡本公秀君）

原田部長。

○総務財政部長（原田和伸君登壇）

どの程度面積があるかということでございますが、国道1号線の北側の一団において考えますと現在の未利用地となっている部分は、分かれておりますが、約2万平米と3,000平米の土地がございます。

○議長（岡本公秀君）

鈴木議員。

○13番（鈴木達夫君登壇）

今現在未利用地として確定をしているのが、こちらの右が2万平米、2ヘクタールとこちらで3,000平米ぐらいある、0.3ヘクタールぐらいあるという。

そうすると、全体的には登記的には6ヘクタール強、あるいは実測では9ヘクタールとも言われている広大な土地でございますので、本当にこれは有効な利用を求めたいと思います。

ということで、現庁舎、ここの建物について確認をします。

現庁舎、新しい庁舎ができ、総務委員会では、下取りが分からんうちに新車は買えないねみたいな意見も出たんですけども、今時点でどんな考え方で現庁舎を捉えているかお願いします。

○議長（岡本公秀君）

原田部長。

○総務財政部長（原田和伸君登壇）

その前に、先ほど住山団地周辺の未利用地を私申し上げました。約2万3,000平米ということですが、これにつきましては住山住宅用地を含めた一団の土地として将来的に一体利用が可能のため、引き続き市において保有することといたしております。

なお、市営住山住宅につきましては、全体で、北と南がございますが、北のほうでは100戸中24戸、南のほうは67戸中22戸の方がまだ入居されている、そういった状況もございますので、一団の土地としては大きいですが、そういった状況もございますし、引き続き市で保有ということと考えております。

それと、先ほどお尋ねの現庁舎の活用でございますが、新庁舎整備に伴う現庁舎の施設や用地の利活用については、売却を含め今後の方針が決定しているものではございません。今後、亀山駅周辺エリアにおきまして、新庁舎整備の整備手法や具体的な建設地等について検討してまいりますので、新庁舎の具体的な整備内容が決定してまいりましたら、現庁舎の跡地利用についても併せて検討をしてまいりたいと考えております。

○議長（岡本公秀君）

鈴木議員。

○13番（鈴木達夫君登壇）

先ほどの発言の中で、現に入居されている方に私の配慮がない場合はお許しを、そんな気持ちはございませんので。

分かりました。ここの現庁舎も新庁舎の整備内容と併せて検討する、そういうことが計画の中に入っていたかどうかをちょっと確認したいと思います。私はそうではないと思うんです。

やはり先ほども紹介をしました現庁舎についても、一定の利用要件、例えば東町商店街のずうっと延伸であること、あるいはここが小学校、中学校の本当の文教地区で、そういうことの中で一定の条件といいますか、あるべきゾーンの形を示しながら、これを上手に売却あるいは貸付けをすべきで、その計画を今から進めていくんだというようなことが必要かと私は思います。すぐさまこれは売れるわけではないんですけどもね。

では、この辺をまた改めて確認したいんですけども、それでは現庁舎の敷地はどのぐらいあるのか、あるいは境界確定はされているのか確認をしたいと思います。

○議長（岡本公秀君）

原田部長。

○総務財政部長（原田和伸君登壇）

現本庁舎の敷地面積は約7,700平米でございます。

それと、敷地境界につきましては、本庁舎の建設に先立ち、昭和37年当時ではございますが、境界確定はいたしてはおります。

○議長（岡本公秀君）

鈴木議員。

○13番（鈴木達夫君登壇）

それでは、ちょっと建設部長に伺います。

現在の本庁舎の利活用、財産管理の制度といたしますかね、それを高める、あるいは将来の有効活用には、有効に機能するためには、この地域の地籍調査を早急に進めるべきではないかと私は思うんです。これが今済んでいる地籍調査の場所なんですけれども、例えば本町、ずうっと東台は済みまして、東丸が済んで、東町は今やっているわけですね、もう完了すると思いますがね。それで、この下の御幸町とか、それから南崎とか南野はするんです。ここの例えば本丸とか、あるいは西丸とか、西町とか、この辺が済んでいないんです。私は、境界確定を含めて、今の現庁舎が本当に財産管理の精度を高め利活用にも有効に機能するためには、いち早くここの地籍調査を進めるべきだと私は思いますが、建設部長、答弁をお願いします。

○議長（岡本公秀君）

高桐建設部長。

○建設部長（高桐美智代君登壇）

地籍調査につきましては、地籍の明確化を促進することで、土地の利用の円滑化や災害からの早期復旧・復興などに寄与するため、国土調査法に基づき地籍調査を行っております。また、国の社会資本整備総合交付金を活用し、狭あい道路後退用地整備事業と連携し、D I D地区内を中心に実施しているところでございます。

議員ご提案につきましては、地籍調査により現庁舎の財産管理の精度を高めることは庁舎の利活用の際には有効であると考えます。地籍調査は国の交付金を活用して進めていることから、国や県の動向や市の関係部署と連携して進めてまいりたいと考えております。

○議長（岡本公秀君）

鈴木議員。

○13番（鈴木達夫君登壇）

地籍調査の有用性とか、あるいは交付金が非常にあれだとかそれは分かったんですけど、私が聞きたいのは、この地区を特に速やかにこれをやるんだと、そのためには関係部署、管財、総務財政部と調整をしながらこの地区を速やかに進めていくことを調整しますというような答弁にはなりませんか。

○議長（岡本公秀君）

高桐部長。

○建設部長（高桐美智代君登壇）

当該地区の地籍調査につきましては、実施時期も含め、関係部署と連携して進めてまいりたいと存じます。

○議長（岡本公秀君）

鈴木議員。

○13番（鈴木達夫君登壇）

次の項に移ります。

市有財産の未利用地の把握について、市道、緑地等は財産としてどう捉えているかというような質問を用意しました。

実は、6月の初めだったと思いますが、私は以前から気になっていた市道あるいは緑地、一部赤

道と言われる箇所を建設部の職員にお願いをしまして、数か所といたしますか、かなりの同行をいただいで確認をさせていただいたんです。中には、明らかに現在は駐車場機能として利用されているなどと思われる理由が、乗り入れるという理由でポールを設置しながら管理している市道とか、あるいは大きな緑地のぐるり大体1メートルくらいはきれいにシルバーさんが刈ってくれてあるんですけども、その真ん中は非常に草ぼうぼうのかなりの面積の緑地があったり、職員と話した中では、ここを整理すれば3軒、4軒はうちが建つんじゃないのみたいな話もした覚えもあります。

亀淵理事とはずうっとこの話はしていますが、私の近くの、開発された中では15軒ほどなんです、変形的に緑地を外して建てた。もし、上手に情報交換ができていたら、そこも含めて、形としてしっかりした形の住宅が形成できたんじゃないか。今ではその緑地を私どもの自治会が一斉清掃のときに、約1メートルをみんなで刈っているという状態でございます。

それから、赤道にも様々に不思議だなというところがあったんですけども、おのおのの一つ一つを見れば、当時のいきさつとか歴史を見れば、それなりの背景とか経緯、これは市の見解も十分理解できることもたくさんあったのは確かでございます。

そこで、最近市内の緑地の利活用について若干の動きがあるようにも思います。どんな考え方が変わってきたのかとか、緑地の管理の考え方と、この緑地に対する今後の利活用についての考え方をお示しいただきたいと思います。

○議長（岡本公秀君）

亀淵理事。

○理事（亀淵輝男君登壇）

本市が管理しております緑地につきましては、産業及び住宅団地開発等に伴い整備されておりました、その後、帰属を受け増加してきたという経緯がございます。そのような緑地は、地域の環境や景観の維持向上に寄与する機能を有しているものと認識しております。

一方で、その維持管理につきましては、樹木等の成長により道路の通行に支障を来し、周辺的生活環境へ影響を及ぼすなどの課題が発生し、その対策として維持管理費が増加している状況でございます。このような課題に対応するため、地域の要望を踏まえつつ、生活への環境の度合いや利用状況を考慮し、予算の範囲内で一定の対応をしているところでございます。

今後、緑地として維持しながら利活用が可能な土地につきましては、地域のニーズを十分に踏まえ、例えば一時的な駐車場としての活用を含め、有効な利活用策を検討し、地域の問題解決や、併せて維持管理費の低減にも取り組んでまいりたいというふうに考えております。

○議長（岡本公秀君）

鈴木議員。

○13番（鈴木達夫君登壇）

今の答弁でちょっと確認したいんですけども、企業あるいは宅地開発によって整備されて、それで市に帰属された緑地があるんですけども、これはもう一定の行政が持つ努力義務を超えたんだ、面積的には多くなったんだ、余剰的、余剰的という言葉は適切かどうか分かりませんが、そうであるということでもいいのかということと、それから本当に草や木が生活環境へ悪影響を及ぼして維持管理費が増大をしてきたという意味では、一部、先ほど余剰的な緑地については駐車場等の、これは金銭が発生するんで、こういう収入にもつながる取組を試行していると、考えているということ

でいいんですね、ちょっともう一度確認。

○議長（岡本公秀君）

亀淵理事。

○理事（亀淵輝男君登壇）

団地開発等における緑地の面積等の規制というのがございまして、今議員ご紹介の3%以上ということがございます。大型団地等につきましては、近隣の自然樹木等もございますので、それを大幅にクリアしておる状況でございます。そういう中で、非常に今の緑地の管理がやはり一定の費用がかさんできておる状況の中で、地域が世代の移り変わりによって駐車場の不足とか、そういう部分が非常に大きな問題となって路上駐車等も行われておるという状況でございますので、そのような問題を私どもとして、一定の協議の中で、できればそういう地域の問題も解決しつつ、費用が発生した場合は維持管理費にそれを充てる、そういうふうなことも考えながら、全体として地域の環境をよくしていくというふうなことを考えているような状況でございます。

○議長（岡本公秀君）

鈴木議員。

○13番（鈴木達夫君登壇）

ありがとうございました。

管理だけから活用に移行してくれてきたという確認をしました。

同様に市道と赤道についても触れますが、機能が発揮されていない市道、あるいは赤道についても順次整理をしていくべきだと私は思うんですね。実際に、市道や赤道を整理して有償とした実績というのがあるんでしょうか。

○議長（岡本公秀君）

亀淵理事。

○理事（亀淵輝男君登壇）

市道を財産として捉える場合、市民の生活や安全を支えるための重要なインフラの資産として行政財産として認識しております。市道の路線名、幅員、延長、区域などを明確にするため、道路法に基づく道路台帳を作成し、公共用の財産として維持しているところでございます。過去には、例外的に道路として利用する必要がなく機能がない市道を用途廃止し、行政財産から普通財産に移し、払下げを行った例もございます。

また、先ほどお話がありました赤道等につきましては、道路法が適用されない法定外公共物として取り扱っております。この法定外公共物は、地域に密着した道路でありますため、草刈り、清掃、維持修繕など通常の維持管理はふだん利用している地域の方々でお願いしているような状況でございます。

○議長（岡本公秀君）

鈴木議員。

○13番（鈴木達夫君登壇）

確認と意見を言わせていただきます。

市内に555キロメートルある市道の中には、かなりの市道の機能が発揮されていない道、上手にやれば財産として用地に変わるところがありますよということ。それから、赤道について触れま

したが、これはもうほぼほぼ草まるけ、今のあれで、地域の人に管理していただいていますといいますが、地域の方はその歴史とか全部はもう分かる人がいないんですね。だから、一概にこれは地域にお願いしているだけでは済まされない何らかの対応が、法定外用地ということで対応が難しいんですけども何か対応を、特に草あるいは草から出る虫とかが大きな生活環境の悪化につながっているということ。

時間がありませんので、2つ最後に質問をします。

1つ目は、提案あるいは質問なんですけれども、開発行為申請時あるいは審査時において、申請地に隣接する機能不全な緑地、あるいは市道、赤道があった場合は、いわゆる申請者の理解の下、売却への情報提供をするという、いわゆる市役所の内規というものはできないのかというのが1つ目。

説明をやめて、次の質問に行っちゃいますけれども、併せて開発行為の後、帰属を受けながらも花木や草の成長等で生活環境にも悪影響を及ぼすなど機能低下をした緑地については、地域の皆さんの理解を求めた中で売却や貸付けの対象とすべきではないかと、この私の意見に対してどう考えるか答弁をお願いします。

○議長（岡本公秀君）

亀淵理事。

○理事（亀淵輝男君登壇）

開発行為等の際には、区域内にあっては赤道等の公共施設については機能交換を行う相互帰属を原則としており、機能回復が不要な場合は払下げを前提としております。事業者への情報提供につきましては、事前の相談や協議、また都市計画法第32条の開発協議の中で事業者の意向を聞き取り、関係部署等で検討を行い、積極的に土地利用について協議を進めてまいりたいと考えております。

また、緑地や市道、赤道の利活用につきましては、開発事業者と協議や指導を十分に行っているところではございますが、緑地、赤道等の公共施設については、現状個々に条件等が異なることからケース・バイ・ケースの対応となっております、画一的に売却していくことは難しいものというふうに考えております。

しかしながら、議員今ご提案のとおり、開発行為の後、帰属を受け機能が低下した緑地等の公共施設については、生活環境に影響が最小限に抑えられること、また地域住民の理解などを得るなど一定の基準の下、精査、検討の上、慎重に売却、賃貸等の対象とする必要があるものと考えております。その上で、維持管理費等の財政的な面からも機能が低下した緑地等の公共施設の売却、賃貸等については十分に検討し、積極的に進めてまいりたいというふうに考えております。

○議長（岡本公秀君）

鈴木議員。

○13番（鈴木達夫君登壇）

簡単にまとめます。

公共財産の適正な管理のためには、特に境界確定のためには地籍調査等を計画的に、あるいは狙ってやっていってくださいということです。

歳入の確保を意識しながら、土地を上手に売っていってくださいという割にはたくさんあります

よ。例えば、南崎の旧法務局をどうするかとか、あるいは令和9年から合築が予定されているみずほ台、井田川幼稚園をどういうふうにするのか、文化会館の横の児童センターをこれからどういうふうにするのか、あるいは細かいところですけども、旧市営斎場の跡とか、これらをやはりそういう意識で総務財政部、いわゆる管財の部と、現場の建設部が上手に情報提供をしながら財産をつくるんだ、歳入確保をするんだという意識をより高めていただきたいということを申し述べて質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（岡本公秀君）

13番 鈴木達夫議員の質問は終わりました。

会議の途中ですが、10分間休憩いたします。

（午後 2時40分 休憩）

（午後 2時48分 再開）

○議長（岡本公秀君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、11番 福沢美由紀議員。

○11番（福沢美由紀君登壇）

日本共産党の福沢美由紀でございます。

一般質問を通告に従いさせていただきます。

まず1点目です。生理の尊厳について上げさせていただきました。これは、3月25日に我が日本共産党の吉田あやか三重県議が発信したXの投稿、いきなり生理になって困った、ナプキンが残念ながら市役所のトイレにはなかった、トイレットペーパーみたいに生理用ナプキンをどこにでも置いてほしい、そうなってほしいというつぶやきですね。これに対して、女性蔑視に基づいた殺害予告まで含む誹謗中傷の嵐が巻き起こったということに端を発して私は取り上げました。亀山市では本当に、生理の貧困という問題がコロナの後で起こった後、非常にいろんな対応をしていただいていることはよく納得した上での質問でございます。

まずは、包括的性教育と上げました。包括的性教育というのはもっと広い意味なんですけれども、先ほどの生理ということについて、私は生理のありがたさや大切さを理解されていない人の誹謗中傷だなと感じました。いろんな投稿を見てね。ナプキンのありがたさも分かっていない方だなと。本当にナプキンがなかったら、女性は学校に行くことも困難ですし、仕事に行くことも社会に出ることも困難で、今のような社会はあり得ません。

生理についても、排卵があって、妊娠の備えをして、その間妊娠しなかったら次の妊娠に備えて、子どもには赤ちゃんのベッドと言いますが、せっかくつくった血液なんかを全部下ろしてしまふ、次の妊娠に備えるという営みを毎月毎月女性の体の中でされている。そのおかげで、どなたさんも皆さん命をいただいてここにおるといふことのありがたさが分かっていないんやなと私は感じました。そこで、教育ということの大事さ、これについては一体どうなっているのかなと思いましたが、今回の質問に上げさせていただいたところです。

まずは、包括的というよりも、いつも小学校なんかで生理のことなんかを習う狭義の性教育ですね。それが、亀山市ではどのようにされているのかを伺いたいと思います。

○議長（岡本公秀君）

11番 福沢美由紀議員の質問に対する答弁を求めます。

大平教育部長。

○教育部長（大平 守君登壇）

亀山市の性教育ということで、小学校、中学校でどのように行われているかというところなんです。小学校におきましては、主として体育科の保健、この授業におきまして性教育が実施されております。小学校4年生になります。4年生では、体は年齢に伴って変化すること、思春期になると体型が変わり変化が起こること、それから異性への関心の芽生えなどの体の発育・発達についての学習が行われます。

また、中学校でございますが、こちらでは保健体育科におきまして、思春期の内分泌の働きによる生殖に関わる機能の成熟、それから成熟に対応した適切な行動の必要性など、体の変化や性との向き合い方について学習を進めております。このほか、思春期における自己の認識や自己形成がなされるなどの心の発達についても学習を行っております。

なお、小・中両方の学校も男女共修で行っておるところでございます。

○議長（岡本公秀君）

福沢議員。

○11番（福沢美由紀君登壇）

昔は男の子と女の子が別々で、女性だけが学ばされたという感じがありましたけど、今は男女一緒にそのようなことを学んでいるということをお伺いしました。

それで、まずはこれから包括的性教育についてお話ししていきたいんですけども、この前、日弁連が学習指導要領の改定に当たり、国際セクシュアリティ教育ガイダンスに準拠した包括的性教育を盛り込むよう求めるという声明を出されました。2024年12月25日ですね。要するに、学習指導要領にはそういう包括的な性教育というものが定められていないので、きっとそうなされていないんだろうなと思っています。

包括的性教育というのは、生殖や妊娠についてなどの知識の教育だけではなくて、性交や避妊やジェンダー、そして人権、性のその他の多様性、人間関係、性暴力の防止なども含めた包括的な性教育が人間として生きるために必要だと言われておまして、多くの国では国際的にユネスコなんかの先ほど言いました国際セクシュアリティ教育ガイダンスというのがあるって、それに沿って5歳から性教育を始めようということで、それぞれの年齢層に応じてなされているということなんです。

日本におきましては、それが学習指導要領に入っていないので行われていないということで、これまで国連・子どもの権利委員会から、あるいは女子差別撤廃委員会から包括的性教育の実施を求める勧告が再三再四されてきました。最近では2024年10月にも勧告をされておまして、もうこれ以上は先送りするべきじゃないだろうということで、日弁連のほうも出されたんだと思います。

それで、亀山ではそういう状況の中でも、包括的性教育のユネスコの内容については先生方はご存じだと思うので、それなりに工夫をして性教育していただいているなということを私たちも、生理の貧困のときに学校を回らせていただいたときに、保健の先生などから工夫をした性教育をされている様子を伺いました。どういう状況でプラスアルファそういう包括的な性教育がなされているのか、分かるところでよろしいので聞かせてください。

○議長（岡本公秀君）

中原教育長。

○教育長（中原 博君登壇）

議員述べられましたように、今から8年ほど前ですか、いわゆるユネスコの、日本にもそういう包括的性教育というキーワードが徐々に広まり始めて、今それが関心が高まってきているところというふうに認識しているところです。また、学習指導要領の中にもそういう言葉がまだ盛り込まれていないということも知っているところなんですけれども、亀山市の状況、県内の状況につきましては、包括的な性教育に関わる部分としては、まずは今4年生からとか中学校でというような言葉がありましたけれども、性教育で低学年から性や体について、こういうことは繰り返して学習することが大事で、性というのは人それぞれ違うことや、自分の体は大切なものである、だから人の体も大切にというようなことを発達段階に応じて徐々に理解していくことを目指しているというか、計画している学校もあります。

体育科や保健科以外の授業で、包括的な性教育と関連があるような内容について学習をしている内容を具体的に申し上げれば、例えば生命に関する場面では、特別活動でのいわゆるプライベートゾーンを知るということで、これは低学年1年生頃、場合によっては幼稚園からもそういう教材を、これは文科省のほうの教材がございます。理科では、人の誕生、これは5年生です。また、性の多様性を学ぶ共生に関する内容では、社会科や総合的な学習を通じて基本的な人権に関する学習ということで、6年生や中学生が性情報から自分の身を守るということで、高学年とか中学生でもそういった学習をしております。以上でございます。

○議長（岡本公秀君）

福沢議員。

○11番（福沢美由紀君登壇）

学校によって、また先生によって、子どもたちの特質も見ながら工夫をして何かしらやっていただいていることはよく分かりました。

亀山の子どもたちは、県の平均、国の平均に比べて、やっぱりこういうネットの情報に触れている時間が多いという報告を何回かされていますので、そういう意味でもとても大事なことではないかなと思います。学習指導要領が下りてくる前から計画的にこれだけは伝えようみたいなことが教育委員会の中でされていくといいのかなと私は思っています。

ちょっと時間ありませんので、次の質問に移っていきます。

公共施設の個室トイレへの生理用品の設置についてです。

貧困対策については、窓口などでカードを見せたら頂けるとか、学校でも全部個室で対応していただいて、ふだんの保健室の対応プラス個室でも対応して置いていただいているということで、非常に県下の中で私は進んでいるほうだなと思っています。ただ、先ほどの吉田議員の発信のように、トイレットペーパーのようにトイレにあることにすごく意味があるんですね、生理用ナプキンというのは、ですから、そういうことで進めていただきたいということを今までも何度か言うてきました。

今日、吉田県議が一般質問でこの問題を質問されて、一見知事が県庁にも試行的に生理用品を配置するというのを答弁されたそうです。持っていくんじゃないかみたいな心配がよくいつもある

んですけども、県庁トイレにも試行的に生理用品配布を实行したいけど、仮に多くの人を持っていったらということがあっても、困っている人が持っていくなら是とすべきではないかというところまで踏み込んで、やっていこうというほうに踏み出されたということが今朝の報告でありました。

亀山市もぜひともこちらの方向に、国も男女共同参画局のほうから補助金や交付金などのメニューに生理用品の問題も入れて進めている。昔、トイレットペーパーが当たり前じゃなかったけど、今は当たり前になっているように、生理用品もそういう方向を向いていくんだと思うんですね。亀山市もぜひとも、この進んでいる中でそういう方向を取って行っていただきたいなと思うんですけども、ご見解をお伺いしたいと思います。

○議長（岡本公秀君）

原田総務財政部長。

○総務財政部長（原田和伸君登壇）

公共施設全体のトイレへのということで私のほうからご答弁を申し上げますが、現在市では、先ほど議員からもご紹介いただきましたように、経済的な理由で購入が困難な方や、経済的だけじゃなくて急にといったことでも使用することができるかと存じますが、生理用品を本庁舎、関支所、それと総合保健福祉センターあいあい、図書館と一部の公共施設と、それと全ての小・中学校のトイレには設置はいたしておりますが、そういったことで配布をいたしております。

こうした取組は、身体の症状に伴う女性特有のストレスや不安の低減につながるものと考えますが、各公共施設のトイレへの常備につきましては、衛生的管理や経費の側面からも検討してまいりたいというふうに考えておりますが、先ほどご紹介いただきました県では試行的にというお話のご紹介もございました。まだ公共団体では少数かも分かりませんが、そういった国・県や他市の状況も踏まえて検討をいたしてまいりたいと考えております。

○議長（岡本公秀君）

福沢議員。

○11番（福沢美由紀君登壇）

国・県も踏まえていただくことも大事ですけども、今の女性の生理の回数というのは本当に生理の開始が昔よりも早くなっていますんで、5人、10人子どもを産んでいる時代に比べて、生理の回数がもう8倍、9倍、10倍にもなっていると、数としてね。もう500回近くなっているということで、その分だけ女性だけがお金がいっぱいかかるし、急にということが何回かあるということですので、そういう女性の生活も踏まえていただいて、ぜひとも前向きに検討していただきたいと思います。

次の質問に移りたいと思います。

昨日は、お米の問題を深水さんに言っていたいただきましたけど、私はお茶の問題を取り上げました。亀山茶の茶農業者の育成と茶の振興についてということです。

ちょうど新茶も取り終わってという時期でもあります。私も、市民活動団体で亀山茶のおいしさというのを教えていただきました。おいしく入れていただいて、いろんなところのお茶がそれぞれ特徴がある、味があって、香りがあって、三重県は長いから、伊勢茶ということで北のかぶせ茶から南の深蒸し茶とかいろいろありますけど、やっぱり亀山茶のおいしさというのが、亀山にいるせ

いか、ひいきなのか分かりませんが、とても際立って、飲んだ後の容器にまで香りがいつまでもあるというようにとてもいいお茶だと思っているんですね、昔からの文化で。それが関わっている中で、もうこんなおいしいお茶を、じゃあ誰が次は作るのかなということを考えたときに、本当に心配になりましたね。ちょうど今回、市長の現況報告の中でも、茶農業者の育成と茶の振興についてということを少し書かれていましたので、今回上げさせていただきました。

まずは、今の亀山茶の現状ですね。もう本当に亀山ブランドとして売り出していますけれども、今の亀山茶の農業者さんがどれくらいあるのかとか、亀山茶の生産量がどうなのかとか、そういうことについて、今の状況について伺いたいと思います。

○議長（岡本公秀君）

富田産業環境部長。

○産業環境部長（富田真左哉君登壇）

本市の特産品の一つであるお茶の生産につきましては、5年ごとに発表されます農林業センサスの最新の2020年の実績によりますと、亀山市の販売を目的とした農業経営体数は22経営体で、栽培面積は103ヘクタールでございます。また、1つ前の2015年農林業センサスでは、茶農家数は45経営体で、栽培面積は123ヘクタールであり、令和2年と比較いたしますと23経営体が減少しており、栽培面積も20ヘクタールが減少しております。

さらに、亀山市茶業組合に加入している茶農業者数につきましては、令和3年度は16名、令和4年度は14名、令和5年度から7年度は11名となっております、令和3年度と比較いたしますと5名減少いたしております。

また、農林水産統計から推計いたしました荒茶生産量につきましては、平成27年度は514トン、令和2年度は355トンの生産量となっております、比較いたしますと159トン減少いたしております。

○議長（岡本公秀君）

福沢議員。

○11番（福沢美由紀君登壇）

やはり道を歩いていまして、重機でお茶の木を抜いているような状況もよく見られますし、どんどん減っているんだなということが分かりました。

それで、私が先ほど言いました、少ないながらもその方たちに後継者がおればいいんですけど、後継者の状況について伺いたいと思います。

○議長（岡本公秀君）

富田部長。

○産業環境部長（富田真左哉君登壇）

先ほどご答弁申し上げました亀山市茶業組合に加入しております茶農業者数は現在11名でございますが、そのうち60歳以上が約6割の7人となり、そのうち約半数の4人が後継者のいない状況と伺っております。

○議長（岡本公秀君）

福沢議員。

○11番（福沢美由紀君登壇）

大変心配な状況です。

また後であれですけど、亀山は緑茶だけじゃなくて紅茶も本当に昔からおいしい紅茶を作っていたということなんです。紅茶の問題でk i s e k iという会がありますので、その状況についても聞かせてください。

○議長（岡本公秀君）

富田部長。

○産業環境部長（富田真左哉君登壇）

亀山紅茶はべにほまれを生産し、定期的な管理活動やべにほまれ紅茶の販売を行っていただいております亀山k i s e k iの会につきましても、市内の茶農業者等の有志7名で活動していただいておりますが、そのうち茶農業者6人のうち半数の3人が60歳以上であり、後継者のいない状況であると伺っております。

○議長（岡本公秀君）

福沢議員。

○11番（福沢美由紀君登壇）

これだけどんどん減っていくと、お茶っていつときですんで、後からゆっくりしようかというわけにいかない仕事なので本当に大変だと思うんです。それでも、やっぱり亀山茶ということで、今茶農業者の育成という言葉がちょっとキーワードで私は、市長の現況報告にありましたので、育成の取組をどのように行っているのかというのを伺いたしたいと思います。

○議長（岡本公秀君）

富田部長。

○産業環境部長（富田真左哉君登壇）

茶農業者の育成につきましては、毎年4月に亀山市茶業組合による初もみ研修会を実施しております。初もみ研修会では、茶農業者育成及び茶の振興を目的とし、手摘みした茶を使い、製茶技術研修を兼ねた初もみを行い技術の継承を行っているところでございます。

○議長（岡本公秀君）

福沢議員。

○11番（福沢美由紀君登壇）

私もそこには時々お邪魔をして、手摘みの体験をさせてもらったりしているんですけども、摘むのは機械でも摘めるか分かりませんが、摘んでからお茶になるまでの技術というのがとても大変だから、今技術の継承ということを言われました。そこに、例えばそれをやっていることによって新しいお茶の農家さんが生まれるとか、そういう状況があるのかどうかをお伺いたしたいと思います。

○議長（岡本公秀君）

富田部長。

○産業環境部長（富田真左哉君登壇）

初もみ研修会は、亀山市茶業組合に加入されている組合員を対象に実施しており、新たに茶業へ就農を検討される方が参加されるような研修ではございません。しかしながら、亀山市茶業組合には若い茶農業者の方もお見えになりますので、熟練の茶農業者から若い茶農業者へ技術継承の場と

なっております。

○議長（岡本公秀君）

福沢議員。

○11番（福沢美由紀君登壇）

そうですね、新しくお茶農家をしたいですと言っている方がいるようには見えませんが、若い方もいらっしゃるの、技術の継承をとということでした。

ちょっと視点を変えまして、亀山茶の振興、消費拡大、それについてどのような取組をしているのかについて伺いたいと思います。

○議長（岡本公秀君）

富田部長。

○産業環境部長（富田真左哉君登壇）

亀山茶の振興や消費拡大につきましては、亀山市茶業組合の事務局として市も関わりながら、市内小学校等で日本茶インストラクターによるお茶の入れ方教室、高校生が手摘みした茶葉を提供した新茶まつりのほか、納涼大会では亀山茶の振る舞いを行っております。また、秋には毎年、中の山パイロットを会場として、茶農業者との交流の場として青空お茶まつりを開催しております。そのほか、昨年度は協働事業として市担当部署と「亀山茶・亀山紅茶のある暮らし」を市民団体「魔女のお茶会」と協働で実施し、年間を通してお茶教室や呈茶を行い、多くの方にご参加いただきました。

さらに、これまでから亀山紅茶や煎茶を亀山ブランドとして認定し、周知に取り組んでおり、今年度は亀山茶のPRとして6月1日号の市広報に特集記事を掲載したほか、9月3日には大阪万博で亀山茶の振る舞いを行う予定をしております。そのほかにも、市役所1階の給茶機で亀山茶の茶葉でお茶の提供を行うなど、様々な取組により市内外の方々や次世代を担う若者や子どもたちにも亀山茶を知ってもらい、亀山茶の消費拡大と茶業への関心拡大につなげているところでございます。

○議長（岡本公秀君）

福沢議員。

○11番（福沢美由紀君登壇）

いろいろと取り組んでいただいているし、今回の広報も大きく取り組んでいただいたなと思っています。1階のお茶がおいしいというのも市民からよく聞くので、1階はそうだったんだなということも私も今確認しましたが、本当にこうやって広げていただいているのに、この先受け継いでいただく人がだんだんと少なくなっているという状況なんですね。それを私もすごく危機的に感じますし、お茶の農家さんとも話をしている、こんなにおいしいお茶で、誰が後をしてくれるのといっても、今からこれだけのことを教えようと思ったら、やっぱりそんな1年や2年ではない、何年もかかるんだということも言われていましたし、これは危機的な状況になっているんじゃないかなと思うんですけど、そういう亀山茶の危機が今もう訪れようとしているという認識はありますか。

○議長（岡本公秀君）

富田部長。

○産業環境部長（富田真左哉君登壇）

茶業者の中には、親元就農を希望され、茶業の事業継承や新たなお茶の生産の取組を検討されるなど、前向きな取組を進めていただいている方もお見えになります。しかしながら、市として亀山茶の消費拡大への取組は継続して進める一方で、新たな茶農業者を増やすところまでは至っていないのが現状でございます。現在の後継者不足、茶農業者の減少といった課題を早期に解決しなければ、亀山茶の生産はさらに厳しい状況になるものと認識いたしております。

○議長（岡本公秀君）

福沢議員。

○11番（福沢美由紀君登壇）

広めているだけではどんどんと先が不安だということの危機的な認識は、今一緒に持っていてということが分かりました。

それに向けてどのように市として、今まで取り組んできていただいたことは、多分茶業組合とかいろんな方がなさっていることを一緒になってお手伝いをしたり、支援をしたりということをしていただいていたと思うんですけど、ここは市がもう一步踏み込んでやらなくちゃいけないんじゃないかなと思うんですけども、そこについてのご見解をお伺いしたいと思います。

○議長（岡本公秀君）

富田部長。

○産業環境部長（富田真左哉君登壇）

市といたしましては、事業継承や新たな取組につきまして、国の補助事業や亀山サステナブル農業奨励事業の積極的な活用を促すなど、引き続き支援をしまいたいと存じます。また、本市の茶業を将来にわたり持続的に発展させるための取組につきましては、どのような支援策が課題解決につながるのか、亀山市茶業組合など茶農業者と意見交換を行い、今後取り組むべき具体的な内容を検討してまいりたいと存じます。

○議長（岡本公秀君）

福沢議員。

○11番（福沢美由紀君登壇）

本当に現場の声を聞いていただかないと駄目なんだろうなと思いますし、これから広げていくにしても、私たちも思うんですけども、茶気茶気というアンテナショップみたいな、私が勝手に思っていたところがあるんですけども、亀山ブランドのお茶以外のものも置いてもらっていますし、そういうみんながお茶に親しみやすい環境を整えていただくということは市の仕事かなと思いますので、道の駅もありますし、市でもいろんな場所があるかも分かりませんので、ぜひともそういう環境を整えるということもしていただきたいなと思います。

次の質問に移ります。

住宅リフォーム助成制度です。

住宅リフォーム助成制度については、これは住宅の増改築やリフォームに係る経費の一部を市が補助するという制度で、市内業者に工事施工を依頼することを要件にするとか、あるいは市内だと補助率を高くするということで、全国でもなされてきた制度です。

私は、平成22年の12月議会でこの制度の導入を求めて一般質問をしました。その後、ほかの議員からも、亀山市議会からは声が上がって、同様の質問が相次いで、結果平成23年の年度

途中から25年まで制度が導入されたのを覚えています。

今もリフォームをしようと思ったら係ってくる制度もあると思いますので、現在利用可能な住宅のリフォームの助成制度の現状についてをまずお聞きしたいと思います。

○議長（岡本公秀君）

高桐建設部長。

○建設部長（高桐美智代君登壇）

現在、本市において住宅リフォーム助成を行っている事業は、移住促進のための空き家リフォーム支援事業助成と木造住宅耐震補強等事業におけるリフォーム工事助成がございます。

制度内容といたしまして、まず1つ目の移住促進のための空き家リフォーム支援事業でございますが、亀山市外からの移住を目的に、市内の戸建て空き家に対しリフォーム工事を行い移住された方を対象に最大50万円の補助金を交付するものでございます。

次に、2つ目の木造住宅耐震補強事業におけるリフォーム工事につきましては、昭和56年5月31日以前に着工された、いわゆる旧耐震基準の木造住宅に対し、無料耐震診断において倒壊する可能性が高いと判断され、耐震補強工事を行う際に、併せてリフォーム工事を行う方を対象に、耐震補強工事補助金とは別に最大40万円を交付するものでございます。

○議長（岡本公秀君）

福沢議員。

○11番（福沢美由紀君登壇）

現在、2つの制度があると伺いましたが、いずれにしても一部なんですね。よそから空き家を利用して住もうという人ですね、1つ目は。ですから、ずうっと亀山に住んでいる人には何も恩恵がない制度ですね。耐震についても何年のという縛りもあるし、本当に倒れそうでリフォームしなさいよということがあって初めてできる制度であって、そうじゃないリフォーム、いろいろありますよね、窓ガラスがどうか、畳を替えるとか、いろいろなものが入ってくると思うんですけど、あまり市民生活の中でみんなに広く使えるものではないなと思います。

以前の私が言いました平成23年度からの亀山市住宅リフォーム助成制度について、どういう制度であったのかということの概要をお聞かせいただきたいと思います。

○議長（岡本公秀君）

高桐建設部長。

○建設部長（高桐美智代君登壇）

平成20年のリーマンショックによる景気が停滞する中、平成23年度から25年度までの3か年限定で実施いたしました亀山市住宅リフォーム助成金につきましては、市内の住宅関連産業に係る地域経済の活性化を図るとともに、市民の良好な住環境を整備することを目的として、市民が自己の居住する住宅を修繕、補修等の住宅改修、リフォーム工事を市内業者にて行う場合に、1件当たり30万円以上の修繕工事について、その費用の10分の1で10万円を限度として、また満75歳以上の高齢者の方や身体障がい者の方の同居世帯につきましては、リフォーム等に要した費用の5分の1で20万円を限度として、それぞれ助成金を交付した制度でございます。

○議長（岡本公秀君）

福沢議員。

○11番（福沢美由紀君登壇）

非常に、30万円以上ということで小さな工事でもできたということで、全国は割と大きかったんで、30万円という単位が何か喜ばれていたなというのを覚えているんですけども、市としてこの制度の評価はどうだったのかということをお伺いしたいと思います。

○議長（岡本公秀君）

高桐部長。

○建設部長（高桐美智代君登壇）

リフォーム助成により、当制度の目的でありました市民の住環境の整備向上が図られたとともに、リフォーム工事の施工業者を市内業者に限定したことにより、3か年の工事契約金額の合計は約2億2,900万円となり、助成金額の合計約2,100万円の約1.1倍の経済効果があり、地域経済の活性化も図られたものと考えております。

○議長（岡本公秀君）

福沢議員。

○11番（福沢美由紀君登壇）

ちょっと資料を出していただきたいんですけども、まとめて言っていたんですけども、年度別に、青いのが市の助成金で、工事にかかった費用が、これオレンジというんですか、非常に僅かな助成金で、大きな効果を上げた制度だったんだということがよく分かると思います。ありがとうございました。

そんなにいい制度だったのに、なぜやめたんでしょうか、続けなかったんでしょうか。

○議長（岡本公秀君）

高桐部長。

○建設部長（高桐美智代君登壇）

リフォーム助成制度につきましては、平成20年のリーマンショックにより景気が停滞する中、緊急経済対策の一環として3か年限定で行った事業であり、先ほどもご答弁申し上げましたとおり、良好な住環境の整備、地域経済の活性化が図られるなど、3か年限定で集中的に事業を実施したことで一定の目標達成ができたものと考え、本事業につきましては平成25年度をもって終了いたしましたものでございます。

○議長（岡本公秀君）

福沢議員。

○11番（福沢美由紀君登壇）

リーマンショックということで、限定的に行った事業だったということでした。

これは最後に市長に聞いていきたいなど、何を言いたいかはよく分かっていると思うんですけども、リーマンショックで大変でしたけれども、現在どうでしょうか。現在の市民の暮らしは、コロナや消費税の税率が上がったときも大変でしたけれども、長引く物価高騰で今なお大変なんじゃないでしょうかね。あれから10年以上時がたっていますので、どんなにつましく暮らしていても、やっぱり家のいろんなところが古くなったり壊れたりするのは仕方がないと思うんです。ちょうどそういう改修をする時期にもなっている、住環境を改善する必然性が出ているという状況ですね。こんな中、5月27日に国の重点支援地方交付金というのが各市町にどれだけありま

すかという資料を見たんですけれども、5月27日付で1,623万6,000円とありました。まだ今回補正にも出ていないし、使い道は何も決まっていなと思うんですけれども、例えば今回の交付金の活用ですね、推奨事業メニュー分だけでこれだけありますので、活用も含めて検討していただいて再度、住宅リフォーム助成制度30万円じゃなくて、もう少し小さなものでもいいかもしれません。本当に今大変なので、制度を創設するときではないかなと思うんですけれども、市長のご見解を伺いたいと思います。

○議長（岡本公秀君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

まず、平成23年度から25年度、これは3か年限定で市単独の予算を用いまして総額2,100万となりましたけれど、サンセット方式の事業として、当時亀山市住宅リフォーム助成金の制度を創設し実行させていただきました。これは、ご案内の平成20年のリーマンショックによります緊急経済対策の一環として、市としては独自施策を展開した。その成果としては、今ご答弁させていただいたような非常に大きなものであった、一定のカンフル剤の役目を果たしたというふうに、いわゆる住宅業界として、市内の住宅に関連される事業者の皆さん、個人の事業者の皆さんにとっても非常に大きかったというふうに評価をさせていただいております。

今も様々な住宅リフォーム助成を国・県の制度と併せて行っておるんですが、当時のような制度を、今議員お話がありました、今回5月27日、国が閣議決定をされて、重点支援交付金の推奨メニューが示されておるところであります。本市には約1,600万の規模の交付金が示されておるところであります、今、実は市内の経済とか福祉団体、あるいは介護、あるいは子育てに関係する事業者の皆さん、あるいはそれ以外の様々な事業所、業界、この重点支援交付金の行方に対して極めて様々な思いとか期待もされておる、これは亀山に限らず県内各地でそのようなことが起こっているところであります。

したがいまして、議員のご提案はこの交付金をリフォーム助成に亀山市として展開してはというご提案でございますけれど、ここは全体の状況の中で総合的に判断をさせていただくことになろうかというふうに思っているところであります。現在は確定をしておりますが、この交付金の活用につきましては、今後、額も一定のボリュームというか莫大なものではございませんので、そこは其中でどのようにするかは検討をしっかりとさせていただきたいと考えているところであります。現時点におきましては、そのように考えているところであります。

○議長（岡本公秀君）

福沢議員。

○11番（福沢美由紀君登壇）

住まいは人権という言葉があるんですけれども、やはりみんなお一人お一人の住まいについて少し補修をしたりするところに市の温かい手が差し伸べられるということが、本当に皆さんの喜ばれる、今までも喜ばれた制度だと思いますんで、それを市の一般財源で丸ごとやってもらっていたということを非常に評価するところなんですけれども、今回私は、これが出てきたのが最近なので、このお話をしようとしたときには全然思っていなかったんですけどね、その交付金の話は。

市単でもやっちょうだいというつもりでおったんですけれども、ぜひとも、今は本当に暮らし

が大変なので、今朝からも新議員が水道料金の基本料金をという話もありました。私たちもそれはもうずうっと言い続けてきましたけど、何かしら広い市民の皆さんに手が差し伸べられる方法を考えていただきたい。その中の一つとして、今日は住宅リフォーム助成制度ということを上げさせていただきました。ぜひともテーブルにのせていただいて、市民の暮らしを見ていただいて検討いただきたいなと思います。今日はこれで終わります。ありがとうございました。

○議長（岡本公秀君）

11番 福沢美由紀議員の質問は終わりました。

これにて、本日予定しておりました通告による質問は終わりました。

以上で本日の日程は終了しました。

明日13日は午前10時から会議を開き、引き続き市政に関する一般質問を行います。

本日はこれにて散会します。

（午後 3時33分 散会）

令和 7 年 6 月 1 3 日

亀山市議会定例会会議録（第 5 号）

●議事日程（第5号）

令和7年6月13日（金）午前10時 開議

第 1 市政に関する一般質問

●本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

●出席議員（17名）

1番	古田吉昭君	2番	櫻木善仁君
3番	深水隆司君	4番	草川卓也君
5番	中島雅代君	6番	森英之君
7番	今岡翔平君	8番	高島真君
9番	新秀隆君	10番	豊田恵理君
11番	福沢美由紀君	12番	森美和子君
13番	鈴木達夫君	14番	岡本公秀君
15番	伊藤彦太郎君	16番	服部孝規君
18番	櫻井清蔵君		

●欠席議員（なし）

●会議に出席した説明員職氏名

市長	櫻井義之君	副市長	山本伸治君
理事	亀淵輝男君	政策部長	笠井武洋君
総務財政部長	原田和伸君	総務財政部参事	佐藤康二君
市民文化部長	小林恵太君	市民文化部次長兼 関支所長	北川明美君
市民文化部参事	関戸繁人君	健康福祉部長	林秀臣君
子ども未来部長	高宮綾子君	産業環境部長	富田真左哉君
産業環境部参事	村田博君	建設部長	高桐美智代君
上下水道部長	松永政司君	危機管理監	木田博人君
会計管理者	原正一君	消防長	豊田達也君
消防部長	豊田賢治君	消防署長	倉田利彦君
地域医療統括官	谷川健次君	地域医療部長	小森達也君
教育長	中原博君	教育部長	大平守君
代表監査委員	上田寿男君	監査委員事務局長	高嶋美季君
選挙管理委員会 事務局長	落合巧君		

●事務局職員

議会事務局長 大泉明彦 書 記 鳥居智子
書 記 山北康仁

●会議の次第

(午前10時00分 開議)

○議長（岡本公秀君）

おはようございます。

ただいまから本日の会議を開きます。

本日の議事につきましては、会議システムに保存してあります議事日程（第5号）により取り進めます。

これより日程第1、市政に関する一般質問を行います。

通告に従い、順次発言を許します。

18番 櫻井清蔵議員。

○18番（櫻井清蔵君登壇）

おはようございます。

それでは、勇政の櫻井ですけれども、一般質問をさせていただきたいと思います。

まず最初に、亀山駅前再開発事業の検証についてということで上げさせていただきました。第1ブロックから第4ブロックの全域における各事業費とその財源の内訳についてでございますけれども、どのような形で推移したのか、また歳出の締めは行われたんですけれども、それについてお伺いしたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（岡本公秀君）

18番 櫻井清蔵議員の質問に対する答弁を求めます。

亀淵理事。

○理事（亀淵輝男君登壇）

亀山駅前整備事業と図書館整備事業の推移でございますが、平成28年から令和4年度にかけて亀山駅前の再開発事業及び優良建築物等整備事業等を行ったものでございます。その再開発事業の中で図書館整備事業も併せて行ったような状況でございます。

その再開発事業の中には再開発ビル及び共同住宅、マンションでございますけれども、これを建設いたしましたして、また亀山駅前の広場及び亀山駅前線、都市計画道路でございますけれども、これを整備したという事業でございます。

亀山駅周辺整備事業と新図書館整備事業に係る総事業費とその財源支出でございますけれども、歳出でございますけれども、内訳についてご説明させていただきます。

平成28年度から令和4年度までの総事業費といたしましては78億9,015万1,693円でございます。その財源内訳でございますが、国費といたしまして37億6,203万4,331円、県費といたしまして600万円、合併特例債といたしまして13億9,900万円、公共事業等債といたしまして17億1,550万円、一般財源といたしまして10億230万7,362円、その

他、図書館の備品、システム費等でございますけれども531万円となっております。

また、一般財源に記載の普通交付税措置分を除いた額を加えました市の実質負担額といたしましては27億5,660万7,362円となっております。

○議長（岡本公秀君）

櫻井議員。

○18番（櫻井清蔵君登壇）

ありがとうございます。

基本的に駅前再開発事業に総額78億9,000万使って、一般財源として10億のお金を使うと。そのうち合併特例債が13億9,900万という形になっています。

基本的に、なぜ、私は駅前再開発事業にこんな多額の費用がかかったのかと非常に疑問に思っております。なぜ、当初は64億ぐらいと記憶しておりますけれども、ここまで大きくなった要因について何らかのお考えを聞かせていただきたいと思っております。その要因。

○議長（岡本公秀君）

亀淵理事。

○理事（亀淵輝男君登壇）

駅前周辺整備事業の事業費が膨らんでおるのではないかとというふうなご質問でございますけれども、当初は64億程度で、第一種市街地再開発組合の事業費としては64億円程度でございました。あと、事業を進める中でマンション等の戸数の関係とか、あと事業の進捗に応じた内容によりまして追加等、また地盤等の補強とか、そういう様々な事業等によりまして、最終的に組合のほうで81億円の総事業費となったものでございまして、そのような事業の移り変わりといいますか、そういう事業の成立の中で動いていったような金額だというふうに考えております。

○議長（岡本公秀君）

櫻井議員。

○18番（櫻井清蔵君登壇）

それは、いろんなずれ、要因があろうかと思っておりますけれども、やはり根本的に開発事業に際して、まず道路関係、御幸1号、6号、7号、8号線、それから亀山新橋の架け替え、そしてそれぞれ別々にもういろいろ駅前の広場の開発等にはいろいろかかったと。にぎわいづくり創出のための市長の公約か分かりませんが、実際出来上がった状況の中で、あまりにもこの事業に対して、にぎわいづくりといえども空き店舗3店舗はいまだに空き店舗であります。それから駅前のロータリーについては朝夕は混雑をします。駐輪場は東側にあるんですけれども、駐輪場の状況は、駐輪場の利用者のあれはぐちゃぐちゃやと。それで今になって、私市長に聞きたいんですけども、今の状況を市長としてどういうふうに認識してみえるか。確かに図書館は移転することによって、図書館利用者が27万人見えるということも聞かせてもろうとしますが、今の状況を市長としてどのように感じているのか。空き店舗がそのまま、これは令和4年にこれも事業としては完了しておるんです。あの2ブロックのね。いまだに空き店舗のままやと。それで朝夕の混雑状況、それって市長としてどのように、確かに混雑するというにはにぎわっておるかも分かりませんが、そうだけど、このにぎわいと混雑のにぎわいととは全然違うと思うんですよ。以前は駅前には二十五、六件の地権者が見えたと、確かに15階建てのビルが建って56戸の入居者があって、地域の住民の数

は増えたか分かりませんが、今の現状を市長としてどういうふうに感じているのか。いろいろ各議員から苦言等もありました。それに対して、今どのように市長として、あれは本当に私の公約どおりで大成功やったという思いがあるのか、その点を聞かせてください。市長。

○議長（岡本公秀君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

おはようございます。

随分この議場でも議員と駅前再開発につきましては十数年来議論をさせていただいて、私の経過での考え方、それから今日における考え方も、もう何度も申し上げてはきておるんですが、今の議員のご質問は、今までの駅前再開発はどうだ、総括も含めてどうだということだというふうに思いますので少し申し上げたいと思うんですが、平成24年度に第1次総合計画の後期基本計画に初めてこれを位置づけ、そして、いわゆる駅前の再生ということで、亀山駅周辺再生整備計画の策定で事業開始をさせていただきました。平成26年の5月に駅周辺の市街地再生基本計画を策定させていただいてきたものでございます。

多くの地域の地権者はじめ地域のまちづくり協議会の皆さん、それから歴代の議会の議員の皆様方、関係者の皆様方、様々な思いも踏まえて、亀山駅周辺の昭和の時代から非常に課題でありました駅前の再生をどうしていくか、この問題につきまして、公として、そして行政としてしっかりこれを未来へつなげていく、そのためのスタートを全庁挙げてスタートさせていただいたものでございます。

その後、様々な協議や準備を重ねながら、平成29年度に亀山市の第2次の総合計画がスタートをいたしました。その中で、前期の基本計画に戦略プロジェクトとしてJR亀山駅周辺拠点力向上プロジェクトの実現に向けた事業としてこれをしっかり位置づけて、本当に多くの方の努力を重ねながら、関係機関のサポートもいただきながら3年前、ようやくこの駅前再開発の事業が一定の完結を得たものでございます。

繰り返しになりますけれど、中心市街地が地盤低下をしていく、そして、そのストックとして魅力あるまちづくりをしていく中で拠点力の向上については極めて有効な事業であったというふうに認識をいたしているところでございまして、必要かつ重要な政策推進であったと考えているところであります。

しかしながら、今の現状の中で今少し触れていただきましたが、これは権利変換の方式を取ったものでございますので、3つのテナントにつきましてはそれぞれのオーナーの皆さんの思いはあろうかと思えますし、しかし、できる限りの早い段階で必要となられるオーナーさんとそれぞれの事業がうまくマッチングされることを望んでいるところでございますけれど、今の渋滞というか朝夕の送り迎えの問題につきましては課題もあろうかと思っておりますので、しっかり課題解消に向けて努力をさせていただくことは当然であろうかと思っております。いずれにいたしましても議員おっしゃられるこの事業がどういう評価なのかということでもありますので、亀山市のまちづくりにとりまして歴史的にも一定のまちづくりとしての大きな大事な事業であったというふうに考えておりますし、これを契機に、さらにまちが活性化していくことをしっかりつなげていく必要があるかというふうに考えているところでございます。

○議長（岡本公秀君）

櫻井議員。

○18番（櫻井清蔵君登壇）

もうちょっと[※]頼みますわ。

ちょっと資料を出していただけないかね、合併特例債活用状況の資料ですけれども。

昨日も伊藤君が新市まちづくり計画といていろいろ質問されました。合併協議会が発足して関町と亀山市とが合併したわけです。新亀山市のときに、新市まちづくり計画の5大事業として、斎場、和賀白川線、野村布気線、関中学校、それから庁舎と、5大事業で93億やったんです。ところが、平成21年に就任されて平成24年に基本計画の見直しがあったと。駅前再開発事業はこのまちづくり基本計画には何も書いていないです。明記していないですよ、これは。確かに庁舎凍結によって、下段にありますように、合併後、庁舎凍結分の合併特例債活用、8事業あります。その中で、「関の山車」会館までは12億8,500万、亀山駅周辺と新図書館で13億9,900万という形の合併特例債の活用がされています。これは庁舎の金が全てこの事業の8事業に行ったわけです。

そして、各青色で示してあります事業は、これは合併特例債を活用せんでも十分できる事業であると私は思っています。なおかつ駅前再開発事業でも、これ今、亀淵理事からもありましたように国費で37億、それから公共事業債で17億等々言われたんですけれども、本来は庁舎で、確かに合併協議で決められた事業をあなたが市長になって庁舎分の25億をこの8事業に使っておるんですよ。これは合併特例債を使わなくてもできた事業なんですよ、これは、何ぼでも。確かに合併特例債は、あなたが就任されたときに、平成21年に就任したときに、合併特例債はあくまで借金であるで次世代へ延ばすと云々と言うていましたけれども、駅前再開発事業は未来を据えろと。それなら庁舎は未来を据えるものではなかったんかということなんですよ。そしてこの8事業をやったんですよ、こちょこちょと。確かに北東分署、それからし尿処理施設、これらは全市民が利益を得る事業です。これはあれでしょう。だけど、そこら辺がですな、この活用された合併特例債の残の5から12までで26億8,450万あるんですよ。これがですね、このような形であなたは順次使うていったんですよ、都合のええように。そうすると、亀山と関との合併協議の約束とはどういふふうに思われてみえるのか。

合併協議、私も参加させていただきました。第14回ぐらいまでですか。だけど、そこで十分協議をやって、そして庁舎というものを建てられないかと、合併特例債で、そして新しい新亀山市を発信していこうやないかというのが基本やったんですよ。それをあなたがにわかに出てきて駅前再開発、それからもろもろの合併特例債の25億のうちの半分以上のお金を駅前に放り込んだと。これはあつてはならんことだと私は思って、このことを質問させてもらっています。

時間がもうないので、少ないもんです。

そうしたら、駅前の図書館ができました。図書館ができたって、図書館の維持管理費、図書館の業務委託、市職員の給与、隣のマンションの管理委託料、清掃費、それから外部の駐車場、私の数字が間違えておったらまた教育委員会のほうで訂正してもらったらええけれども、図書館の外部委託が9,000万ですよ、市職員の費用は分からん、組合負担金は1,400万、面積割でいくと。それから清掃費が2,500万、無料駐車場の外側の駐車場が350万、年間1億1,000万から

※削除あり。207ページに発言の取消し許可あり

1億5,000万ぐらいのお金がこの図書館の費用にかかっているんですよ。これはずうっとですよ。まず移転していなかったら1億の金が浮いてくるんですよ。だから、私はこれがどうなっているかなと、これからやっぱり行政として金がない、金がないと言うけれども、これからこういうようなことに特化していったということは、私はおかしいやないかと思う。あなたは、総合計画というのは首長が替わっても総合計画というものは生きてくるんですよ、首長が替わっても。にわかには首長が替わったのでころっと変えるということはできやんです。庁舎を蹴っておいて、そして、駅前再開発を平成24年に付け加えたんですよ、あなたは。それで今の状況やと。それで、それがしわ寄せになって学校給食センターはできない、学校の施設整備はできない、もろもろのことができないわけですよ、財源不足で。いかがですか。

もしこれが、この6事業、図書館の10億があったら十分給食センターは建っておったですよ。学校も修改善できましたよ。いかがですか。そんな思いはないんですか。一遍市内の学校施設を回って見られたことはありますか。この庁舎もそうですよ、あっちこっち雨漏りする。外壁は一遍塗ったか分かりませんが、各小・中学校でもそうですよ。関の中学校はまだ新しいですよ、だけどやっぱりこれも塗り替えせんならん。だけど、関の小学校はしょっちゅう私行きますもんで、カビまるけのですね、そんな状況なんですよ。そんなことができていないんですよ、こんなことをやっておいたら財源がないようになってきたで。

あなたが就任されたときに財政調整基金は40億を切っていなかったですよ、今15億ですよ。その財政状況を誰がしていったんやと。あなたの責任であると思うけれどもその認識はあるのかなのか、簡単に教えてください。

○議長（岡本公秀君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

幾つかの視点のお話を今問われましたので、まず、にわかには市長が出てきて、平成25年までに庁舎を造るという当時の方向を変えたということですが、平成21年の選挙の大きな争点は、まさに庁舎をどうするか、あるいは優先順位はどうするかということであったと理解をいたしております。それを踏まえて市長に就任をさせていただいて、先ほど申し上げました総合計画、総合計画は本市の中心になる行政と、あるいは市民の皆さんとも、公の場で議会の議決もいただくわけがございますので、総合計画の中に初めて平成24年に駅前の駅周辺地区の再生を掲げさせていただいて、その取組をこれは議会の皆様にもご理解いただき、議員はそうではなかったか分かりませんが、議会としてご理解いただいてそれを進めてきたものでございまして、課題は幾つかあったと思いますが、少しそこは公のプロセスを経て、そして時々の中で判断をしてきたということは、これは誤解のないようお願いをしたいと思います。

それから、亀山駅周辺整備事業による財政負担が様々な事業に影響を及ぼしたのではないかと、特に学校給食センターができなくなったのはこの問題ではないかというご趣旨であろうかと思っておりますが、まず駅前の再開発については今申し上げたとおりであります。市の施策事業の推進に当たっては市民ニーズへの対応や行政課題を克服するために、中長期的な展望の下に他の事業とのバランスを勘案しつつ、施策の効果や財源の見通しなども十分見極めて、総合的に判断をした上で総合計画に位置づけ、進めているものでございます。これに限らず、また事業実施に係る意思決定

や予算につきましては、公の議論を通じて、議会並びに市民の皆様のご理解をいただいで進めてきているものでございます。

現に今、議員がお示しをいただいた合併特例債の12の事業、これのみを今お示しをされましたが、亀山市が今進めております事業、ほとんど主要事業であります、令和7年度でいきますと主要事業は120、それからそれ以外の標準の事業、地味な事業もたくさん入っていますが、これが420ぐらいございますので、主要事業、政策的な事業と、それから標準を合わすと約500の事業が様々動いて市民の皆様暮らしを支え、まちの様々な行政運営を展開しておるものでございまして、決して今の合併特例債の12の事業だけで動いておるんじゃない、もっと膨大な事業の中で、そのバランスとか将来の影響とか、そこを考えて政策判断、事業が回っておるといことは、釈迦に説法でございますけれど、そこは深いご理解をいただきたいと思ひます。

あわせて、先ほど申されましたいわゆる図書館の運営費について、コストは、建設費は先ほど申し上げたような理事が申し上げたような、駅前図書館も含めて総事業費は79億でございましたが、市の実質負担は27億であるストックをつくり上げたということは、全体としては非常に市民の負担、将来への負担も抑える中でできたと思ひております。

しかしながら、公共施設に関わるそれは建設費だけではなくて、その後の運営費、管理費も当然視野に入れて事業決定はさせていただいておるものでございますので、あの時点におきましても、当然今の図書館に関わる事業費も算定の上で、先ほど申し上げたほかの事業への影響とか今後の財政の負担も総合的に判断をさせていただいてスタートをさせていただいたものでございますので、そこは建設費の部分、それからその後の維持管理、運営管理費の部分、そのトータルを当然行政としてはしっかり見極めて事業決定をしているということは、ご理解をいただく必要があろうかというふうに思ひます。

○議長（岡本公秀君）

櫻井議員。

○18番（櫻井清蔵君登壇）

いろいろ言われたけどね。

それなら庁舎建設は、令和12年建設予定が、選挙前には令和12年に建設しますよと言うておって、3期12年って言うておったのが、4期目、5期目当選したので、当選してから、いや庁舎建設は6年延期しますわと。それならあなたは何年するつもりなの、市長を、そうでしょう。実際、これも凍結と一緒にですよ、庁舎建設は、6年延伸ですから、令和18年ということは。違いますかな。そんなことは選挙をする前に言わなあかんで、こんなこと言うんやったら。選挙が終わって当選してから、いや、庁舎は6年延伸して18年にしますのやと。そんなことがあなたの考えどころ変わっておるんですよ。

ちょっと言われましたが、平成21年の選挙は、庁舎を建設するかせんかは争点やなかったんですよ、そんなものは争点やないですよ。いかに旧亀山市民と旧関町民が共に新亀山市として出発するための選挙を平成17年にやって、それで田中亮太市長が就任されて、その後あなたひょこっと出てきたんですよ。出てきたときに何も無いもんで庁舎がどうこうというようなことを言い出したんですよ、あなたが。あなたですよ、それを言い出したのは。凍結ということは誰も思っていないんですよ、庁舎を。あなた1人が思っておったんや、争点がないもんで。違いますかな、そ

う思います。

こればかりやっておってもあきませんので、あと2つあるんですけれども、児童クラブの件は教育民生委員会でやります。時間がないので。

ちょっとこれだけは言うておかなあかんと思ひましてね。3番目のコストコの進出というところ、これは草川議員も質問されましたけれども、ちょっと資料を出しておいてください。

近年のコストコ各店舗の開店状況についての資料をつくらせてもらいました。

各沖縄、滋賀、福岡、山梨がそれぞれの協定の日が書いてあります。沖縄は2023年6月29日、オープンが2024年8月24日、締結からオープンまでかかった時間が422日。滋賀県の東近江市、これは23年の7月5日に締結して24年の8月23日、415日。福岡県の小群市というのかな、22年3月17日で、オープンが24年の11月21日、980日。南アルプス市は22年7月4日で、オープンが25年4月11日、1,012日。亀山倉庫店は、締結が2022年の2月28日です。草川卓也君の質問からいうと本日から2年半後にはオープンするであろうということでしたけれども、今日まで1,201日かかっておるんですよ。2年半を日にすると913日で2,114日になるんです。この表を見て担当部長の答弁によると、何で亀山はできやんのやと、諸機材の高騰やと。諸機材の高騰は亀山市だけなんですかな。ほかの県、市は機材が上がっていないんかな。最短で415日、締結から、最長でも1,012日でできておる。亀山市は1,201日たっておるのにいまだにできておらん。

その中で、あなたがコストコの協定に基づいて都市計画審議会で審査を申し出て、あのエリアを商業地域としての色づけをしましたわな。その後に工事車両、来客者の混雑緩和のために3,900万の市費を投じて右折のラインを造りました。にもかかわらず、いまだに木の一本、雑木の一本も切っていない。進出も草川君への答弁からいくと2年半後になると、そうですわな。買収、伐採、造成、建設、それで来なかったら2年半以上かかりますという答弁でした。どうなっておるんですか、市長。一見勝之さんは今は知事です。最初にコストコが来るといふときに、このコストコ進出についての経過はどうですかといったときに、答弁で、鈴木英敬三重県知事及び亀山市長 櫻井義之さんと、それでコストコのCEOというんかな、何とかと言いましたな、分からん。そこで私らがやってきましたんやと。それで、その英敬さんはいつの間にか4区の国会議員になりまして、一見さんはええ迷惑やわさ、協定書に判こ押さんなんで。

これってどう思ってみえるの。もしこれが2年半後にもできやんだら3,900万円の市費を投じたその責任は誰が取るんやな。何でこういうふうな、みんな終わってから協定書の内容を見たら、全ての事業が終わったらこの協定が発効するんですけれども、だけど、その効力を発揮せん前に3,900万の右折ラインを造って、どう思われますのや、これ。担当部がそういうふうに説明していますけれども、ちょっとその所見を聞きたい。——[※]頼んまっせ。

○議長（岡本公秀君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

先般、草川議員にもお答えを私どももさせていただきましたが、コストコ亀山倉庫店の着工が遅れている要因としましては、資材価格の高騰、労務費の上昇により建設工事費が高騰して、コストコが当初計画をしておられた建設コストを大幅に上回っていることが上げられるものでございます。

※削除あり。207ページに発言の取消し許可あり

コストコからは、今年に入りましてさらに建設費が高騰しておりまして、本市だけでなく国内の計画についても遅れが生じる見込みであり、現在建設費等の上昇が落ち着く時期を見計らっている状況であると伺っているところでございます。

そのような中で、今少し触れられました資料で指摘されたわけではありますが、昨年から今年にかけて他県で開業した店舗につきましては、これはいずれも造成済み、または平たんな土地に建設されておる、そういう店舗でございまして、そのため造成費につきまして令和4年からの著しい物価上昇の影響が少なかったことから、コストコが計画していた建設コスト内に収まって開業に至ったものであろうかというふうに推察をされるものでございます。

いずれにいたしましても、先般も答弁させていただきましたが……。

(「3,900万のこと言うてみたら」の声あり)

○市長（櫻井義之君登壇）

3,900万の当時としては早急な立地に向けた準備をしていくという中で本市としては必要な判断をさせていただいたものでございますし、当然産業立地をどうするか、あるいはそれは雇用であったり企業活動、あるいは税収等々の影響も踏まえて、あの当時もそうですが、いかに亀山市としては早期に産業立地を進めるかと、こういう判断の中で判断させていただいたものでございます。

いずれにいたしましても現在も進行中の案件でございますので、非常にデリケートな企業判断とか企業情報もあるわけでございますので、できるだけ早期にこれが動いていけるように、私どもとしてもできることはさせていただきたいと考えているものでございます。

○議長（岡本公秀君）

櫻井議員。

○18番（櫻井清蔵君登壇）

だから3,900万の責任は誰が取るのというのと、来なかったら。来るだろう来るだろうと早いところやって、そして、やったが来たら誰が責任を取るんやな。立地条件がよかったってそんなもん、コストコの目標は日本国全体に100店舗造るとというのが目標なんですよ、コストコの店舗展開は100なんですよ。その中の1つで立地条件云々というならば、そんなんやったら判こつかないですやんか。一見さんは知らんで、けど櫻井義之さんは来てほしいから押すわさ。そうすると、コストコの社長かオーナーか知らんけど、その方だって十分調べた中で判こを押しておるわけやわさ、協定書に。それが物価が高いついて、そんなんやったらあなたは言い訳しかしておらんがな、言い訳でしょう、これ。そんなもんは企業が、ましてや外資ですよ、外資の企業は、そういうそろばんができやんような外資はおらんと私は思う。シャープしかり、鴻海もしかり。

外資企業が日本へ進出するのに目標100店舗のうちの1つが亀山市です。というのは、売り込みは亀山インターの近くである、これが売り込みなんですよ。東西南北に縦貫道路が通って環状線があると。だからここがええと。それをあなたと鈴木英敬さんが共によいしょよいしょで進めていったんですよ、何やらトップセールスというんだったかな。そうして協定書を結んだ、これはえらいこっちゃと、他市の開店したところは混雑が激しいもので早いところ右折ラインをせんことにはあかんといって、当初予算に計上された予算が、私の数字が間違っておったか分かりませんが、6,900万やったと思うんですよ。それが、入札の結果3,900万で落札しておるんですよ、

それを指しておるんですよ。

これ、長い目で見てくれと言うけれども、ただ令和8年に開業予定ということで、それなら亀山市の私の息子や娘らもコストコの会員になっていますが、こんなふうに言っていましたわ。近江まで高速道路を使わなくても一時間以内に行けるのやでもうええやないか亀山市になくてもと、できやんでも、あそこへ行けばええのやでと。

それで、市長として、コストコの判断もあると思うんですが、ただ、一番のあれは右折ライン、それを何で造って、もしコストコが来たときにどういうふうなけじめをつけられるのか、それをちょっとお伺いしたい、簡単に。来なかったときのけじめ、世の中にはけじめというのが要るのや。

○議長（岡本公秀君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

その件もこの場で、今までも考え方をお示しさせていただいてきたものでございます。亀山市が産業立地を通じて、まちがこれからも本当に活力を持っていく、その上での判断をさせていただいたものでございまして、そういう意味では、現在、今も進行中でございますので間違った情報、あるいは非常にデリケートな情報、企業立地に関わる情報を公の場でやっぱり、しっかりこれは管理していく必要があるかと思えます。その意味で協定の内容としても、先方のいろんなご事情やいろんな考え方も含めて今日に至っておるわけですが、この事業を進めていく建設時期を見極めるかの判断は、あくまで事業者であるコストコが行うものでございます。

さらに、こうした判断は、何度も繰り返しますが企業の事業戦略に基づいた非常にデリケートなものでございますので、市がコメントすることについては事業進捗に影響を及ぼすことは避けなくてはならないというふうに思っているところでございます。

今の右折レーンについては、あのエリアが本当に亀山市にとりまして産業基盤、そして産業立地として雇用の創出に非常に大きなポテンシャルを持ったエリアでございますので、私どもとしてはそれを支援していく、そういう姿勢の中であの判断をさせていただいたものでございまして、今後、今2年半後にということは、どんな手続でどれぐらいかかるのかという草川議員のご質問にお答えをさせていただいたものでございますが、何度も申し上げますけれど、建設時期の見極めとか、事業者として様々なご事情や経営判断があるかと思えますので、それをしっかり見極めていく必要があるかと思っているところでございます。

○議長（岡本公秀君）

櫻井議員。

○18番（櫻井清蔵君登壇）

コストコの経営戦略とかそのようなことは、それはコストコの内部で企画するところがやると思っていますよ。ただ、右折ラインの審議はこの亀山市議会、公の場で審議をして可決されて、それで市民のお金を使うてあれを造ったんですよ。だから、私が尋ねておるのはコストコが来なかった場合に、支出したお金は、判断はどうするんですかということをお聞きしておる。

もう時間がないので、止められるとあかんで、2番目に書いた放課後児童クラブの件については教育民生委員会でさせていただきますので、今私の尋ねておるのは公の場でやったその3,900万の在り方、コストコはどこも関係ないですよ。あなたの判断で予算を計上して、この議会で可決

をして執行された予算なんですよ。市民の血税なんですよ。それに対して、コストコが来なかったときにどのような責任を取られるのかということです。

○議長（岡本公秀君）

櫻井市長、簡潔にお願いします。

○市長（櫻井義之君登壇）

来なかった場合という仮説のご質問でございますので申し上げることはありませんが、今の状況の中で私どもは亀山市の産業、雇用のために産業立地を促進していくという、そして今現在、その進行中の中でしっかり最善の努力をしていくということが行政としての責務であるということでありますので誤解や間違った情報にならないように、ぜひとも、議員の思いはあろうかと思ひますし、賛同されておられないんであろうかと思ひますけれど、しかし、今努力をしながら亀山市の産業立地を進めておるといふ状況にあることはぜひともご理解いただき、ご協力いただきたいというふうに思ひます。

○議長（岡本公秀君）

18番 櫻井清蔵議員の質問は終わりました。

会議の途中ですが、10分間休憩いたします。

（午前10時48分 休憩）

（午前10時58分 再開）

○議長（岡本公秀君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

この際お諮りします。

18番 櫻井清蔵議員から、先ほどの一般質問において不適切な発言があったとの理由により、その一部を取り消したいとの申出がありましたので、会議規則第63条の規定により取消しの申出を許可することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（岡本公秀君）

ご異議なしと認めます。

櫻井清蔵議員からの発言の取消しの申出を許可することに決定いたしました。

次に、10番 豊田恵理議員。

○10番（豊田恵理君登壇）

それでは、通告に従い質問いたします。

大きく3つの項目のうち2つ、最初に亀山版Jークレジット創出事業についてさせていただきたいと思ひます。

亀山市は、令和7年3月3日に森林由来のJークレジット創出及び販売の実施を行うため協定を結びました。

まず最初に、このJークレジット創出事業とは何かの答弁をお願いいたします。

○議長（岡本公秀君）

10番 豊田恵理議員の質問に対する答弁を求めます。

富田産業環境部長。

○産業環境部長（富田真左哉君登壇）

Jークレジット制度につきましては、省エネルギー設備の導入や再生可能エネルギーの利用による二酸化炭素などの排出削減量や、適切な森林管理による二酸化炭素の吸収量をクレジットとして国が認証し、そのクレジットを企業に販売できる制度でございます。

また、亀山版Jークレジット創出事業につきましては、森林経営管理制度により森林整備を進めております森林資源を活用し、適切な森林管理による二酸化炭素等の吸収量をクレジットとして国の認証後、販売するもので、協定を締結しました民間事業者と連携して進めてまいります。

○議長（岡本公秀君）

豊田議員。

○10番（豊田恵理君登壇）

このJークレジット創出事業において、先ほどもご答弁ありましたように、亀山市は森林経営管理制度により経営管理がなされた森林のCO₂の吸収量をクレジットとして活用し、財源確保の一つの手段としていくということです。

資料のほうをご覧ください。

制度自体がちょっと難しいというか、分かりにくいと思われましたので資料を提出いたしました。こちらでいうJークレジットのつくる人側の部分が亀山市になり、Jークレジットを使う人のほうが企業とかそういったところで使っていただくというふうなやり取りが行われるというふうな形でこの資料を見ていただければと思います。

亀山市では、森林経営管理制度が森林所有者による経営管理が行われていない森林について市町村が仲介役となって経営管理するというものであり、亀山市は令和元年からこの制度を開始しています。

そこで、このJークレジット創出の土台となる亀山市の森林経営管理制度の進捗状況についてお答えください。

○議長（岡本公秀君）

富田部長。

○産業環境部長（富田真左哉君登壇）

現在、市内の森林整備の必要性が高いと判断した区域から順次森林整備を実施しており、令和6年度末時点で坂下地区におきまして約131ヘクタールの森林整備が完了しております。今後につきましても、毎年約40ヘクタールの森林整備を進めてまいりたいと考えております。

○議長（岡本公秀君）

豊田議員。

○10番（豊田恵理君登壇）

進捗状況を聞きました。森林経営管理制度、これを進めていけば確かに管理された森林が増えるのですが、当然亀山市の管理地が増えるため、その負担も増えていきます。そこには森林環境譲与税など税金が投与されるので、なかなか市民には負担が見えづらい中で、森林の保全だけでなく活用を考え、そのための財源を今後つくっていかねばならないのではないかという質問を平成31年3月議会で指摘したんですけれども、このJークレジット制度というのは、まさにこの整備し

た森林を活用し、財源をつくるための手段と考えてよいのでしょうか。

○議長（岡本公秀君）

富田部長。

○産業環境部長（富田真左哉君登壇）

このJークレジット制度につきましては、まさに森林経営管理事業での森林整備を活用した財源確保策であると存じます。

○議長（岡本公秀君）

豊田議員。

○10番（豊田恵理君登壇）

次に、3者協定、協定の内容について聞いていきたいと思えます。

亀山市はJークレジット創出事業において3者協定を結んでおります。この協定において、ほかの2者はそれぞれどのような役割を担っているのか、お答えください。

○議長（岡本公秀君）

富田部長。

○産業環境部長（富田真左哉君登壇）

森林経営管理制度を活用いたしました亀山版Jークレジット創出事業につきましては、西日本電信電話株式会社三重支店、株式会社地域創生C oデザイン研究所、本市の3者で協定を締結いたしましたところでございます。

2者の役割といたしましては、株式会社地域創生C oデザイン研究所は、Jークレジット創出事業の国の認証手続、認証後のクレジットの販売等を行います。また、西日本電信電話株式会社は、自社の関連企業への販売につきましてパイプ的な役割を行ってまいります。

○議長（岡本公秀君）

豊田議員。

○10番（豊田恵理君登壇）

では、亀山市としてはこの事業にどのように関わっていくのかということですが、役割とその仕事内容というのを具体的に示していただきたいと思えます。

○議長（岡本公秀君）

富田部長。

○産業環境部長（富田真左哉君登壇）

本市の役割につきましては、森林経営管理制度に基づき、森林所有者への意向調査、森林の境界明確化、森林の状況を確認した後、森林経営管理権集積計画を策定いたします。策定後は20年間にわたり対象森林を所有者に代わり、市が森林整備等の管理を行うものでございます。

また、その事業結果を協定締結事業者の株式会社地域創生C oデザイン研究所などに情報提供し、Jークレジット創出に反映させていく役割を担ってございます。

○議長（岡本公秀君）

豊田議員。

○10番（豊田恵理君登壇）

亀山市としては森林、こちらの制度のほうを進めていき、その情報提供を行っていくということ

で確認をさせていただきました。

このJ-クレジット創出事業において、亀山市では森林のCO₂の吸収をクレジットとして活用していく。活用することでそれを財源化していくということだと思えるんですけども、では具体的にどのぐらいの面積の森林を活用し、その森林がどのぐらい利益を出すと試算しているのか、具体的な数値が分かるようでしたら教えてください。

○議長（岡本公秀君）

富田部長。

○産業環境部長（富田真左哉君登壇）

本事業の概算収益でございますが、森林1ヘクタールで5トンの二酸化炭素吸収量、二酸化炭素吸収量1トンを約8,000円としており、森林面積1ヘクタールで約4万円のクレジット販売収益が見込まれます。本事業の協定期間である10年間で試算した場合は、実質の創出対象面積を約2,100ヘクタールとして、全体のクレジット販売収益は約8,400万円を見込んでおります。

○議長（岡本公秀君）

豊田議員。

○10番（豊田恵理君登壇）

具体的な数値を示していただきました。10年間で2,100ヘクタールで8,400万円を見込んでいます。

ただ、これは3者協定をすることによって、その収益の分配はそれぞれどのぐらいになるのか、その分配方法について教えてください。

○議長（岡本公秀君）

富田部長。

○産業環境部長（富田真左哉君登壇）

収益の分配でございますが、まずクレジットの販売収益から事業支援者である株式会社地域創生COデザイン研究所の諸経費等を除いた収益の54%に当たる約4,500万円が10年間で本市に分配される予定でございます。

○議長（岡本公秀君）

豊田議員。

○10番（豊田恵理君登壇）

制度について、私は昨年の今頃にこの制度を知ったんですけども、亀山市でも参入すると聞いたので仕組みを調べてみました。そのときに、少しふるさと納税の仕組みに似ているかなと感じたんですけど、どこが似ているかというと、ふるさとを思う気持ちであったり二酸化炭素の吸収という目に見えないものを価値としてお金に換算する仕組みであること、それからJ-クレジットという利益を得るために委託業者が何社も入って、事務負担量は減るんですけども、その分委託料が増えるという、この仕組みがちょっと似ているなというふうに感じました。

ふるさと納税では多くの寄附は集まりますが、同時に委託業者に流れるお金も寄附が集まれば集まるほど増えていきます。

そこで聞くんですけども、この仕組みは自力では職員の負担が大きくなってしまおうのか。要するに、利益と負担のバランスなど、きちんと考えた上で3者協定をしたのかということについてお

教えてください。

○議長（岡本公秀君）

富田部長。

○産業環境部長（富田真左哉君登壇）

Jークレジット創出事業は、森林所有者のJークレジット参加の同意取得やJークレジット創出事業の計画作成、登録申請書作成、妥当性確認報告書等の申請書類等を作成し、国の審査機関に申請や認証後のクレジットの販売を行っていく必要がございます。これらの事務を協定締結事業者を実施していただくことにより事務負担を大幅に軽減できます。

また、市単独で事業を行う場合は販売先を確保できるか不透明であります。協定締結事業者の他企業との関わりにより安定した販売先を確保していただけると存じます。

また、今回の協定につきましては、収益を案分して本市に分配する成功報酬型の事業スキームでございますことから、本市の歳出予算措置が不要となっております。

○議長（岡本公秀君）

豊田議員。

○10番（豊田恵理君登壇）

それでは、最後に今後の進め方について聞いていきたいんですが、まずJークレジット創出事業を亀山市では森林で進めるということですが、他市や他企業の事例というのはどのようなものがあるのか。このJークレジット自体が温室効果ガスの排出削減や吸収量の増加につながる事業に関してということなので、ほかにもあると思うので具体例をお願いいたします。

○議長（岡本公秀君）

富田部長。

○産業環境部長（富田真左哉君登壇）

県内では、松阪市が令和6年3月に認証を受け、市有林及び森林経営管理制度における民有林におきましてJークレジット創出事業を行っております。また、企業における取組事例としましては、照明設備のLED化や太陽光発電設備の導入、ヒートポンプの導入による熱源設備の更新などの事例がございます。

一方、販売による収益を目的とするだけでなく、自社の低炭素社会実現への貢献を目的として取り組まれている事例もございます。

○議長（岡本公秀君）

豊田議員。

○10番（豊田恵理君登壇）

それでは、森林以外で亀山市が今後Jークレジットを創出できそうなことというのは考えているのでしょうか。

○議長（岡本公秀君）

富田部長。

○産業環境部長（富田真左哉君登壇）

本市におきましては、まだJークレジット創出事業の国の認証申請に至っておりませんので、まずは今回の亀山版Jークレジット創出事業を進めてまいりたいと考えております。

しかしながら、将来的には、先ほど申し上げました他市や他企業の事例などを参考としまして新たな取組を検討することもできるかと存じます。

○議長（岡本公秀君）

豊田議員。

○10番（豊田恵理君登壇）

私も、やっぱり亀山市自体がとても森林が多いまちでもありますので、森林に関してやっていくことはとても適していると思いますし、亀山市が目指すところもそうなのかなというふうに思いますので、最後に聞くのは、亀山市がこのJークレジット創出事業に取り組む目的について、この事業を今後どのように活用していきたいか、目指す展望を教えてください。

○議長（岡本公秀君）

富田部長。

○産業環境部長（富田真左哉君登壇）

本市では、これまで森林経営管理事業による間伐の実施に当たりまして1ヘクタール当たり約30万円の委託料を要しておりましたが、Jークレジット創出事業に取り組むことで収益を生むことができ、さらなる森林整備等を推進することが見込めます。

また、市が収益を得るだけでなく、企業等のCSR活動やカーボンオフセットの取組に貢献できるという一面もございますことから、今回本事業に取り組むこととしたところでございます。

今後は、さらに森林経営管理事業の推進にも努め、Jークレジット創出事業の対象となる森林を増やすとともに、本来の森林整備の大きな目的である森林の多面的機能の維持発揮に努めてまいりたいと考えております。

○議長（岡本公秀君）

豊田議員。

○10番（豊田恵理君登壇）

そうですね、Jークレジット制度については亀山市にはとても適していると思いますので、研究のほうはしっかり進めていただきたいと思います。

続きまして、次の質問に移りたいと思います。

企業版ふるさと納税についてです。

企業版ふるさと納税は、令和5年の総務委員会の所管事務調査でも財源確保の分野の一つとして扱われました。当時は令和6年度までの制度という制限もございましたが、それが今は延長されまして、令和7年度もこの制度は続いております。

まず、この制度についての概要を教えてください。

○議長（岡本公秀君）

笠井政策部長。

○政策部長（笠井武洋君登壇）

企業版ふるさと納税は、地方公共団体が実施する国の認定を受けた地域再生計画に位置づけられた事業に対し、企業が寄附を行った場合に税制控除の特例措置が受けられる地方創生応援税制でございまして、平成28年度に創設され、令和2年度税制改正により制度拡充が図られております。

具体的には、寄附額の最大6割の法人関係税の税額控除と従来からの損金算入による軽減効果、

これが寄附額の約3割でございますが、これらを合わせて当該寄附に係る税の軽減効果を最大9割とするものでございます。

また、寄附額は事業費の範囲内とし、その下限は10万円と低めに設定されているほか、制度の趣旨から本社が所在する地方公共団体への寄附は対象外となっております。

なお、この特例措置は国の令和7年度税制改正により、令和6年度までとされていましたが終期が3年間延長されて令和9年度までとなっております。

○議長（岡本公秀君）

豊田議員。

○10番（豊田恵理君登壇）

企業版ふるさと納税とは、先ほども説明ございましたが、企業の寄附額の最大9割に相当する税の軽減効果があることから、現在もこの制度を活用する企業からの寄附は年々増加し続けていると聞いております。

また、よく知られている普通のふるさと納税と違う点として、返礼品など経済的な利益を受け取ることが制度上禁止されており、支援したい地方創生事業に直接寄附するため、自治体との新たな関係の構築につながる可能性も高いことが特徴でもございます。

そこで、亀山市の企業版ふるさと納税の実績について、これはどうなっているのか答弁をお願いいたします。

○議長（岡本公秀君）

笠井部長。

○政策部長（笠井武洋君登壇）

企業版ふるさと納税の実績でございますが、本市は令和3年3月に地方創生応援税制に係る地域再生計画の国の認定を受けまして、その後、昨年度末までの3年間で延べ6社から総額7,160万円の企業版ふるさと納税によるご寄附をいただいております。

これらの寄附金につきましては、寄附者のご意向を尊重し、子育てやまちの魅力化に資する和田保育園保育室増設事業や民間保育所等整備事業、公園施設長寿命化事業、アプリdeウェルネス推進事業の4事業に財源活用させていただいております。

○議長（岡本公秀君）

豊田議員。

○10番（豊田恵理君登壇）

令和5年の総務委員会では、亀山市の企業版ふるさと納税では具体的な取組手法が示されておらず広報機能が弱いのではないかと、トップセールスなど能動的に多くの企業と接触したり、お願いしていく必要があるのではないかなどの意見が出されましたが、この企業版ふるさと納税制度を活用するために、現在どのようなことを担当として行っているのでしょうか。

○議長（岡本公秀君）

笠井部長。

○政策部長（笠井武洋君登壇）

広く企業版ふるさと納税制度を活用いただくため、本市におきましては、これまで市ホームページにおける制度の紹介や、各年度において制度を活用できる事業等のPRを行いますとともに、国

の企業版ふるさと納税ポータルサイトへの掲載を通じた情報発信に取り組んでまいっております。

また、制度概要や本市における活用実績、寄附を活用できる事業などを分かりやすくまとめたPRパンフレットを作成、内容更新をいたしまして、亀山市雇用対策協議会の会員事業所をはじめ、企業訪問時等の機会を通じまして制度周知を図り、活用促進に努めているところでございます。

このほか、令和7年度税制改正により、令和6年度までとされていた企業版ふるさと納税の特例措置期間が3年間延長されたことを受けまして、本年3月には引き続き制度活用を図っていくため、本市の地域再生計画の計画期間を現行の第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略の計画期間に合わせまして本年度末まで延長する変更を行いまして、国の認定を受け活用環境を確保しているところでございます。

○議長（岡本公秀君）

豊田議員。

○10番（豊田恵理君登壇）

次の項目に移りますが、今後の取組として聞いていくつもりですが、まず全国的な企業版ふるさと納税制度の動きについて聞いていきたいと思えます。

当時は令和6年度末までの限定的な制度という空気もあり、なかなか動きが鈍い感もありましたけれども、制度延長がされている、つまり一定の効果が判断されているのだと思えますが、この制度を活用している自治体というのは実際増えているのか。

また、企業版ふるさと納税の寄附額や参加企業はどのぐらい増えているのか、この制度の全国的な傾向、そして今後の見通しを教えてください。

○議長（岡本公秀君）

笠井部長。

○政策部長（笠井武洋君登壇）

内閣府公表の全国における企業版ふるさと納税の令和5年度の寄附実績を見ても、令和4年度比で寄附受領した地方公共団体の数が約1.1倍の1,462団体、寄附額が約1.4倍の約470億円、寄附件数が約1.7倍の1万4,022件、寄附を行った企業数も約1.6倍の7,680社と、この制度が企業、地方公共団体の双方に広く浸透し、拡大基調にあることがうかがえるところでございます。

一方、国におきましては地方創生2.0を推進する中で、従来の枠組みを超え官民連携を強化しながら地域の持続可能な発展を図っていく方向で、現在、今後10年間で集中的に取り組む基本構想の取りまとめが進められているところでございますので、地方創生の取組の加速化が期待されるところでもございます。

こうした現状を踏まえますと、今後も企業版ふるさと納税制度は地方公共団体が行う地方創生の取組への寄附を通じて、企業が地域の課題解決に貢献する有効な仕組みとして維持されていくものと見通しているところでございます。

○議長（岡本公秀君）

豊田議員。

○10番（豊田恵理君登壇）

全国的にも加速度的に広がっているということを確認しました。

では、亀山市としては、この企業版ふるさと納税を今後どのようにしていきたいのか。これは、総務委員会の報告書でも企業版ふるさと納税に関する具体的な取組手法が示されておらず市の姿勢も不明確であるなど指摘ございましたが、そこは改善されたのか、今後の取組についての考え、これを聞きたいと思います。

○議長（岡本公秀君）

笠井部長。

○政策部長（笠井武洋君登壇）

令和5年度の総務委員会所管事務調査におけるご提言も踏まえまして、今後も市ホームページや国のポータルサイトの関連情報の更新充実を図りながら、制度概要や寄附までの手順、本市が地方創生プロジェクトとして取り組む寄附対象事業等について、より分かりやすく関心を企業様から持ってもらえるような情報発信に努めるとともに、市独自のパンフレットも用いながら企業との様々な場면을捉えて制度PRを行ってまいりたいと考えております。

一方、現行の第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略は、この計画期間が本年度末で終了することとなりますので、現在、次期総合計画の策定と併せて令和8年度を始期といたします次期総合戦略の策定作業を進めているところでございます。策定後は、速やかに企業版ふるさと納税の特例措置期間が延長された令和9年度まで制度活用が図れるよう地域再生計画を改定し、国の認定を受けてまいることといたしております。

また、地方創生応援税制である本制度は、本市にとって財政構造改革骨太方針2024の集中改革期間における歳入の確保や、社会貢献される企業とのパートナーシップ関係の構築などにつながる効果的な取組であると考えておりますので、引き続き積極的に制度活用を図ってまいりたいと考えておりますし、全国的に制度活用が拡大基調にある中で、他自治体での取組事例等も踏まえつつ、さらなる効果的な制度運用に向けた研究も行ってまいりたいと考えているところでございます。

○議長（岡本公秀君）

豊田議員。

○10番（豊田恵理君登壇）

最後に私の意見ですが、企業版ふるさと納税制度は普通のふるさと納税と違って返礼品などの経済的な利益を受け取ることが制度上禁止されております。企業が支援したい地方創生事業に直接寄附するのが特徴です。だからこそ企業が応援したいと思わせる内容の事業であること、そして、その熱意を伝える努力というのが大変重要になってくると思っております。

亀山市で今後すべきことの一つは、応援してほしい事業をより具体化することです。例えば、企業版ふるさと納税の成功例で有名な北海道の大樹町、こちらは宇宙関係の開発をよくやっているんですけども、北海道スペースポート整備と航空宇宙関連企業支援プロジェクトというものを立ち上げて1,095万円、42件の寄附を集めております。また、徳島県の神山町では、私立高等専門学校「神山まると高専」という学校を開校するためのプロジェクトをつくってございまして7,700万円の寄附を集めております。亀山市では、じゃあ何をしたいのかというのを、もっとこう具体的なプロジェクトを考えていく必要がまずあるのではないのでしょうか。

2つ目に大事なものは、市長のトップセールスと担当課の積極的な取組姿勢です。例えば、群馬県前橋市は企業に企業版ふるさと納税案内書面を書いた手紙の送付を全庁的に行っております。寄附

いただいた企業には、感謝状贈呈式で市長も積極的にその企業とコミュニケーションを行うのでリピートも多いと聞いております。また、大阪府泉佐野市では、担当課が企業への電話や訪問で営業活動を強化し実績を今上げております。その金額は非公開も多く分かりませんが、ホームページで私が数えた限りでは、参加企業は令和5年度56社、そして令和6年度では89社、そしてその中にも制度のリピーターはとても多かったです。

つまり、企業版ふるさと納税で成功している、積極的に活用して財源を確保している自治体というのは、進めたい事業が企業に向けて具体的にアピールできていること、そして市長のトップセールスと担当課の活発な営業活動、この2つが大きいと思うのです。

そこで、私としては市長が率先して頑張ってもらいたいのですが、いかがでしょうか。

○議長（岡本公秀君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

企業版ふるさと納税は歳入確保の視点からも極めて有効で重要だと、このように思っております。そのようなことで、これまでも商工会議所における講演時での制度周知とか企業訪問時におけるPRなど、これは市長自身、私自身が様々な場面でPR等々はさせていただいてきたところではありますが、今、本制度の特例措置期間の延長は、全国市長会を通じてこれが実現いたしましたので、今後の3年間延長決定がなされる中で、本市としてはこの制度活用を含めて、そして今議員ご提案いただいたようなターゲットを明確にとり、市長を先頭に現場というか営業活動を展開する。うちは、特に昨年度から延べ6件、7,100万ではありますが、当然市長も頑張りますし、担当も現場も頑張っているのですが、副市長も実は頑張っておりまして、そういう中で本当にぜひともここはしっかり我々の思いを届けていただいて共感いただきたいなと思っておる。

また、できますれば、お顔の広い議員の皆様方からも、ぜひアプローチ、応援をいただいて亀山市に対する企業版ふるさと納税がさらに増えていけるようにしっかり取り組ませていただきたいと思っております。

引き続きまして、企業訪問時など様々な機会を通じまして私自身も積極的なPRに努めてまいりたいと考えておるところであります。

○議長（岡本公秀君）

豊田議員。

○10番（豊田恵理君登壇）

私もPRをやっています。やっているんですけども、やはり私の感覚としましては知らない方が多いです。企業版ふるさと納税とふるさと納税の違いが分からないという方もいらっしゃいますし、知らないというのが一番大きいかないという感じがしますので、やはり今、PRのためにパンフレットを作っていたりもございますけれども、そういったものを活用しながら全庁的に進めたいなと思います。

現在、亀山市では骨太方針に沿って各部署が予算を削り、全庁的に苦勞をしております。やるべきことも予算がなくてできない、ここでこそ市長がトップとして、また担当課が先んじて営業に走って汗をかいてもらって稼ぐ気概を見せていただければと思います。

企業版ふるさと納税ではそれができる制度であり、またここで他市に負けない気概を見せてほし

いと願って、この質問を終わりたいと思います。

最後に、市職員の働き方改革について質問させていただきます。

先日行われた市政に関する現況報告の中でも、労働力人口の減少や民間企業の採用状況の影響を受け、公務職場においても必要な職員の確保がますます厳しい状況になっているとあり、そこで亀山市は職員の働き方改革として、これまで5日間であった夏季休暇を本年度は2日増やし7日間とするとともに、取得期間も延長し、休暇制度の充実を図ったとの報告がございました。

今回は、働き方改革、主に勤務時間について質問をさせていただきたいと思います。

桑名市の本庁の開庁時間が10月6日より1時間15分短縮されると先月末に報道がございました。開庁時間が短縮されるのであって職員の勤務時間は雇用契約どおりなので短縮されるわけではないのですが、市職員の負担軽減、そして時間外勤務の削減にはつながることが期待されております。桑名市の開庁時間の短縮についての具体的な内容は、あまり利用のない午前9時以前と午後4時半以降を減らすことで開庁時間を午前9時から午後4時半まで、トータル1時間15分の短縮をするというものです。

こういった開庁時間の短縮は全国的にも広がっているそうですが、まず最初に、亀山市の現在の開庁時間はどうなっているのか、また亀山市本庁の午前9時以前や午後4時半以降の利用率というのはどのくらいなのか、答弁をお願いいたします。

○議長（岡本公秀君）

原田総務財政部長。

○総務財政部長（原田和伸君登壇）

本市の市役所の開庁時間につきましては、祝日、休日及び12月29日から1月3日を除く月曜日から金曜日までの午前8時半から午後5時15分まででございますが、一部の業務につきましては、日曜窓口として日曜日の午前8時半から正午まで開庁をしております。

また、図書館や歴史博物館につきましては、本庁舎とは別に開館日、時間を定めております。

それと、午前9時以前と午後4時半以降の利用率ということでございますが、各窓口や部署、施設における時間ごとの利用者数や利用率について全てを把握しているものではございませんが、例えば市民課窓口の番号発券機を設置しておりますが、この発券状況では今月の6月4日、5日のところで申し上げますと、午前9時以前の利用率は約2.6%、午後4時半以降は8.2%であり、合計で10.8%でございました。

○議長（岡本公秀君）

豊田議員。

○10番（豊田恵理君登壇）

次に、亀山市の本庁で働く職員の勤務時間について聞きたいと思います。

勤務時間の取決めというのも当然様々な形があると思いますが、やはり中で働いている方しか具体的なことは分からないので、こういった働き方があるのか事例など分かりやすく教えてください。

○議長（岡本公秀君）

原田部長。

○総務財政部長（原田和伸君登壇）

職員の勤務時間につきましては、亀山市職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び規則において

定められておりました、原則として月曜日から金曜日までの5日間において、8時半から午後5時15分までの7時間45分、これは休憩時間を除きますが、を割り振られております。基本的にはそういった勤務時間でございますが、そのほかに勤務時間の弾力化制度というのを実施いたしておりました、これにつきましては1週間に38時間45分の勤務時間、これは定められているんですが、その週の中で1日当たりの勤務時間を調整する制度でございます、例えば午後5時15分以降に定時後に会議があって、臨時的に2時間の勤務延長が必要な場合に時間外勤務とするのではなく、その週のほかの日の勤務時間を2時間短縮するものでございます。

これにつきましては、通常勤務時間以外に20パターンがございまして、それにより職員の弾力的な勤務時間の弾力化をするという、そういった制度でございます。

○議長（岡本公秀君）

豊田議員。

○10番（豊田恵理君登壇）

最近では社会状況が急激に変わってきておりました、働き方や生活様式も随分変わってきております。子育てや介護を抱えた共働き世帯が増えるなど、生活を維持するためには勤務時間に対する柔軟性も求められる時代になっておりました、先ほどの勤務時間の弾力化制度というのはそれに適しているのかなとは思いますが。

亀山市の本庁で働く職員の勤務体制として、フレックスタイム制というのは採用していないのでしょうか。

○議長（岡本公秀君）

原田部長。

○総務財政部長（原田和伸君登壇）

ワーク・ライフ・バランスを推進するため働き方の多様化が進む中、事業所が採用する労働時間制度についても変化をしてくれているところでございます。その制度の中でも、主に変形労働時間制でありますとかフレックスタイム制が多く事業所で採用されているところでございまして、本市におきましては、これは労働基準法に基づくこれらの制度に代わるものといまして、本市独自の制度として、先ほど少し申し上げましたが、勤務時間の弾力化制度を従前から、これはもうかなり前から導入しているところでございます。これにつきましては、先ほども申し上げましたが、1週間に38時間45分という週の労働時間を変えずに勤務時間を長くしたり短くしたりといった制度でございます、これにつきましては1週間の勤務時間を合理的に運用できるとともに、職員のワーク・ライフ・バランスや時間外勤務の時間の削減にもつながるものというふうに考えております。

○議長（岡本公秀君）

豊田議員。

○10番（豊田恵理君登壇）

このような質問をさせていただきましたのは大阪府の寝屋川市の勤務体制の記事を最近見つけたからなんですけれども、寝屋川市では令和元年に一般的なフレックスタイム制ではなく、必ず勤務しなければならない時間帯、コアタイム、これを定めない完全フレックスタイム制を令和元年から導入しております。寝屋川市の場合は桑名市の事例とは反対に、開庁時間を8時から20時に拡大

し、その分、17時半以降を予約制にしたり勤務時間の見える化を進めるなどして、様々な工夫をすることで、この勤務体制、この制度を維持し続け、その成果として労働生産性が向上し、時間外勤務の削減をしております。

もちろん、完全フレックスタイム制にすることで自由に勤務時間が組めるというメリットがある反面、人と集まる時間の調整、こういったものが難しくなるなどデメリットもありますが、一方で、令和元年から始まったこの制度の利用率が年々増えており、昨年3月時点でこの制度の利用率が93%まで上昇していることや、寝屋川市の職員採用試験の応募者数が増えていることにつながっているというのは、やはりこの制度に一定のニーズがあると認めるべきであり、今後、亀山市でも研究すべきテーマではないかと思ったので質問をさせていただきました。

寝屋川市では勤務時間を調整することで、子育てや介護だけでなく、自分の時間として大学やジムなどに通うなど自己研さんに励んだり、自分に合った生活スタイルをうまくカスタマイズする職員も多くいるということですが、このような勤務時間体制の在り方、職員の働きやすい考え方、環境づくりを考える上で今後調査・研究する必要があると思いますが、見解を伺います。

○議長（岡本公秀君）

原田部長。

○総務財政部長（原田和伸君登壇）

職員の働き方につきましては、全国的には労働時間を維持しながら、週休3日とか民間企業では週休4日ということも見られたりもしますが、そういった日自体を改革していつている自治体もございます。

今後は時代に応じて変化していくとも考えられますので、先ほど寝屋川市をご紹介いただきましたが、職員が働きやすい職場環境になるよう様々な労働時間制度の導入につきまして検証してまいりたいと考えておりますし、これは先ほど冒頭にご紹介いただきました人材確保といったことにもつながってまいるといふふうに考えております。

○議長（岡本公秀君）

豊田議員。

○10番（豊田恵理君登壇）

これで質問は終わらせていただきますけれども、職員のワーク・ライフ・バランスの実現で、より快適な職場環境をつくっていく上でも時間の使い方というのは大事な要素になると思いますので、研究も一層進めていただきたいと思います。

以上で質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（岡本公秀君）

10番 豊田恵理議員の質問は終わりました。

会議の途中ですが、午後1時まで休憩いたします。

（午前11時44分 休憩）

（午後 1時00分 再開）

○議長（岡本公秀君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、1番 古田吉昭議員。

○1番（古田吉昭君登壇）

それでは、通告に従い一般質問をさせていただきます。

初めに、道路排水施設についてですが、2024年9月に発生した台風10号により、椿世町、亀田町、川合町などで道路冠水がありましたけれども、原因は排水の詰まりと聞きました。この地域も梅雨に入りましたし、台風ももう発生しております。今、大雨が降っても大丈夫なのか、冠水は起きないのか、あの台風10号以降の対応について聞かせてください。

○議長（岡本公秀君）

1番 古田吉昭議員の質問に対する答弁を求めます。

高桐建設部長。

○建設部長（高桐美智代君登壇）

昨年に発生した台風10号により冠水した市道につきましては、台風による大雨の影響で側溝や集水ますに土砂や落ち葉等が短期間に大量に流れ込み、詰まりが発生したことにより道路の冠水が発生いたしました。

発生した道路冠水につきましては、建設部所属の道路補修作業員や年間を通じて契約している修繕工事業者により速やかに側溝の詰まりの除去を行い、冠水の解消に努めたところでございます。

また、その後、一部の冠水箇所につきましては、雨水を速やかに側溝へ流入させるためにコンクリート蓋からグレーチング蓋に変更するなどの対策を行ったところであり、現状につきましては支障なく排水機能は保たれているところでございます。

○議長（岡本公秀君）

古田議員。

○1番（古田吉昭君登壇）

冠水、水浸しになって詰まりによってあふれてしまったということで、原因の土や落ち葉とごみは除去してもらったということで改善されているということで確認しました。

とはいえ、台風から時間はたっていますし、さらに土や落葉樹の落ち葉が道路排水に流れ込んで、堆積した土や落ち葉に種が落ちるんでしょうけれども、雑草が生えている箇所もあります。

しっかり除去清掃をしてもらっているとは思いますが、雨が降るたびに道路排水にはごみや土が流れ込みます。それがたまってまた詰まりを起こすときもあると思いますが、ふだんどのように道路排水の点検整備を行っているのかについて答弁をお願いします。

○議長（岡本公秀君）

高桐部長。

○建設部長（高桐美智代君登壇）

市道の側溝の点検につきましては、建設部所属の道路補修作業員で定期的に道路パトロールを行う中で側溝の点検を実施しており、それ以外の職員においても随時側溝の点検を行っているところでございます。蓋が設置されていない側溝内の落ち葉や土砂等の堆積物は道路パトロールで容易に発見することができるため、その都度清掃等の対応を行っているところでございます。

一方、蓋が設置されている側溝や集水ます等の堆積物につきましては、道路パトロールでの発見が困難であり、実際には市民からの通報による現場把握が主なものとなっているところでござい

す。

このようなことから、側溝清掃が必要な場合には、蓋が設置されておらず小規模なものにつきましては道路補修作業員により清掃を行っており、蓋が設置されている側溝や集水ますの堆積物の除去が必要な場合には、年間を通じて排水管等清掃委託契約で排水の清掃を行っているところでございます。

○議長（岡本公秀君）

古田議員。

○1番（古田吉昭君登壇）

一遍あふれたものですから、ふだんから点検を行ってもらい、梅雨や台風での大雨にも備えてもらっているということを理解しました。

道路排水の詰まりから来る冠水以外にも備えなければならない場所として、鉄道や道路の下をくぐるアンダーパスがあると思います。アンダーパスについての大雨に対する対策はどのように行ってもらっているのかを聞かせてください。

○議長（岡本公秀君）

高桐部長。

○建設部長（高桐美智代君登壇）

市内におきまして鉄道やほかの道路と交差し、周辺より低くなっている道路であるアンダーパスは、市道、県道合わせて5か所ございます。そのうち、大雨時に冠水し、車が水没するなどの事故につながる可能性が想定されている箇所として、市道朝明山線JR関西本線アンダーパス、県道津関線JR関西本線アンダーパス、県道鈴鹿芸濃線JR紀勢線アンダーパスの計3か所でございます。

冠水が想定される3か所のアンダーパスの対策としては、冠水危険水位時に稼働する排水ポンプの設置、情報板による注意喚起などがございます。この排水ポンプにつきましては、点検業者により動作確認や警報の発報等の定期点検を行っていると同時に、台風の接近が予想される際にも職員により排水ポンプの試運転を行い、大雨に備えているところでございます。

○議長（岡本公秀君）

古田議員。

○1番（古田吉昭君登壇）

アンダーパスの排水には冠水対策にポンプが設置されているということですが、そもそもこの設置されているポンプはどのように作動するのか、水がたまってくれば自分で吸いに行くのか、どういったシステムになっているのかについて答弁をお願いします。

○議長（岡本公秀君）

高桐部長。

○建設部長（高桐美智代君登壇）

アンダーパス内の排水ピット内に設置されたフロート4個により、それぞれ一定の水位となった時点で、まずは2台のポンプが自動で相互に稼働し、その後、ポンプの排水量より雨水の流入量が多くなった場合、相互運転から並列運転に切り替わり排水を行います。

さらに、2台並列運転となっても水位が上昇し、異常高水位に達した場合には、自動的に道路冠水表示等が点灯して道路利用者に注意を促します。

また、同時にN T T回線を利用した異常通報システムにより、市に電話通報が入るようになっております。

○議長（岡本公秀君）

古田議員。

○1番（古田吉昭君登壇）

大雨が降って水位が上がってくると自動的にポンプが作動して4台のポンプのうちでまず2台が作動して排水をして、それでも水位が上がってくるときは4台ともに作動するということですね。

さらに、それでも水位が上がってくる場合は危険表示灯が作動して危険を知らせるとともに、異常通報が市に報告されると。そんなシステムになっておるとは知りませんでした。異常通報が市に即座に報告されても、水位が上がってきておる、自動で運転しているとは思いますが、水位が上がって進入できない場合は通行止めをかけなあかんと思います。

現場ではどんな判断で、どんなタイミングで通行止めをかけるのかについて答弁をお願いします。

○議長（岡本公秀君）

高桐部長。

○建設部長（高桐美智代君登壇）

異常通報システムにより通報を受けた後に職員で現場の確認を行い、通行に危険があると判断した場合は、バリケードを設置して車両等を進入できないよう物理的に封鎖をいたします。

また、大雨に備え、事前に予防措置として通行止めを行う場合もございます。

通行止め情報については、市ホームページへの掲載、災害対策本部からの安心めーる等で市民への周知に努めております。

○議長（岡本公秀君）

古田議員。

○1番（古田吉昭君登壇）

アンダーパスに進入できない、通行止めのタイミングが遅れば事故にもつながりますし、そこがアンダーパスになっているとか近くの人、亀山市に住んでいる人は知っているとは思いますが、知らない人は分からずに突っ込んでいくこともあると思います。

アンダーパスを含めて台風10号のときに道路排水の冠水も併せて、この先どのように道路冠水の対策を取っていくのかについて聞かせてください。

○議長（岡本公秀君）

高桐部長。

○建設部長（高桐美智代君登壇）

平常時の排水施設の管理につきましては、道路パトロールや市民の方々からの通報により点検及び清掃等を実施しており、必要に応じて年間契約している修繕工事業者や排水管等清掃委託業者で対応を行っているところでございます。

そのような中、台風などで大雨が予想される場合につきましては、事前に過去に冠水をした箇所や冠水のおそれがある箇所を中心にパトロールをし、側溝や排水ます内の堆積物の除去や修繕を行うことにより予防的な冠水対策を進めてまいります。

○議長（岡本公秀君）

古田議員。

○1番（古田吉昭君登壇）

ありがとうございます。

今の車はコンピューター制御で、コンピューターの部分が水につかっとうとすぐに止まってしまいます。昔の機械式の車はラジエーターファンが水をかき上げながらも進んでいくのを見たことがありますけれども、今の車はそうはいかないと思います。電気系統が動かないと窓も開きませんし、ドアの半分ぐらいまで水没するとドアは開きません。僕も安楽川で軽バスを沈めたことがありますので、これは確かなんで。このときは窓は手動式だったんで、窓から出て重機ですぐ引張ったんで最小限に被害は済みました。

冠水している場所に無理やり入って止まってしまうと事故の連鎖も起こってしまう可能性があるんで、これからの大雨に備えた冠水対策をお願いして次の質問に移ります。

次に、通学路の安全確保についてですが、市内各地の通学路に子どもたちが安全に通学ができるよう、現在してもらっている取組を聞かせてください。

○議長（岡本公秀君）

大平教育部長。

○教育部長（大平 守君登壇）

市内の小・中学校の通学路の安全確保でございますけれども、こちらは亀山市通学路交通安全プログラムに基づきまして、道路管理者でありますとか亀山警察署など関係機関と連携をいたしまして児童・生徒の安全確保に努めているところでございます。具体的には、例年、各小・中学校PTAと関連の自治会からの数十件に及びます改善要望につきまして、関係機関との合同点検にて現状把握をいたしまして、改善内容、改善手法について検討することといたしております。

その検討結果につきましては年内に回答するようにしておりますが、各関係機関に予算確保なんかもしていただきながら当該年度で対応可能なものは対応していただいている。そういった中で、基本的には次年度以降に順次改善を行っているところでございます。

一方、全ての改善要望がハード面のようなもので対応できるものではございませんので、対応できないと判断される案件につきましては、見守り活動、それから該当箇所に関する注意喚起などをお願いしているところでございます。

○議長（岡本公秀君）

古田議員。

○1番（古田吉昭君登壇）

通学路を車で走っていると、路肩や歩道に草がしっかりとした高さで生い茂っておるところもあります。道が狭い場所では子どもは草をよけますし、その後ろから来た自転車の子どもはさらによけますので、車道側にはみ出して危ないというか危険があると思いますけれども、通学路の歩道や路肩に生えている草木は、どのように刈ってもらったり対処してもらっているかについて答弁をお願いします。

○議長（岡本公秀君）

大平部長。

○教育部長（大平 守君登壇）

歩道の草刈りにつきましましては、通学路改善要望に関わらず道路管理者のほうで年に一、二回程度の業務委託にて、また市の作業員による直営作業にて対応を行っていただいておりますとともに、地域の自治会などによりまして実施いただく場合もあると伺っております。その中で通学路改善要望としていただく場合もございまして、改善に併せて草刈りを実施するなど対応を行っているところでございます。

○議長（岡本公秀君）

古田議員。

○1番（古田吉昭君登壇）

この時期は草を刈ってもすぐ元に戻ってしまうので、点検や危険な箇所については引き続き草刈りもお願いしたいと思います。

ほかにも長年そのままになっているブロック塀、結構昔のは高いですし、もう経年劣化もして危険です。鉄筋やくいが飛び出ているぐらいのものであれば自分のワイヤカッターや切断機を持って行って処理したこともあるんですが、劣化したブロック塀については、その民家の持ち物というか、その人の持ち物なんで手が出せんときもあります。倒壊のおそれのあるブロック塀等については、どのように対応しているかについて聞かせてください。

○議長（岡本公秀君）

大平部長。

○教育部長（大平 守君登壇）

倒壊のおそれのある危険なブロック塀、通学路にかかるそういったブロック塀についてでございますけれども、平成30年度ですが、市の建設部と合同点検を実施しておりまして、状況をそのときに把握したというところなんです。その後、市の撤去支援事業でありますとか啓発によりまして撤去いただいた箇所もございまして、状況に変化のない箇所もあるのも事実でございます。

基本的には、ブロック塀は民有地に設置されておりまして、市のほうでの対応はちょっと難しいといった部分もございまして、児童・生徒への危険箇所の周知の徹底や安全指導等、こういった徹底を図っておるところでございます。

○議長（岡本公秀君）

古田議員。

○1番（古田吉昭君登壇）

前にニュースでも、経年劣化したブロックが子どもを挟んで事故が起きるといったこともありますので、今後も危険な箇所については点検や安全指導もお願いしたいと思います。

次に、国道306号線を横断する通学路についてですが、国道を横断する場所には信号があり、今おっしゃっていただいた見守りもしてもらっていますけれども、朝の通勤時間で皆さん慌てていることもあると思います。うちの前の栄町公民館前の信号ではスピードも乗っていて、信号が変わってもなかなか止まってくれないという話を聞きました。306号線を横断するときの安全確保をどのように行っているかについて聞かせてください。

○議長（岡本公秀君）

大平部長。

○教育部長（大平 守君登壇）

議員ご指摘いただいた箇所、栄町公民館前の横断歩道、306のところでございますけれども、この箇所につきましては、現在、亀山東小学校、それから亀山中学校において通学路として指定されております。信号及び横断歩道が設置されている交差点でございますけれども、現段階においていずれの学校のほうからも、今のところ通学路改善要望はいただいているところがございます。

一方、亀山東小学校においては、定期的にPTA旗当番の方でありますとか地域ボランティアの方々に、今これをご紹介いただきました見守り活動を実施いただいております、そこに加えて教職員の登下校指導により安全確保に現在努めているところでございます。

○議長（岡本公秀君）

古田議員。

○1番（古田吉昭君登壇）

今まで危険じゃないと思っておった場所が年月がたつにつれて危険になる、そういった場所は増えてくると思います。通学路の安全確保について、今後どのように対策していくのかについて聞かせてください。

○議長（岡本公秀君）

大平部長。

○教育部長（大平 守君登壇）

今後の対策ということでございますが、少し繰り返しとなりますけれども、市内小・中学校の通学路につきましては、各学校からの要望に基づきまして亀山市通学路交通安全プログラムにおいて児童・生徒の安全確保を図っております、今後もこの取組を継続してまいりたいというふうに考えております。その中で、PTAなどからの要望時期の精査や効果的な合同点検の実施に係る検討等を行ってまいりたいと考えております。

昨年度もこの交通安全プログラムの改定を行いまして、より円滑に通学路の改善が進むよう努めたところでございます。

○議長（岡本公秀君）

古田議員。

○1番（古田吉昭君登壇）

ありがとうございます。

通学路については、ほかにも街路樹が腐って倒壊したり倒れたり、見通しが悪いのに狭い歩道や舗装をしていない砂利道、車がどんどん増えて交通状況も日々変化し続けていますので、引き続き安全な通学路の確保をお願いして次の質問に移ります。

次に、熱中症対策についてですが、この先どんどん気温が上がり熱中症のリスクも上がっていきます。まずは市内の運動施設において、給水設備の状況、熱中症対策をどのように行っているのかについて答弁をお願いします。

○議長（岡本公秀君）

林健康福祉部長。

○健康福祉部長（林 秀臣君登壇）

運動施設におきまして、給水は運動を進めていただく中でも、暑い中非常に大切なことだと思っております。そうした活動中に水分補給がしやすいというようになるように、運動施設の指定管理

者が各施設に飲料水の自動販売機を設置していただいております。具体的な台数で申し上げますと、西野公園におきましては体育館内に3台、玄関のところに1台、野球場にも1台の計5台の自動販売機がございます。東野公園におきましては体育館の中に3台、関B&G海洋センターにつきましては館内に3台と多目的グラウンドのほうに1台の自動販売機がございます。これらのほかにも公園内にもそういった設備がございます。

このほか西野公園及び東野公園体育館におきましては、それぞれウオータークーラーを設置しております。そちらのほうのご利用もいただけるということがございます。

さらに、体育館の施設の中には、蓋のついているペットボトルでありますとか水筒を持ち込んでいただくことは可能というふうにさせていただいております。水分補給がしやすいような環境に努めておるところでございます。

これらの水分補給に関することのほかにも、西野公園及び東野公園体育館につきましては災害の避難所施設であるということもありまして冷房設備を設置しておりますので、そういったものを利用いただいたり、それぞれ工場扇、大きな扇風機になりますけれども、そういったものも設置をさせていただいております。おおむね6月から9月の中頃までの間には、玄関前にミストシャワーを設置するなど暑気払いのような対策も取らせていただいております。

こうした設備面のほか、運用面におきましても各施設に気温や湿度、熱中症警戒レベルを確認できるような測定器を設置しております。7月、8月の間には午前9時と午後1時にそれぞれWBGT値の測定結果と気温の測定結果を掲示させていただきまして、熱中症予防のために利用者に関する事故防止に向けた注意喚起も併せて行っているというところがございます。

こうした施設の面と運用の面、両面の対策で熱中症予防に努めているというところがございます。

○議長（岡本公秀君）

古田議員。

○1番（古田吉昭君登壇）

次に、市内の小・中学校でも体育の授業やクラブ活動もあると思います。

同じく給水設備の状況、熱中症対策を聞かせてください。

○議長（岡本公秀君）

大平教育部長。

○教育部長（大平 守君登壇）

市内小・中学校のまず機器の設置状況ということでご説明させていただきますと、市内小・中学校にウオータークーラーを設置させていただいておりますが、こちらは全ての中学校に生徒が自由に飲めるように設置をさせていただいております。水分補給がしやすい環境というふうになっております。

このほか幾つかの学校におきましては、保健室に来室する児童・生徒が利用できるようにウオーターサーバーを設置しております。そうした取組によって熱中症による健康被害の防止に努めているところがございます。

また一方、小・中学校において学校生活の中では、活動場所や活動時間ごとに暑さ指数（WBGT）でございますけれども、こちらを測定しております。主に体育の授業を行う体育館や運動場について授業開始前に計測を行っております。

さらに、各校においては暑さ指数に応じた運動や各種行事の判断基準や判断者、これは学校長でございます。こういったものを設置しており、それに基づく活動を行っているところでございます。

統一事項といたしまして、活動場所の暑さ指数が31以上の場合は運動を中止、また暑さ指数が28以上31未満の場合は激しい運動や体温が上昇しやすい運動を避け、必要に応じて運動を中止するというふうにしてございます。

児童・生徒に対しましては、熱中症の防止のために、喉が渇く前に小まめに水分を補給し休憩すること、帽子を着用するなどして日差しを遮ることや通気性のよい服を着用すること、そして体調に変化を感じたときはすぐに教職員に伝えることなどを発達段階に応じて指導いたしております。

○議長（岡本公秀君）

古田議員。

○1番（古田吉昭君登壇）

運動施設や学校で熱中症対策としてすぐに水分補給できるなどの対策、運動中止等の安全対策をしてもらっているということを確認しました。

令和6年度5月から9月の全国における熱中症による緊急搬送人員は、過去最高となって9万7,578人で、令和5年度から6,111人増えているそうです。運動時以外にも自宅、職場での熱中症発症もあり、この6月から職場での熱中症対策の義務化がされました。厚生労働省からは、60歳以上の労働者がいる中小企業に対してスポットクーラーや空調服、扇風機のついた服、設備や機器の導入の一部を補助するエイジフレンドリー補助金という取組があります。

亀山市においても独自の補助金制度や支援はあるのかどうかについて聞かせてください。

○議長（岡本公秀君）

林部長。

○健康福祉部長（林 秀臣君登壇）

先ほど議員にご紹介いただきましたとおり、近年の熱中症患者の増加が続く中、令和7年6月1日から改正労働安全衛生規則が施行されましたことから、事業者に対する熱中症対策の義務づけが行われております。そうしたことから、先ほどもご紹介いただきましたように、国のほうで事業者に対するいろいろな支援制度が創設をされております。

そうしたこと、今の制度につきましては、先ほど議員おっしゃっていただきましたエイジフレンドリー補助金につきましては厚生労働省が所管しておりまして、60歳以上の労働者を雇用する中小企業を対象とした補助ということで、上限100万円に対しまして補助率2分の1の補助が出るというような形になっております。そのほかにも業務改善助成金などで最大600万円で補助率10分の9などというような補助金なども事業者向けの補助として創設をされております。

こうした補助制度が事業者向けで比較的手厚い制度とというふうになっておりますこともございますので、現時点で市のほうで独自の補助制度というものは検討はしていないところでございます。

○議長（岡本公秀君）

古田議員。

○1番（古田吉昭君登壇）

今のところ市としての補助金は、支援はないということですが、国の制度、結構手厚いものもずらっと並んでおりましたので、ぜひとも活用していただきたいと思います。

これから高温多湿な気候が続きます。熱中症発症が多くなる夏場に向けて、迎えるに当たって、市としての今後の取組、対策を聞かせてください。

○議長（岡本公秀君）

林部長。

○健康福祉部長（林 秀臣君登壇）

市におきまして熱中症に対する取組でございますけれども、まず市としましては市民への注意喚起や意識啓発を中心に行っておるところでございます。具体的には、年間を通じまして市ホームページにおきまして熱中症に関するページを掲載させていただいておりますこととありますとか、こういった暑い時期が近づいてくる時期ということで、毎年度6月1日号の広報におきまして、熱中症予防やその対応に関する啓発記事を掲載させていただいております。

また、毎年4月の第4水曜日から10月の第4水曜日までの期間中におきましては、熱中症特別警戒アラートが発表された場合に暑さから避難して涼んでいただくことができるように、市役所本庁やあいあいなどの公共施設6か所と、亀山エコーやマックスバリュ亀山みずほ台店など、民間施設2か所の計8か所をクーリングシェルターに指定させていただいております。こうした取組を中心に、引き続き関係部署とも連携を図りながら熱中症予防の対策の周知啓発等に努めてまいりたいと存じます。

○議長（岡本公秀君）

古田議員。

○1番（古田吉昭君登壇）

ありがとうございます。

熱中症で搬送される場所で一番多いのは、自宅とか自分のところの敷地らしいです。暑くなってきておるのにクーラーをかけずに、いつの間にか脱水症状になっておったり、外の草むしりや草刈り、畑作業も危険だと思います。特に一人のときは発見が遅くなる場合があって、やっぱり危険です。しっかりと水分補給をしてもらって、対策をして熱中症予防をお願いします。

次に、防犯対策についてです。

まずは空き巣、うちの近くでも空き巣被害があったんですけれども、被害の現在の状況を聞かせてください。

○議長（岡本公秀君）

木田危機管理監。

○危機管理監（木田博人君登壇）

空き巣被害の現状でございます。

空き巣とは、住民が不在の家屋に侵入し、金品を窃盗する犯罪のことでございます。家の人と接触することなく財産を盗み出す手口でございますが、市内における空き巣の被害の件数は、令和3年は1件、令和4年は5件、令和5年は5件、令和6年は3件でございます。令和7年に入りましてから、1月から4月末までの空き巣の件数は3件でございます。

なお、三重県全体で見ますと令和4年は203件、令和5年は211件、令和6年中は219件と増加傾向にあるところでございます。

空き巣の手口は、最近ではインターネット上の地図アプリケーション、例えばグーグルマップの

ストリートビューのことでございますが、などを悪用して、効率的に空き家や留守宅と思われる建物を探索し、居住者が不在であることや管理が不十分であることを見極めて金品目当ての犯行に及ぶとされておられます。

増加の背景については、コロナ禍明けで外出が増えたことや、物価高騰による経済状況の悪化などが一因と考えられます。

○議長（岡本公秀君）

古田議員。

○1番（古田吉昭君登壇）

今も手口も言ってもらったんですけども、玄関やポストに分かりにくいところにシールや書き込みをして、在宅、外出の時間の情報を共有して犯行に、空き巣に入ったり、説明にもあった地図アプリを使ったり、ほかにもGPSタグというのがありまして、スマホで確認、どこに行ったか動いておるか確認できるんですけども、それを車に取り付けられてしもうて留守のときを狙うといった手口もあるそうです。

その増加傾向にある空き巣被害への今後の対策について聞かせてください。

○議長（岡本公秀君）

木田管理監。

○危機管理監（木田博人君登壇）

空き巣被害への対策につきましては、亀山警察署と連携し、広報紙やヤフー防災、かめやま・安心めーる、市公式LINEなどを活用して注意喚起を行うとともに、最新の被害情報や空き巣の手口、並びに扉の二重鍵とか防犯ガラス、センサーライト、防犯カメラの設置といった、こういった個人の防犯対策について、亀山市地区防犯協会などが行う防犯教室などで様々な機会を通して周知してまいりたいと、そのように考えております。

○議長（岡本公秀君）

古田議員。

○1番（古田吉昭君登壇）

空き巣の被害は空き家を狙うことも多くなっているようで、2023年の調査なんですけれども、三重県は空き家侵入被害が全国4位、2023年時点で全国4位となっていました。まずは空き家と思わせないためにもセンサーライトの取付けなど、工夫や対策をお願いしたいところです。防犯カメラやセンサーライトを取り付けて、空き家と思わせない対策を取ってもらいたいと思います。

次に特殊詐欺被害についてですが、警察を装ったカード詐欺やロマンス詐欺、ロマンス詐欺からの投資詐欺、様々な形態があると思うんですが、そういった特殊詐欺でも被害状況を聞かせてください。

○議長（岡本公秀君）

木田管理監。

○危機管理監（木田博人君登壇）

特殊詐欺被害の現状でございます。

特殊詐欺とは、オレオレ詐欺や架空料金請求詐欺など、犯人が電話やはがき、メールなどを使っ

て被害者をだまし、現金や預金などをだまし取る犯罪でございます。市内における特殊詐欺の被害ですが、令和5年は19件、被害額1,120万円、令和6年には12件、被害額が約5,690万円でございます。前年から7件減少しておりますが、被害額は約4,570万円増加しているところでございます。

また、令和7年に入りまして、1月から4月末までの件数につきましては3件で、被害総額1,094万円でございます。主な手口としましては、キャッシュカード詐欺、オレオレ詐欺、架空料金詐欺などが多いという形になっております。

なお、三重県全体で見ますと令和4年中は142件で、被害総額約3億7,630万円、令和5年中は274件、被害総額約7億760万円、令和6年中は367件、被害総額は約11億9,870万円と増加傾向にあるところでございます。

○議長（岡本公秀君）

古田議員。

○1番（古田吉昭君登壇）

県内、市内でも増加傾向にあるということで、かなりの被害金額となっておりますけれども、この特殊詐欺に対する今後の対策についても聞かせてください。

○議長（岡本公秀君）

木田管理監。

○危機管理監（木田博人君登壇）

特殊詐欺被害への対策につきましては、特に被害に遭われやすい高齢者の方を対象としまして、いろいろ多様化する特殊詐欺の手口や対策について理解を深めていただくと、そういう形で、不審な電話やメールなどがあつた際には一人で判断せずに、直ちに亀山警察署、または鈴鹿亀山消費生活センターへ相談するよう周知するなど、様々な防犯関係団体と連携を取って啓発活動を推進してまいりたいと考えております。

○議長（岡本公秀君）

古田議員。

○1番（古田吉昭君登壇）

ありがとうございます。

空き巣についても特殊詐欺についても結局は自分が気をつけなあかんことなんですけれども、大事にしていたものや、せっかくだめたお金を奪われるのは、これはもうつまらんもんですので、その上、犯人側もいろんなことを新たに考えてだまそうとしてきます。おかしいと思ったら一人で何とかしようとせず、今おっしゃったとおり警察や周りの人に相談して被害を未然に防いでもらいたいと思います。

これで私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（岡本公秀君）

1番 古田吉昭議員の質問は終わりました。

以上で本日本日予定をしておりました通告による質問は終わりました。

これより一般質問に対する関連質問ですが、通告はありませんので関連質問を終わります。

これにて、日程第1に掲げた市政に関する一般質問を終結します。

以上で本日の日程は終了いたしました。

次にお諮りします。

明日14日から22日までの9日間は、各常任委員会における付託議案の審査のため休会したいと思えます。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（岡本公秀君）

ご異議なしと認めます。

明日14日から22日までの9日間は休会することに決定いたしました。

休会明けの23日は午前10時から会議を開き、付託議案の審議を行います。

本日はこれにて散会します。

(午後 1時44分 散会)

令和 7 年 6 月 2 3 日

亀山市議会定例会会議録（第 6 号）

●議事日程（第6号）

令和7年6月23日（月）午前10時 開議

- 第 1 議案第44号 亀山市税条例の一部改正について
- 第 2 議案第45号 亀山市都市計画税条例の一部改正について
- 第 3 議案第46号 亀山市福祉医療費の助成に関する条例の一部改正について
- 第 4 議案第47号 亀山市国民健康保険条例の一部改正について
- 第 5 議案第48号 亀山市水道事業布設工事監督者の資格等を定める条例の一部改正について
- 第 6 議案第50号 令和7年度亀山市一般会計補正予算（第2号）について
- 第 7 議案第51号 財産の取得について
- 第 8 議案第52号 市道路線の認定について
- 第 9 議案第53号 市道路線の認定について
- 第 10 議案第54号 市道路線の認定について
- 第 11 議案第55号 市道路線の変更について
- 第 12 議案第56号 専決処分した事件の承認について
- 第 13 議案第57号 亀山市委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について
- 第 14 議案第58号 財産の取得について
- 第 15 議案第59号 亀山市教育委員会教育長の任命同意について
- 第 16 委員会提出議案第3号 県道亀山城跡線の亀山駅前交差点における信号機及び横断歩道の撤去の撤回を求める意見書の提出について
- 第 17 議員提出議案第 1号 地方消費者行政に対する恒久的な財源確保等を求める意見書の提出について

●本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

●出席議員（16名）

1番	古田吉昭君	2番	櫻木善仁君
3番	深水隆司君	4番	草川卓也君
5番	中島雅代君	6番	森英之君
7番	今岡翔平君	8番	高島真君
9番	新秀隆君	10番	豊田恵理君
12番	森美和子君	13番	鈴木達夫君
14番	岡本公秀君	15番	伊藤彦太郎君
16番	服部孝規君	18番	櫻井清蔵君

●欠席議員（1名）

11番 福 沢 美由紀 君

●会議に出席した説明員職氏名

市 長	櫻 井 義 之 君	副 市 長	山 本 伸 治 君
理 事	亀 淵 輝 男 君	政 策 部 長	笠 井 武 洋 君
総務財政部長	原 田 和 伸 君	総務財政部参事	佐 藤 康 二 君
市民文化部長	小 林 恵 太 君	市民文化部次長兼 関 支 所 長	北 川 明 美 君
市民文化部参事	関 戸 繁 人 君	健康福祉部長	林 秀 臣 君
子ども未来部長	高 宮 綾 子 君	産業環境部長	富 田 真左哉 君
産業環境部参事	村 田 博 君	建 設 部 長	高 桐 美智代 君
上下水道部長	松 永 政 司 君	危 機 管 理 監	木 田 博 人 君
会 計 管 理 者	原 正 一 君	消 防 長	豊 田 達 也 君
消 防 部 長	豊 田 賢 治 君	消 防 署 長	倉 田 利 彦 君
地域医療統括官	谷 川 健 次 君	地 域 医 療 部 長	小 森 達 也 君
教 育 長	中 原 博 君	教 育 部 長	大 平 守 君
代表監査委員	上 田 寿 男 君	監査委員事務局長	高 嶋 美 季 君
選挙管理委員会 事 務 局 長	落 合 巧 君		

●事務局職員

議 会 事 務 局 長	大 泉 明 彦	議 事 調 査 課 長	新 山 さおり
書 記	山 北 康 仁		

●会議の次第

（午前10時00分 開議）

○議長（岡本公秀君）

おはようございます。

ただいまから本日の会議を開きます。

本日の議事につきましては、会議システムに保存してあります議事日程第6号により取り進めます。

それでは、去る10日の本会議におきまして、所管の各常任委員会にその審査を付託しました日程第1、議案第44号から日程第12、議案第56号までの12件を一括議題といたします。

各常任委員会委員長から委員会における審査の過程と結果について報告を求めます。

総務委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果、下記のとおり決定したので、亀山市議会会議規則第104条の規定により報告します。

記

議案第44号	亀山市税条例の一部改正について	原案可決
議案第45号	亀山市都市計画税条例の一部改正について	原案可決
議案第51号	財産の取得について	原案可決

令和7年6月18日

総務委員会委員長 今岡翔平

亀山市議会議長 岡本公秀様

教育民生委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果、下記のとおり決定したので、亀山市議会会議規則第104条の規定により報告します。

記

議案第46号	亀山市福祉医療費の助成に関する条例の一部改正について	原案可決
議案第47号	亀山市国民健康保険条例の一部改正について	原案可決
議案第56号	専決処分した事件の承認について	承認

令和7年6月17日

教育民生委員会委員長 鈴木達夫

亀山市議会議長 岡本公秀様

産業建設委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果、下記のとおり決定したので、亀山市議会会議規則第104条の規定により報告します。

記

議案第48号	亀山市水道事業布設工事監督者の資格等を定める条例の一部改正について	原案可決
議案第52号	市道路線の認定について	原案可決
議案第53号	市道路線の認定について	原案可決
議案第54号	市道路線の認定について	原案可決
議案第55号	市道路線の変更について	原案可決

令和7年6月16日

産業建設委員会委員長 草川卓也

亀山市議会議長 岡本公秀様

予算決算委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果、下記のとおり決定したので、亀山市議会会議規則第104条の規定により報告します。

記

議案第50号	令和7年度亀山市一般会計補正予算（第2号）について	原案可決
--------	---------------------------	------

令和7年6月20日

予算決算委員会委員長 森 美和子

亀山市議会議長 岡本公秀様

○議長（岡本公秀君）

初めに、今岡翔平総務委員会委員長。

○7番（今岡翔平君登壇）

ただいまから総務委員会における審査の経過並びに結果について報告いたします。

去る10日の本会議で当委員会に付託のありました議案の審査に当たるため、18日に委員会を開催いたしました。

まず、担当部長から説明を受けた後、質疑に入り、審査を行いました。

初めに、議案第44号亀山市税条例の一部改正については、地方税法等の一部が改正されたことに伴い、所要の改正を行うものです。

審査の過程では、所得税控除の引上げなどによる市税収入への影響に関する質疑があり、これについては、特定親族特別控除について、本年度の市民税の当初課税で試算をすると約463万円の減収となるが、個人市民税が増えることが予想されるため、市税収入への影響はそれほどないと考えているとの答弁でありました。

次に、改正後の公示送達の方法に関する質疑があり、これについては、市のホームページで閲覧を可能とし、庁内設置のパソコンによる閲覧など、現在検討しているとの答弁でありました。

以上のような議論を経て、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決することに決定しました。

次に、議案第45号亀山市都市計画税条例の一部改正については、地方税法の一部が改正されたことに伴い、所要の改正を行うものです。

審査の過程では、質疑はなく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決することに決定しました。

次に、議案第51号財産の取得については、平成27年に取得した高規格救急自動車を更新することで、消防力の維持を図るため、高規格救急自動車の取得について、令和7年5月14日付で仮契約したため、議会の議決を求めるものです。

審査の過程では、起債の内容に関する質疑があり、これについては、充当率100%、交付税措置率70%の緊急防災・減災事業債を活用するものであるとの答弁でありました。

以上のような議論を経て、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決することに決定しました。

以上、総務委員会の審査報告といたします。

○議長（岡本公秀君）

次に、鈴木達夫教育民生委員会委員長。

○13番（鈴木達夫君登壇）

おはようございます。

ただいまから、教育民生委員会における審査の経過並びに結果について報告いたします。

去る10日の本会議で当委員会に付託のありました議案の審査に当たるため、17日に委員会を開催いたしました。

まず、担当部長から説明を受けた後、質疑に入り、審査を行いました。

初めに、議案第46号亀山市福祉医療費の助成に関する条例の一部改正については、福祉医療費受給資格証の交付を受けた助成対象者が保険医療機関を受診し、福祉医療費の助成を受けようとする際の受給資格証の提示に係る取扱いについて見直しを行うため、所要の改正を行うものです。

審査の過程では、紙の受給資格証の取扱いに関する質疑があり、これについては、個人番号カードを取得していない方等もいるため、当面は受給資格者全員に紙の受給資格証を配付するとの答弁

でありました。

以上のような議論を経て、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決することに決定しました。

次に、議案第47号亀山市国民健康保険条例の一部改正については、令和7年5月8日に新型コロナウイルス感染症に関する傷病手当金の支払請求権が時効により消滅したことから、同日以後の傷病手当金の支給申請を行うことができなくなったため、所要の改正を行うものです。

審査の過程では、傷病手当金の支給実績と制度の周知に関する質疑があり、これについては、令和3年度から令和5年度までの実績は、24人が申請し71万3,858円を支給した。また、国民健康保険加入者への周知については、納税通知書とともにチラシを送付したとの答弁でありました。

以上のような議論を経て、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決することに決定しました。

次に、議案第56号専決処分した事件の承認については、地方税法施行令の一部が改正され、国民健康保険税の軽減判定基準が引き上げられたことから、令和7年4月1日から施行が必要な亀山市国民健康保険税条例の一部改正を令和7年3月31日付で専決処分したため、議会の承認を求めるものです。

審査の過程では、質疑はなく、採決の結果、全会一致で原案のとおり承認することに決定しました。

以上、教育民生委員会の審査報告といたします。

○議長（岡本公秀君）

次に、草川卓也産業建設委員会委員長。

○4番（草川卓也君登壇）

ただいまから、産業建設委員会における審査の経過並びに結果について報告いたします。

去る10日の本会議で当委員会に付託のありました議案の審査に当たるため、16日に委員会を開催いたしました。

まず、担当部長から説明を受けた後、質疑に入り、審査を行いました。

初めに、議案第48号亀山市水道事業布設工事監督者の資格等を定める条例の一部改正については、建設業法施行令の一部が改正されたことに伴い、所要の改正を行うものです。

審査の過程では、質疑はなく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決することに決定しました。

次に、議案第52号から議案第55号までの市道路線関係の議案4件については、開発行為により設置された新規路線である小下3号線、田村28号線及び町南1号線の市道路線の認定並びに開発行為による区域変更に伴う停車場東北支線の市道路線の変更について、議会の議決を求めるものです。

審査の前に現地確認を行い、審査の過程では、市道を認定する基準に関する質疑があり、これについては、市道認定の基準において、35メートル以内で4軒以上の利用がある場合は、市道認定しているとの答弁でありました。

以上のような議論を経て、採決の結果、いずれも全会一致で原案のとおり可決することに決定しました。

以上、産業建設委員会の審査報告といたします。

○議長（岡本公秀君）

次に、森 美和子予算決算委員会委員長。

○12番（森 美和子君登壇）

ただいまから、予算決算委員会における審査の経過並びに結果について報告いたします。

去る10日の本会議で当委員会に付託のありました議案第50号令和7年度亀山市一般会計補正予算（第2号）については、同日、当委員会を開き、分科会を設置して各分科会で審査することを決定し、17日に教育民生分科会、18日に総務分科会を開催し、それぞれ審査を行いました。そして、20日に関係部長等の出席を得て当委員会を開催し、各分科会の会長から審査の経過について報告を受けました。

各分科会会長報告に対する質疑及び討論はなく、採決の結果、議案第50号については、全会一致で原案のとおり可決することに決定しました。

以上、予算決算委員会の審査報告といたします。

○議長（岡本公秀君）

各常任委員会委員長の報告は終わりました。

これより各委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（岡本公秀君）

ないようですので、各委員長報告に対する質疑を終結いたします。

次に、議案第44号から議案第48号まで及び議案第50号から議案第56号までの12件について討論を行います。通告はありませんので、討論を終結し、議案第44号から議案第48号まで及び議案第50号から議案第56号までの12件について、一括して起立により採決を行います。採決に先立って、この際お諮りします。

起立採決の際、着席している場合は、その議案に対して反対とみなすことにいたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（岡本公秀君）

ご異議なしと認めます。

起立採決により着席している場合は反対とみなすことといたします。

それでは、議案第44号から議案第48号まで及び議案第50号から議案第56号までの12件について、一括して起立により採決を行います。

本各案についての各委員長の報告は、いずれも原案のとおり可決及び承認すべきものとしております。

本各案を各委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（岡本公秀君）

ご着席願います。

起立全員であります。

したがって、

議案第44号 亀山市税条例の一部改正について

議案第45号 亀山市都市計画税条例の一部改正について

議案第46号 亀山市福祉医療費の助成に関する条例の一部改正について

議案第47号 亀山市国民健康保険条例の一部改正について

議案第48号 亀山市水道事業布設工事監督者の資格等を定める条例の一部改正について

議案第50号 令和7年度亀山市一般会計補正予算（第2号）について

議案第51号 財産の取得について

議案第52号 市道路線の認定について

議案第53号 市道路線の認定について

議案第54号 市道路線の認定について

議案第55号 市道路線の変更について

議案第56号 専決処分した事件の承認について

は、いずれも原案のとおり可決及び承認することに決定いたしました。

次に、日程第13、議案第57号から日程第15、議案第59号までの3件を一括議題といたします。

市長に提案理由の説明を求めます。

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

おはようございます。

それでは、ただいま上程をいただきました議案につきまして、提案理由の説明を申し上げたいと存じます。

まず、議案第57号亀山市委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正についてでございますが、国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部が改正され、衆議院議員及び参議院議員の選挙における選挙長（衆議院比例代表選出議員又は参議院比例代表選出議員の選挙にあっては選挙分会長、参議院合同選挙区選挙にあっては選挙長及び選挙分会長）等の費用弁償額が引き上げられたことから、これに準じて市の選挙管理委員会において選任する選挙長等の報酬の額を引き上げるため、所要の改正を行うものでございます。

改正内容は、選挙長、投票所の投票管理者、期日前投票所の投票管理者、開票管理者、投票所の投票立会人、期日前投票所の投票立会人、開票立会人及び選挙立会人の報酬額（日額）を引き上げることといたします。

なお、施行日は公布の日とし、施行日以後に選挙期日（投票日）を公示され、または告示される選挙について適用することといたします。

次に、議案第58号財産の取得についてでございますが、平成28年に取得した校務用パソコンを更新することで、学校のICT環境整備を図るため、指導者用（校務用）端末等の取得について、令和7年6月17日付で仮契約いたしましたので、地方自治法第96条第1項第8号及び亀山市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により議会の議決を求めるものでございます。

取得の方法は指名競争入札で、取得価格は9,273万円、契約の相手方は、津市あのかつ台四丁目6番1、イー・ダブリュ・エス株式会社、代表取締役 中村里美でございます。

次に、議案第59号亀山市教育委員会教育長の任命同意についてでございますが、亀山市教育委員会教育長の中原 博氏は、令和7年8月31日をもって任期満了となりますが、引き続き同教育長として任命いたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により議会の同意を求めますのでございます。

なお、任期は令和7年9月1日から3年間でございます。

以上、議会にご提案申し上げます議案の説明といたします。

追加の提案となりましたが、何とぞよろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（岡本公秀君）

市長の提案理由の説明は終わりました。

これより議案第57号から議案第59号までの3件について、質疑を行います。

初めに申し上げます。

質疑は議題となっております事件について、その内容を明確にするため説明を求めます。したがって、自己の意見等を述べることなく、また議題の範囲を超えたり、一般質問にならないようにご注意をいただくとともに、発言は簡潔にお願いします。

通告に従い、発言を許します。

7番 今岡翔平議員。

○7番（今岡翔平君登壇）

おはようございます。

通告に従い、議案質疑をさせていただきます。

議案第59号亀山市教育委員会教育長の任命同意について質疑なんですけれども、先ほど提案理由の説明はあったんですけど、事実として引き続き任命するということだけが述べられていましたので、まずは、だから教育長を引き続き2期目もということ、任命に至った経緯についてですね。

2つ目も関連するんですけども、1期目の教育長としての実績というものをどういうふうに考えているかを含めてご答弁をお願いします。

○議長（岡本公秀君）

7番 今岡翔平議員の質疑に対する答弁を求めます。

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

今岡議員のお尋ね、2点ございましたが、まず1点目、任命した経緯についてご答弁させていただきます。

経緯であります。まだコロナ禍でありました令和4年の9月に、亀山市教育委員会教育長に中原現教育長を任命いたしました。

令和4年からこの3年間、議員もご記憶にあらうかと思いますが、本市を取り巻く環境といたしましても、国際情勢の不透明感の増大、人口減少、少子高齢社会の進展、超スマート社会への移行など、激動の流れの中にあつたところでございます。

そうしたこの3年間を中原教育長には、誰一人取り残さない、全ての子どもたちの可能性を引き

出す教育の創造と実践を、強力なリーダーシップの発揮により、力強く押し進めていただいたところでございます。

かつて女子師範学校がこの地に置かれて、教育のまちと称されて、現代もなおその精神が息づく本市におきまして、引き続きまして、これまでの教育現場、教育行政の双方での豊富な経験や知見を遺憾なく発揮をし、本市の教育をさらに前に進めていただきたいという思いを込めまして、今般、中原現教育長を、次期、令和7年の9月1日からの3年間につきましても教育長として任命いたしたく、議会の同意を求めるというものでございます。

2点目が、これまでの教育長としての実績について、どのように考えておられるのかというご質問でございました。

中原教育長がこの3年間に積み上げてこられた実績でございますけれど、子どもを取り巻く環境や家庭や学校は大きな変化の中にごさしましたけれど、主なものといたしまして、計画的な修繕や改修等に向けた学校施設等の長寿命化計画の策定や、亀山東小学校屋内運動場屋根の全面改修など、児童・生徒の学習環境の整備が1つ。

また、不登校児童・生徒への対応といたしまして、全小・中学校へ、校内ふれあい教室の設置や新図書館でのサークルルーム設置等による、その不登校への支援体制の強化、これも上げられようかと思えます。

また、民間の給食センターの活用による中学校全員喫食制給食の実現に向けた受入れ環境整備の着手、また、コロナ禍におけます学習環境の変化が求められる中、GIGAスクール構想におけるICT活用の推進、さらに「学びの場からつながる場へ」を基本理念といたしました新たな市民交流の場となります新図書館の開館など、これら3年間という期間に様々な教育政策の具現化に取り組まれてこられたと考えております。

こうした様々な取組はこれ以外にもたくさんあるかと思えますけれど、子どもたちに豊かな学びを届け、また未来を創るための力の習得の礎となり、さらには市民の皆様にも豊かな学びの場を提供し、それぞれの学びの成果による地域社会での活躍の機会の確保にもつなげられたと考えているところでございます。

このように、令和4年9月からのこの3年間におきまして、様々な教育課題の解決に尽力をされ、本市にとっては大きな成果を残されたというふうにごさしているところでございます。

○議長（岡本公秀君）

今岡議員。

○7番（今岡翔平君登壇）

全般的に実績を述べていただいたんですけども、私もコロナがあって現在までというところで、特に教育に関してポイントになる出来事だったかなと思ったのが中学校全員喫食制給食実施事業に関してだと思っておりますけれども、もう一度、ここについての教育長の実績、改めて伺えればと思います。いかがですか。

○議長（岡本公秀君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

今の実績の中で、全員喫食制の中学校給食の進め方について、教育長の進め方がどうだったかと

いうお尋ねでございますが、中学校のこの全員喫食制の給食につきましては、ご案内のとおり、事業の早期実現を図るべく、第2次亀山市総合計画後期基本計画において、具体的施策を位置づけたものでございます。このため、教育委員会におきましては、創意工夫をしつつ、様々な手法を模索しながら、慎重な検討を重ね、多くの保護者から、小学校のようなみんなが同じものが食べられる中学校給食の早期実現が求められている中での民間の給食センターを活用した整備方針を決定されました。

現在、令和8年度の実施に向けまして、着実に諸準備を進めているところでございまして、これは大きな成果の一つであったというふうに考えているところでございます。

○議長（岡本公秀君）

今岡議員。

○7番（今岡翔平君登壇）

教育長の権限という中ではなかなか難しい部分もあった事業の中で、こういった役割を果たされていたのかなということを改めて聞かせていただきました。

以上で質疑を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（岡本公秀君）

7番 今岡翔平議員の質疑は終わりました。

以上で、予定しておりました通告による質疑は終了し、議案第57号から議案第59号までの3件に対する質疑を終結いたします。

次に、ただいま議題となっております議案第57号及び議案第58号の2件については、会議システムに保存してあります付託議案一覧表のとおり、それぞれ所管する常任委員会にその審査を付託します。

付 託 議 案 一 覧 表

総務委員会

議案第57号 亀山市委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について

教育民生委員会

議案第58号 財産の取得について

○議長（岡本公秀君）

続いてお諮りします。

ただいま議題となっております議案第59号については、会議規則第36条第3項の規定により、常任委員会への付託を省略いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（岡本公秀君）

ご異議なしと認めます。

議案第59号については、常任委員会への付託を省略することに決定いたしました。

委員会開催のため、暫時休憩します。

(午前10時29分 休憩)

(午後 1時00分 再開)

○議長（岡本公秀君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

先ほど各常任委員会にその審査を付託しました議案第57号及び議案第58号の2件について、各常任委員会委員長に委員会における審査の経過と結果について報告を求めます。

総務委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果、下記のとおり決定したので、亀山市議会会議規則第104条の規定により報告します。

記

議案第57号 亀山市委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について

原案可決

令和7年6月23日

総務委員会委員長 今 岡 翔 平

亀山市議会議長 岡 本 公 秀 様

教育民生委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果、下記のとおり決定したので、亀山市議会会議規則第104条の規定により報告します。

記

議案第58号 財産の取得について

原案可決

令和7年6月23日

教育民生委員会委員長 鈴木達夫

亀山市議会議長 岡本公秀様

○議長（岡本公秀君）

初めに、今岡翔平総務委員会委員長。

○7番（今岡翔平君登壇）

ただいまから、総務委員会における審査の経過並びに結果について報告いたします。

本日の本会議で当委員会に付託のありました議案の審査に当たるため、委員会を開催いたしました。

まず、担当部長から説明を受けた後、質疑に入り、審査を行いました。

議案第57号亀山市委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正については、国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部が改正され、衆議院議員及び参議院議員の選挙における選挙長等の費用弁償額が引き上げられたことから、これに準じて市の選挙管理委員会において選任する選挙長等の報酬の額を引き上げるため、所要の改正を行うものです。

審査の過程では、今回の改正内容は、今後予定されている参議院議員通常選挙に適用されるのかとの質疑があり、これについては、選挙の執行について本日閣議決定される予定であり、7月3日に公示される見込みとなっているため、公示の日までに条例を公布し施行することで、参議院議員通常選挙に係る立会人等に対しては、改正後の報酬額を支給するものと考えているとの答弁でありました。

以上のような議論を経て、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決することに決定しました。

以上、総務委員会の審査報告といたします。

○議長（岡本公秀君）

次に、鈴木達夫教育民生委員会委員長。

○13番（鈴木達夫君登壇）

ただいまから、教育民生委員会における審査の経過並びに結果について報告いたします。

本日の本会議で当委員会に付託のありました議案の審査に当たるため、委員会を開催いたしました。

まず、担当部長から説明を受けた後、質疑に入り、審査を行いました。

議案第58号財産の取得については、平成28年に取得した校務用パソコンを更新することで、学校のICT環境整備を図るため、指導者用端末等の取得について、令和7年6月17日付で仮契約したので、議会の議決を求めるものです。

審査の過程では、落札業者の実績に関する質疑があり、これについては、落札業者は、本市での小・中学校における業務委託や備品購入で実績があり、他市でも実績が多数あるとの答弁でありま

した。

次に、入札を辞退した理由に関する質疑があり、これについては、指名した12者のうち6者が辞退となったが、人員不足やメーカーからの納品が困難である、詳細な仕様に対応できないとの理由から辞退したとの答弁でありました。

次に、購入台数に関する質疑があり、これについては、現在の使用台数より購入台数は増える予定であるとの答弁でありました。

以上のような議論を経て、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決することに決定しました。

以上、教育民生委員会の審査報告といたします。

○議長（岡本公秀君）

各常任委員会委員長の報告は終わりました。

これより各委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（岡本公秀君）

ないようですので、各委員長報告に対する質疑を終結いたします。

次に、議案第57号から議案第59号までの3件について討論を行います。通告はありませんので、討論を終結し、議案第57号から議案第59号までの3件について、起立により採決を行います。

まず、議案第57号及び議案第58号の2件について、一括して起立により採決を行います。本各案についての各委員長の報告は、いずれも原案のとおり可決すべきものとしております。本各案を各委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（岡本公秀君）

ご着席願います。

起立全員であります。

したがって、

議案第57号 亀山市委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について

議案第58号 財産の取得について

は、いずれも原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、議案第59号亀山市教育委員会教育長の任命同意について、起立により採決を行います。

本案を原案のとおり同意することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（岡本公秀君）

ご着席ください。

起立多数であります。

したがって、議案第59号亀山市教育委員会教育長の任命同意については、原案のとおり同意することに決定いたしました。

次に、日程第16、委員会提出議案第3号県道亀山城跡線の亀山駅前交差点における信号機及び

横断歩道の撤去の撤回を求める意見書の提出についてを議題といたします。

提出者に提案理由の説明を求めます。

草川卓也産業建設委員会委員長。

○4番（草川卓也君登壇）

ただいま上程をいただきました委員会提出議案第3号につきましては、産業建設委員会の委員会提出議案でございますので、委員長の私のほうから提案理由の説明をいたします。

委員会提出議案第3号県道亀山城跡線の亀山駅前交差点における信号機及び横断歩道の撤去の撤回を求める意見書の提出について、意見書の朗読をもって提案理由の説明をいたします。

県道亀山城跡線の亀山駅前交差点における信号機及び横断歩道の撤去の撤回を求める意見書。

JR亀山駅への主要アクセス地点である県道亀山城跡線の亀山駅前交差点に設置されている信号機及び横断歩道が、事前に本市への意見照会もなく、三重県公安委員会において撤去の決定がなされました。市長から議会に、この件について遺憾に思っていること、また令和7年5月14日付で「県道亀山城跡線の亀山駅前交差点における信号機撤去の撤回に関する要望」を提出したところ、令和7年6月18日に三重県警察本部長から、「信号機及び横断歩道の撤去は妥当である」との回答があったことの報告がありました。

当該交差点は、本市の玄関口である同駅へのアクセスを担う極めて重要な地点で、1日約9,000台の通行があり、特に朝夕の通勤時間帯においては右折車両も多く、交通安全の観点からも信号機及び横断歩道の必要性は高いものであります。また、同駅周辺エリアは、再整備が進められており、地域の活性化、居住人口の増加、利便性の向上等を図ることにより、将来的には交通量や歩行者及び自転車の通行量の増加が見込まれるほか、地域公共交通である路線バスの発着点として、既に多くの市民や来訪者に利用されております。よって、当該交差点は、市内各地に伸びる交通ネットワークにおいて重要な交差点であり、増加する交通需要に対して信号機による交通整理は不可欠であります。

これらのことから、本市の玄関口である同駅への主要なアクセスポイントにおける信号機及び横断歩道の撤去は、市民等の安全確保の根幹を揺るがしかねません。

また、警察庁の信号機設置の指針には「信号機の設置又は撤去の検討に当たっては、地域住民及び道路利用者の意見に十分配慮するものとする」とされているにもかかわらず、本市及び地域住民への説明が著しく不足しています。さらに、撤去決定に至る過程がずさんであり、撤去について地域住民の理解が得られているとは言えません。

よって、信号機及び横断歩道撤去に係る決定については一旦撤回した上で、改めて協議の場を設けることを強く求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

以上、委員会提出議案の提案理由の説明とさせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（岡本公秀君）

以上で提案理由の説明は終わりました。

これより委員会提出議案第3号について質疑を行います。通告はありませんので、質疑を終結いたします。

なお、委員会提出議案第3号については、会議規則第36条第2項の規定により、常任委員会への付託はしないことといたします。

次に、委員会提出議案第3号について討論を行います。通告はありませんので、討論を終結し、委員会提出議案第3号県道亀山城跡線の亀山駅前交差点における信号機及び横断歩道の撤去の撤回を求める意見書の提出について、起立により採決を行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（岡本公秀君）

ご着席願います。

起立全員であります。

したがって、委員会提出議案第3号県道亀山城跡線の亀山駅前交差点における信号機及び横断歩道の撤去の撤回を求める意見書の提出については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、日程第17、議員提出議案第1号地方消費者行政に対する恒久的な財源確保等を求める意見書の提出についてを議題といたします。

提出者に提案理由の説明を求めます。

12番 森 美和子議員。

○12番（森 美和子君登壇）

ただいま上程をいただきました議員提出議案第1号地方消費者行政に対する恒久的な財源確保等を求める意見書の提出について、意見書の朗読をもって提案理由の説明をいたします。

地方消費者行政に対する恒久的な財源確保等を求める意見書。

本市の令和6年度消費生活相談件数は、253件となっており、特に、特殊詐欺事案につながるような不審な電話、郵便、SNS等に関する相談が増えています。

こうした消費者被害を防ぐためには、相談体制の確保、消費者教育や啓発など、地方消費者行政の充実・強化が図られなければなりません。国が措置し地方消費者行政の下支えとなってきた地方消費者行政強化交付金は、令和7年度末には多くの地方公共団体で活用期間が終了するため、交付金を活用して実施してきた相談体制の維持や、啓発・消費者教育に係る事業の継続が困難となるなど、地方消費者行政の後退・縮小が懸念されます。

また、被害の防止・救済の根幹である消費生活相談においては、相談員の高齢化等による担い手不足が深刻な問題となっています。相談員の担い手を確保し、安定的に業務を継続できるよう、雇用形態や処遇等の改善が求められており、国の主導により速やかな制度設計と予算措置を行うことが必要です。

さらに、消費生活相談のデジタル化に向け、国は全国消費生活情報ネットワークシステムに代わる新たなシステムの整備を予定していますが、端末のリース費用や、セキュリティ対策の継続的な更新費用などは、地方公共団体の負担とされており、これらの経常的費用も国の責任で措置すべきです。

よって、政府におかれては、下記の措置を行うよう強く要望します。

記1. 地方公共団体の財政事情によることなく、地方消費者行政を安定的に推進するための恒久的な財源を措置すること。

2. 消費生活相談員の安定的な確保と処遇改善に係る制度設計に必要な予算措置を講じること。
3. 国が進める消費生活相談デジタル化に係る予算を国の責任で措置すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

以上、議員提出議案の提案理由の説明とさせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（岡本公秀君）

以上で、提案理由の説明は終わりました。

これより議員提出議案第1号について質疑を行います。通告はありませんので、質疑を終結いたします。

お諮りします。

議員提出議案第1号については、会議規則第36条第3項の規定により常任委員会への付託を省略したいと思っております。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（岡本公秀君）

ご異議なしと認めます。

議員提出議案第1号については、常任委員会への付託を省略することに決定いたしました。

次に、議員提出議案第1号について討論を行います。通告はありませんので、討論を終結し、議員提出議案第1号地方消費者行政に対する恒久的な財源確保等を求める意見書の提出について、起立により採決を行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（岡本公秀君）

ご着席願います。

起立全員であります。

したがって、議員提出議案第1号地方消費者行政に対する恒久的な財源確保等を求める意見書の提出については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

次にお諮りします。

以上で、今期定例会の議事を全て議了しました。

議事を閉じ、閉会いたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（岡本公秀君）

ご異議なしと認めます。

したがって、令和7年6月亀山市議会定例会は、これをもって閉会します。

（午後 1時20分 閉会）

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

令和7年6月23日

議 長 岡 本 公 秀

3 番 深 水 隆 司

1 2 番 森 美和子